整理番号 ※事務処理用		250201	
提案される医療技術名		小児特定疾患カウンセリング料	
	申請団体名	日本小児科学会	
担由土4.7万年	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	11心療内科	
		リストから選択	
	技術又は提案される医療技術に類似した E療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	小児特定疾患カウンセリング料	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分		В
	診療報酬番号	001_4	
再評価区分(複数選択可)		1-A 算定要件の見直し(適応) 1-B 算定要件の見直し(施設基準) 1-C 算定要件の見直し(回数制限) 2-A 点数の見直し(増点) 2-B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 ○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 ○ 該当する場合、リストから○を選択 ○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 199		治療の進歩により対象疾患は、主に神経発達症(発達障害)群に変化。改訂発達障害者支援法に幼児期からの早期診断と切れ目のない適切な支援 が必要と勧告されるなど慢性経過を辿る特性があり児童虐待のリスク要因である。算定期間2年を超えた小児科診療の継続を困難にしており、年 数制限撤廃など算定基準の改定により、診療が継続でき円滑な成人期移行が可能となることで、児童虐待や成人の精神疾患の減少など予後を改善 できる。	
A. A			心身症だったが、医学的治療や予防が進歩し、最近は「発達障害」、ICD-10分類でF8, F9領
再評価が必要な理由		に「発達障害」は慢性経過と辿る疾患であり、児童虐行なり、入院治療を含む成人期の精神疾患を減少させ、別が診断し、改正法で明記された治療、「切れ目のな療と2年であるため継続診療が困難。2年間の集中的治療22)18歳の年齢制限では円滑な成人期移行医療が困難	び情緒の障害等へと変化した。平成28年「改正発達障害者支援法」で定義、示されるよう 市の子どもの側のリスク要因である。早期発見および継続した治療介入が、児童虐待予防と 反社会的行動の減少につながる。乳幼児健診などで発見された対象児とその家族を小児科医 支援」)を臨床現場では2年を超えて診療を再診料のみで実施している。現行の算定期間が 後は、3年目以後は薬物療法も含め月1回の診療程度のフォローアップは必要であるが、 である。3) 算定要件に、患者を伴った場合に限り算定と限定があるが、疾患の特性上、 5場合があり、家族のみへの指導が望ましい症例も多く、同疾患を診療する外来通院精神療

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	1 2年間の年数制限を廃止する。(対象疾患である「発達障害」は、早期診断治療が必要かつ成人期まで続く慢性的障害(疾患)であり切れ目のない継続した診療が必要であるため。 (例「てんかん」など) 2 2年間の期間制限を撤廃した場合、多くの場合、集中した治療介入は初期の2年間と考えられるが、3年目以後は慢性期のフォローとなるため、月1回に限り315点の算定とする。(公認心理師が実施した場合は200点とする) 3 家族へのカウンセリングは対象外だが、家族関係が当該疾患の原因又は増悪の要因と推定される場合に限り、家族に対するカウンセリング(ペプレントトレーニングを含む家族指導)も算定可とする。 4 平成30年度改定で、対象年齢が18歳未満に引き上げられたが、20歳未満に変更する。 小児科、心療内科では、高校生年齢以後も、引きこもりがある児童などでは、成人の精神科診療に初回受診を抵抗する場合があり、かかりつけ 医の小児科を受診することも少なくないため、成育基本法に記載された、成人への移行支援を前提として、18歳未満を20歳未満とする。
・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	18歳未満の気分障害、神経症性障害、ストレス関連障害及び、身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害又は小児期及び、青年期に通常発症する行動及び情緒の障害の患者 第定要件:別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科又 は心療内科を標榜する保険医療機関において、小児科 又は心療内科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養 上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、2年を限度として月2回(1回目:500点、2回目:400点)に限り算定する。ただし、6分番号 B000に掲げる特定疾患療養管理 料、区分番号 I002に掲げる通院・在宅精神療法又 は区分番号 I004に掲げる心身医学療法を算定している患者については算定しない。公認心理師が実施した場合は200点。※乳幼児期及び学童期における特定の疾患を有する患者及びその家族に対して日常生活 の環境等を十分勘案した上で、医師が一定の治療計画に基づいて療養上必要なカウンセ リングを行った場合に算定する。ただし、家族に対してカウンセリングを行った場合は、患者を伴った場合に限り算定する。
診療報酬区分 (再掲)	В
診療報酬番号 (再掲)	001 4
医療技術名	小児特定疾患カウンセリング料

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	予後調査対象年齢:治療なし群:23歳±3.7、治療群:21歳±3.0 治療開始年齢:3~21歳(平均8.8歳) 治療期間:2~10年(平均6年) 結果:双極性障害を除いて、治療群は、各随伴障害(大うつ、不安障害、素行障害、反抗挑戦性障害、学業不振(落第)のリスクを下げる。		
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 注意欠如・多動症―ADHD―の診断と治療のガイドライン 第5版(2022)		
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	年数制限を廃止することにより、年間対象患者数は、初期の2年は変化がない。ある医療機関の実態調査では3年目以後5年まで3年間で、年平均5.4回であり、2ヶ月に1回の診療と想定して、1.6倍 平均 18.967 人増加。尚、家族関係が当該疾患の原因又は憎悪の要因と推定される場合に限り、家族に対する指導が算定可能になっても、患者は受診同行しない時間を保育所・幼稚園または学校通えるため、医療機関受信による遅刻・早退・欠席が減るメリットもある。また小児科から精神科移行している例もあることから 「外来通院精神療法(1-002)」医療費は抑制される。さらに、健康寿命(精神)が伸び、少年犯罪を含む犯罪や事故が減少するなど、社会安全保障面の改善にも寄与する可能性が高い。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	34, 800		
変化	見直し後の症例数(人)	56, 900		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	12		
変化等	見直し後の回数(回)	18		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度 (専門性	位置づけ	現在の基準と同じ		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	現在の基準と同じ		
等を踏まえ、必 要と考えられる	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	現在の基準と同じ		
に記載すること)	その他	個人情報保護法(理由:他の関係機関(教育・福祉・保健など)との連携が必要となることが多いため)		
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	特になし		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		特になし		
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	2年間の算定年数以後 点数0点 2年間の算定は、現行通り。2年間以後、月1回に限り315点の算定とする。(公認心理師が実施した場合の200点は変更なし) 同疾患を診療する外来通院精神療法(1-002))では、年数制限なく、315点(指定医以外)算定が認められている。		
	区分	区分をリストから選択		
9関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名			
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	_		
	プラスマイナス 予想影響額(円)	不変(O) 0円		
⑩予想影響額	アルシー音歌(FI) その根拠	い見科の継続的な診療を行うことで、重症化を防ぎ不登校やひきこもりなどの不適応や児童虐待を未然に防ぐことが可能となる。発達障害などの 診療可能な医師が参加することで早期診断・支援ならびに今後の障害児支援の在り方で期待されている保健・福祉・教育との縦横連携が充実す る。小児期から思春期の時期に対人関係や社会性を身に付けることにより、成人期以降の精神科通に精神科 「外来通院神神療法(1-002)」該 当疾患)や精神科入院を減らすことが可能となり、医療費は抑制される。さらに 少年犯罪を含む反社会的行動の障害の減少も期待できる。外来 通院精神療法(1-002)) (指定医以外315点)の診療が減少すると予想影響額は0円とした。		
	備考			
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし		
⑫その他		なし		
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		日本精神神経学会、日本小児科医会、日本小児神経学会、日本小児心身医学会		

	1) 名称	厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業:障害児虐待等についての実態把握と虐待予防に関する家族支援の在り方、障害児通所 事業所・ 障害児入所施設における事故検証について 報告書	
⑭参考文献 1	2) 著者	一般社団法人 日本子ども虐待防止学会 奥山眞紀子 米山明 他	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://jaspcan.org/wp-content/uploads/report200917.pdf 令和2年3月	
	4)概要	障害児は児童虐待の子ども側のハイリスク要因である。本研究で「家庭内で起こる障害児虐待」、「施設内障害児虐待」、実態を調査検証し、 「発達障害」は、その特性から育てにくさがあり、障害児虐待例中で割合は最も高い。虐待予防を念頭においた、地域で縦横連携のある切れ目の ない丁寧な支援(特に家族支援)が重要である。	
	1) 名称	こども虐待対応の手引き	
	2) 著者	厚生労働省	
①参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html のうち 2 子ども虐待防止対策の基本的考え方	
	4) 概要	児童虐待対応をする場合、被害・加害の関係にある親子関係を再構築するためには家族カウンセリングは重要である(「労省作成のこども虐待防 止対策の基本的考え方」より)。加害に至る養育困難の原因を評価するためにも患者の同席なく家族と面談することは必須である。	
	1) 名称	中枢刺激剤治療の有無によるAD/HD随伴症状の予後 (10年)	
	2) 著者	J. Biederman et al.	
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	PEDIATRICS Vol. 12, No1 July 2009	
	4)概要	予後調査対象年齢:治療なし群:23歳±3.7 、治療群:21歳±3.0 治療開始年齢:3~21歳(平均8.8歳) 治療期間:2~10年(平均6年) 結果:双極性障害を除いて、治療群は、各随伴障害(大うつ、不安障害、素行障害、反抗挑戦性障害、学業不振(落第)のリスクを下げる。	
	1) 名称	発達障害者支援に関する行政評価・監視<結果に基づ<勧告>	
	2) 著者	総務省行政評価局	
(14)参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	総務省 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/110614.html 平成29年1月20日	
	4)概要	発達障害者支援法の施行後、乳幼児期から在学時、成人期までの各ライフステージを通じた継続的な支援に課題(発見の遅れ、進学過程での支援 の途切れなど)の指摘があり、法施行後10年を期に、保育所・学校現場を含む都道府県・市町村における発達障害者支援の実態を調査し、今後に 向け関係省に改善を勧告(発達障害の早期発見、適切な支援と情報の引き継ぎ、専門的医療機関の確保など)。	
	1) 名称	注意欠如・多動性障害-ADHD-の診断・治療カイドライン 第5版	
④参考文献 5	2)著者	ADHDの診断・治療指針に関する研究会(斎藤万比古、飯田順三)	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	株式会社じほう, 2022年	
	4) 概要	注意欠如・多動性障害-ADHD-の診断・治療カイドライン 第5版。診断から治療までを総合的にまとめたガイドライン第5版である。診断・治療・ 予後において、二次障害や併存疾患を含め成人期までの中長期経過や心理社会的治療および適切な薬物療法などを提示。	

提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名 250201 小児特定疾患カウンセリング料 日本小児科学会 (医療・保健・福祉・教育・就労) 横の連携 妊 診療報酬に収載された時代(H6 娠 年収載) の対象疾患の変化 医 療 保健 不登校・気管支喘息 期 乳幼児 福祉 などの疾患をイメージ 発達障害の診療 か 期 その他の (乳幼児健診:1歳6か月・3歳時健診ほ 慢性疾患 6 (リハ科・精神科・小児科) (保育·障害児通所支援 早期発 発達障害 医療の 生後 見・早期 小 進歩· 児童虐待の 支援介入 早期から切 て 児科 疾患の ハイリ (気付き んかん指導料250点 病理の れ目のない 小児特定疾 の段階か ビリテー 解明 らの支援) 療養指導料250点 治療•支援 患カウンセリ 成 的発達ので、 点 (3 慢性かつ ング料) 継続支援 期ま 学童期 動 疾患! ,来通 15点) の障害又は 及 (教育 1二次障害 2年間のみ 18歳未満 ・福祉 で 院 教育(特別支援教育:学校医など) 併存障害 気分障 ・医療 精 と青年期 (20歳未満1年加 難病外来指導管理料270点 連携) 貫 は 的 成人期の精 (障害児者リハ ① 2年間期限を撤廃 要因に 小児期及び ②2年を超えた場合,月1回に限り 神疾患を減 小 青年期 算定とする(1回315点※) た支援体制(成育基本法) らし、就労 児 (教育 ※2年間は、月一500点、二回目400点 につながる。 科 関連 ・福祉 (公認心理師:200点) (現行通り) 定義疾患 算 ③犯罪の減 ほ ・医療 か ③ 家族関係が当該疾患の原因又は 移 性障害 少など経済 連携) か 増悪の要因と推定される場合に限 年齢制 介 た行 青年期 行 り、家族に対するカウンセリング( 的損失の減 家族指導)算定を認める。 期 · 児 科 年齢15歳未満 少させう 動 (精神科領域:外来通院精神療法 限 4健康寿 症候群、 年齢制限無し に通常発症 成人期 年齢制限 と同条件) 無 医が主導 (精神) (就労 ④ 対象年齢を20歳未満に拡大 就労 伸ばす・ 福祉・医 ※:315点は、外来通院精神療法 ス 関 善する 療連携 と同点数(精神科は週1回算定可 無 能で、発達障害など同様の疾患を す 理連 診療している。

整理番号 ※事務処理用		250202	
提案される医療技術名		在宅患者共同診療料	
	申請団体名	日本小児科学会	
相中土4.7万中	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	01内科	
	KINE F OID IN IT ( L J & C )	リストから選択	
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	_	
	追加のエビデンスの有無		有無をリストから選択
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	012	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 156		在宅療養後方支援病院が関与できる病態は、別表13にあたる在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病疾病等であるが、別表第8の2 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料に規定する疾患を加える。 「算定できる在宅療養後方支援病院は400床以下の病院である」という病床数の制限をなくす。	
参入 訪問 再評価が必要な理由 され とし らら		参入が重要である。後方支援病院が在宅療養支援診療所 訪問診療所と後方支援病院が共に診療にあたる場合態な された在宅療養支援診療所が関わることのできる病態 とし、同じ基準で参入できるようにするべきである。 さらに、在宅患者緊急入院診療加算1を算定できる在9	なる診療所だけではなく、入院対応や専門診療を行う在宅療養後方支援病院の在宅医療への 所と共同で訪問診療を行うことで患者の在宅生活の質の向上につながる。 割表13に示された在宅療養後方支援病院が関わることのできる病態と、別表第8の2に示 とが異なり、医療的ケア児に必要な医療を提供しにくい状況である。適応疾患を両者で同一 宅療養後方支援病院は400床以上の病院である一方で、C012在宅患者共同診療料を算定でき も制度上の大きな矛盾点であり、病床数による制限をなくすべきである。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		『別表13 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別 等医学総合管理料に規定する別に厚生労働大臣が定める。	に厚生労働大臣が定める疾病等』に『別表第8の2 在宅時医学総合管理料及び施設入居時 る状態の患者』の「2 次に掲げる状態の患者」を加える。また、病床数の縛りを撤廃す
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		現状の小児在宅医療では、数種類の神経難病と在宅人工呼吸を行う患者のみが在宅患者共同指導料の算定対象となる。在宅医療を行う小児患者の疾患・病態は多岐にわたり、対象疾患の制約は後方支援病院の関与を制限している。また、400床以下の在宅療養後方支援病院しか算定できない規定も、参入への障壁となっている。	
診療報酬区分(再	掲)	С	
診療報酬番号(再	掲)	012	
医療技術名		在宅患者共同診療料	
	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	なし	
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載する。)	厚生労働省委託事業 在宅医療関連講師人材育成事業 (小児を対象とした在宅医療分野) で作成した研修会テキストの「技術 2 -1 小児在宅医療における診療報酬」に以下の様に記載している。 「在宅療養後方支援病院が関わることのできる患者さんは別表13に示された患者さんだけです。その一方、在宅療養支援診療所(図では診療所とだけ記載)が関わることのできる患者さんは別表 8 の2 に示された患者さんです。同じ患者さんを共同で診療する場合に、それぞれの基幹となるべき施設が異なる算定要件で動いていることは、制度上の大きな問題点と考えられます。この部分を整理しないと、次のスライドに示すトランジションへの移行はうまく行かないと思われます。」

④普及性の変化 ※下記のように	- 推定した根拠	令和4年社会医療診療行為別統計によると、0~19歳におけるC012在宅患者共同診療料の算定数は皆無である。算定要件の拡大に伴い、徐々に算定数は増えると推測される。在宅療養支援診療所が関わる小児患者(在宅医学総合管理料を算定する患者と推定)のうち 1 割程度に対して、診療所と後方支援病院が共同診療を行うと仮定すると、44,213人(2020年度0~19歳の在宅医学総合管理料を算定数)×0.1=4,421人/年、1,500点×4,421×10円=66,315,000円		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0		
変化	見直し後の症例数(人)	4,421人(上記のとおり)		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0		
変化等	見直し後の回数(回)	4,421回 (上記のとおり)		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	る位置づけ	後方支援病院は在宅生活を開始する際の起点となる病院であり、在宅診療を要する多くの医療的ケア児に対する診療は日常的に行われているものであり、難易度は高くない。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	後方支援病院は在宅生活を開始する際の起点となる病院であり、在宅生活において診療所と共同で行う医療は問題なく提供可能である。		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	_		
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	_		
⑥安全性 ・副作用等のリ	リスクの内容と頻度	後方支援病院と在宅療養支援診療所が共同で行う診療であり、安全性は問題ない。		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		提供する医療は日常的なものであり、倫理的配慮は必要ない		
⑧点数等見直し	見直し前	1,500		
の場合	見直し後 その根拠	1,500 対象患者が増えるが、医療内容に変化はなく、点数の変更の必要はない		
@ m	区分	区分をリストから選択		
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号 技術名	特になし		
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	_		
	プラスマイナス	增 (+)		
⑩予想影響額	予想影響額(円)	66, 000, 000		
W I WW E IN	その根拠 備考	上記④で算出 		
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし		
®その他		_		
<b>心ての他</b>				

	1) 名称	市中病院小児科における小児在宅医療と課題
	2) 著者	大山 昇一、他
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本小児科学会雑誌、2017年、121巻 9 号、 1584-1589
	4)概要	小児在宅医療における、在宅療養後方支援病院の重要性を示した。特に高次医療機関から在宅に至る際の在宅調整、病状変化時の受け皿としての 機能が重要である。
	1) 名称	高次医療機関から在宅療養後方支援病院を介した在宅移行例
	2)著者	造谷聖月、他
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本小児科学会雑誌、2019年、123巻7号、 1167-1173
	4)概要	小児の在宅移行の際に、在宅療養後方支援病院がどのように有用であるかを、症例を通して示した。
	1) 名称	患者登録事業を活用した地域医療支援 病院の在宅療養後方支援について
	2)著者	有馬祐子
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	医療、2022年、76巻3号、188-190
	4)概要	在宅医療機関と連携して在宅療養後方支援病院の届け出をしている病院は少なく、対象患者の要件拡大が望まれる。
	1) 名称	_
	2)著者	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4)概要	_
	1) 名称	
④参考文献5	2) 著者	_
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4)概要	

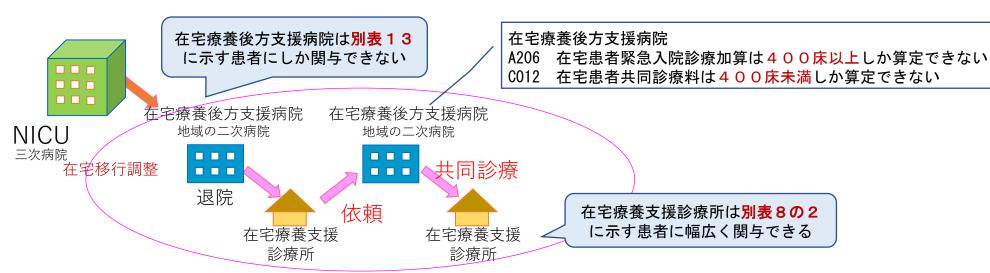
250202

C012 在宅患者共同診療料

日本小児科学会

在宅患者共同診療料:在宅療養後方支援病院が通院困難な患者に対して、在宅医療を担う医療機関からの求めに応じて共同で診療にあたった場合に算定

『別表13 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等』に『別表第8の2 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患 者』の「2 次に掲げる状態の患者」を加える。



- 地域の在宅療養後方支援病院は在宅生活を始める際の起点であり、在宅療養支援診療所よりも専門性の高い医療を提供できる。在宅療養支援診療所と共同で訪問診療を行うことで、在宅医療への参入がしやすくなる。病院の医療を提供可能となり、患者の在宅生活の質の向上につながる。
- 在宅小児の在宅療養後方支援病院が在宅診療に関与しやすくなることにより、地域の診療所も安心して小児在宅医療に参入しやすくなる。
- ▶ 医療的ケア児(児童福祉法第56条の6②)への在宅医療の提供の壁を解消するべき。
- ▶ 地域の医療資源を有効に使って小児在宅医療を支援するためには、基幹となるべき在宅療養後方 支援病院と在宅療養支援診療所とが連携を強め、同じ基準で参入できるようにするべきである。

整理番号 ※事務処理用			250203
提案される医療技術名		注入ポンプ加算	
	申請団体名	日本小児科学会	
40 th 3 F. F.	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	01内科	
	DAKEY GIDMAN (= 2 or C)	00なし	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	_	
	追加のエビデンスの有無	#.	
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	161	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 の 該当する場合、リストから〇を選択 の 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 34		在宅で注入ポンプを複数使用した場合、注入ポンプ加算の増点を提案する。	
再評価が必要な理由		複数使用の場合も含めて一律1250点となっており、複数	主入ポンプの使用は必須であるが、現在在宅で注入ポンプを使用した場合、1台であっても 数使用した場合、医療機関の負担となっている。たとえば、経管栄養ポンプと麻薬の持続投 機関へのコスト負担が増加している状況となっている。 が必要と思われる。

[計画項目]				
(担切わち効性生について記載)		注入ポンプを複数台使用した場合に診療報酬を1250点から2000点に増点する。あおぞら診療所での実績データからは注入ポンプを使用しているが ん患者のうち14%で複数ポンプを使用しており、これらのポンプの費用は医療機関の負担により賄われている。実際の医療現場では必要な評価と 思われる。		
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象とする患者 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている患者、在宅における鎮痛療法若しくは悪性腫瘍の化学療 法を行っている末期の患者又は別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者 ・内容 複数注入ポンプを使用した場合に、2月に2回に限り、所定点数に加算する。		
診療報酬区分(再	[掲)	С		
診療報酬番号(再	[掲)	161		
医療技術名		注入ポンプ加算		
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	あおぞら診療所での実績データからは14%で複数ポンプを使用しており、実際の医療現場では必要な評価と思われる。		
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 訪問看護における静脈注射実施に関するガイドライン		

④普及性の変化 ※下記のように	・ 推定した根拠	令和3年度社会医療診療行為別統計では全国で144,840件の算定があり、あおぞら診療所での実績データからは14%で複数ポンプを使用していた。複数ポンプ使用による医療機関の負担もあるため、見直しにより増加することは無いと思われる。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	_	
変化	見直し後の症例数(人)	_	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	144, 840 × 0. 14=20, 278	
変化等	見直し後の回数(回)	20. 278	
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度 (専門性	位置づけ	上記のように、国内外でガイドラインが作成されており、必要性は明らかである。	
<ul><li>施設基準 (技術の専門性</li></ul>	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	特に無し	
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	特に無し	
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	各種の輸液ポンプのガイドラインを遵守する事	
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	各種の輸液ポンプのガイドラインを遵守する事	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		特に無し	
	見直し前 見直し後	1, 250 2, 000	
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	その根拠	注入ポンプは1台あたりの使用料はほぼ同じである。2倍で2,500点だが、複数台使用する事での業務の効率化などを考慮した。	
<b>の即体して減去</b>	区分	区分をリストから選択	
<ul><li>⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療</li></ul>	番号 技術名		
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	-	
	プラスマイナス	增 (+)	
(A 77 to 2 / 40 / 40 / 40 / 40 / 40 / 40 / 40 /	予想影響額(円)	750×10×144,840×0.14=152,082,000 今和2年度社会医療診療行为別益社では全国で144,040件の管守がもは、ませぎに診療所での実練ぎ上りもとけ140よで複数ポップを使用してい	
⑩予想影響額	その根拠 備考	令和3年度社会医療診療行為別統計では全国で144,840件の算定があり、あおぞら診療所での実績データからは14%で複数ポンプを使用していた。 	
即算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特に無し	
<b>⑫その他</b>		特に無し	
⑬当該申請団体以	以外の関係学会、代表的研究者等	特に無し	

	1) 名称	訪問看護における静脈注射実施に関するガイドライン
	2) 著者	社団法人 全国訪問看護事業協会・財団法人 日本訪問看護振興財団
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/guide03.pdf
	4)概要	在宅での静脈注射実施に関するガイドラインの中でポンプ使用が示されている
	1) 名称	_
	2)著者	_
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4)概要	_
	1) 名称	_
	2) 著者	_
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4)概要	_
	1) 名称	_
	2) 著者	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4)概要	_
	1) 名称	_
①参考文献5	2) 著者	_
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	_

提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

250203 C161注入ポンプ加算

日本小児科学会

# 【技術の概要】

在宅で注入ポンプを複数使用した場合、 注入ポンプ加算の増点を提案する。 現在複数使用の場合も含めて 一律1250点と不公平な状況となっている。 ポンプの使用件数に応じて、 評価の点数を変えるべきである。

### 【対象疾患】従来と変わらず

在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養 法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている 患者、在宅における鎮痛療法若しくは悪性腫 瘍の化学療法を行っている末期の患者又は別 に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を 行っている患者に対して、注入ポンプを使用 した場合に、2月に2回に限り加算する。

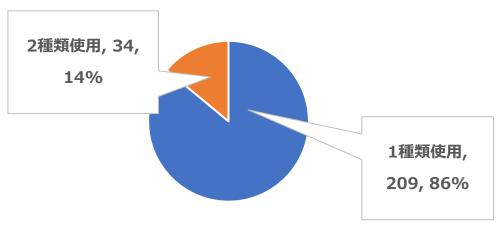
### 【診療報酬上の取扱い】

# 【再評価すべき内容】

診療所での実績データから、注入ポンプを使用しているがん患者のうち14%で複数ポンプを使用しており、これらのポンプの費用は現在医療機関の負担により賄われている。

実際の医療現場では必要な評価と思われる。

# 患者当たりのポンプ使用数(n=243)



あおぞら診療所の2018年~2023年データから

整理番号 ※事務処理用		250204	
提案される医療技術名		在宅がん医療総合診療料(小児加算)	
申請団体名		日本小児科学会	
	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	ロサナスシャな / s - ナー)	01内科	
112 70K 1-1	関連する診療科(2つまで)	00なし	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			無
5-4-4-4	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名		
	追加のエビデンスの有無		無
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	003	
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の見直し(適応) 1 - B 算定要件の見直し(施設基準) 1 - C 算定要件の見直し(回数制限) 2 - A 点数の見直し(増点) 2 - B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 区 区 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 85		15歳未満小児で、在宅で死亡した患者に対してその死亡日及び死亡前14日以内に、2回以上の往診又は訪問診療を実施した場合に在宅がん医療総合診療料の小児加算の増点を希望する。	
大子奴: 65			
再評価が必要な理由		本人だけでなく、患者の家族やきょうだいも含んだ包含 多くの医療資源、人的資源が必要な場合が多いが、現 在宅移行が進んでいない一因とも考えられる。小児が り、また成人がんに比較して、在宅診療においても緩 段階における医療・ケアの決定プロセスに関する方式 合的な医療・ケアを行う必要性が記載されている。令利	るが、小児の終末期の在宅移行は、まだ成人ほど進んでいない。小児ターミナルケアでは、 話的な心理的なケアが必要であり、また成人と比べて終末期の進行が急速であるため非常に 在の診療報酬では小児加ずが少なくその対価に見合っていない。このことが小児の終末期の しの最終段階における医療やケアの意思決定には、本人、家族と十分な時間を取る必要があ 印的抗がん剤治療、輸血、中心静脈栄養など濃厚な医療が行われる。厚労省の「人生の最終 ドライン」にも医療・ケアチームにより、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた終 ドライン」にも医療・ケアチームにより、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた終 104年度改訂で在宅がん医療総合診療料の中に小児加算がついたが、そもそも包括の点数が っていない。実際に使えるようにするためには更なる増点かあるいは、他の診療報酬でも同

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		社会医療診療行為別統計をみると在宅がん医療総合診療料は、小児に算定がほとんどされていない。これは成人を想定して作られたためで、小児の様に多くの医療行為を必要とするものは、出来高の算定をとっていると推察される。令和4年度改訂で小児加算が1,000点付いたが、それでも出来高の方が診療報酬が高く、ほとんど活用されていない。この診療報酬が小児でも活用されるには、小児加算をさらに上げる必要がある。また小児在宅の負担を評価するためには、出来高の中でも小児加算が取れることを提案する。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象とする患者 「早生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。) において、在宅での療養を 行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難 なもの ・医療技術の内容 当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に総合的な医療 を提供した場合に1週を単位として算定する。 ・小児加算 15歳未満の小児(児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者)に対して総合的な医療 を提供した場合は、小児加算として、週1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。
診療報酬区分(再	[掲)	С
診療報酬番号(再	揭)	3
医療技術名		在宅がん医療総合診療料(小児加算)
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	小児緩和ケアでは患者以外の家族やきょうだい等への包括的な心理ケア等、非常に多くの医療資源や人的資源が必要である。小児の終末期を在宅 で過ごす意義は、患者、家族にとって非常に大きいと考えられる。
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 の改訂の見込み等を記載する。) 厚労省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		令和元年社会医療診療行為別統計より15歳未満で在宅ターミナルケア加算を算定している患者の実績数からは60回と推定されるが、再評価によって在宅への移行が進み、対象患者数が増える可能性がある。令和元年人口動態統計月報年計から1歳から15歳未満の死亡数のうち、悪性新生物が原因での死亡は248人、心疾患が原因は78人、先天奇形が原因は206人であり合計は532人である。このうち30%が在宅医療に移行できたと仮定し
_		て160人と推定した。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	0
	見直し後の症例数(人)	160
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	00
変化等	見直し後の回数(回)	160回
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		厚労省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」があり、小児特有の問題に関しては厚生労働省研究班(大 隅班)にて研究が行われている。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	現行の在宅患者訪問診療料に関する施設基準の要件。
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラ イン」等の内容を踏まえ、患者本人及びその家族等と話し合いを行い、患者本人の意思 決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	厚労省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	特になし
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		適切な人員を配置できるため、適切な終末期医療が行われる。
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	1,000 2,000 小児緩和ケアでは患者以外の家族、兄弟へのケア等非常に多くの医療資源や人的資源が必要である
⑨関連して減点	区分	区分をリストから選択
や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療	技術名	
技術を含む)	具体的な内容	_
	プラスマイナス	增 (+)
⑩予想影響額	予想影響額(円) その根拠	3. 200, 000円 令和元年人口動態統計月報年計から1歳から15歳未満の死亡数のうち、悪性新生物が原因での死亡は248人、心疾患が原因は78人、先天奇形が原因 は206人であり合計は532人である。このうち30%が在宅医療に移行できたと仮定して160人と推定した。
	備考	REDUX CのプロSTISSUULX Cの句。このプラGOVが14年2月18日できたこのだの「TOXIC ME U.C.。
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特に無し
<b>⑫その他</b>		特に無し
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特に無し

	1) 名称	Specialized Home Palliative Care for Adults and Children:Differences and Similarities	
	2) 著者	Gesa Groh, Berend Feddersen, Monika Führer, Gian Domenico Borasio	
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Palliat Med. 2014 Jul:17(7):803-10.	
	4) 概要	成人より小児の方が患者病状に影響を受ける人の数が多いという報告。	
	1) 名称	Pediatric hospital care for children with life-threatening illness and the role of palliative care	
	2)著者	Jori F Bogetz, Christina K Ullrich, Jay G Berry	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatr Clin North Am. 2014 Aug;61(4):719-33.	
	4) 概要	重篤な小児にかかる医療費の負担が大きいという報告。	
	1) 名称	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	
	2) 著者	厚生労働省	
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	平成30年改訂 https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf	
	4) 概要	医療・ケアチームにより、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う必要性が記載されている。	
	1) 名称	-	
	2) 著者		
①参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_	
	4) 概要	_	
	1) 名称	_	
	2) 著者	_	
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-	
	4) 概要	_	

提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

250204 C003在宅がん医療総合診療料(小児加算)

日本小児科学会

# 【技術の概要】

15歳未満小児で、在宅で死亡した患者に対してその死亡日及び死亡前 14日以内に、2回以上の往診又は訪問診療を実施した場合に在宅がん医 療総合診療料の小児加算の増点を希望する。

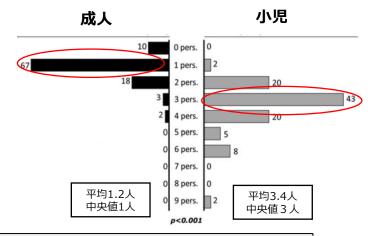
# 【再評価が必要な要件】

現在在宅がん医療総合診療料を算定していないと算定できず、点数が低いため、この診療報酬は使われていない。実際に使えるようにするためには更なる増点かあるいは、他の診療報酬でも同様な小児加算が使えるようにする必要がある。

### 【対象疾患】現在と変わらず

在宅での療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難なものに対して、15歳未満の小児(児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者)

# 患者病状に大きな影響を 受ける人の数



小児緩和ケアでは患者以外の 家族へのケア等も必要だが、 診療報酬上の手当ては少ない。

【小児加算が増点されることで】

- ・家族へのケアも充実する。
- ・終末期患者の診療が充実する。

【有効性及び診療報酬上の取扱い】 1000点→2000点

整理番号 ※事務処理用		251201	
提案される医療技術名		グロブリンクラス別ウイルス抗体価ヒトパルポウイルスB19	
申請団体名		日本小児感染症学会	
40 LL 7 F. C.	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	01内科	
	大臣 プロジボイ (2 ) よ (7	23皮膚科	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	グロブリンクラス別ウイルス抗体値ヒトパルボウイル	<b>XB19</b>
	追加のエビデンスの有無		無
	診療報酬区分	D	
	診療報酬番号	012 42	
		1-A 算定要件の見直し(適応)	0
		1-B 算定要件の見直し(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択
		1 - C 算定要件の見直し(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択
		2 - A 点数の見直し(増点)	該当する場合、リストから○を選択
		2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択
重	[評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	該当する場合、リストから○を選択
12	TITIME 73 (18 SAZETY 13)	4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	MALY O'N EL YATE O'CLERY
提案される医療技術の概要 (200字以内)		本検査は、ヒトパルボウイルスB19感染の診断の補助のために使用される検査で、酵素免疫測定法(EIA)にて血清又は血漿中の抗ヒトパルボウイルスB19 lgM型抗体検出に用いられる。現在の診療報酬上の算定要件は、「紅斑を出現している15歳以上の成人について、このウイルスによる感染症が疑われ、lgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する」とあるが、保険適応をリスクのある小児まで拡大することを提案する。	
文字数: 200			
再評価が必要な理由		胎児水腫となることがある。また慢性溶血性貧血患者 重篤な貧血をきたしうる。さらに免疫が低下した患者 る。以上より、15歳未満の小児においても、伝染性紅 査であり、保険適応の拡大が必要であると考えられる。	が、本症以外にも多彩な疾患と関連している。妊婦に感染すると胎児に重篤な貧血が生じ 遺伝性球状赤血球症など)においてはパルボウイルスB19の感染により無形性発作が起こり こパルボウイルスB19が感染するとウイルスが持続感染し、赤血球系の慢性骨髄不全が起き 挺以外の疾患におけるパルボウイルスB19の関与を早期に診断するために本検査は重要な検 適応に「(1) 造血不全による急性または慢性の後天性貧血、(2) 先天性貧血または胎児水 定するリスクのあるものがいる場合、の何れかでこのウイルスによる感染症が疑われる場

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		小児領域では伝染性紅斑の確定診断より、パルボウイルスB19が関与する病態の早期診断のために必要な検査である。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		紅斑が出現している15歳以上の成人について、ヒトパルボウイルスB19による感染症が疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。
診療報酬区分 (再掲)		D
	19/	I
診療報酬番号(再		012 42
診療報酬番号(再 医療技術名	揭)	012 42

小児科では東壁的な伝染性虹斑の確定診断のために検査を実施することはないが、小児の対象を明確にすることで検索件数 る。年間の検査性数は、2021年度の出毒実績より、38、000件と推指・15歳未満の小児の付金的とお割合は10~25%、小児の検え 仲であった。見直し後に上記のような対象の小児の検査数は 一つの小児科科を関係と関係と同様度、水児科中核病院数 約120 120×(5~15) = 600~1,800 一つの地域小児科センター病院で年間2~3件程度×地域小児科センター病院 約400 400×(2~3) =800~1,200 その他の医療機関は、約1,000件程度 全間対象者数の 変化  ・型面し後の症例数(人) 8、300~20、800人 見直し後の症例数(人) 8、300~20、800回 見直し後の回数(回) 8、300~20、800回 を化等 ・運動度(零門性等)  ・施設基準 (技術の専門性等)  ・施設基準 (技術列・手術件数、検査や手術の体 34等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は減ることが推定され	
要化 見直し後の症例数 (人) 2,400~4,000人 2,400~4,000人 2,400~4,000日 8,300~20,800回 変化等 見直し後の回数 (回) 2,400~4,000回 (⑤医療技術の成熟度 **学会等における位置づけ・・	査件数は8,300~20,800	
見直し後の症例数 (人)	8, 300~20, 800人	
関連		
見直し後の回数 (回)		
・		
・施設基準 (技術の専門性 等を踏まえ、必 要件を、項目毎 に記載すること)  ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度  「御精科、手術件数、検査や手術の体 は、一般をでは、一般をでは、一般をでは、一般をでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うでは、一般を使うないないる、一般を使うない		
要と考えられる 要と考えられる 要件を、項目毎 に記載すること)		
と)       その他 (遠守すべきガイドライン等その他の 要件)       特になし         ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度       採血のみで検査が可能であり、安全性に問題はない。         ⑦倫理性・社会的妥当性       問題なり	上記標榜科の医師	
・副作用等のリスクの内容と頻度		
⑧ 点数等見直し     見直し後     206点       の場合     206点		
の場合     元旦し後       その根拠     変化なし		
区分をリストから選択 該当なし		
<ul><li>⑨関連して減点 番号 なし</li><li>・ おうとか (定性・技術名 なし)</li></ul>		
大帝(かん) 指数 技術 (当該医療 技術を含む) 具体的な内容 なし		
プラスマイナス 増 (+)		
予想影響額(円) 4,944,000~8,240,000円		
⑩予想影響額 ・ での根拠 ・ での根拠 ・ での他の医療機関より・ が1,000件 ・ 合計2,400~4,000件程度 × 地域が見科センター病院 約400 × (2~3) =800 ~1,200 ・ での他の医療機関より・ が1,000件 ・ 合計2,400~4,000件程度 (2,400~4,000) × 2,060= 4,944,000~8,240,000円	一つの地域小児科センター病院で年間2~3件程度 ×地域小児科センター病院 約400 400× (2~3) =800 ~1,200 その他の医療機関より 約1,000件	
備考 特になし		
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬 特になし		
®その他 特になし		
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等 特になし		

	1) 名称	ヒトパルボウイルスB19感染症の様々な病態
	2) 著者	熊野 浩太郎
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本臨床免疫学会会誌 2008: 31(6):448-453
	4)概要	ヒトパルボウイルスB19は、小児における伝染性紅斑の原因ウイルスであるが、その他にウイルス直接の障害として、溶血性貧血患者における aplastic crisisや免疫不全者における慢性赤芽球癆や胎児水腫の原因となる。
	1) 名称	Impact of Parvovirus B19 Viremia in Liver Transplanted Children on Anemia: A Retrospective Study
	2) 著者	Michael Würdinger, et al.
⑭参考文献 2	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Viruses, 2017, Jun 13:9(6):149
	4)概要	肝移植後の小児における貧血には、パルボウイルスウイルスB19感染症が関与しているため検査をすることが推奨される。
	1) 名称	Parvovirus B19 infection in children with acute lymphoblastic leukemia is associated with cytopenia resulting in prolonged interruptions of chemotherapy
	2) 著者	Anna Lindblom, et al.
④参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Clin Infect Dis, 2008, Feb 15:46(4):528-36
	4)概要	パルボウイルスウイルスB19に感染したALLの小児は血球減少症をきたし、化学療法の中断につながった。
	1) 名称	Nationwide survey of mother-to-child infections in Japan
	2) 著者	Hideto Yamada
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Infect Chemother, 2015, Mar; 21(3):161-4
	4)概要	日本からの母子感染の全国調査報告。69例のパルボウイルスB19による母子感染があり、そのうち71%が流産または死産に至った。
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4)概要	なし

提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

251201

グロブリン別ウイルス抗体価ヒトパルボウイルスB19

日本小児感染症学会

# 【技術の概要】

酵素免疫測定法(EIA)による血清又は血漿中の 抗ヒトパルボウイルスB19 IgM型抗体の検出 (ヒトパルボウイルスB19感染の診断の補助)

# 【再評価の必要性】

現在の診療報酬上の算定要件は、「紅斑を出現している15歳以上の成人について、このウイルスによる感染症が疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する」だが、パルボウイルスB19は伝染性紅斑以外にも多彩な疾患と関連している。胎内感染による胎児水腫・先天性貧血、無形性発作、持続感染による赤血球系の慢性骨髄不全などがある。15歳未満の小児においても、伝染性紅斑以外の疾患におけるパルボウイルスB19の関与を早期に診断するために本検査は重要な検査であり、保険適応の拡大が必要であると考えられる。

### 【対象疾患名、既存との比較(適応の拡大の提案)】

# 【現行】診療報酬上の算定要件

紅斑を出現している15歳以上の成人について、このウイルスによる感染症が疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する



### 【提案】診療報酬上の算定要件

紅斑を出現している15歳以上の成人について、このウイルスによる感染症が疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。

また、15歳未満の小児においては(1)造血不全による急性または慢性の後天性貧血(2)先天性貧血または胎児水腫(3)家族内(同居者)に感染により重篤な疾患を発症するリスクのあるものがいる場合の何れかでこのウイルスによる感染症が疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。

# 【診療報酬上の取扱(年間検査数、予想影響額)】

(年間検査数) 2,400~4,000回

(保険点数) 206点

(予想影響額) 4,944,000~8,240,000円増

整理番号 ※事務処理用		253201	
提案される医療技術名		携帯型精密輸液ポンプ加算	
	申請団体名	日本小児血液・がん学会	
	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科		07血液内科	
רוי א <i>תו</i> ענו	関連する診療科(2つまで)	リストから選択	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	携帯型精密輸液ポンプ加算	
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分	С	
	診療報酬番号	168	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
		28日間の持続点滴によって投与される薬剤であり、投	こ対するブリナツモマブ持続点滴の在宅治療を可能にする。ブリナツモマブは1日24時間、 与開始直後に発生するサイトカイン放出症候群を除いて、重篤な副作用発生頻度が低いとい 報酬上の根拠を得て、急性リンパ性白血病に対する在宅治療が推進される。
		現行のC168 携帯型精密輸液ポンプ加算は対象疾患を崩 チューブの費用には適用できない。	i高血圧症に限定しており、ブリナツモマブを在宅使用する際の携帯型輸注ポンプ、輸液

En Im. VIII		
(根拠や有効性等について記載)		ブリナツモマブはCD19陽性急性リンパ性白血病に対する抗体療法薬であり、標準的な抗腫瘍薬とは作用機序が異なるため再発・難治疾患に対して使用される。特徴的な副作用としてサイトカイン放出症候群があるが、これは投薬開始初期にのみ発生し、28日間の連続投与において一定期間後には重大な副作用が発生しにくい。このため、米国およびEUのける添付文書では1サイクル目で10日以上、2サイクル目以降で2日以上の入院後は外来治療が可能と明配されている。診療報酬上の根拠を明確化し、ブリナツモマブの在宅投与が可能になれば患者のQOLの向上に資するだけではなく、長期入院に伴って発生する医療費の節約が期待される。
		・対象:肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外のもの ・医療技術の内容:携帯型輸注ポンプを用い、精密な輸注量管理が必要な薬剤を用いた在宅医療を可能にする。 ・留意事項:携帯型精密輸液ポンプ加算には、カセット、延長チューブその他携帯型精密輸液ポンプに必要な全ての機器等の費用が含まれ、別に算定できない。
診療報酬区分(再掲)		•
<b>衫</b> 微物医为 (书	拘)	С
診療報酬番号(再	7-7-	168
	7-7-	
診療報酬番号(再 医療技術名	掲)	168

		日本小児血液・がん学会が実施した調査において、ブリナツモマブが在宅で投与された症例数は、使用症例全体の約20%であった。ブリナツモマブが使用される症例数は年間約500例(小児100例、成人400例: 製薬企業からの情報)であるため、現状では100例が在宅で使用されていると推定した。1症例につき約2コースの治療が行われており(学会調査)、回数は200回と推定した。在宅で使用しない理由として、30%の症例において患者・家族の要因があげられた。その他は施設側の体制(準備状況)に関する要因および診療報酬算定上の要因であり、見直し後は在宅治療に移行すると推定した(新たに年間280例/560回)。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	100例	
変化	見直し後の症例数(人)	380例	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	200回	
変化等	見直し後の回数(回)	760回	
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		・国内では診療報酬算定根拠がないため位置づけは明確ではなく、在宅投与の症例報告があるのみである。海外では添付文書に在宅投与の可能性が明記されているため、治療日数ベースで米国では60%、EU (イタリア) では90%が在宅で用いられている。・携帯輸注ポンプの使用方法、設定方法をパンフレット等で広告すれば難易度は高くないと思われる。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	小児科あるいは血液内科を標榜している	
等を考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	主たる実施医師はがん治療認定医、日本血液学会専門医あるいは日本小児血液・がん学会専門医であることが望ましい	
と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	サイトカイン放出症候群の発生が懸念され、入院観察を行うべき治療期間については添付文書等に記載することが望ましい。	
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	サイトカイン放出症候群(発生頻度18.2%)、infusion reaction (63.6%) は投薬開始初期に発生するため一定観察期間後は危険性が少ない。神経学的事象が29.3%に発生するが、脳症や痙攣などの重症疾患はサイトカイン放出症候群と同時期に発生するため、在宅治療における危険性は少ない。国内で、スミス社製CADD Legacy PCAポンプと純正輸液チューブにより在宅治療を行い、輸液チューブからの液漏れが発生した例があるが、他社製チューブに変更後は液漏れの事象は知られていない。	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		倫理的な配慮事項は特になし。在宅投与の導入により、医療費の削減につながる。薬液の安定性は作成後96時間なので、最長でも4日毎に薬液を 交換する必要がある。	
8点数等見直し の場合	見直し前 見直し後 その根拠	該当なし 特になし 特になし	
9関連して減点	区分	その他(右欄に記載。) 該当なし	
や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	特になし 特になし	
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	特になし	
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	滅(一)	
⑩予想影響額	ア忠宗書館(ロ)	- 1サイクルあたりの費用影響①成人:薬剤料を除く入院での算定額82万円(入院基本料、入院基本料等加算など)-予想される外来算定額24万円(在宅管理料の拡大を前提。薬剤料は除く)= 58万円、②小児: 157万円 - 29万円 = 128万円     - 2019年の実績では成人594サイクル、小児144サイクルが使用され、このうち60%が在宅に移行すると仮定。     - 594 x 0.6 x 58万円 + 144 x 0.6 x 128万円 = 40284万円	
	備考	ブリナツモマブ外来算定額の予想は、1コース28日間の最初の2日間は入院治療、残りの26日は外来投与を行うと設定し算出。在宅管理料は本提案 (C168)10,000点に加え、別に提案しているC108(在宅悪性腫瘍等患者指導管理料)1,500点が本治療に適用されると仮定して試算した。	
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		ブリナツモマブ	
⑫その他		なし	
③当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし	

	1) 名称	携帯型精密輸液ポンプを用いたブリナツモマブの在宅投与
	2)著者	歌野智之,富澤大輔,加藤元博,大隅朋生,牛腸養宏,坂口大俊,井口晶裕,松本公一,山谷明正
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本小児血液・がん学会雑誌、2022年、 第59 巻第3 号、282-286
	4)概要	携帯型輸液ポンプを用いて、小児患者においてブリナツモマブの在宅投与が安全に実施できたと報告された。
	1) 名称	ブリナツモマブにおける携帯型精密輸液ポンプを用いた投与法
	2) 著者	山本 康人、高橋 喜統、高瀬 文超、高柳 真美、藤本 信乃、水田 秀一、政氏 藤玄
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本癌治療学会学術集会抄録、2019年、P44-3、http://archive.jsco.or.jp/detail.php?sess_id=14583
	4)概要	携帯型精密輸液ポンプを用いてブリナツモマブを投与し、治療中の院外への外出が可能であったと報告された。
	1) 名称	特になし
	2)著者	特になし
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2)著者	特になし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2)著者	特になし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし

申請学会名

253201

携帯型精密輸液ポンプ加算

日本小児血液・がん学会

# ▶ 技術の概要

再発・難治 CD19陽性急性リンパ性白血病患者に対し、携帯型 精密輸液ポンプを用いてブリナツモマブによる在宅治療を行う。 在宅で同薬を使用する患者に対し、適切な指導管理を行い、安 全な投薬を可能にする。

# 対象疾患

再発・難治 CD19陽性急性リンパ性白血病

# ▶ 診療報酬上の取り扱い

国内では全治療が入院で実施される場合が多い

### 入院治療

入院基本料(A100)+入院基本料等加算(A200~)

+ 注射料(G005など)

# 在宅治療への移行

- 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料(C108)
- 携帯型精密輸液ポンプ加算(C168)

# ▶ 有効性・安全性

ブリナツモマブによるサイトカイン放出症候群などの重症副作用 は投薬開始初期に発生するため、一定観察期間後は危険性が少な い。精密輸液ポンプを用いて投薬することで、入院もしくは在宅 治療で有効性の差はないと考えられる。海外では在宅治療が基本 とされている。

# ▶ 現在、行われている治療との 比較

ブリナツモマブ;1日24時間x28日間持続点滴

現状

28日間の入院治療

(入院基本料+入院基本料等加算+注射料)

提案 入院治療

在宅治療(~26日)

副作用の発現割合が 高い初期のみ入院

以降は在宅治療 薬液交換のため2~4日に1回程度の来院を想定



• 携帯型精密輸液ポンプ加算;対象疾患は肺高血圧症



上記の両加算をブリナツモマブによる治療を受ける急性リンパ性白 血病患者に適応することで、在宅治療を受ける患者の割合が増加し、 患者のQOL向上と医療費の削減につながる

(1サイクルあたりの削減試算額:成人;58万円、小児;128万円)

整理番号 ※事務処理用 提案される医療技術名			253202
		在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	
	申請団体名	日本小児血液・がん学会	
15+11-5-	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	07血液内科	
12 // 1	関連する砂原件 (とうよく)	リストから選択	
	技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	108	
再評価区分(複数選択可)		1 一 A 算定要件の見直し(適応)       1 一 B 算定要件の見直し(施設基準)       1 一 C 算定要件の見直し(回数制限)       2 一 A 点数の見直し(増点)       2 一 B 点数の見直し(減点)       3 項目設定の見直し       4 保険収載の廃止       5 新規特定保険医療材料等に係る点数       6 その他(1~5のいずれも該当しない)       「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○     該当する場合、リストから○を選択     該当する場合、リストから○を選択     該当する場合、リストから○を選択     該当する場合、リストから○を選択     ○     該当する場合、リストから○を選択     ○     該当する場合、リストから○を選択     該当する場合、リストから○を選択     該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 175			マブを用いた化学療法が実施される患者に対して、指導管理を行う。ブリナツモマブは携帯 標準的に実施されている。訪問医等がブリナツモマブを在宅で使用する患者に対して指導管 白血病に対する安全な在宅医療を可能にする。
再評価が必要な理由		おり、「(4)なお、化学療法の適応については、末期の、末期ではない急性リンパ性白血病患者に在宅でブ	を「(1)末期の悪性腫瘍又は筋萎縮性側索硬化症若しくは筋ジストロフィーの患者」として 別でない悪性腫瘍の患者も末期の悪性腫瘍の患者に準じて取り扱う」と書かれているもの リナツモマブを投与する場合に適用する際の根拠として十分ではない可能性がある。また 前の要件として緩和ケアに関する研修修了を挙げているが、ブリナツモマブ在宅投与につい

(根拠や有効性等について記載)		ブリナツモマブはCD19陽性急性リンパ性白血病に対する免疫療法薬であり、標準的な抗腫瘍薬とは作用機序が異なるため再発・難治疾患に対して 使用される。特徴的な副作用としてサイトカイン放出症候群があるが、これは投薬開始初期にのみ発生し、28日間の連続投与において一定期間後 には重大な副作用が発生しにくい。このため、米国およびEUのける添付文書では1サイクル目で10日以上、2サイクル目以降で2日以上の入院後は 外来治療が可能と明記されている。診療報酬上の根拠を明確化し、ブリナツモマブの在宅投与が可能になれば患者のOOL、および医療費の節約が 期待される。
		・対象: 末期の悪性腫瘍又は筋萎縮性側索硬化症若しくは筋ジストロフィーの患者 ・医療技術の内容: 持続性の疼痛があり鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないため注射による鎮痛剤注入が必要なもの又は注射による抗悪性腫瘍剤の注入が必要なものが、在宅において自ら実施する鎮痛療法又は化学療法 ・留意事項: ①対象となる患者が末期であるかどうかは在宅での療養を行っている患者の診療を担う保険医の判断によるものとする。なお、化学療法の適応については、末期でない悪性腫瘍の患者も末期の悪性腫瘍の患者に準じて取り扱う。②外来で抗悪性腫瘍剤の注射を行い、注入ポンプなどを用いてその後も連続して自宅で抗悪性腫瘍剤の注入を行う等の治療法のみを行う場合は当該指導管理料の対象には該当しない。
診療報酬区分(再	掲)	С
診療報酬番号(再	掲)	108
医療技術名		在宅悪性腫瘍等患者指導管理料
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	ブリナツモマブは他の抗腫瘍薬投与時に認められるような嘔気、倦怠感などの副作用発生頻度が低く、携帯型輸注ボンブ等を用い、在宅で治療継 続が可能となれば患者OOL向上が期待される。サイトカイン放出症候群が懸念される投薬開始初期を除けば重大な副作用の発生は少ないので、添 付文書等で入院観察期間を明記すれば、安全性や治療効果への影響は少ないと考えられる。
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 海外では在宅で使用されている薬剤であり、診療報酬算定上の根拠が得られれば国内ガイ の改訂の見込み等を記載する。) ドラインにも投与方法について記載される見込みである。

④普及性の変化 ※下配のように推定した根拠		日本小児血液・がん学会が実施した調査において、ブリナツモマブが在宅で投与された症例数は、使用症例全体の約20%であった。ブリナツモマブが使用される症例数は年間約500例(小児100例、成人400例:製薬企業からの情報)であるため、現状では100例が在宅で使用されていると推定した。1症例につき約2コースの治療が行われており(学会調査)、回数は200回と推定した。在宅で使用しない理由として、30%の症例において	
※ ドルのように推定した4枚が		患者・家族の要因があげられた。その他は施設側の体制(準備状況)に関する要因および診療報酬算定上の要因であり、見直し後は在宅治療に移行すると推定した(新たに年間280例/560回)。	
見直し前の症例数(人)		100例	
変化	見直し後の症例数(人)	380例	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	200回	
変化等	見直し後の回数(回)	760回	
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度 (専門性	位置づけ	・国内では診療報酬算定根拠がないため位置づけは明確ではなく、在宅投与の症例報告があるのみである。海外では添付文書に在宅投与の可能性が明記されているため、治療日数ペースで米国では60%、EU (イタリア) では90%が在宅で用いられている。・携帯輸注ボンブの使用方法、設定方法をパンフレット等で広告すれば難易度は高くないと思われる。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	小児科あるいは血液内科を標榜している	
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	主たる実施医師はがん治療認定医、日本血液学会専門医あるいは日本小児血液・がん学会専門医であることが望ましい	
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	サイトカイン放出症候群の発生が懸念され、入院観察を行うべき治療期間については添付文書等に記載することが望ましい。	
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	サイトカイン放出症候群(発生頻度18.2%)、infusion reaction (63.6%) は投薬開始初期に発生するため一定観察期間後は危険性が少ない。神経学的事象が29.3%に発生するが、脳症や痙攣などの重症疾患はサイトカイン放出症候群と同時期に発生するため、在宅治療における危険性は少ない。国内で、スミス社製CADD Legacy PCAポンプと純正輸液チューブにより在宅治療を行い、輸液チューブからの液漏れが発生した例があるが、他社製チューブに変更後は液漏れの事象は知られていない。	
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		倫理的な配慮事項は特になし。在宅投与の導入により、医療費の削減につながる。薬液の安定性は作成後96時間なので、最長でも4日毎に薬液を 交換する必要がある。	
8点数等見直し の場合	見直し前見直し後	該当なし 特になし	
	その根拠	特になし 	
9関連して減点	区分 番号	その他(右欄に記載。)     該当なし       特になし	
や削除が可能と 考えられる医療	技術名	特になし	
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	特になし	
	プラスマイナス	減 (一)	
	予想影響額(円)	40, 284万円 	
⑩予想影響額	その根拠	・予想される当該技術に係る1サイクルあたりの医療費(薬価、検査費は除く)①成人:診療報酬点数 24,000点(投与開始2日は入院と想定)x 10円/点 = 24万円 ②小児:29万円 ・ウェイス入院で実施された場合の1サイクルあたりの医療費①成人:82万円、②小児:157万円 ・当該技術導入により削減される医療費①成人:58万円、②小児:128万円 ・2019年の実績では成人594サイクル、小児144サイクルが使用され、このうち60%が在宅に移行すると仮定。予想される医療費削減額は594 x 0.6 x 58万円 + 144 x 0.6 x 128万円 = 40284万円と概算される	
	備考	ブリナツモマブ外来算定額の予想は、1コース28日間の最初の2日間は入院治療、残りの26日は外来投与を行うと設定し算出。在宅管理料は本提案 (C108) 1, 500点に加え、別に提案しているC168(携帯型精密輸液ポンプ加算)10, 000点が適用されると仮定して試算した。	
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		ブリナツモマブ	
⑫その他		なし	
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし	

	1) 名称	携帯型精密輸液ポンプを用いたブリナツモマブの在宅投与
⑭参考文献 1	2)著者	歌野智之,富澤大輔,加藤元博,大隅朋生,牛腸養宏,坂口大俊,井口晶裕,松本公一,山谷明正
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本小児血液・がん学会雑誌、2022年、 第59 巻第3 号、282-286
	4)概要	携帯型輸液ポンプを用いて、小児患者においてブリナツモマブの在宅投与が安全に実施できたと報告された。
	1) 名称	ブリナツモマブにおける携帯型精密輸液ポンプを用いた投与法
	2) 著者	山本 康人、高橋 喜統、高瀬 文超、高柳 真美、藤本 信乃、水田 秀一、政氏 藤玄
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本癌治療学会学術集会抄録、2019年、P44-3、http://archive.jsco.or.jp/detail.php?sess_id=14583
	4)概要	携帯型精密輸液ポンプを用いてブリナツモマブを投与し、治療中の院外への外出が可能であったと報告された。
	1) 名称	特になし
	2)著者	特になし
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
⑭参考文献5	2)著者	特になし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし

申請技術名

申請学会名

253202

在宅悪性腫瘍等患者指導管理料

日本小児血液・がん学会

# ▶ 技術の概要

再発・難治 CD19陽性急性リンパ性白血病患者に対し、携帯型精密輸液ポンプを用いてブリナツモマブによる在宅治療を行う。在宅で同薬を使用する患者に対し、適切な指導管理を行い、安全な投薬を可能にする。

# > 対象疾患

再発・難治 CD19陽性急性リンパ性白血病

# ▶ 診療報酬上の取り扱い

国内では全治療が入院で実施される場合が多い

### 入院治療

入院基本料(A100) + 入院基本料等加算(A200~)

+ 注射料 (G005など)

#### 在宅治療への移行

- 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料(C108)
- 携帯型精密輸液ポンプ加算(C168)

# ▶ 有効性・安全性

ブリナツモマブによるサイトカイン放出症候群などの重症副作用は投薬開始初期に発生するため、一定観察期間後は危険性が少ない。精密輸液ポンプを用いて投薬することで、入院・在宅治療で有効性の差はないと考えられる。海外では在宅治療が基本とされている。

# ▶ 現在、行われている治療との比較

ブリナツモマブ;1日24時間x28日間持続点滴

現状

28日間の入院治療

(入院基本料+入院基本料等加算+注射料)

提案

入院治療

在宅治療(~26日)

副作用の発現割合が 高い初期のみ入院 以降は在宅治療 薬液交換のため2~4日に1回程度の来院を想定



- 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料;末期の悪性腫瘍又は筋萎縮性側 索硬化症若しくは筋ジストロフィーの患者を対象(難治急性リン パ性白血病は必ずしも末期ではない)
- 携帯型精密輸液ポンプ加算;対象疾患は肺高血圧症



上記の両加算をブリナツモマブによる治療を受ける急性リンパ性白 血病患者に適応することで、在宅治療を受ける患者の割合が増加し、 患者のQOL向上と医療費の削減につながる

(1サイクルあたりの削減試算額:成人;58万円、小児;128万円)

整理番号 ※事務処理用			253203
提案される医療技術名		がんゲノムプロファイリング検査	
	申請団体名	日本小児血液・がん学会	
担索されて医療	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	即は土て砂冻料(00土で)	20小児外科	
112 75% 1-1	関連する診療科(2つまで)	34病理診断科	
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	がんゲノムブロファイリング検査	
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分		D
	診療報酬番号	D006-19	
再評価区分(複数選択可) 提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数: 178			該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
再評価が必要な理由		うな全身状態・臓器状態が保たれている患者であり、る。 一方で、関連ガイダンス(3学会合同ガイダンスなど) の累計の約47000件のうち1000件以上が小児に対して実施性抗がん剤による多剤併用化学療法を継続して実施いる。そのため、検査の提出時期には入院治療となっ院において本検査を適切に実施することが困難となるが検査を実施した83施設のうち37施設(45%)で「出材プロファイリング検査を実施した場合、155例中91例	※療における出来高評価の対象検査となっていない。検査の対象は化学療法の適応となるよそのような状態の成人がん患者では外来化学療法を受けていることが想定されたためであでも、小児がん患者は積極的な遺伝子パネル検査の実施対象となっており、2023年2月まできれ、その必要性が示されている。しかし、小児患者は再発・難治の状態も含めて殺細されるのが構準であり、骨髄抑制などにより診療中の大部分の期間で入院して治療を受けてているが、がん遺伝子パネル検査が包括評価に含まれてしまう現状のままでは、DPC対象病。実際に、日本小児血液・がん学会による実態調査においても、がんゲノムブロファイリンはするために患者を退院させる」経験をしている。一方で、臨床研究の体制下でがんゲノム(58%)が入院中に出検していた。

②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象とする患者: 標準治療がない固形がん患者又は局所進行若しくは転移が認められ標準治療が終了となった固形がん患者(終了が見込まれる者を含む。)であって、関連学会の化学療法に、関するガイドライン等に基づき、全身状態及び臓器機能等から、当該検査施行後に化学療法の適応となる可能性が高いと主治医が判断した者に対して実施する場合に限り算定できる。3学会(日本極底腫瘍学会、日本癌治療学会)合同ガイダンスでは、小児がんは標準治療が確立していないものが多いことなどから、遺伝子パネル検査の実施を考慮する対象となっている。 ・ 医療技術の内容: 固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事 承認又は認証を得ているシークエンサーシステムを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う。結果をがんゲノム医療中核拠点病院(またはがんゲノム医療拠点病院)にて整備したエキスパートパネルを介してレポート作成し、返却する。 ・ 点数や算定の留意事項: (1) 「1」検体提出時については、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。 (2) 「2」結果説明時については、「1」検体提出時で得た包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。 (2) 「2」結果説明時については、「1」検体提出時で得た包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合と、患者1人につき1回に限り算定できる。
診療報酬区分(再	[掲)	D
診療報酬番号(再	掲)	D006-19
医療技術名	!	がんゲノムブロファイリング検査
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	小児がん患者に対してゲノムプロファイリング検査を実施することで、20-24%の患者が何らかの治療標的となる遺伝子変異を検出したと報告されている。標準治療の確立していないがん患者に対する治療選択を広げることにつながる。また、臨床研究JCCG-TOPZにおいて、がんゲノムプロファイリング検査 (新Todai OncoPanel) を研究費により実施する枠組みを提供したところ、2022年1月~2023年2月の13か月で200名の患者が登録し、がんゲノムプロファイリング検査を受け、そのうち75%で診療に有用なゲノム異常が確認された
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 3学会(日本臨床腫瘍学会、日本癌学会、日本癌治療学会)合同ガイダンスでは、小児がん は標準治療が確立していないものが多いことなどから、診断時を含めて遺伝子パネル検査 の実施を考慮する対象となっている。
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		日本小児血液・がん学会の実態調査により83施設から回答を得た結果によると、2019年6月以降に出検されたがんゲノムプロファイリング検査は779件(およそ4年間のため、年間194件)であったのに対し、「入院中に算定できないため検査ができなかった」症例が15例であり、入院中の出検が算定できるようになった場合、これらが出検されることで年間4件程度が新たに検査として実施されると推測される。(検査は一人1回に限定されている)
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	194
変化	見直し後の症例数(人)	198
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	194
~~~	見直し後の回数(回)	198
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		3学会(日本臨床腫瘍学会、日本癌学会、日本癌治療学会)合同ガイダンスでは、小児がんは標準治療が確立していないものが多いことなどから、診断時を含めて遺伝子パネル検査の実施を考慮する対象となっている。
・施設基準 (技術の専門性	制等)	がんゲノム医療中核拠点病院・がんゲノム医療拠点病院・がんゲノム医療連携病院に指定されている施設から検査を提出することができる。
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	上記の施設要件を満たすための医師・病理医・遺伝カウンセラーが必要である。
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	なし
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		該当しない
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし
	見直し前	該当なし
⑧点数等見直しの場合	見直し後	該当なし
	その根拠	該当なし

	区分	その他(右欄に記載。)	<b>亥当なし</b>
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号		
考えられる医療 技術(当該医療	技術名	<u>なし</u>	
技術を含む)	具体的な内容	なし	
	プラスマイナス		増(+)
10予想影響額	予想影響額(円)	2, 240, 000円	
	その根拠	当該技術に係る保険診療点数56000点×10円×4人×1回=2,240,000円	
	<u> </u> 備考	特になし	
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	[し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	該当しない	
⑫その他		特になし	
⑪当該申請団体以	外の関係学会、代表的研究者等	なし	
	1) 名称	Actionable Tumor Alterations and Treatment Protoco the National Cancer Institute-Children's Oncology	ol Enrollment of Pediatric and Young Adult Patients With Refractory Cancers in Group Pediatric MATCH Trial
④参考文献 1	2)著者	D Williams Parsons, Katherine A Janeway, David R P Chowdhuri, Gregory J Tsongalis, Mark Routbort, Nil Fox, Douglas S Hawkins, Jeffrey S Abrams, Margaret Team	atton, Cynthia L Winter, Brent Coffey, P Mickey Williams, Sinchita Roy- sa C Ramirez, Lauren Saguilig, Jin Piao, Todd A Alonzo, Stacey L Berg, Elizabeth Mooney, Naoko Takebe, James V Tricoli, Nita L Seibel; NCI-COG Pediatric MATCH
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Clin Oncol 2022 Jul 10:40(20):2224-2234.	
	4) 概要	小児がん1000名に対してゲノムプロファイリング検査を実施し、31.5%の患者に「Actionableなゲノム異常」を検出した。実際に、13.1%の患者が ゲノム医療に基づく新たな治療薬剤を投与されるための試験登録に至った。	
	1) 名称	Molecular Screening for Cancer Treatment Optimization (MOSCATO-01) in Pediatric Patients: A Single-Institutional Prospective Molecular Stratification Trial	
<b>④参考文献 2</b>	2) 著者	Varlet, Zsofia Balogh, Samuel Abbou, Adrien Allora	Frederic Deschamps, Stephanie Puget, Nathalie Auger, Philippe Vielh, Pascale nt, Dominique Valteau-Couanet, Sabine Sarnacki, Louise Gamiche-Rolland, Grill, Laurence Brugieres, Christelle Dufour, Nathalie Gaspar, Stefan Michiels, ger
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Clin Cancer Res. 2017 Oct 15:23(20):6101-6112.	
	4)概要	再発・難治の小児固形腫瘍患者にゲノムプロファイリング検査を単施設で実施し、69人中14人が検出された遺伝子変異を根拠に分子標的薬によ 治療を受けた。	
	1) 名称	Identification of targetable molecular alterations	in the NCI-COG Pediatric MATCH trial.
⑭参考文献 3	2)著者	Donald Williams Parsons, Katherine A. Janeway, Dav Purkayastha, Gregory J. Tsongalis, Mark Routbort, Berg, Elizabeth Fox, Peter C. Adamson, Margaret M.	rid Patton, Brent Coffey, Paul M. Williams, Stanley R. Hamilton, Anjan Julie M Gastier-Foster, Lauren Saguilig, Jin Piao, Todd Allen Alonzo, Stacey L. Mooney, Naoko Takebe, James V. Tricoli, Nita Seibel
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Journal of Clinical Oncology 37, no. 15_suppl (May	20, 2019) 10011–10011.
	4)概要	異常が検出された。	プロファイリング検査を多施設で実施し、390人中95人が治療可能な薬剤につながる遺伝子
	1)名称 2)著者	特になし 特になし	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし	
	4) 概要	特になし	
	1) 名称	特になし	
	2) 著者	特になし	
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし	
	4) 概要	特になし	
※倒についてに	ト 1の「主たる由詩団体」お上が	「トコッカの中華団体」ッカル 担安される医療	技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研

253203

がんゲノムプロファイリング検査

日本小児血液・がん学会

# 【技術の概要】

一度に多数(≧100)の遺伝子を解析し、その解析 結果に基づいてエキスパートパネルがレポートを 作成し、がん細胞の遺伝子変異プロファイルに基 づいてがんの治療方針を決定する(右図)。



①説明と同意





②検体の準備

③解析(外注)





⑤結果説明と 治療実施

④エキスパートパネル レポート作成

# 【既存の治療法との比較】

- 検査の適応について、3学会合同ガイダンスでは、「小児がんでは診断時からの 検査が積極的に考慮される」と記されている。
- しかし、「DPC等における出来高評価の対象検査」となっていないため、外来通 院に移行できる状態になるまで検査が提出できず、診断(または再発)から検査 提出までの中央値は3か月以上となっている。
- 学会による実態調査(2019年以降が対象)でも「出検のためだけの退院」を実施 した施設が83施設中37施設(45%)を占めている。さらに、検査実施数779例に 比し、「退院できずに検査ができなかった」症例が15例いた。
- 臨床研究JCCG-TOP2により、入院中でも出検を可能にしたところ、「入院中に出 検した | 割合が156例中91例(58%)であった。

### 入院中の算定が可能になることで、診療に必要なタイミングで遅 滞なく出検が可能になる。

- 検査適応となる患者のうち、約半数にとって利益になる。
- 検査件数の増加は2%程度(年平均194件→198件)である。

# 【対象疾患】

以下の条件を満たす患者が対象となる

- 標準治療がない(もしくは終了した) 固形がん患者
- 全身状態及び臓器機能等から、本検査 施行後に化学療法の適応となる可能性 が高いと主治医が判断した者
- 関連学会の化学療法に関するガイドラ イン等に基づいて判断する

# 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

<有効性>

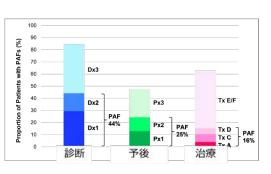
- 小児がんに対する臨床研究JCCG-TOP2(n=205)では、検査を受けた患者の75%で診療 上意義のあるゲノム異常が検出された(右図)。
- 米国Pediatric-MATCH研究では、1000名の小児がん患者が検査を受け、13.1%がゲノム 異常を標的とした薬剤を投与される試験に登録した。

<診療報酬上の取り扱い>

がんゲノム医療提供体制の中で指定された、「がん ゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院、 がんゲノム医療連携病院しのいずれかから検査提出 が可能である。

• 検査の提出:44000点

※「DPC等における出来高評価の対象検査」となって いない。 (結果説明12000点は入院中でも算定可能)



整理番号 ※事務処理用		255201	
提案される医療技術名		低濃度酸素吸入	
	申請団体名	日本小児循環器学会	
## N. 7 F. #	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	15心臓血管外科	
	対定する間が水中(とうなく)	38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)	集中治療科
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	市血流増加型先天性心疾患に対する低酸素療法	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分		J
	診療報酬番号	024	
		1 - A 算定要件の見直し(適応)	該当する場合、リストから〇を選択
		1 - B 算定要件の見直し(施設基準)	該当する場合、リストから○を選択
		1 — C 算定要件の見直し(回数制限)	該当する場合、リストから○を選択
		2-A 点数の見直し(増点)	0
		2-B 点数の見直し(減点)	該当する場合、リストから○を選択
再	評価区分(複数選択可)	3 項目設定の見直し	0
		4 保険収載の廃止	該当する場合、リストから○を選択
		5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから○を選択
		6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択
		「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	-
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 112		肺血流増加型先天性心疾患の重症患者に対し、空気に窒素を加えた低濃度酸素を吸入することにより肺血流を減少、体血流を増加させ、血行動態 を安定させる。重症な血行動態であることから、厳密なモニタリングと専門的な管理体制が必要である。	
		タリング管理体制で行う必要がある。2005年-2008年の 委託事業(17公-5))」で有効性が示されている。本治的 的として低濃度酸素吸入を行った場合は、区分番号(JU 度の低い空気により換気を行うことから、低い酸素濃 われている。本治療は 「酸素ガスを使用しないにも関	して、空気に窒素を加え吸入酸素濃度を下げ、肺血流を低下させる治療であり、厳密なモニ ・「肺血流量増加型先天性心疾患に対する低酸素濃度ガス吸入療法のてびき(成育医療研究 療は「J024酸素療法の通知(3) 肺血流増加型先天性心疾患の患者に対して呼吸循環管理を目 124) 酸素吸入の所定点数を算定する」とされ酸素療法に含まれている。また21%より酸素濃 度の専門的な厳密なモニタリングを必要とするが、概ね医療者の自発的な人的努力により賄 けらず、J-024の酸素療法に含まれている」「厳密な管理体制とモニタリングに人手が必要 あり、現状の見直しが必要である。そのためJ-024酸素吸入と別項目とし、適切な保険点数

【評価項目】			
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		低濃度酸素吸入療法は、限られた重症先天性疾患の治療で厳密な管理が必要である。現在の保険診療における課題の有無を把握するために、管理体制の全国調査を行ったところ、本治療において「少ない看護体制での診療」「治療に伴う医師の負担増加」が生じている施設の現状が明らかとなった(添付1.2)。本療法の施行において診療の質の保持と医療安全の観点から、治療と必要なモニタリングにかかる人件費に関する診療報酬の再評価が必要と考えられる。またこの治療は酸素を使用しないことと、一般処置の酸素吸入とは異なる特殊な治療であることから、酸素吸入とは別の項目設定の見直しが必要と考えられる。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象とする患者 高肺血流を呈する先天性心疾患 ・技術内容 人工空気に窒素を付加し、低酸素濃度の空気を投与し、厳密な患者観察とモニタリング ・点数や算定の留意事項 一般処置の酸素吸入に含まれている	
診療報酬区分(再	揭)	J	
診療報酬番号(再	揭)	024	
医療技術名		酸素吸入	
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	生命を脅かす危機的重症病態において有効性が示されている対症治療であるが、疾患により予後が異なることから、本療法の長期的予後に関する 改善効果は不明である	
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。)	

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		対象となる症例は限定されており、再評価によって本処置の実施数は変化しない。日本小児循環器学会統計から対象となりえる症例の発症率は出 生数の0.03%(約3千人に一人)と推定され、年間出生数75万から計算して、年間約230人程度と推定できる。出生数は経時的に減少しており、以前 は出生数80万を使用して症例数を推定していた。本療法は一般的に新生児期に一度施行される特殊な治療である。
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	240
変化	見直し後の症例数(人)	230
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	240
変化等	見直し後の回数(回)	230
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	・学会等における位置づけ ・空会等における位置づけ 本処置に関する学会のガイドラインはないが、厚生労働省成育医療研究委託事業における「肺血流増加型先天性心疾患に対する低酸素濃度吸入ガス療法のてびき」(17公-5)によると本邦において小児循環器専門施設の約130施設で行われている専門的治療法である。 ・難易度 肺血管抵抗を吸入ガスによりコントロールする専門的治療であり、厳密なモニタリングと専門的知識が必要である。本処置の実施には、小児科医 (小児循環器医・新生児科医)・心臓外科医・麻酔科医が診療する専門施設における、厳密なモニタリング下での十分な看護体制と専門医師体制 が望ましい。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	なし
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	主たる実施医師は、当該処置を十分経験した医師であることが望ましい。
と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	上記、厚生労働省成育医療研究委託事業のてびき
: ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		最も危惧すべき合併症は低酸素濃度ガスを吸入することによる低酸素血症が懸念されるが、本療法による体血流の増加効果により酸素供給は増加 し、低酸素血症は回避される。
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題なし。
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	<u>見直し前</u> 見直し後 その根拠	65点(1日あたり) 2344点(1日あたり) 当該処置施行施設の8%は看護体制が不足しており、体制整備のための点数の見直し(増点)が必要である(資料3)
9関連して減点	区分	区分をリストから選択 一
や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	技術名 具体的な内容	_
	プニフマノナフ	增 (+)
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	塩(ヤ) 3,125,500
⑩予想影響額	その根拠	予想される当該技術に係る年間医療費=妥当と思われる診療報酬点数(2,400点)×10円/点×年間対象患者数(19人:230 x 0.08)×一人当たりの年間実施回数(1回)x 実施日数平均7日 = 3,125,500円 当該技術の保険収載に伴い減少すると予想される医療費=1,092,000円 3,192,000円 - 1,092,000円 = 2,100,000円
		なし
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし
<b>⑫その他</b>		なし
③当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		日本集中治療医学会、日本新生児成育医学会、日本心臓血管学会

	i	肺血流量増加型先天性心疾患に対する低酸素濃度ガス吸入療法のてびき
	1) 名称	肺血流性の型先天性心疾患に対する低酸素濃度ガス吸入療法の効果と安全性に関する基礎的・臨床的研究
⑭参考文献 1	2) 著者	石澤 瞭、磯田 貴義
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	成育医療研究委託事業(17公-5)報告書
	4)概要	肺血流増加型先天性心疾患に対する多施設前方視的観察研究の報告。13例中10例で著効・有効であった。多くの基礎的研究も同時に行われてい る。
	1) 名称	Changes in Cerebral Oxygen Saturation and Blood Flow During Hypoxic Gas Ventilation Therapy in HLHS and CoA/IAA Complex With Markedly Increased Pulmonary Blood Flow
	2) 著者	Toiyama K, Hamaoka K, Oka T, et al
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Circ J 2010: 74: 2125 - 2131
	4) 概要	過度の肺血流増加を呈した左心低形成症候群および大動脈縮窄離断複合における低酸素濃度換気療法中の脳酸素飽和度と脳血流の変化。換気により尿量は有意差を持って増加し、脳内酸素飽和度は67%から71%に増加した。脳血管抵抗インデックスは0.80から0.68に有意に低下した。
	1) 名称	Hypoxic gas therapy using nitrogen in the preoperative management of neonates with hypoplastic left heart syndrome
	2) 著者	Shime N. Hashimoto S, et al
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatr Crit Care Med 2000: 1:38-41
	4)概要	左心低形成症候群の術前管理として窒素を利用した低酸素濃度換気療法。左心低形成のノーウッド手術術前に低酸素濃度換気を行うことで、体循 環が安定化が得られた。
	1) 名称	Monitoring of Cerebral Oxygenation during Hypoxic Gas Management in Congenital Heart Disease with Increased Pulmonary Blood Flow
	2)著者	TAKAMI T, YAMAMURA H, et al.
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatr Res 58:521-524, 2005
	4) 概要	肺血流増加を呈した先天性心疾患における低酸素濃度治療の脳酸素化モニタリング。低酸素濃度治療により脳血流は増加するが、酸素飽和度80% 以下では組織酸素供給量は低下した。
	1) 名称	-
⑭参考文献5	2) 著者	-
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4)概要	-

申請技術名

申請学会名

255201

低濃度酸素吸入

日本小児循環器学会

### 「医療技術の概要」

低濃度酸素の肺血管収縮作用により肺血流量を減少させることで体血流を増加する治療

# 「対象疾患名」

肺血流増加型先天性心疾患(主に新生児) 出生数と疾患頻度から年間対象患者は約230人 と考えられる。





低酸素吸入でショックを防ぎ、 術前状態を安定化する 特別な治療

体循環減少性ショック

# 「有効性および現在当該疾患に対して行われている 治療との比較 I

対象疾患においてすでに全国で施行されており、 肺血流増加によるショックを防ぐ効果が示され ている。術前のショックを防ぐ目的で行われる。

### 「現在の診療報酬上の取扱い」

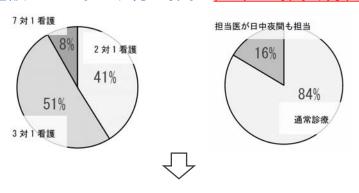
一般処置の酸素吸入(J024)に区分(1日あたり65点)

### 「現在の課題」

「<u>十分なモニタリング</u>のもと<u>高度で専門的な</u>管理体制が必要」 とされているが、

### 全国調査の結果

- 8%の施設で7対1看護体制で施行 → 7対1看護では不足
- 16%の施設で1日あたり約8時間の医師の時間外労働増加



専門的診療体制と3対1看護体制を確保するために、 人件費として「1日あたり2344点」が必要



体制整備により、医師の過重労働を軽減し、 働き方改革に貢献すると考えられる

整理番号 ※事務処理用			255202
提案される医療技術名		経皮的動脈血酸素飽和度測定	
	申請団体名	日本小児循環器学会	
担告 1.7 医生	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	03循環器内科	
	ME TODAM (2 ) & C/	15心臟血管外科	
	技術又は提案される医療技術に類似した E療技術の提案実績の有無		<del>無</del>
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	特になし	
	追加のエビデンスの有無	有無をリストから選択	
	診療報酬区分		D
	診療報酬番号	233	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 の 対当する場合、リストから〇を選択 の 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 36		チアノーゼ性先天性心疾患症例に対し経皮的動脈血酸	素飽和度を測定すること。
再評価が必要な理由		れている手技であるが、診療報酬が認められていない。	心疾患症例に対し、そのチアノーゼの程度を把握するために、入院、外来で一般的に実施さ 。D-223は現在、「呼吸不全若しくは循環不全又は術後の患者であって、酸素吸入若しくは は酸素吸入若しくは突着しくは突性難聴に対する酸素療法を行う必要があるもの」と規定されおり、 ゼ性先天性心疾患症例の一部が含まれていない。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		断することは難しい。そのため、経皮的動脈血酸素飽するガイドライン」および「2018 AHA/ACC Guideline 脈管開存、Ebstein病、修正大血管転位などの内科的管	影響は、多血等の影響や、症例ごとに自覚症状が異なることから、視診および問診だけで判 和度測定が必要である。「2022年改訂版 先天性心疾患術後遠隔期の管理・侵襲的治療に関 for the Management of Adults With Congenital Heart Disease」に、心房中隔欠損、動 理で解剖や病態の把握に必要と記載されている。また、本技術は、他の修復後または未修 値されている。そのため、酸素投与を要しない未修復・修復後のチアノーゼ性心疾患にも適	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		の又は酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法: 合 ・医療技術の内容:指趾、耳朶にパルスオキシメータ: ・点数や算定の留意事項:35点。人工呼吸と同時に行	った経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は人工呼吸の所定点数に含まれる。閉鎖式全身麻酔 管による閉鎖循環式全身麻酔を算定した日と同一日には算定できない。区分番号「C103」在	
診療報酬区分(再掲)		D		
診療報酬番号(再	掲)	233		
医療技術名		経皮的動脈血酸素飽和度測定		
③再評価の根 拠・有効性	治憑率、死亡率やGULの改善等の長期で	生理的ステージCおよびD(有症候性、検査値異常あり) 動脈管開存、Ebstein病、Fallot四徴、心房スイッチ術 価に、受診ごとの経皮的動脈血酸素飽和度測定が推奨:	の未修復または修復された先天性心疾患(心房中隔欠損、心室中隔欠損、房室中隔欠損、 後の完全大血管転位、修正大血管転位、Fontan術後、肺高血圧・Eisenmenger症候群)の評 される。	
	ガイドライン等での位置づけ		心房中隔欠損、動脈管開存における安静時および運動時の測定:クラスI、エビデンスレベ ルC-専門家鑑定	

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		日本小児循環器学会調査報告「小児期発生心疾患実態調査2020(extension://elhekieabhbkpmcefcoobjddig.jcaadp/https://jspccs.jp/wp-content/uploads/rare_disease_surveillance_2020.pdf)」より、上記③の疾患群の発生率は約1.00%となる。この中で、未修復、または修復されたにもかかわらずチアノーゼが存在、心房スイッチ術後、Fontan術後、肺高血圧・Eisenmenger症候群に該当する患者群を20%と仮定する。2020年10月1日の我が国の人口は1億2,622万7千人(令和2年国勢調査、総務省統計局)であり、以上より、1億2,622万千×0.01×0.2=約25万と推定した。年間実施回数を年間受診回数とし、4回/年と仮定した。	
見直し前の症例数 (人) 年間対象者数の		0	
変化	見直し後の症例数(人)	約25万人	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0	
変化等	見直し後の回数(回)	約100万回	
。 ⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		・学会等における位置づけ:実臨床でチアノーゼ性先天性心疾患症例に対する経皮的動脈血酸素飽和度測定は、非侵襲的であり、その症例の状態把握のための1つの項目として、血圧等を同様に一般に実施されている。 ・難易度:センサを装着するだけで、非侵襲的に簡易的かつリアルタイムに動脈血酸素飽和度をモニタリングすることが可能な簡易な医療技術である。 ・日本循環器学会 先天性心疾患術後遠隔期の管理・侵襲的治療に関するガイドラインおよび米国心臓病学会/米国心臓協会のGuideline for the Management of Adults With Congenital Heart Diseaseにおいて、特定の疾患を有する患者に対する経皮的動脈血酸素飽和度測定は推奨されている。 ・日本循環器学会 先天性心疾患並びに小児期心疾患の診断検査と薬物療法ガイドラインではチアノーゼの診断には低酸素血症があってもチアノーゼの判定が困難な場合があり、経皮酸素飽和度モニターによる確認が重要であると記載されている。同様に無脾・多脾症候群でも肺血流量の判断を非侵襲的に連続的にモニターでき、患者の血行動態のモニターとして有用である(クラス Ila)と記載されている。・日本循環器学会 成人先天性心疾患診療ガイドラインにはチアノーゼ性先天性心疾患の患者さんの妊娠前の経皮的動脈血酸素飽和度(Sp02)>85% またはヘモグロビン< 20 g/dL が、生産児を得る強力な予測因子であると記載されている。	
・施設基準 (技術の専門性 等を踏まえ、必	制等)	小児科・循環器内科・心臓血管外科のいずれかを標榜していること。	
要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	上記医師1名、看護師1名 経験年数や資格は問わない	
に記載するこ と)	その他 (連守すべきガイドライン等その他の 要件)	先天性心疾患術後遠隔期の管理・侵襲的治療に関するガイドライン・Guideline for the Management of Adults With Congenital Heart Disease・先天性心疾患並びに小児期心疾患の診断検査と薬物療法ガイドライン・成人先天性心疾患診療ガイドライン	
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		特になし	
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		特になし	
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠		
	区分	区分をリストから選択 -	
<ul><li>⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療</li></ul>	番号 技術名		
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	-	
プラスマイナス		增 (+)	
⑩予想影響額	予想影響額(円) その根拠	35,000,000 35点/日または回 × 年間外来患者数	
備考		-	
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし	
<b>⑫その他</b>		なし	
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		日本小児科学会・日本心臓血管外科学会・日本成人先天性心疾患学会	

	1) 名称	2022年改訂版 先天性心疾患術後遠隔期の管理・侵襲的治療に関するガイドライン	
	2)著者	日本循環器学会 大内 秀雄、河田 政明、他	
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	extension://elhekieabhbkpmcefcoobjddigjcaadp/https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2022/03/JCS2022_0huchi_Kawada.pdf	
	4) 概要	Ebstein病の正確な形態や病態の把握には経皮酸素飽和度測定に加え、MRIやCTを用いた画像診断や運動負荷試験を適宜加える。 安静時酸素飽和度90%未満が持続するEbstein病の術後遠隔期例には心房間交通の閉鎖を考慮する。 修正大血管転位の正確な形態や病態の把握には経皮酸素飽和度測定に加え、MRIやCTを用いた画像診断や運動負荷試験を適宜加える。	
	1) 名称	2018 AHA/ACC Guideline for the Management of Adults With Congenital Heart Disease	
	2)著者	Stout KK,Daniels CJ, Aboulhosn JA, Bozkurt B, Broberg CS, Colman JM, Crumb SR, Dearani JA, Fuller S, Gurvitz M, Khairy P、他	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Circulation. 2019;139:e698-e800. DOI: 10.1161/CIR.000000000000603	
⑭参考文献 2	4) 概要	シャントが残存する未修復または修復心房中隔欠損の成人の評価には、シャントの方向と大きさを決定するために、安静時及び運動時の経皮的動脈血酸素飽和度測定が推奨される。 動脈管開存の右-左シャントによるチアノーゼは、大動脈への動脈管挿入部の遠位に現れるため、経皮的動脈血酸素飽和度測定の正確な評価とチアノーゼの評価は、足と両手で行うべきである。他のタイプのシャントと同様に、安静時だけでなく、歩行時の経皮的酸素飽和度測定により、肺動脈抵抗の増加や運動による動的シャント反転のある患者を特定することができる。安静時の酸素飽和度が90%を超える患者の一部は、活動により酸素飽和度が90%を超える患者の一部は、活動により酸素飽和度が90%を超える患者の一部は、活動により酸素飽和度が90%を超える患者の一部は、活動により酸素飽和度が90%を超える患者の一部は、活動により酸素飽和度が90%を超える患者の一部は、活動により酸素飽和度が90%を超える患者の一部は、活動により変素を中隔欠損、房室中隔欠損、Fallot四微、心房スイッチ術後の完全大血管転位、修正大血管転位、Fontan術後、肺高血圧・Eisenmenger症候群の定期的なフォローアップで経皮的動脈血酸素飽和度測定を行うことが推奨される。	
	1) 名称	先天性心疾患並びに小児期心疾患の診断検査と薬物療法ガイドライン (2018年改訂版)	
	2) 著者	日本循環器学会 安河内 聰、他	
(4)参考文献 3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/02/JCS2018_Yasukochi.pdf	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	4)概要	チアノーゼの診断には低酸素血症があってもチアノーゼの判定が困難な場合があり、経皮酸素飽和度モニターによる確認が重要であると記載されている。同様に無脾・多脾症候群でも肺血流量の判断を非侵襲的に連続的にモニターでき、患者の血行動態のモニターとして有用である(クラス IIa)と記載されている。	
	1) 名称	成人先天性心疾患診療ガイドライン(2017年改訂版)	
	2) 著者	日本循環器学会 市田 蕗子、他	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/02/JCS2017_ichida_h.pdf	
	4) 概要	成人に達した先天性心疾患症例の診療ガイドラインである。このなかでチアノーゼ性先天性心疾患の患者さんの妊娠前の経皮的動脈血酸素飽和度 (Sp02) > 85% またはヘモグロビン< 20 g/dL が、生産児を得る強力な予測因子であると記載されている。	
	1) 名称		
	2)著者		
④参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-	
	4)概要	-	

、 ※⑬については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研 究者等の名称を記載すること。 提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

255202 D-223 経皮的動脈血酸素飽和度測定

日本小児循環器学会

### 【技術の概要】

- 予後不良である先天性心疾患患者の中で、チアノーゼを有する群は特に重症度が高い(図)。
- 「チアノーゼ性先天性心疾患症例における経皮的動脈血酸素飽和度測定」を新規技術として申請する。

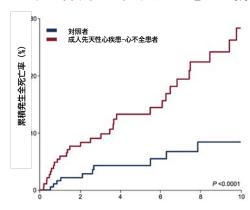


図 成人先天性心疾患-心不全と全死 因死亡率

成人先天性心疾患-心不全患者186人 とマッチさせた対照者186人の全死 因死亡率の逆カプランマイヤープ ロット。ACHD-HF患者では、マッチ させた対照群と比較して全死亡率が 4.67倍であった。

ESC Heart Failure 2021; 8: 2940-2950

## 【対象疾患】

• 未修復または修復されたチアノーゼ性先天性心疾患 (ファロー四徴症、完全大血管転位症、三尖弁閉鎖症、総 肺静脈還流異常症、単心室症、肺動脈閉鎖症、総動脈管症 など)

## 【既存の治療法との比較】

・ 経皮的動脈血酸素飽和度測定は、チアノーゼ性 先天性心疾患症例に対し、そのチアノーゼの程度 を把握し、診療計画を立案するために、入院、外 来で一般的に実施されている手技であるが、診療 報酬が認められていない。

## 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

- 日本循環器学会の「先天性心疾患術後遠隔期の管理・侵襲的治療に関するガイドライン」および 米国心臓病学会/米国心臓協会の「Guideline for the Management of Adults with Congenital Heart Disease」等において、チアノーゼを有す る患者に対する診断や経過観察に経皮的動脈血酸 素飽和度測定が推奨・記載されている。
- D-223は現在、「呼吸不全若しくは循環不全又は 術後の患者であって、酸素吸入若しくは突発性 難聴に対する酸素療法を現に行っているもの又は 酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法を 行う必要があるもの」と規定されおり、酸素吸入 の有無が算定の条件となっており、酸素投与を考 慮していないチアノーゼを有する先天性心疾患患 者対しては認められていない。

整理番号 ※事務処理用			256201
提案される医療技術名		小児科療養指導料	
	申請団体名	日本小児神経学会	
	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	リストから選択	
10 100 11	実建する砂焼件 (とうよじ)	リストから選択	
	技術又は提案される医療技術に類似した 原技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	小児科療養指導料	
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分		В
	診療報酬番号	B001の5	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない)	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数: 139		本指導料は、現在は小児科のみを専任とする医師が算ただしアレルギー科を併せ担当している場合はこの限を可能とされたい。	定し、当該保険医療機関が標榜する他の診療科を併せ担当している場合には算定できない。 りではない。他の診療科の併担当に関わらず、「小児科を担当する専任の医師」による算定
再評価が必要な理由		平成20年に広告可能な診療科名の改正が行われ、また神科、小児心療内科等を併せ担当している状態は相当 も乏しい。	小児科医の役割が拡大する中で、脳神経小児科やリハビリテーション科、新生児科、児童精 数あり、現状に即した変更が必要である。また、アレルギー科のみが併担当可能である根拠

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	小児科療養指導料は、小児科のみを専任する医師が作成する一定の治療計画に基づき療養上の指導を行った場合に限り算定する。治療計画を作成する医師が当該保険医療機関が標榜する他の診療科を併せ担当している場合にあっては算定できない。ただし、アレルギー科を併せ担当している場合はこの限りでない。しかしながら平成20年に広告可能な診療科名の改正が行われ、脳神経小児科やリハビリテーション科、新生児科、児童精神科、小児心療内科等を併せ担当している状態は相当数あり、現状に即した変更が必要である。また、アレルギー科のみが併担当可能である根拠も乏しい。他の診療科の併担当に関わらず、「小児科を担当する専任の医師」による算定を可能とされたい。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	・小児科療養指導料の対象となる疾患及び状態は、脳性麻痺、先天性心疾患、ネフローゼ症候群、ダウン症等の染色体異常、川崎病で冠動脈瘤のあるもの、脂質代謝障害、腎炎、溶血性貧血、再生不良性貧血、血友病、血小板減少性紫斑病、先天性股関節脱臼、内反足、二分脊椎、骨系統疾患、先天性四肢欠損、分娩麻痺、先天性多発関節拘縮症及び児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病(同条第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象に相当する状態のものに限る。)並びに同法第56条の6第2項に規定する障害児に該当する状態であり、対象となる書は、15歳未満の入院中の患者以外の患者である。また、出生時の体重が1,500g未満であった6歳未満の者についても、入院中の患者以外の患者になの対象となる。・小児科のみを専任する医師が作成する一定の治療計画に基づき療養上の指導を行った場合月1回に限り算定する。ただし、家族に対して指導を行った場合は、患者を伴った場合に限り算定する。・点数は270点で、情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、235点を算定する。	
診療報酬区分 (再掲)	В	
診療報酬番号 (再掲)	B001Ø5	
医療技術名	小児科療養指導料	

参考及性の変化 ※下記のように確定した機能  「現在の対象患者的は社会医療診療行為別能計によると、小児科療療物等料を算定している件数は2021年で月に2020時、年間2022年に発生した場合。 「現在の対象患者的は社会医療診療行為別能計によると、小児科療療物等料を算定している件数は2021年で月に2020時、年間2022年に発生した。このは他におり方が特別している作数は2021年で月に2020時、年間2022年に表現してもの、生産を含めたのほとで発酵している作数に対してもの。  「展施 法庭庭教の 要化  「展施 法庭の政務 (人)  「展通 上級の直接 (人)  「展加 法庭の政務 (人)  「展加 上級の直接 (国)  「別 工 し版の自然 (国)  「別 工 し版の表現を表現します。」 (日本)  「				
ガイドライン等での経費づけ ガイドラインをついません (本側にサイドラインを 大田本野女子にものがく、その中に後妻との辞名を表示が、				③再評価の根
200年は月に201年、日本の公司の企業を含めのほって研究という。	専料算定に係るガイドラインは策定されていないが、対象疾患については診療ガイド ンが策定されているのもが多く、その中に療養上の指導事項が記載されている。		ガイドライン等での位置づけ	
要比 (	₹間に約8万件増加しているが,年度をさかのぼって調査してみると年間40万件前後で┃	2020年は月に26321件, 年間26321x12=31万件である	受官及任の変化 ※下記のように推定した規拠	
現		32万人	見直し前の症例数(人)	年間対象者数の
要化等  東直し後の固数(図)  40万人  40万人  (原産計級の影響を		40万人	見直し後の症例数(人)	
別画し後の回数(回)		32万人	見直し前の回数(回)	
************************************		40万人	見直し後の回数(回)	
- 施設基準 (技術の場門性 物等) 報告 (根線料、手術件数、検査や手術の体 他の診療科の併担当に関わらず、「小児科を担当する専信の医師」による算定を可能とする。  「おおいまする」 (根線料、手術件数、検査や手術の体 物等と記載すること) (根線料、手術件数、検査や上数、専門性の影響を記載すること) (現実すべきガイドライン等その他の要件) (現実すべきガイドライン等その他の要件) (現実すべきガイドライン等その他の要件) (現実すべきガイドライン等その他の要件) (現実すべきガイドライン等その他の要件) (現実すべきガイドライン等その他の要件) (現実すべきガイドライン等その他の要件) (現実が、きが、またいまたいまた) (日本の事を観度) (日本の事を制度) (日本の事を	f職者会議」報告書によれば、「こども」とは基本的に18歳までの者を念頭に置いていた特定の年齢で途切れることなく行われ、思春期から青年期・成人期への移行期に	齢は、15 歳未満の患者である。「こども政策の推進 いるが、こどもの状況に応じて必要な支援が18歳や	位置づけ	・学会等における
要と考えられる 安件を、項目を を記載すること)  「の変全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度  「の強煙性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)  「の場合  「思恵した の場合  「の場合  「の場合  「記載した  「の場合  「の場合  「記載した  「の場合  「記載した  「の場合  「記載した  「記述した  「記	医師」による算定を可能とする。	他の診療科の併担当に関わらず、「小児科を担当す	(標榜科、手術件数、検査や手術の体	・施設基準
[記載すること] その他 (通守すべきガイドライン等その他の 表生) 特に変化なし 要件) 特に変化なし 要件) 「一点 と の できない できることが必要でから記載 (問題点があれば必ず記載) ない できることが必要であるため、対象年齢についても見直しが必要である。 こと (問題点があれば必ず記載) ない できることが必要であるため、対象年齢についても見直しが必要である。 こと (の 関連して滅点 を		(医師、看護師等の職種や人数、専門	要と考えられる 要件を、項目毎	
・副作用等のリスクの内容と頻度		その他 (遵守すべきガイドライン等その他の	に記載するこ と)	
(問題点があれば必ず記載) 「こども改策の推進に係る有識者会議」報告書によれば、「こども」とは基本的に18歳までの者を念頭に置いている。ことな (行われ、思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が必ができることが必要であるため、対象年齢についても見直しが必要である。  ②点数等見直しの場合 「表面し後 接当なし 接当なし 接当なし を分し 「大の根拠 「英国など 「大の根拠 「大の根拠 「大の根拠 「大の人間を発展を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		特になし		
□	こども」とは基本的に18歳までの者を念頭に置いている。こどもの状況に応じて必要 行われ、思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が必要な支援を受けること	「こども政策の推進に係る有識者会議」報告書によな支援が18歳や20歳といった特定の年齢で途切れる		
②関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療 技術名		該当なし	見直し前 目直し後	②尽数寺兄担し
③関連して減点 考えられる医療 技術名   該当なし   技術名   技術名   技術名   技術名   技術名   技術を含む)   対 (+)   フラスマイナス   増 (+)   フラスマイナス   フラスマイナス   フラスマイナス   予想影響額 (円)   216,000,000円   現在の対象患者数は社会医療診療行為別統計によると、小児科療養指導料を算定している件数は2021年で月に32780件、年間2020年は月に26321年、年間26321x12=31万件である。この1年間に約8万件増加しているが、年度をさかのぼって調査してみ推移している。仮に算定する医師の要件を緩和しても、小児科医の数はある程度頭打ちであり、件数は54元ほど増加しない件数が5万件増加すると、8万件x270点x10=2億1600万円の増加になるが、過去の年間件数で42万件/年(平成30年、令和元4減少傾向にある。   横考   該当なし		該当なし	その根拠	の場合
や削除が可能と 考えられる医療 技術名	<b>ぶし</b>	区分をリストから選択	区分	
技術(当該医療 技術を含む)			番号	内型III公共 11日本 1.
予想影響額 (円) 216,000,000円   216,000,000円   3月4の対象患者数は社会医療診療行為別統計によると、小児科療養指導料を算定している件数は2021年で月に32780件、年間20221年は月に26321件、年間26321件、年間26321件、年間26321件、年間26321件、中間26321件、中間26321件、中間26321件、中間26321件、中間26321件、中間26321件、中間26321分析である。この1年間に約8万件増加しているが、年度をさかのぼって調査してみ推移しているが、年度をさかのぼって調査してみ推移しているが、年度をさかのぼって調査しており、作数が8万件増加すると、8万件x270点x10=2億1600万円の増加になるが、過去の年間件数で42万件/年(平成30年、令和元4減少傾向にある。   該当なし   10 算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬   該当なし			考えられる医療 技術(当該医療 世代本会社)	
・ 現在の対象患者数は社会医療診療行為別統計によると、小児科療養指導料を算定している件数は2021年で月に32780件、年間2020年は月に26321件、年間26321×12-31万件である。この1年間に約8万件増加しているが、年度をさかのぼって調査してみ、 その根拠	增(+)		プラスマイナス	
⑩予想影響額 2020年は月に26321件、年間26321×12-31万件である。この1年間に約8万件増加しているが、年度をさかのぼって調査してみ 推移している。仮に算定する医師の要件を緩和しても、小児科医の数はある程度頭打ちであり、件数はそれほど増加しない 件数が8万件増加すると、8万件×270点×10=2億1600万円の増加になるが、過去の年間件数で42万件/年(平成30年、令和元4 減少傾向にある。 臓当なし ⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬				:
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 は出なり	現在の対象患者数は社会医療診療行為別統計によると、小児科療養指導料を算定している件数は2021年で月に32780件、年間32780x12=39万件、 2020年は月に26321件、年間26321x12=31万件である。この1年間に約3万件増加しているが、年度をさかのぼって調査してみると年間40万件前後で 推移している。仮に算定する医師の要件を緩和しても、小児科医の数はある程度頭打ちであり、件数はそれほど増加しないと予想される。年間の 件数が8万件増加すると、8万件x270点x10=2億1600万円の増加になるが、過去の年間件数で42万件/年(平成30年、令和元年)に比べると近年は 減少傾向にある。		その根拠	⑩予想影響額
		該当なし	備考	
		該当なし		
⑫その他 該当なし		該当なし	<b>②その他</b>	
③当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等 日本小児科学会、日本小児科医会		日本小児科学会,日本小児科医会	⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等	

	1) 名称	こども政策の推進に係る有識者会議報告書
	2) 著者	こども政策の推進に係る有識者会議(座長 清家篤)
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	内閣官房 令和3年11月29日
	4) 概要	少子高齢化の進行が社会に大きな影響を及ぼし危機的な状況にある中で、今後のこども政策をどのように進めていくか方向性を検討する有識者会 議がまとめた報告書。令和5年4月1日に発足したこども家庭庁は報告書に基づいて具体的な政策を実現する。
	1) 名称	今後の障害者支援の在り方について(報告書)~「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか~
	2)著者	障害児支援の在り方に関する検討会
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	厚生労働省 平成26年7月16日
	4)概要	障害児支援について、ライフステージに応じた切れ目のない支援(縦の連携)と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支 援体制の確立(横の連携)が必要と提言されている。現在の障害者支援の基本となる考え方がまとめられている。
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
①参考文献 5	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし

※⑬については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

256201 小児科療養指導料 日本小児神経学会

## 【技術の概要】

本指導料は、現在は小児科のみを専任とする医師が 算定し、当該保険医療機関が標榜する他の診療科を 併せ担当している場合には算定できない。ただしア レルギー科を併せ担当している場合はこの限りでは ない。他の診療科の併担当に関わらず、「小児科を 担当する専任の医師」による算定を可能とする。

## 【対象疾患】

脳性麻痺、先天性心疾患、ネフローゼ症候群、ダウン症等の染色体異常、川崎病で冠動脈瘤のあるもの、脂質代謝障害、腎炎、溶血性貧血、再生不良性貧血、血友病、血小板減少性紫斑病、先天性股関節脱臼、内反足、二分脊椎、骨系統疾患、先天性四肢欠損、分娩麻痺、先天性多発関節拘縮症及び児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象に相当する状態のものに限る。)並びに同法第56条の6第2項に規定する障害児に該当する状態。

## 【既存の治療法との比較】

本指導料の対象年齢は15歳未満である。「こども政策の推進に係る有識者会議」報告書によれば、「こども」とは基本的に18歳までの者を念頭に置いているが、こどもの状況に応じて必要な支援が18歳や20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が必要な支援を受けることができることが必要であると謳われている。

## 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

本指導料は、小児科のみを専任する医師が作成する一定の治療計画に基づき療養上の指導を行った場合に限り算定する(点数は270点)。

治療計画を作成する医師が当該保険医療機関が標榜する他の診療科を併せ担当している場合にあっては算定できない。ただし、アレルギー科を併せ担当している場合はこの限りでない。しかしながら平成20年に広告可能な診療科名の改正が行われ、脳神経小児科やリハビリテーション科、新生児科、児童精神科、小児心療内科等を併せ担当している状態は相当数あり、現状に即した変更が必要である。また、アレルギー科のみが併担当可能である根拠も乏しい。他の診療科の併担当に関わらず、「小児科を担当する専任の医師」による算定を可能とされたい。

整理番号 ※事務処理用		257201	
提案される医療技術名		診療情報提供料(1)	
申請団体名		日本小児心身医学会	
## N. 7 F. #	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	21精神科	
		リストから選択	
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	特になし	
	追加のエビデンスの有無	有無をリストから選択	
	診療報酬区分		В
	診療報酬番号	009	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 194		意を得て、当該患者が通園又は通学する児童福祉法第	害者支援法第8条及び第9条の教育、情報共有促進を目的に、当該患者又はその家族等の同39条第1項に規定する保育所又は学校教育法第1条に規定する学校等の学校医等に対して、 を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
再評価が必要な理由		である。特に学校は同法8条にあるように該当患者の 特性と医学的観点から環境調整の必要性、現在の医学	者支援法第9条にあるように該当患者と保護者を支援する関連機関の情報共有と連携が必須 教育の中心になるところであり、医療機関における診療状況や意見(検査による診断や発達 的な治療法)を学校に伝えることは同法8条にある教育の実施にとって有用と考えられる。 とすることは、発達障害における医療機関と学校の連携の促進に有用と考えられる。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		発達障害患者の教育及び支援を行うためには発達障碍者支援法第9条にあるように該当患者と保護者を支援する関連機関の情報共有と連携が必須である。特に学校は同法8条にあるように該当患者の教育の中心になるところであり、医療機関における診療状況や意見(検査による診断や発達特性と医学的観点から環境調整の必要性、現在の医学的な治療法)を学校に伝えることは同法8条にある教育の実施にとって有用と考えられる。このため、保険医療機関から保育や教育機関への診療情報の提供はこれらの連携に必須であるといえる。現状では教育機関への情報提供は評価対象外となっており、地域支援体制が確立しにくく支援が行われにくい。診療情報の共有・連携の強化は、疾患管理の向上、障害児の心身症や精神疾患の発症の軽減、自立の促進につながり、医療費の抑制に貢献できる。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		保険医療機関が、児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く、)等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。尚、現行の「学校等、保育所等」には、直接児童の発達支援をしている、児童発達支援センター・事業所、放課後等ディサービスが入っておらず、提供先として加えることで医療的ケアをはじめ応急処置が適時適切に行える。
診療報酬区分(再掲)		В
診療報酬番号(再	掲)	009
医療技術名		診療情報提供料(1)
		מואד או את כם
		「注意欠如・多動症-ADHD-の診断・治療ガイドライン 第5版」(2022年改訂)では、「ADHDの治療・支援は環境調整に始まる多様な心理社会的治療から開始すべきであり、本ガイドラインは「まず薬物療法ありき」の治療姿勢を推奨しない。あくまで薬物療法は心理社会的治療の効果不十分であることを確認したうえで、併せて実施すべき選択肢である。」とある。学校との連携は心理社会的治療にあたり、情報提供書により連携を強化することで薬物療法の使用率を下げることが期待できる。

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		文部科学省による「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について(令和4年12月13日)」によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」小中学生は8.8%、人数としては約76万人。これらすべてに診療情報提供書が必要なわけではないが、小児心身医学会の保険委員の所属する医療機関では医師一人あたり年間10~20症例程度について学校と詳細なやりとりを行っていた。発達障害を専門的に診察するであろう「子どものこころ専門医」は全国で約600人いる。1人20件、年3回(学期ごと)は情報を提供するとすれば、年間3万6千件の算定が推測される。
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	これまで算定無し
変化	見直し後の症例数(人)	1万2千人
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	これまで算定無し
変化等	見直し後の回数(回)	3万6千回
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	小・中学校への情報提供に使用する様式 (別紙様式14) を利用できるため、新様式を作成する必要はない。発達障害診療に携わっている医師であれば書類の作成は容易である。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	特に新たな要件は不要。「患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて患者の情報提供を行った場合に、情報提供先ごとに月1回に限り算 定」
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	外来診療可能な医師
に記載するこ と)	その他 (連守すべきガイドライン等その他の 要件)	個人情報の保護に関する法律
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	個人情報に関すること
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題なし
<ul><li>⑧点数等見直し</li></ul>	見直し前 見直し後	250 250
の場合	その根拠	変更は可能
◎明本! マボキ	区分	区分をリストから選択 該当項目なし
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号 技術名	該当項目なし 該当項目なし
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	特になし
	プラスマイナス	增(+)
⑩予想影響額	予想影響額(円)	900, 000, 000円 250点×3.6万件/年間×10円=9, 000, 000円
	その根拠 備考	医療と学校の連携による心理社会的治療が進み、薬物療法の導入件数が抑制され、医療費の抑制につながることが期待される。
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし
⑫その他		特記すべきことなし
③当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし

	1) 名称	心理社会的治療
	2)著者	齊藤 万比古、飯田 順三/編
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	注意欠如・多動症—ADHD—の診断・治療ガイドライン第5版. じほう, 東京, pp264-337, 2022.10. ロ
	4)概要	発達障害の一つであるADHDの診断治療ガイドラインにおいて、薬物療法より心理社会的治療から開始すべきとされており、心理社会的治療には学校など関連専門機関との連携、および環境調整が含まれている。またADHDのみならず発達障害全般でも同様と言及されている。
	1) 名称	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について(令和4年12月13日)
	2)著者	文部科学省
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm(令和4年4月5日アクセス)
	4) 概要	通常学級に在籍する小中学生のうち、約8.8%が「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と教員への調査で明らかになった。
	1) 名称	発達障害者支援法(平成十六年十二月十日法律第百六十七号)
	2) 著者	特になし
⑭参考文献3	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1376867.htm (令和4年4月5日アクセス)
	4)概要	発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業 務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない、とある。
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 4	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし
	1) 名称	特になし
<b>④参考文献</b> 5	2) 著者	特になし
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

257201 診療情報提供料(1) 日本小児心身医学会

## 【技術の概要】

発達障害のある患者について、当該患者が通園又は通学する 学校等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、 当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供する。

## 【既存の治療法との比較】

現在、診療情報提供料(1)を算定できる疾患に発達障害は含まれていない。

医療と学校の連携を促進すること、そして情報提供をより 正確に行い、発達障害児が過ごす学校における環境調整を 効果的に行うためにも、算定可能とすべきである。

## 【対象疾患】

·発達障害

令和4年の文部科学省の調査によると、小中学生の約8.8%が「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と報告されている。 人数としては約76万人。

## 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

·有効性

発達障害に対する治療は心理社会的治療が優先され、 その効果が不十分な場合に薬物療法が考慮される。 診療情報提供を文書にして学校に提供することにより、 医療と学校の連携および学校における環境調整が進 み、心理社会的治療の効果の向上が期待できる。その 結果、薬物療法導入に至る症例数の減少につながり、 医療費の抑制に貢献できる。

- ・診療報酬上の取扱い
  - ·B医学管理等
  - •250点

整理番号 ※事務処理用		258201	
提案される医療技術名		リツキシマブ投与後の造血器腫瘍細胞抗原検査 (D005 15) によるB細胞 (CD20) モニタリング	
申請団体名		日本小児腎臓病学会	
	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	四寸 + 7 = A + 7 ( / A - + )	00なし	
112 775 1 1	関連する診療科(2つまで)	00なし	
	を 技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
· >< 196 (C) / 1 (V)	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	リツキシマブ投与後のCD19、またはCD20モニタリング(	名称変更を行った)
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分	D	
	診療報酬番号	005 15	
再評価区分(複数選択可)		1 - A 算定要件の見直し(適応) 1 - B 算定要件の見直し(施設基準) 1 - C 算定要件の見直し(施設基準) 2 - A 点数の見直し(増点) 2 - B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない)	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 107		難治性のネフローゼ症候群に対するリツキシマブ(抗CD20モノクローナル抗体)投与後の造血器腫瘍細胞抗原検査(D005 15)によるB細胞 (CD20) モニタリングの臨床上の有用性を考慮し、保険適応の追加を希望する。	
再評価が必要な理由		ことが多く、回復とともにネフローゼ症候群が再発する おいて、効果的な評価方法はB細胞測定以外に存在しな	すると、B細胞 (CD20) は枯渇し、5~6か月して回復する。B細胞枯渇中は寛解を維持できる 5ことが多い。現時点で、リツキシマブ投与の効果と、ネフローゼ症候群再発予防の指標に い。しかし、保険収載されている適応疾患は、悪性リンパ腫に対する造血器腫瘍細胞抗原 進治性のネフローゼ症候群患者へのリツキシマブ投与後のB細胞測定により、治療効果判定 を、医療費の削減が期待できる。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		難治性のネフローゼ症候群患者にリツキシマブを投与すると、B細胞(CD20)は枯渇し、5~6か月して回復する。B細胞枯渇中は寛解を維持できることが多く、回復とともにネフローゼ症候群が再発することが多い。従ってリツキシマブ治療を受けた患者にとって、B細胞の動向は効果だけでなく再発予測に重要な情報になる。本検査は小児特発性ネフローゼ症候群診療ガイドライン2020、IPNA(国際小児腎臓病学会)ステロイド感受性ネフローゼ症候群ガイドライン2022においても、リツキシマブ投与後のB細胞の定期的検査を推奨している。以上のことから、難治性ネフローゼ症候群のリツキシマブ投与後の造血器腫瘍抗原検査によるB細胞モニタリングの保険収載を希望する。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象とする患者は、 悪性リンパ腫等の患者でモノクローナル抗体を用いて、白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を 行った場合に算定できる。 ・患者1人につき、月1回を限度として算定できる。
診療報酬区分(再	揭)	D
診療報酬番号(再	揭)	005 15
医療技術名		造血器腫瘍細胞抗原検査
	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	再評価により、難治性のネフローゼ症候群の治癒率が改善することはない。しかし、リツキシマブ療法の寛解効果とネフローゼ症候群の再発予測が出来ることに加え、有害事象(無顆粒球症)の予測、ST合剤投与の必要性、予防接種のタイミングを決定することができる。リツキシマブ治療を受けた患者にとってQOLの向上を図ることができ、難治性のネフローゼ症候群患者の長期予後に良好な結果が得られる。
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す あ。) る。) が必要でを編集)、小児ステロイド感受性ネフローゼ症候群診療ガイドライン2020(日本小児腎臓病学会編集)、小児ステロイド感受性ネフローゼ症候群診療ガイドライン2022(IPNA(国際小児腎臓病学会)編集)。

受官及住の変化 ※下記のように推定した担伽		現在は悪性リンパ腫 (新規罹患患者数: 36,638人/2019年、国立がん研究センターホームページ (https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/cancer/25_ml.html) を対象としている。再評価によって難治性のネフローゼ症候群:年間500人、1人あたり3-4回/年の測定が予測される。
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	37, 000人
変化	見直し後の症例数(人)	37, 500人
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	37,000回
変化等	見直し後の回数(回)	39,000回
(5) 医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		前述の通り、小児特発性ネフローゼ症候群診療ガイドライン2020(日本小児腎臓病学会編集)と国際小児腎臓病学会ネフローゼ症候群診療ガイドライン2022においてリツキシマブ投与後のB細胞(CD2O) モニタリングが必要であると位置付けられている。また、リツキシマブ治療を行った難治性のネフローゼ症候群についての多くの学術論文ではB細胞がモニタリングされている。なお、通常の血液検査による測定が可能であり、検査や手技そのものの難易度は低い。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	腎臓専門医(腎臓内科医または小児腎臓内科医)が診療している施設。
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	同上
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	なし
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	患者への侵襲は他の検査時に行う採血に5mL追加するだけであり、リスクは高くない。
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば	妥当性 必ず記載)	問題なし
	見直し前	1,940点
⑧点数等見直しの場合	見直し後	1,940点
07-93 <u>L</u>	その根拠	変更ありません。
@##! ~# t	区分	区分をリストから選択
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号 技術名	該当なし 該当なし
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	該当なし
	プラスマイナス	減 (一)
	予想影響額(円)	10, 362, 500円
⑩予想影響額	その根拠	予想される当該技術に係る年間医療費:検査点数 (a:1940点) × 対象患者数 (b:500人) × 実施回数 (c:3回)=29,100,000円 当該技術保険収載に伴い減少すると予想される医療費: ネフローゼ症候群再発予防的にリツキシマブ治療を行っている施設で、根拠を持って次の 投与時期を決めることができるため、リツキシマブ投与回数を減らすことによる医療費減少=治療点数 (a:15,785点) × 対象患者数 (b:リツキシマ ブ投与後のB細胞(GD20)モニタリングによりB細胞の早期回復(<5ヶ月)を認めない患者割合(約50%)250人)×実施回数 (c:1回)=39,462,500円
	備考	なし
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		医療機器:フローサイトメータ 体外診断用医薬品(検査用試薬):測定試薬としてのモノクローナル抗体 フローサイトメータとその測定試薬はすでに造血器腫瘍細胞抗原検査 (D005 15) で承認・使用されている。 算定要件の見直しにより、造血器腫瘍細胞抗原検査に比べ、B細胞表面マーカー(CD20)のみの少ない測定試薬での測定が可能となる。
⑫その他		なし
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		なし

	1) 名称	小児特発性ネフローゼ症候群診療ガイドライン2020	
(A)参考文献 1	2)著者	日本小児腎臓病学会	
呼参与人脈(	3)雑誌名、年、月、号、ページ	小児特発性ネフローゼ症候群診療ガイドライン、2020年、49-52ページ	
	4)概要	リツキシマブ投与後に定期的なB細胞モニタリングが推奨されている。	
①参考文献 2	1)名称	IPNA clinical practice recommendations for the diagnosis and management of children with steroid-sensitive nephrotic syndrome	
	2)著者	Trautmann A, Boyer O, Nakanishi K et al. on behalf of the International Pediatric Nephrology Association	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatric Nephrology.2023:38:877-919	
	4)概要	リツキシマブ投与後の定期的なB細胞モニタリングが推奨されている。	
	1) 名称	Predictors of relapse and long-term outcome in children with steroid-dependent nephrotic syndrome after rituximab treatment	
	2) 著者	Fujinaga S, Hirano D, Mizutani A, Sakuraya K, Yamada A, Sakurai S, Shimizu T.	
⑭参考文献3	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Clin Exp Nephrol. 2017: 21: 671-676	
	4)概要	リツキシマブ投与後のB細胞の早期回復(5ヶ月以内)を認めない患者はネフローゼ症候群再発のリスクが低く、リツキシマブ投与回数を減らすことが出来る。	
	1) 名称	Rituximab is a safe and effective long-term treatment for children with steroid and calcineurin inhibitor-dependent idiopathic neohrotic syndrome	
⑭参考文献 4	2)著者	Ravini P, Ponticelli A, Siciliano C, Fornoni A, Magnasco A, Sica F, Bodria M, Caridi G, Wei C, Belingheri M, Ghibberi GM et al.	
	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Kidney Int. 2013: 84; 1025-1033	
	4)概要	ネフローゼ症候群再発はリツキシマブ投与後のCD20の回復と相関する。	
	1) 名称	Rituximab for childhood-onset, complicated, frequently relapsing nephrotic syndrome or steroid-dependent nephrotic syndrome: a multicentre, double-blind, randomised, placebo-controlled trial.	
(A)参考文献 5	2)著者	lijima K, Sako M, Nozu K, Mori R, Tuchida N, Kamei K, Miura K, Aya K, Nakanishi K, Ohtomo Y, Takahashi S, Tanaka R, Kaito H, Nakamura H, Ishikura K, Ito S, Ohashi Y; Rituximab for Childhood-onset Refractory Nephrotic Syndrome (RCRNS) Study Group.	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Lancet. 2014: 384: 1273-81	
	4)概要	難治性のネフローゼ症候群に対するリツキシマブ療法の二重盲検プラセボ対照ランダム化比較試験。本治療が保険収載を得た根拠となった論文。 B細胞の回復によりネフローゼ症候群が再発する。	

・ ※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研 究者等の名称を記載すること。

申請技術名 提案番号(6桁)

> リツキシマブ投与後の造血器腫瘍細胞抗原検査(D005 15)によるB細胞 (CD20) モニタリング

日本小児腎臓病学会

申請学会名

# 【技術の概要】

258201

難治性のネフローゼ症候群に対するリツキシマブ (抗CD20 モノクローナル抗体)投与後の造血器腫瘍細胞抗原検査 (D005 15) によるB細胞(CD20) モニタリングの保険適 応の追加

# 【対象疾患】

難治性のネフローゼ症候群(頻回再発型あるいはステロイド 依存性を示す): 年間約500人

小児ネフローゼ症候群の発症は10万人あたり6.5人/年(年間 約1,000人). 約20-30%が難治性のネフローゼ症候群に移行 小児特発性ネフローゼ症候群診療ガイドライン2020

## 【既存の治療法との比較】

CD19 ≥150 days 22

リツキシマブ投与後、再発を予測する方法は、造血器腫瘍細 胞抗原検査によるB細胞(CD20)モニタリング以外は存在 せず、国内外のガイドラインでも強く推奨されている.

Trautmann A. Pediatr Nephrol 2023

Fujinaga S. Clin Exp Nephrol. 2017

#### 図 1 B細胞早期回復を認めない例では 早期再発が少ない(1年以内14%) 0.7 0.6 0.5 0.4 B細胞回復5か月以上 0.2 0.1 CD19 <150 days 3000 1500 2000 2500 リツキシマブ投与後の観察日数(日) Number of risk CD19 <150 days 21

## 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

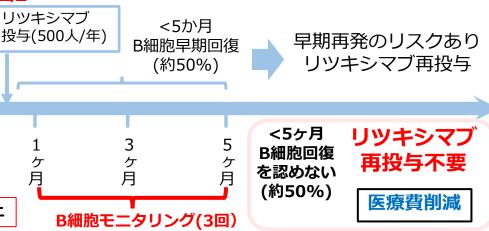
リツキシマブ投与後、B細胞の枯渇期間中は寛解が維持さ れる. しかし、B細胞の回復後に94%で再発する.

Iijima K. Lancet 2014

実臨床では、リツキシマブ再投与が行われているが、早 期(<5か月)のB細胞回復を認めない患者(約50%)は, 早期再発は少ないため、リツキシマブ再投与を減らすこ とが出来る(図1,2)

B細胞枯渇時期を認識することで、再発の予測のみならず 有害事象(無顆粒球症)の予測、ST合剤投与の必要性、 予防接種のタイミングを決定することができる.

## 図2



B細胞モニタリングを1,3,5か月後に行うことで,リ ツキシマブ投与回数が減少し, 医療費削減が期待出来る. →年間500名では、計算上、1000万円以上減額可能

整理番号 ※事務処理用		258202	
提案される医療技術名		腎代替療法指導管理料	
申請団体名		日本小児腎臓病学会	
	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	05腎臓内科	
	DE FUDINIT (2 ) & C)	24泌尿器科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	腎代替療法指導管理料	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分		В
	診療報酬番号	001 31	
再評価区分(複数選択可)		1-A 算定要件の見直し(適応) 1-B 算定要件の見直し(施設基準) 1-C 算定要件の見直し(回数制限) 2-A 点数の見直し(増点) 2-B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択
提案され	る医療技術の概要(200字以内)	既存項目である腎代替療法指導管理料の算定要件に「小児腎・泌尿器疾患に精通する、日本腎臓学会専門医、もしくは小児腎臓病疾患の臨床経験 が3年以上の小児科専門医」を要件として追加を希望する。	
再評価が必要な理由		は年齢・体格によって選択する腎代替療法が異なる点腹膜透析を永続的に行うことはできず、次の腎代替療 腎不全となりうる基礎疾患が成人とは大きく異なり、 成長・発達を含め、個人のライフサイクルを包括的になりの経験と知識、特殊技能が必要である。また、小 なりの経験と知識、特殊技能が必要である。在宅腹膜透 である腹膜透析に関するケアが必須である。在宅腹膜透 である腹膜透析カテーテル関連腹膜炎(CAPD腹膜炎)	る。成人では血液透析、腹膜透析、腎移植に関しての選択はほとんど等価であるが、小児でである。例えば、生直後に慢性腎不全になった場合は、腹膜透析しか方法がない。しかし、 まとして、血液透析ができる年齢ではないため、腎移植を選択することになる。また、慢性 氏天性腎尿筋疾患が圧倒的に多いため、泌尿器系疾患にも精通している必要がある。小児の 考えて説明するには、腎代替療法に関する専門的知識だけではなく、小児科医師としてのか 見慢性腎不全患者では腹膜透析を選択する患者が最多であるが、保護者あるいは本人による 所、透析カテーテルケアに関するきめ細やかな指導やフォローアップにより、重篤な合併症 の頻度を減少させられるというエビデンスもある。以上の理由から、腎代替療法指導の算定 会専門医、もしくは小児腎臓病疾患の臨床経験が3年以上の小児科専門医」を追加する必要

【評価項目】		
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		既存項目である腎代替療法指導管理料の算定要件には、施設基準として「腎臓内科診療の従事経験3年以上の専任常勤医師」や「5年以上の看護師経験、3年以上の腎臓病患者看護経験を持つ専任常動看護師」による連携診療体制構築が必要である。しかしながら、小児に対する腎代替療法の選択では、年齢・体格によって選択する腎代替療法が異なることや、その選択に関しては、学校等の教育機関との連携も不可欠である点が成人と異なる。また、患児の身体機能、環境などを含め、包括的、かつ詳細な情報のもと、腎代替療法は選択されるべきである。そのためには腎代替療法が必要となる前から小児科医による丁寧な説明、保護者・患児との話し合いが必要であり、これは多大な時間を要する。さらに、腎代替療法施行の際には、小児科医や小児泌尿器科医をはじめ、看護師等、小児医療に精通したスタッフによる集学的治療が必要となることから、連携診療体制構築には、「小児腎・泌尿器疾患に精する、日本腎臓学会専門医、もしくは小児腎臓病疾患の臨床経験が3年以上の小児科専門医」も要件として追加を希望したい。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象とする患者は、次のいずれかの要件を満たす患者 ア 慢性腎臓病の患者であって、3月前までの直近2回のeGR(mL/分/1.73m2)がいずれも30未満の場合 イ 急速進行性糸球体腎炎等による腎障害により、不可逆的に慢性腎臓病に至ると判断される場合 ・ 医療技術の内容は、適切と判断される時期に腎代替療法の説明・情報提供を実施すること。 ・患者1人につき、2回に限る(施設基準、および連携診療体制構築のある施設であること)
診療報酬区分(再	掲)	В
診療報酬番号(再掲)		001 31
	14)7	
医療技術名	147	腎代替療法指導管理料加算
		腎代替療法指導管理料加算 再評価により、腎代替療法を行なっている患者の治癒率が上昇することはないが、腎代替療法の適切な選択や指導を行うことにより、確実に疾患 関連死亡率の低下、合併症の減少、QOLの向上を図ることができ、腎代替療法導入後の長期予後についても良好な結果が得られる。

④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	再評価によって対象患者数や実施回数が変化するものではない。年間対象患者については日本透析医学会の『わが国の慢性透析療法の現況調査 2021年版』に掲載されている20歳未満の慢性透析患者数とした。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	154人		
変化	見直し後の症例数(人)	154人		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	308回		
変化等	見直し後の回数(回)	308回		
・ (5)医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		前述のとおり、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本腹膜透析医学会、日本臨床腎移植学会、日本小児腎臓病学会の腎代替療法選択ガイドにおいて、すべての腎代替療法が治療上必要であると位置づけられている。 腎代替療法の選択、導入に際しては、腎代替療法選択ガイドにおいても当該技術に習熟した医師、小児診療に熟練したスタッフによる実施が求められている。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	小児科を標榜している 腎代替療法が実施できる設備があること 腎代替療法の導入・管理などに伴う合併症発生時に対応可能な体制がとれること		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	主たる実施医師は、当該技術を経験した小児科、および小児泌尿器科の医師で日本腎臓学会専門医の資格を有するか、もしくは小児腎臓病診療経 験が3年以上あることが望ましい。		
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	腎代替療法選択ガイド 2020		
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	小児領域では、成長についての十分な配慮が必要である。成長に伴う体格、体重の変化のため、血液透析では、頻回にドライウェイトを評価し、変更する必要がある。また、腹膜透析では感染予防のための清潔操作の指導の徹底が必要である。さらに腎移植後などでは内服薬の内服管理、自己中断の予防などにも注意する必要がある。成長段階に応じたきめ細かな対応をすることは、いずれの腎代替療法においても、合併症の予防につながることが多くの調査結果から報告されている。		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題なし		
@ L###==#.	見直し前	500点 (患者1人につき2回に限る)		
<ul><li>⑧点数等見直し</li><li>の場合</li></ul>	見直し後	500点 (患者1人につき2回に限る)		
	その根拠	変更ありません。		
9関連して減点	区分	区分をリストから選択 なし		
や削除が可能と	番号 技術名	該当なし 該当なし		
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	該当なし		
	プラスマイナス	減 (一)		
	予想影響額(円)	6, 322, 250-1540, 000=4, 989, 810円		
⑩予想影響額	その根拠	予想される当該技術に係る年間医療費=診療報酬点数(a:500点)×対象患者数(b:154人)×実施回数(c:2回)×10円/点=1,540,000円要件の追加により、小児腎臓医による適切なケア・フォローアップがなされた結果、CAPD腹膜炎による入院の減少が見込まれる。CAPD腹膜炎入院診療報酬(手術なし、28日)(a:57,475点)×小児CAPD腹膜炎患者の年間減少数(b:日本の小児腹膜透析患者数[154人]×日本の小児CAPD腹膜炎罹患率[0.17回/人年参考文献4]×適切な指導・管理による減少[(0.53-0.3)/0.53参考文献5]=11人)×10円/点=6,322,250円		
	備考	なし		
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし		
⑫その他		なし		
③当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		なし		

	1) 名称	腎代替療法選択ガイド2020
	2) 著者	日本腎臓学会、日本透析医学会、日本腹膜透析医学会、日本臨床腎移植学会、日本小児腎臓病学会
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	腎代替療法選択ガイド2020、5、15ページ、
	4)概要	小児領域の腎代替療法の選択、導入に関しては、小児科診療に習熟したスタッフによる包括的ケアが必要であると位置付けられている。
	1) 名称	身体的成長を考慮した腎代替療法選択の最適なタイミング
	2) 著者	後藤芳充
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本小児腎不全学会雑誌、2015、3月、35号、17-22ページ
	4)概要	小児腹膜透析、および小児腎移植後の患者の成長を含めたデータから、身体的成長を考慮した場合、5歳以下に腎移植を行うことが最適であると 位置付けている。一方で、出生直後から末期腎不全である場合は、腹膜透析の選択が必要である。
	1) 名称	ESRD Policies and the Delivery of Pediatric Long-term Dialysis Care in the United States
	2) 著者	Brewer ED
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Am J Kidney Dis (2021) 77:264-267
	4)概要	小児慢性腎不全患者は小児特有の原因疾患や、治療における成長発達への考慮の必要性において成人と異なるため、小児腎代替療法の指導管理に は専門性と集中的ケアが必要である。
	1) 名称	A survey of peritonitis and exit-site and/or tunnel infections in Japanese children on PD
	2) 著者	Hoshii S, Wada N, Honda M: Japanese Study Group of Pediatric Peritoneal Dialysis
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatr Nephrol (2006) 21:828-834
	4)概要	1999年1月から2003年6月の期間で、日本の小児腹膜透析患者130人における腹膜透析カテーテル関連腹膜炎(CAPD腹膜炎)の罹患率は0.17回/人年であった。
	1) 名称	Continued reduction in peritonitis rates in pediatric dialysis centers: results of the Standardizing Care to Improve Outcomes in Pediatric End Stage Renal Disease (SCOPE) Collaborative
	2)著者	Neu AM, Richardson T, De Souza HG, Mahon AR, Keswani M, Zaritsky J, Munshi R, Swartz S, Sethna CB, Somers MJG, Warady BA: SCOPE Collaborative Participants
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatr Nephrol (2021) 36:2383-2391
	4)概要	専門的な腹膜透析の在宅ケア指導、その後のフォローアップの順守率の向上は、腹膜透析カテーテル関連腹膜炎の0.53回/人年から0.30回/人年に減少させた。

※※③については、1.の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

258202

腎代替療法指導管理料

日本小児腎臓病学会

## 【技術の概要】

既存項目である腎代替療法指導管理料の算定要件に「小児 腎・泌尿器疾患に精通する、日本腎臓学会専門医、もしくは 小児腎臓病診療経験が3年以上ある小児科専門医」を要件 として追加を希望する。

## 【対象疾患】

- ・慢性腎臓病の患者であって、3月前までの直近2回の  $eGFR(mL/分/1.73m^2)$ がいずれも30未満の場合。
- ・急速進行性糸球体腎炎等による腎障害により、不可逆的に慢性腎臓病に至ると判断される場合。
- ・20歳未満の慢性透析患者数は154人である。 (日本透析医学会の『わが国の慢性透析療法の現況調査 2021年版』より)

## 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

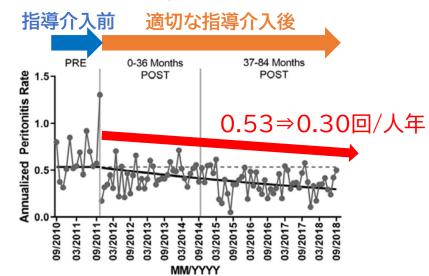
- ・成長発達段階にある小児に対して、導入後も継続的、かつ、きめ細かなケアが可能となり、<mark>腎代替療法からの脱落や合併症の予防、それによるQOL向上と長期予後の改善</mark>が期待できる。
- ・小児腎代替療法では腹膜透析を選択することが多いが、 適切な指導介入とフォローアップにより、重篤な合併症である 腹膜透析カテーテル関連腹膜炎(CAPD腹膜炎)の合併率が 減少すると報告される(0.53回/人年⇒0.30回/人年)(下図)。 また、入院加療に要する医療費を抑制できる見込みである。
- ・診療報酬上の取り扱い:

腎代替療法指導加算料、500点(患者1人につき2回に限る)

## 【既存の治療法(算定要件)との比較】

- ・小児腎代替療法指導・管理には以下のような**小児特有の専門性や集中的ケアが要求される**が、既存項目にはそれが反映されていない。
- ① 小児に対する腎代替療法の選択では、年齢・体格によって選択する腎代替療法が異なる。
- ② 学校等の教育機関との連携が不可欠であり、その調整にも多くの時間・労力が費やされる。
- ③ 患児の身体機能、環境を含めた包括的な情報のもと、適切な腎代替療法を選択するために、小児科医や小児泌尿器科医をはじめ、小児医療に精通した医療スタッフによる集学的治療が必要である。

# CAPD腹膜炎罹患率



Neu AM; Pediatr Nephrol (2021) 36:2383-2391

整理番号 ※事務処理用		259201	
	提案される医療技術名	脳血管疾患等リハビリテーション料	
	申請団体名	日本小児精神神経学会	
	主たる診療科(1つ)	36リハビリテーション科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	明注十750年初(200十年)	22小児科	
רו אנו ענו	関連する診療科(2つまで)	21精神科	
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		無
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	特になし	
	追加のエビデンスの有無		無
	診療報酬区分		Н
	診療報酬番号	001	
再	評価区分(複数選択可)	1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 197		ものについて算定する。また専任の医師が直接訓練を	i導監督の下、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の監視下に行われた 実施した場合にあっても、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した場合と同様に 、公認心理師は、対象となる各疾患へのリハビリテーションに関する適切な研修を受講修了
再評価が必要な理由		理支援(個人/集団 外来/入院)、家族支援、アウト その多くは心理治療(リハビリ等)である。(文献1) 尚、実施者が「公認心理師」の追記は、H001 以外1 H000 心大血管疾患リハビリテーション料、H001-2 県	検診療に収載はないが、臨床現場では、公認心理師が、心理検査、心理教育、心理面接・心 リーチ、チーム医療などを実施している実態がある。その内、心理教育、心理支援などは、 、 2)) こ、以下のリハビリテーション料の基準に該当すると考えられる。 発用症候群リハビリテーション料、H006 難病患者リハビリテーション料 がん患者リハビリテーション料、H007-3 認知症患者リハビリテーション料

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		「(4) 脳血管疾患等リハビリテーション料は、医師の指導監督の下、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の監視下に行われたものについて算定する。また専任の医師が直接訓練を実施した場合にあっても、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した場合と同様に算定できる。」について、公認心理師を追記する。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		脳血管疾患等リハビリテーションにおいて、その対象患者には、対象疾患は高次脳機能障害の他、「言語障害を伴う発達障害等」を含んでいる。 現在は保険診療に収載はないが、臨床現場では、公認心理師が、心理検査、心理教育、心理面接・心理支援(個人/集団 外来/入院)、家族支援、アウトリーチ、チーム医療などを実施することで、患者の早期からの支援により、発達障害に起こりやすい、二次障害や併存疾患の出現の減少につながり、健康寿命を伸ばす。	
診療報酬区分(再掲)		Н	
診療報酬番号(再掲)			
診療報酬番号(再	揭)	001	
診療報酬番号(再 医療技術名	掲)	001 脳血管疾患等リハビリテーション料	
医療技術名		<b>対象患者へ 現在は保険診底に加齢はかいが 防床現場では 小辺心理解が 心理栓本 心理教育 心理高体・心理主復 (暦1/集団 以本/1</b>	

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		脳血管疾患等リハビリテーションにおいて、対象疾患である高次脳機能障害の他、「言語障害を伴う発達障害等」を含んでいる。現在は保険診療 に収載はないが、臨床現場では、公認心理師が、高次脳機能障害のリハビリテーション(文献4)、5))の他、発達障害においても心理検査、 心理教育、心理面接・心理支援(個人/規団 外来/入院)、家族支援、アウトリーチ、チーム医療などを実施している実態がある。その内、心理 教育、心理支援などは、その多くは心理治療(リハビリ等)である。(文献1)、2)) さらに対象疾患の一つである「発達障害;注意欠如多 動症(ADHD)においては、心理社会的治療のエビデンスも出ている。(文献3))	
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	0	
	見直し後の症例数(人)	1, 133	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0	
変化等	見直し後の回数(回)	12	
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度 (専門性等)		公認心理師で、対象となる各疾患へのリハビリテーションに関する適切な研修を受講修了した者。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	現行通り	
等を踏まえ、必 要と考えられる	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	現行通り	
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	現行通り(個人情報保護など)	
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	特になし	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		特になし	
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	0 0 なし	
⑨関連して減占	区分	区分をリストから選択	
や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	なし なし	
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	なし	
	プラスマイナス	增 (+)	
⑩予想影響額	予想影響額 (円) その根拠	33,310,200 1人当たり (245点)2単位/月 6か月間実施と仮定 1,133人	
	備考	1,7037     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1,700     1	
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬品、医療機器又は体外診断薬		特になし	
⑫その他		特になし	
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		日本リハビリテーション医学会、 一般社団法人 日本公認心理師協会	

	1) 名称	脳損傷後のリハビリテーションにおける心理士の役割
	2)著者	山口加代子
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	第31回日本心理臨床学会 2011
	4) 概要	脳損傷後のリハビリテーションにおける心理士(公認心理師)が積極的に心理リハビリテーションを実施している。
	1) 名称	3 結果 A. WEB調査 Bインタビュー調査について 4) 特定の精神疾患等 a. 高次脳機能障害/脳血管障害 4 考察と提言
	2)著者	一般社団法人 日本公認心理師協会
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	厚生労働省 令和3 年度障害者総合福祉推進事業 「医療機関における公認心理師が行う心理支援の実態調査」P14-15 P24-36
	4) 概要	公認心理師が、心理検査、心理教育、心理面接・心理支援(個人/集団 外来/入院)、家族支援、アウトリーチ、チーム医療などを実施しているが、その内、心理教育、心理支援などは、保険収載はないが、その多くは心理治療(リハビリ等)である。
	1) 名称	ADHDの治療支援 心理社会的治療の効果に関するエビデンス
	2)著者	飯田順三 齊藤万比古
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	注意欠如・多動症-ADHD-の診断・治療ガイドライン第5版. じほう, 東京, pp264-265, 2022.10.
	4)概要	「発達障害」の一つである、注意欠如多動症(ADHD)への心理社会的治療のの効果に関するエビデンスについて概説している。
	1) 名称	第3章 リハビリテーションの実際 リハビリテーションスタッフの役割 2)臨床心理士
	2) 著者	栗原 まな
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	小児の高次脳機能障害 診断と治療社 pp60 - 79
	4) 概要	小児期に発症(脳炎・脳症、頭部外傷など)する高次脳機能障害における、リハビリテーションスタッフの役割の中で、臨床心理士が行う、高次 脳機機能検査および認知訓練(リハビリ)、家族支援などについて記載されている。
	1) 名称	遂行機能障害の管理
	2)著者	McKay Moore Sohlberg, Catherine A. Mateer 著 尾関誠 上田幸彦監訳
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	高次脳機能障害のための認知リハビリテーション(統合的な神経心理学的アプローチ)pp193 - 129 2012 協同医書出版
	4)概要	高次脳機能障害の症状の一つである遂行機能障害に応用できる治療についてまとめられており、公認心理師ができる内容が記載されている。

※⑬については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

259201 脳血管疾患等リハビリテーション (H001) 田本小児精神神経学会 概要図書式

#### 【技術の概要】

公認心理師について、脳血管疾患等リハビリテーションにおいて、現在は保険診療に収載はないが、臨床現場では、公認心理師は、心理検査、心理教育、心理面接・心理支援(個人/集団 外来/入院)、家族支援、アウトリーチ、チーム医療などを実施している実態がある。その内、心理教育、心理支援など、その多くは心理治療(リハビリ等)である。

#### 【対象疾患】

- ・脳梗塞、脳出血、くも膜下出血その他の急性発症した脳血管疾患又は その手術後の患者
- ・脳腫瘍、脳膿瘍、脊髄損傷、脊髄腫瘍その他の急性発症した中枢神経 疾患又はその手術後の患者
- ・多発性神経炎、多発性硬化症、末梢神経障害その他の神経疾患の患者
- ・パーキンソン病、脊髄小脳変性症その他の慢性の神経筋疾患の患者
- 失語症、失認及び失行症並びに高次脳機能障害の患者
- ・難聴や人工内耳植込手術等に伴う聴覚・言語機能の障害を有する患者(自閉症、注意欠如多動症、学習障害などの「発達障害」を含む)
- ・顎・口腔の先天異常に伴う構音障害を有する患者
- ・舌悪性腫瘍等の手術による構音障害を有する患者

#### 【備考】

実施者が「公認心理師」の追記は、H001 以外に、以下の リハビリテーション料の基準に該当すると考えられる。

H001 脳血管疾患等リハビリテーション料

H000 心大血管疾患リハビリテーション料

H001-2 廃用症候群リハビリテーション料

H006 難病患者リハビリテーション料

H007 障害児(者) リハビリテーション料

H007-2 がん患者リハビリテーション料

H007-3 認知症患者リハビリテーション料

H008 集団コミュニケーション療法

### 【既存の検査法(基準)との比較】

「(4) 脳血管疾患等リハビリテーション料は、医師の指導監督の下、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の監視下に行われたものについて算定する。また専任の医師が直接訓練を実施した場合にあっても、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した場合と同様に算定できる。」 ⇒ 実施者に「公認心理師」を追記する。

尚、実施できる公認心理師は、対象となる各疾患へのリハビリテーションに関する適切な研修を受講修了した者とする。

#### 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

脳血管疾患等リハビリテーションにおいて、対象疾患は、高次 脳機能障害の他、「言語障害を伴う発達障害等」を含んでいる。

現在は保険診療に収載はないが、臨床現場では、公認心理師が、 高次脳機能障害のリハビリテーションの他、発達障害においても 心理検査、心理教育、心理面接・心理支援(個人/集団 外来/入 院)、家族支援、アウトリーチ、チーム医療などを実施している 実態がある。公認心理師がリハビリの実施やチーム医療としてリ ハビリテーションおよび本人、家族、地域移行などの支援を行う ことで、入院患者の早期の退院に寄与する。

また、発達障害である注意欠如多動症(ADHD)においては、心理社会的治療のエビデンスも出ておりガイドラインもあるが、発達障害等への外来診療(リハビリ)の早期からの介入は、発達障害に随伴し易いといわれる、二次障害や併存疾患の出現(社会的引きこもり、精神疾患(うつ、不安症)や外在化行動(反抗挑発、素行症など反社会的行動)の減少につながり、経済的損失を減少させ、健康寿命を伸ばす。

整理番号 ※事務処理用			259202
提案される医療技術名		WISC-R知能検査	
申請団体名		日本小児精神神経学会	
担党 4.7 万庆东	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	21精神科	
		リストから選択	
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	WISC-R知能検査	
	追加のエビデンスの有無		無
	診療報酬区分		D
	診療報酬番号	283	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 90		WISC-R知能検査は、標準化された知的障害など発達を れ、使用されていないため、削除提案をする。	評価する知能検査だが、改訂版(標準化済み) WISC-Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ が 既に保険収載さ
		同上	

KIII IM:XIII		
		NISC-R知能検査は、標準化された知的障害など発達を評価する知能検査だが、改訂版(標準化済み) WISC-Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ が 既に保険収載され、使用されていないため、削除提案をする。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		なし
診療報酬区分(再	掲)	D
診療報酬番号(再	掲)	D283 2
医療技術名		NISC-R知能検査
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	使用されていない
	ガイドライン等での位置づけ	注意欠如・多動性障害-ADHD-の診断・治療カイドライン 第5版 2022 ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 第2章 ADHDの診断・評価 3医学的・心理学的検査 ⑤ 知能検査の臨床的意義 2)我が国の知能検査岡田智 中田洋二郎 P104-113

受官及注の変化 ※下記のトンに推定した担加		注意欠如・多動性障害-ADHD-の診断・治療カイドライン 第5版 (2022) では、ADHDの診断・評価 (医学的・心理学的検査、知能検査の臨床的意義) において、2) 我が国の知能検査の項目で、現在使用、推奨される知能検査が概説されているが、改訂版のWISC-Vが使用され、WISC-Rは記載がない (全く使用されていない) (文献 1) ~5))
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0
変化	見直し後の症例数(人)	0
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0
変化等	見直し後の回数(回)	0
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	5位置づけ	医師、公認心理師(心理職)など知能検査の研修を受けた者
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	なし
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	なし
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	個人情報保護
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	なし
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		個人情報保護
⑧点数等見直し	見直し前 見直し後	0
の場合	その根拠	使用されていない
⑨関連して減点	区分	D
や削除が可能と考えられる医療	番号 技術名	D283 2 全訂版田中ビネー知能検査
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	全訂版田中ビネー知能検査は、標準化された知的障害など発達を評価する知能検査だが、既に改訂版の 田中ビネー知能検査V が保険収載され 本検査は使用されておらず、削除提案している。
	プラスマイナス	不変(0)
⑩予想影響額	予想影響額(円) その根拠	0   本検査は現在使用されていないため。
	備考	特になし
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし
<b>⑫その他</b>		特になし
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし

	1) 名称	日本版WISC-Ⅲ知能検査
	2)著者	日本版WISC-Ⅲ刊行委員会 上野一彦 ら
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本文化科学社 1998
	4)概要	5歳0ヶ月~16歳11ヶ月の児童・生徒を対象とした精密な知能検査で、包括的な一般知能を言語性、動作性、全検査の3種類の10によって正確に測定。日本語版は標準化され、WISC-R知能検査と比較し、新しく「記号探し」が加わり、下位検査の数が13になった。
	1) 名称	日本版WISC-IV知能検査
	2) 著者	日本版WISC-IV刊行委員会 上野一彦 ら
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本文化科学社 2010
	4)概要	5歳0ヶ月~16歳11ヶ月の児童・生徒を対象とした児童の知能を測定する個別式の包括的な臨床検査 特定の認知領域の知的機能を表す4つの合成得点(VCI、PRI、WMI、PSI)と全般的な知能を表す合成得点(FSIQ)を算出
	1) 名称	日本版WISC-V 知能検査
	2) 著者	上野一彦 石隈利紀 大六一志 松田修 名越斉子 中谷一郎
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本文化科学社 2022
	4)概要	パージョンアップした、WISC-Vによる評価はWISC-IVより、より詳細な評価診断が可能となっている。
	1) 名称	田中ビネー知能検査V
	2) 著者	杉原 一昭 杉原 隆 監修
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	田中教育研究所 編 2003
	4) 概要	「全訂版田中ビネー知能検査」と比較し、現在の子どもの発達に即した尺度に変更、幼児でも扱いやすいように用具を改訂、成人の知能はDIQ を採用し分析的に測定、検査結果が一望できるアセスメントシートの採用するなどに最新改訂した版。
	1) 名称	第2章 ADHDの診断・評価 3医学的・心理学的検査 ⑤ 知能検査の臨床的意義 2) 我が国の知能検査
	2)著者	岡田智 中田洋二郎
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	注意欠如・多動性障害-ADHD-の診断・治療カイドライン 第5版 P104-113 2022年
	4) 概要	注意欠如・多動性障害-ADHD-の診断・治療カイドライン 第5版 (2022) では、ADHDの診断・評価 (医学的・心理学的検査、知能検査の臨床的意義) において、2) 我が国の知能検査の項目で、現在使用、推奨される知能検査が概説されている。

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

申請学会名

259202

WISC-R 知能検査

日本小児精神神経学会

【概要】 D283~285「臨床心理·神経心理検査」

D283「発達及び知能検査」

D284「人格検査」

D284「認知機能検査及びその他の心理検査」

について、小児科、神経科、精神科関連学会等で検討を行い

⇒ 国際的な検査バッテリーなど 最新版への切り替え・使用されなくなった旧式の検査の削除提案を行なっている。

# 【検査の概要】

WISC-R 知能検査は、標準化された知能検査である。

<u>D 283 発達及び知能検査 | 2 | 280点</u>

【対象疾患】 小児の知的障害、発達障害(学習障害)などの 補助診断 判定基準の検査

# 【対象人数】O人

【収載から削除が必要な理由・効果】

「WISC-Ⅲ」、「WISC-Ⅳ」、「WISC-V」に改訂収載され、現在は知能検査に使用されていないため

整理番号 ※事務処理用			259203
提案される医療技術名		全訂版田中ビネー知能検査	
申請団体名		日本小児精神神経学会	
担党 4.7 万庆生	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	21精神科	
	MAZY GID MATT (Z 2 G C)	リストから選択	
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	全訂版田中ビネー知能検査	
	追加のエビデンスの有無		無
	診療報酬区分	D	
	診療報酬番号	283-2	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し (適応) 1 — B 算定要件の見直し (施設基準) 1 — C 算定要件の見直し (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 区
提案される医療技術の概要 (200字以内)		全訂版田中ビネー知能検査は、知的障害など発達を 用されていないため、削除提案をする。	評価する知能検査だが、既に改訂版の 田中ビネー知能検査 V が保険収載され 本検査は使
文字数:	00		
再評価が必要な理由		同上	

KIII IM:XIII		
		全訂版田中ビネー知能検査は、標準化された知的障害など発達を評価する知能検査だが、既に改訂版の 田中ビネー知能検査 V が保険収載され本検査は使用されていないため。(文献 1)~5))
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		なし
診療報酬区分(再	掲)	D
診療報酬番号(再	掲)	283-2
医療技術名		発達及び知能検査
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	なし
	ガイドライン等での位置づけ	注意欠如・多動性障害-ADHD-の診断・治療カイドライン 第5版 2022 ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 第2章 ADHDの診断・評価 3医学的・心理学的検査 ⑤知能検査の臨床的意義 2)我が国の知能検査岡田智 中田洋二郎 P104-113

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		全訂版田中ビネー知能検査は、知的障害など発達を評価する知能検査だが、既に改訂版の 田中ビネー知能検査V が保険収載され 本検査は使用されていないため。(注意欠如・多動性障害-ADHD-の診断・治療カイドライン 第5版 (2022) では、ADHDの診断・評価 (医学的・心理学的検査、知能検査の臨床的意義)において、2) 我が国の知能検査の項目で、現在使用、推奨される知能検査が概説されているが、本検査は全く記載がない)(文献5)
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0
変化	見直し後の症例数(人)	0
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0
変化等	見直し後の回数(回)	0
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	医師、公認心理師(心理職)など知能検査の研修を受けた者
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (振榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	なし
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	なし
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	なし
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	なし
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		個人情報保護
8点数等見直し	見直し前 見直し後	0
の場合	その根拠	使用されていないため。
	区分	D
9関連して減点 や削除が可能と	番号	D283 2
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	技術名 具体的な内容	WISC-R 標準化された知能検査であるが、改訂版 WISC-Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ が 既に標準化 保険収載されたため、使用されていない。
	プラスマイナス	不変(0)
⑩予想影響額	予想影響額(円)	0
	その根拠 備考	使用されていないため。 なし
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		該当なし
<b>⑫その他</b>		特になし
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		なし

	1) 名称	田中ビネー知能検査V
	2)著者	杉原 一昭 杉原 隆 監修
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	田中教育研究所 編 2003
	4)概要	「全訂版田中ビネー知能検査」と比較し、現在の子どもの発達に即した尺度に変更、幼児でも扱いやすいように用具を改訂、成人の知能はDIQ を採用し分析的に測定、検査結果が一望できるアセスメントシートの採用するなどに最新改訂した版。
	1) 名称	日本版WISC-Ⅲ知能検査
	2) 著者	日本版WISC-皿刊行委員会 上野一彦 ら
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本文化科学社 1998
	4)概要	5歳0ヶ月~16歳11ヶ月の児童・生徒を対象とした精密な知能検査で、包括的な一般知能を言語性、動作性、全検査の3種類の10によって正確に測定。日本語版は標準化され、WISC-R知能検査と比較し、新しく「記号探し」が加わり、下位検査の数が13になった。
	1) 名称	日本版WISC-IV知能検査
	2) 著者	日本版WISC-IV刊行委員会 上野一彦 ら
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本文化科学社 2010
	4)概要	5歳0ヶ月~16歳11ヶ月の児童・生徒を対象とした児童の知能を測定する個別式の包括的な臨床検査 特定の認知領域の知的機能を表す4つの合成得点(VCI、PRI、WMI、PSI)と全般的な知能を表す合成得点(FSIQ)を算出
	1) 名称	日本版WISC-V知能検査
	2) 著者	上野一彦 石隈利紀 大六一志 松田修 名越斉子 中谷一郎
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本文化科学社 2022
	4)概要	パージョンアップした、WISC-Vによる評価はWISC-IVより、より詳細な評価診断が可能となっている。
	1) 名称	第2章 ADHDの診断・評価 3医学的・心理学的検査 ⑤ 知能検査の臨床的意義 2) 我が国の知能検査
	2) 著者	岡田智 中田洋二郎
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	注意欠如・多動性障害-ADHD-の診断・治療カイドライン 第5版 P104-113 2022年
	4) 概要	注意欠如・多動性障害-ADHD-の診断・治療カイドライン 第5版(2022)では、ADHDの診断・評価(医学的・心理学的検査、知能検査の臨床的意 義)において、2)我が国の知能検査の項目で、現在使用、推奨される知能検査が概説されている。

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

全訂版田中ビネー知能検査

日本小児精神神経学会

【概要】

D283~285「臨床心理·神経心理検査」

D283「発達及び知能検査」

D284「人格検査」

D284「認知機能検査及びその他の心理検査」

について、小児科、神経科、精神科関連学会等で検討を行い

⇒ 国際的な検査バッテリーなど 最新版への切り替え・使用されなくなった旧式の検査の削除提案を行なっている。

# 【検査の概要】

全訂版田中ビネー知能検査は、標準化された知能検査

<u>D 283 発達及び知能検査 | 2 | 280点</u>

【対象疾患】小児の知的障害、発達障害(学習障害)ほか、療育手帳の判定基準の検査

【対象人数】O人

【収載から削除が必要な理由・効果】

「田中ビネー検査V」に改訂収載され、 現在は知能検査に使用されていないため

整理番号 ※事務処理用			260201
提案される医療技術名		血糖自己測定器加算 間欠スキャン式持続血糖測定器によるもの	
	申請団体名	日本小児内分泌学会	
H0 11.755	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	06糖尿病内科	
100 774 1 1		リストから選択	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	血糖自己測定器加算 間欠スキャン式持続血糖測定器に	よるもの
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	150-7	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し (適応) 1 — B 算定要件の見直し (施設基準) 1 — C 算定要件の見直し (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 ○ 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 174			定器以外の血糖自己測定」は所定点数(1,250点)に含まれ、別に算定できない、とされ自己測定は必要であり、不合理である。「間欠スキャン式持続血糖測定器によるもの」できるようにしていただきたい。
再評価が必要な理由		との相関は良好とされており、FGMを含む持続ゲルコー らの検討では、FGMとSMBGにはずれ(MARD)があり、特型糖尿病患者ではMARDが13.3%と大きく、低血糖域では で、誤った治療(過剰なインスリン投与や過剰な補食) ラインでも、低血糖や高血糖的確認にはSMBGが必要であ	マコース濃度(以下FGMと略)を測定するものであるが、自己血糖測定値(以下SMBGと略) ス測定値の95〜99%は臨床的に許容範囲とされている(参考文献1、2)。しかしBabaya に低めのFGMや比較的高めのFGMにおいてSMBGとのずれが見られた(参考文献2)。小児1 17.9%であったとの報告がある(参考文献3)。このことはFGMのみを指標とすること につながることも想定され、患者が危険な状態に陥る可能性がある。欧州、米国のガイド るとされており(参考文献4)、日本糖尿病学会からは「FGMには必要に応じてSMBGを されている(添付文書3)。しかるに所定点数のみでは、FGM用センサーに加えて必要数 糖自己測定器加算を別に算定することは妥当である。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		Babayaらの研究(参考文献2)では、FGMが100mg/dl未満の低めの値で、実際の血糖値よりもむしろ低く表示されることがあり、そのような場合に低血糖対策として過剰に補食を摂取してしまう可能性がある。また、FGMが100mg/dl以上の比較的高めのFGMにおいてはSMBGよりも高く表示さる傾向があり、この場合血糖値を低下させる目的で過剰にインスリンを投与することにより、低血糖を来してしまう可能性がある。Naglらの報(参考文献3)でサマーキャンブでの小児1型糖尿病患者のFGMのMARDは13、3%と大きく、さらに低血糖域では17、9%とFGMのMARDが拡大していことが示された(製造者発表値9.2%、添付文書2)。インスリン投与中の糖尿病患者において、FGMの値に疑問がある場合や症状と合わない場に、SMBGで血糖値を確認することで誤った処置を行わないようにし、血糖コントロールをより安定させることができる。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象とする患者: 1型糖尿病などで強化インスリン療法を行っているもの又は強化インスリン療法を行った後に混合型インスリン製剤を1日21以上使用しているもの ・医療技術の内容:血糖自己測定に基づく指導を行うため、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用した場合 ・点数算定の留意事項: C150-7間欠スキャン式持続血糖測定器によるもの(1,250点);通知(1)~(5)略、(6)「7」においては、間欠スキャン式持続血糖測定器以外の血糖自己測定については所定点数に含まれ、別に算定できない。
診療報酬区分(再掲)		
診療報酬区分(再	掲)	С
診療報酬区分(再診療報酬番号(再	**	C 150-7
	**	
診療報酬番号(再 医療技術名	揭)	150-7

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		FGM利用者のスキャン頻度は、国際的なデータで一日平均13回とされ(参考文献5)、そのうち30%(約4回/日)の測定でSMBGとのずれが発生する(参考文献2)とすれば、一日あたり1~2回程度SMBGで確認することは妥当と思われる。田嶼らの研究で我が国の1型糖尿病患者数は10万~14万人と推定され、そのうちFGM利用者がどの位いるのかについてのデータは存在しないが、3~4割程度(約4万人)はいるものと推測され、その中の半数(約2万人)ではSMBGも必要と思われる。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	20, 000	
変化	見直し後の症例数(人)	20, 000	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	240, 000	
変化等	見直し後の回数(回)	240, 000	
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	FGMシステムは、2014年に欧州で発売されて以来、多くの国で使用されているグルコース濃度測定機器である。我が国では2017年に保険適用となり、日本糖尿病学会からその使用に関する見解が発表されている(2022年4月改定、添付文書3)。センサーの装着及び測定方法は容易であり、4歳以上の小児でも使用可能となっている。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	特になし	
等を踏まえられる 要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	糖尿病の治療に関し、専門の知識及び5年以上の経験を有する医師又は当該専門の医師による指導を要する。	
と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし	
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	センサーの接着面皮膚の発赤や痒みを伴うことはあるが、症状は軽度のことが多い。	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題なし	
	見直し前 見直し後	1. 250点 1. 600点~2. 080点	
⑧点数等見直しの場合	その根拠	1.990年 - 1.900年 - 1.900年 - 1.900年 - 1.900年 - 1.900年 - 1.900年 - 1.900日 - 1	
9関連して減点	区分	区分をリストから選択	
の関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	なし なし	
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	なし	
	プラスマイナス	增(+)	
70 7 to P/ 180 st	予想影響額(円)	84,000,000円~199,200,000円	
⑩予想影響額	その根拠	血糖自己測定器加算C150-1から4の点数が350点~830点で、対象者約20,000人が12ヶ月間加算されるとすると、最低84,000,000円~最高 199,200,000円となる。 	
	備考	なし	
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		FGM測定器及びセンサーは既存のものを使用する。	
⑫その他		本加算を行う場合には、その必要性について症状詳記を行うこと。	
③当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		なし	

	1) 名称	Measures of accuracy for continuous glucose monitoring and blood glucose monitoring devices	
	2) 著者	Guido Freckmann, Stefan Pleus, Mike Grady, Steven Setford, Brian Levy	
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Diabet Sci Technol (2019) 13(3):575-583	
	4)概要	持続グルコース濃度測定器による測定値 (FGMを含む) の少なくとも95~99%は、臨床的許容範囲とされる値であった(577ページ)。	
	1) 名称	Flash glucose monitoring in type 1 diabetes: A comparison with self-monitoring blood glucose	
	2) 著者	Naru Babaya, Shinsuke Noso, Yoshihisa Hiromine, Yasunori Taketomo, Fumimaru Niwano, Sawa Yoshida, Sara Yasutake, Yumiko Kawabata, Hiroshi Ikegami	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Diabetes Investig (2020) 11(5) 1222-1229	
	4) 概要	FGM測定値の98~99%は臨床的に許容範囲であったが、低めのFGM(100mg/dl未満)でSMBGとのずれが15mg/dl未満であった割合は69.4%に過ぎず、また100mg/dl以上の範囲でのFGMとSMBGとのずれ(MARD)が15%未満だった割合は62.4%であった(1223ページ)。	
	1) 名称	Performance of three different continuous glucose monitoring systems in children with type 1 diabetes during a diabetes summer camp	
	2) 著者	Katrin Nagl, Gabriele Berger, Felix Aberer, Haris Ziko, Katharina Weimann, Ina Bozic, Birgit Rami-Merhar, Julia K Mader	
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatr Diabetes (2021) 22:271-278	
	4)概要	サマーキャンブに参加した小児 1 型糖尿病患者で、FGMとSMBGとの誤差MARDは13.3%と他2種のCGMより大きく、特に低血糖域のMARDは17.9%と高値であった(273-274ページ)。	
①参考文献 4	1) 名称	Glucose management for exercise using continuous glucose monitoring (CGM) and intermittently scanned CGM (isCGM) systems in type 1 diabetes: position statement of the European Association for the Study of Diabetes (EASD) and of the International Society for Pediatric and Adolescent Diabetes (ISPAD) endorsed by JDRF and supported by the American Diabetes Association (ADA)	
	2) 著者	Othmar Moser, Michael C Riddell, Max L Eckstein, Peter Adolfsson, Rémi Rabasa-Lhoret, Louisa van den Boom, Pieter Gillard, Kirsten Norgaard, Nick S Oliver, Dessi P Zaharieva, Tadej Battelino, Carine de Beaufort, Richard M Bergenstal,Bruce Buckingham, Eda Cengiz,Asma Deeb, Tim Heise, Simon Heller, Aaron J Kowalski, Lalantha Leelarathna, Chantal Mathieu, Christoph Stettler, Martin Tauschmann, Hood Thabit, Emma G Wilmot, Harald Sourij, Carmel E Smart, Peter G Jacobs, Richard M Bracken, Julia K Mader	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatr Diabetes (2020) 21:1375-1393.	
	4)概要	欧州糖尿病学会 (EASD) 及び国際小児思春期糖尿病学会 (ISPAD) からの持続グルコースモニタリング (CGM) に関する報告書であり、米国糖尿病 学会 (ADA) などからも支持されたものである。この中で、低血糖や高血糖の症状とCGM値が一致しない場合には、確認のためSMBGが必要であると されている (1377ページ) 。	
	1) 名称	Flash glucose monitoring reduces glycemic variability and hypoglycemia: real-world data from Spain	
	2) 著者	Fernando Gomez-Peralta, Timothy Dunn, Katherine Landuyt, Yongjin Xu, Juan Francisco Merino-Torres	
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	BMJ Open Diab Res Care (2020) 8:e001052	
	4) 概要	FGMIに関するAbott社の国際データ(29か国、688,640個)とスペインのデータ(22,949個)を比較したもの。1日あたりの平均スキャン回数は平均 13回/日。スキャン回数が多いほど、推定HbAloはより低値であり、低血糖や高血糖となる時間もより少ない傾向であった(3~4ページ)。	

- ※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

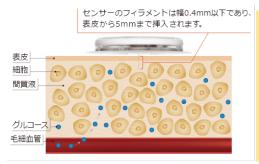
260201

間欠スキャン式持続血糖測定器加算

日本小児内分泌学会

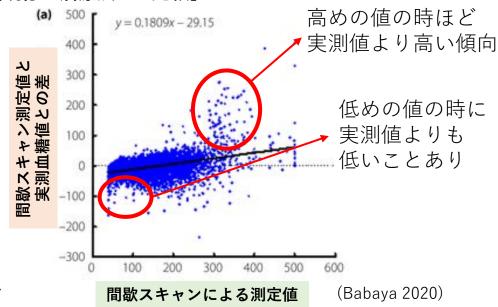
# 【技術の概要】

C150血糖自己測定器加算のうち「間欠スキャン式持続血糖測定器によるもの」でも、必要な場合は「自己血糖測定」を別に算定できる。



間歇スキャン式測定器での測定値は、皮下間 質液中のブドウ糖濃度であって、血糖値(血液中のブドウ糖濃度)ではない

## 【既存の治療法との比較】



# 【対象疾患】

1型糖尿病などで強化インスリン療法を行っているものなど

測定値と実測血糖値には ずれ(MARD)が 生じることがある 小児1型糖尿病でのMARDは **13.3%**(成人は9.2%)

低血糖時は<u>17.9%</u>!

誤ってインスリンを多く 追加投与してしまう可能性

誤って過剰に補食を 摂取してしまう可能性

# 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

C150-7 (1,250点) に加え、患者の必要度に応じて、血糖自己測定器加算C150-1~4の点数を加えることができる。

「自己血糖測定」の併用が必要

100	整理番号 ※事務処理用		261201
	提案される医療技術名	多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎の患者に対してアバタセプト製剤を投与した場合の外来化学療法加算	
	申請団体名	日本小児リウマチ学会	
相中土4.7万年	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	10リウマチ内科	
10 //(1)	<b>                                      </b>	30整形外科	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎の患者に対	対してアバタセプト製剤を投与した場合の外来化学療法加算
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分		G
	診療報酬番号	0 0 4	
再評価区分(複数選択可)		1-A 算定要件の見直し(適応) 1-B 算定要件の見直し(施設基準) 1-C 算定要件の見直し(回数制限) 2-A 点数の見直し(増点) 2-B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 138		注射に関する「通知」の「通則6」に規定する外来化学療法加算において、(3)ウに記載の「関節リウマチの患者に対してアバタセプト製剤を投与した場合」のところを「関節リウマチ、多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎に対してアバタセプト製剤を投与した場合」に変更することを提案する。	
		性関節炎」ではトシリズマブ製剤を投与した場合においてのみ外来化学療法加算が認められ、保険適応を有すめられていない。また、「既存治療で効果不十分な多	療法加算において、(3) イおよびウに記載の通り、「多関節に活動性を有する若年性特発 いてのみ外来化学療法加算が認められており、アバタセプト製剤は、「関節リウマチ」にお する「既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎」においては認 関節に活動性を有する若年性特発性関節炎」では、「関節リウマチ」で保険収載されている 点滴注射の製剤を用いざるを得ず、院内投与のみしか選択肢が無いことも、再評価が必要

EII IIII X II I			
(根拠や有効性等について記載)		「既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎」の患者において、現行では外来化学療法加算を算定できないアパタセプト製剤を用いた点滴注射に対し、外来化学療法加算の算定要件の見直しを提案する。「既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎」の患者における外来化学療法加算の算定はすでにトシリズマブ製剤で通則4外来化学療法加算の(3)のイで認められている。またアパタセプト製剤は通則4外来化学療法加算の(3)のウに示されているように関節リウマチで認められている。「既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎」の患者においても関節リウマチ患者と同様、またトシリズマブ製剤投与時も、通知第37外来化学療法加算に示される施設基準を満たした施設で同様の管理下で行われていることが一般的であるため、同様の加算要件を設けることが適正と考える。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		「既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎」の患者に対し、通知第37外来化学療法加算に示される施設基準を満たした施設で点滴注射を行っていたとしても、外来化学療法加算を行うことができない。「既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎」の患者に対しトシリズマブ製剤を投与をした場合および関節リウマチ患者にアバタセプト製剤を投与した場合に比し、同様の労務と管理を要するにもかかわらず、診療報酬に差が生じている。	
診療報酬区分(再	揭)	G	
診療報酬番号(再	揭)	0 0 4	
医療技術名		外来化学療法加算	
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム		
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 の改訂の見込み等を記載する。)	

④普及性の変化 ※下記のように	・ 推定した根拠	アバタセプト製剤を販売しているブリストル・マイヤーズスクイブ社の製造販売後調査の結果をもとに、症例数を下記と判断した。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	約80人	
変化	見直し後の症例数(人)	約80人	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	120	
変化等	見直し後の回数(回)	120	
。 ⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎に対し、アバタセプト製剤の投与は、「若年性特発性関節炎における生物学 的製剤使用の手引き2020年版」に記載の通り、トシリズマブ製剤と同様に行われ、点滴投与は通知第37外来化学療法加算に示される施設基 準を満たした施設ですでに広く行われている。アバタセプト製剤の投与時に管理・観察が必要な項目は、主にアナフィラキシーをはじめとしたア レルギー、投与時反応であり、管理方法やその難易度の点において、すでに化学療法加算の認められたトシリズマブ製剤と差は無い。投与時間も 同等である。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	通知第37外来化学療法加算に定められた基準を満たした施設で、外来化学療法を実施するための専用ベッド等を用いる。これは既に行われていると考えられ、施設にさらなる負担をかけるものでは無い。	
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	通知第37外来化学療法加算に定められた基準を満たした施設で、外来化学療法を実施するための専任の常勤医師、看護師、常勤薬剤師の設置が必要であるが、すでに広くこの診療体制は行われていると考えられ、新たな人事配置要件が生じると考えられない。	
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし	
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	特になし	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		特になし	
@ L W # =	見直し前	加算無し	
⑧点数等見直しの場合	見直し後	現行のイ、外来化学療法加算 1 (15歳未満670点、以上450点) とロ、外来化学療法加算 2 (15歳未満640点、以上370点) を算定する - トシリズマブ製剤と同一とする、および関節リウマチと同等とする。	
	その根拠 区分	トンリハマン級刑に同一とする、のよい関則リソマテと同時とする。 区分をリストから選択 特になし	
9関連して減点 や削除が可能と	番号	 特になし	
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	技術名 具体的な内容	特になし	
	プラスマイナス	增 (+)	
⑩予想影響額	予想影響額(円)	年間3,700,000円~6,700,000円 約80名の年間12回投与、加算を1回あたり370点~670点として算出	
	備考	なし	
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		オレンシア点滴静注用 250mg	
<b>⑫その他</b>		特になし	
③当該申請団体以	外の関係学会、代表的研究者等	特になし	

	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
	1) 名称	なし
	2) 著者	al
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし
	1) 名称	なし
	2) 著者	なし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	なし
	4) 概要	なし

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

261201 外来化学療法加算 日本小児リウマチ学会

# 【技術の概要】

多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎において、 既存治療で効果不十分な場合に、アバタセプト製剤を 外来化学療法加算に関する施設基準を満たす施設で投 与した際、外来加算を算定できるように、通知通則4 外来化学療法加算(3)の算定要件を改訂する。

# 【対象疾患】

既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年 性特発性関節炎

# 【既存の治療法との比較】

多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎で既存治療で効果不十分な場合に、アバタセプト製剤と同様に保険収載され投与可能なトシリズマブ製剤は、すでに外来化学療法加算に関する施設基準を満たす施設で投与した際、外来加算は算定可能である。またアバタセプト製剤は、関節リウマチで外来化学療法加算に関する施設基準を満たす施設で投与した際、外来加算は算定可能である。今回の申請は、上記2ケースと管理の方法や難易度に差は無く、同様の算定が適正と考える。

## 【診療報酬上の取扱い】

第6部 注射 通知 通則

4 外来化学療法加算(3)外来化学療法加算は、<u>次に掲</u> げるいずれかの投与を行った場合に限り算定する。

(現行)

ウ 関節リウマチの患者に対してアバタセプト製剤を投与 した場合

(今回は、以下の赤字の追加を申請する)

ウ 関節リウマチ、多関節に活動性を有する若年性特発性 関節炎の患者に対してアバタセプト製剤を投与した場合

整理番号 ※事務処理用		265201	
	提案される医療技術名	経胸壁心エコー法と経食道心エコー法を同一日に検査した際の診療報酬の個別算定	
申請団体名		日本心エコー図学会	
10+11	主たる診療科(1つ)	03循環器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	明本ナスシウ料(20ナス)	15心臓血管外科	
רוי אנו ענו	関連する診療科(2つまで)	35臨床検査科	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	経胸壁心エコー法と経食道心エコー法を同一日に検査!	した際の診療報酬の個別算定
	追加のエビデンスの有無	無	
	診療報酬区分	D	
	診療報酬番号	215–3	
再評価区分(複数選択可)		1 — A     算定要件の見直し(適応)       1 — B     算定要件の見直し(施設基準)       1 — C     算定要件の見直し(回数制限)       2 — A     点数の見直し(増点)       2 — B     点数の見直し(滅点)       3     項目設定の見直し       4     保険収載の廃止       5     新規特定保険医療材料等に係る点数       6     その他(1~5のいずれも該当しない)       「6     その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 112		現在は経胸壁心エコー法(880点)と経食道心エコー法( う心臓手術の術前検査として行われた場合にのみ両方:	I,500点)を同一日に施行した場合に片方の診療報酬しか算定できないが、緊急・準緊急で行 を個別に算定できるように変更する。
再評価が必要な理由		エコー法は主に心機能や心不全の評価、弁膜症や先天 質的および機能的な心疾患を限なく検出するための検 異常の詳細を観察するために行われる。通常の診療で 査を施行するべきか検討するため、同一日に施行され 心疾患や、寒栓症発症の危険性が高い心血管疾患では る。現状では、経食道心エコー法の診療報酬である1.5	皮診断装置を使用する心臓の検査ではあるが、検査目的と得られる情報が異なる。経胸壁心性心疾患、心筋梗塞や心筋症、心膜疾患などの診断に用いられる。心臓全体を観察して、器査である。しかし、経食道心エコー法は、心臓弁膜症や先天性心疾患、心内腫瘤などの形態は、まず、係胸壁心エコー法を行い、その結果を医師が確認した後に、経食道心エコー図度をことはない。しかし、緊急手術や準緊急手術を要する心疾患、例えば、急性心不全を伴う、その適応や術式を決定するために同一日に両方の検査を施行せざるを得ない場合がありの点を算定し、経胸壁心エコー法の診療報酬である880点は算定することができない。心臓前検査として施行される場合には、同一日であっても、両方の検査の診療報酬を算定できる

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		経胸壁心エコー法 (880点) と経食道心エコー法 (1,500点) を同一日に施行した場合に、心臓手術前検査として行われた際には両方の診療報酬を算定 できるように変更する。緊急手術や準緊急手術を要する心疾患では、手術の適応や術式を決定するために同一日に両方の検査を施行せざるを得な い場合がある。この場合、片方の診療報酬は算定することができないが、心臓手術の施行には両方の検査の情報が不可欠である。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		対象や状況によらず、経胸壁心エコー法と経食道心エコー法を同一日に施行した場合に片方の診療報酬しか算定できない。	
診療報酬区分(再掲)		D	
m> /// [Manual   12] (13			
診療報酬番号(再	揭)	215-3	
	掲)	215-3 経胸壁心エコー法、経食道心エコー法	
診療報酬番号(再 医療技術名			

・推定した根拠	検査数は変化しない。	
見直し前の症例数(人)	約520人(弁膜症などで緊急心臓手術の適応を評価する外来患者数)	
見直し後の症例数(人)	検査数は変化しない。	
見直し前の回数(回)	<del>\$</del> \$520回	
見直し後の回数(回)	<del>\$</del> \$520回	
kg 位置づけ 等)	経胸壁心エコー法、経食道心エコー法ともに心疾患の日常診療で既に広く行われている検査である。	
施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	心臓手術が施行されている施設	
人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	日本超音波医学会認定超音波専門医(循環器)、SHD心エコー図認証医、日本周術期経食道心エコー認定試験(JB-POT)合格者のいずれかの資格を持つ医師が、経食道心エコー検査を施行する。経胸壁心エコー検査は訓練を受けた臨床検査技師が施行する。	
その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	経食道心エコー図検査実施についての勧告(2018年改訂版、日本心エコー図学会)	
スクの内容と頻度	経胸壁心エコー法と経食道心エコー法は既に日常臨床で多数施行されていて、その副作用やリスクは非侵襲的検査として妥当なものである。	
D妥当性 心がず記載)	問題なし。	
見直し前	1.500点	
見直し後   その根拠	2, 380点 1, 500点 (経食道心エコー法) と880点 (経胸壁心エコー法) の合算	
区分	D	
番号	該当せず。	
技術名	<u>該当せず。</u> I	
具体的な内容	該当せず。	
プラスマイナス	<u> </u> 増 (+)	
予想影響額(円)	約4,576,000円	
その根拠 備考	年間の心臓手術(弁膜症と先天性心疾患)数の1%(520件)が同一日に検査が必要な緊急手術例であると推定し、増額分(880点)をかけた。 該当せず。	
Iし等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	なし	
	なし	
外の関係学会、代表的研究者等	特になし	
	見直し前の症例数 (人) 見直し後の症例数 (人) 見直し後の症例数 (人) 見直し後の回数 (回) 見直し後の回数 (回) 見直し後の回数 (回)  施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体制等) その他 (連守すべきガイドライン等その他の要件) その他 (連守すべきがイドライン等をの他の要件)  スクの内容と頻度  ヌ当性 必ず記載)  見直し後 その根拠 区分 番号 技術名 具体的な内容 ブラスマイナス 予想影響額 (円) その根拠 備考	

	1) 名称	弁膜症治療のガイドライン 2020年改訂版(日本循環器学会、日本胸部外科学会、日本血管外科学会、日本心臓血管外科学会合同ガイドライン)
		泉知里、江石清行、芦原京美、有田武史、尾辻豊、国原孝、他
⑭参考文献 1	2) 著者	宋知里、江石清行、戸原泉美、有田武义、尾江莹、国原孝、他 
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本循環器学会ホームページ: https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/JC\$2020_Izumi_Eishi.pdf
	4)概要	僧帽弁閉鎖不全の重症度・病因、左室サイズI機能、左房サイズ、肺高血圧の程度などと口評価するための胸壁心エコー法をclass I、僧帽弁逸脱症における経食道心エコー法(30を含む)による正確な逸脱の評価をclass IIaで推奨している。
	1) 名称	成人先天性心疾患診療ガイドライン 2017年改訂版(日本循環器学会、日本胸部外科学会、日本産科婦人科学会、日本小児循環器学会、日本心エコー図学会、日本心臓血管外科学会、日本心臓病学会、日本成人先天性心疾患学会、日本不整脈心電学会)
	2) 著者	市田蕗子、赤木禎治、池田智明、市川肇、大内秀雄、他
①参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本循環器学会ホームページ:https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/02/JCS2017_ichida_h.pdf
	4) 概要	成人先天性心疾患の診断に、経胸壁心エコー法と経食道心エコー法が重要な役割を果たしている。特に術前検査として施行されるべきである。
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4)概要	特になし

提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

265201

経胸壁心エコー法と経食道心エコー法を同一日に検査した際の診療報酬の個別 算定

日本心工コー図学会

# 【技術の概要】

経胸壁心エコー法と経食道心エコー法を同一日に施行した場合に、 心臓手術前検査として行われた際には両方の診療報酬を算定できる ように変更する。緊急手術や準緊急手術を要する心疾患では、手術 の適応や術式を決定するために同一日に両方の検査を施行せざるを 得ない場合がある。この場合、片方の診療報酬は算定することがで きないが、心臓手術の施行には両方の検査の情報が不可欠である。

# 【対象疾患】

心臓手術の対象となる心血管疾患で、緊急手術・準緊急手術を要するもの。

# 【既存の治療法との比較】

該当せず。

# 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

現在は、経胸壁心エコー法(880点)と経食道心エコー法(1,500点)を同一日に施行した場合に片方しか算定できない。しかし、心臓手術の施行には両方の検査の情報が不可欠である。緊急手術や準緊急手術を要する心疾患では、手術の適応や術式を決定するために両検査を同一日に施行せざるを得ない場合がある。



# 緊急・準緊急心臓手術前のみ同一日に算定可能とする

経胸壁心エコー法 880点



# 経食道心エコー法 1,500点



整理番号 ※事務処理用		266201		
	提案される医療技術名	神経学的検査 (D239-3)		
申請団体名		日本神経学会		
## N. 7 F. #	主たる診療科(1つ)	12神経内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	29脳神経外科		
100 776 1 1		22小児科		
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和2年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	神経学的検査(遠隔診断)	中経学的検査(遠隔診断) -	
	追加のエビデンスの有無	<b>#</b>		
	診療報酬区分		D	
	診療報酬番号	D239-3		
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 192		神経学的検査 (D239-3) を、へき地、医師少数区域等の医療機関に受診する神経疾患患者を対象に音声画像双方向性ビデオカンファレンスシステムを用いたオンライン診療により行うもの。対面での診察が必須となる一部の項目は、D to P with Dにより評価するが、あらかじめ当該項目の評価結果を送信すれば、現地担当医の同席は不要とする (Store and Forward型オンライン診療)。		
		く、遠隔地の住民は専門医の診察を受けることができたで良好な転帰を得ることができるが、これら高度医療の均霑化の上からオンライン診療(DtoPwithD)によるへ	D診察が必須である。神経疾患患者は、自ら移動することが困難な障害を有することも多ない。診断確定後には免疫療法やデバイス治療等、専門的かつ高度な治療・管理を行うことへのアクセスも制限され、最新治療の恩恵にあずかることもできない。公平性の担保、医療へき地、医師少数区域等の医療機関に受診する患者の神経学的検査 (D239-3) を可能にすべ診療、医師派遣、代診医派遣事業の軽減にも資するものと思われる。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	専門医育成を行うとともに、専門的かつ高度の神経疾患の診断・治療を提供している、日本神経学会教育施設等の人口カバー率は90%を超えているが、それでもこれら施設に到達困難な患者は各地に散在している(約912万人と推定)。人口10万人当たりの有病率からパーキンソン病約1万人、重症筋無力症は2000人、多発性硬化症は90-450人、ALSは200人が十分な診断治療を受け難い地域に居住している可能性がある。これらの地域には、巡回診療、医師派遣等で何らかの対応は行われているものと思われるが、ICTの利活用により国民皆保険下における公平性の担保は可能と思われる。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	現在のD239-3は、対面診療のみを想定した診療報酬となっている。
診療報酬区分 (再掲)	D
診療報酬番号 (再掲)	D239-3
医療技術名	神経学的検査

③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	比較的症例数の多いパーキンソン病の年間罹患率14-19/10万人を例にすれば、非専門医のもとで年間約1000人の新規患者が発生していると予測され。これら全例に専門医による診断、治療方針決定が行われれば、寝たきりへの移行阻止につながる。他疾患についても同様である。	
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載なし(右欄にガイドライン等 神経救急疾患である脳卒中ではすでに遠隔で神経診察が行われており、本診療報酬に関連 する遠隔医療機器の基準は「脳卒中診療における遠隔医療(Telestroke)ガイドライン」 付録のビデオカンファレンスシステムの記載に準拠して行うのが望ましい。	
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		2021年度実施件数は、264件、132,000点、50床以下の施設の算定件数はわずか12件、普及のためには地域の中核施設(日本神経学会教育施設等)の専門医との間に音声画像双方向性ビデオカンファレンスシステムが整備される必要がある。現状ではこれらのインフラ整備が進んでいないことから最大見積もっても倍増程度に過ぎないものと思われる。本来診療報酬のみでへきか等の遠隔医療機器や支援側医師の体制整備を図ることは不可能であり、公益性、公平性を鑑みた補助金等によるICTの環境整備の裏付けが必要となる。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	2021年度年間実施件数は、3168件、1,584,000点、50床以下の施設の算定件数は12件と極めて少ない。	
変化	見直し後の症例数(人)	最大見積もっても倍増までが限度とみて 6000件	
左眼中共	見直し前の回数(回)	3, 168回	
年間実施回数の 変化等	見直し後の回数(回)	6, 000回	
<ul><li>⑤医療技術の成熟・学会等における・難易度(専門性</li></ul>	位置づけ	対面で行われる神経学的検査をオンライン診療で行うものであり、技術的問題はない。緊急性を要する脳卒中ではすでに神経診察に基づいて血栓 溶解療法を行っており、緊急性のない神経疾患において完全な神経所見を評価することは問題はない。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	D239-3の算定要件である、「専ら神経系疾患(小児を対象とする場合を含む。)の診療を担当する医師(専ら神経系疾患の診療を担当した経験を 10年以上有するものに限る。)として、地方厚生(支)局長に届け出ている医師が当該検査を行った上で、その結果を患者及びその家族等に説明 した場合に限り算定する。」と変わるところはない。	
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	対象患者は、へき地(別表第六の二に定める地域)及び都道府県が定める医師少数区域、医師少数スポットの医療機関に受診する神経疾患が疑わ れる患者	
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	なし	
・ ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		ビデオカンファレンスシステムによる神経診察であり、副作用やリスクなどはない。	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		オンライン診療(DtoPwithD)であり、その倫理性、指針などはすでに整備されている。	
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	- - -	
	区分	区分をリストから選択 -	
⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名		
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	なし	
	プラスマイナス	増 (+)	
⑩予想影響額	予想影響額(円)	15, 000, 000円	
	その根拠 備考	2021年度の算定は264件X12=3168件。ICTインフラの整備が必要であることから倍増が限度と試算。3000件x500点=150万点の増。 なし	
! 偏考 ①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		新規に導入すべき機器や医薬品はない。	
②その他		現行のオンライン診療機器の内、対光反射など詳細な神経所見の診察が可能なビデオカンファレンスシステム(Terestrokeガイドライン付録)を 用いること(電話やスマートフォンは不可)。	
③当該申請団体以	外の関係学会、代表的研究者等	日本脳卒中学会、診療向上委員会telestroke担当委員長 長崎大学脳神経内科 辻野彰教授	
③当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		日本脳卒中学会、診療向上委員会telestroke担当委員長 長崎大学脳神経内科 辻野彰教授	

	1) 名称	脳卒中診療における遠隔医療 (Telestroke) ガイドライン	
	2)著者	日本脳卒中学会Telestrokeガイドライン作成プロジェクトチーム	
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	脳卒中 42 巻 5 号、443-463	
	4)概要	神経教急疾患である脳卒中患者の神経診察を遠隔で行い血栓溶解療法を投与する上でのガイドラインを示している。	
	1) 名称	Teleneurology applications: Report of the Telemedicine Work Group of the American Academy of Neurology	
	2)著者	Wechsler LR 性	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Neurology、2013:80:670-676	
	4)概要	米国神経学会の立場表明。Store-and-forward型のconsultationの有用性を示している。	
	1) 名称	Certified Examination Assistants in the Age of Telemedicine: A Blueprint Through Neurology	
	2)著者	Bragin Ifts	
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	JMIR Med Educ 2021;7(4):e28335	
	4) 概要	遠隔で神経所見を完璧に行う上で必要なことが示されている	
	1) 名称	Practice guidelines for telestroke	
	2) 著者	Demaerschalk BM 他、American telemedicine association	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Telemed J E Health. 2017 May:23(5):376-389	
	4)概要	米国のtelestrokeガイドライン	
	1)名称	A Randomized Crossover Pilot Study of Telemedicine Delivered via iPads in Parkinson's Disease	
	2) 著者	Sekimoto S, Oyama G, Hatano T, Sasaki F, Nakamura R, Jo T, Shimo Y, Hattori N	
(A)参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Parkinsons Dis. 2019 Jan 6:2019:9403295	
	4)概要	日本におけるパーキンソン病の遠隔医療効果を無作為化試験で確認した研究。iPad miniを用いて mUPDRS part IIIを評価している。本研究は患者の医学管理の妥当性を示すものであるが、今回の提案である専門医による検査という点では、mUPDRSを実際に評価できる事が示された点が重要である。	

※⑬については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁) 申請技術名

請技術名

申請学会名

266201

神経学的検査(D239-3)

日本神経学会

## 【技術の概要】

神経学的検査を、へき地、医師少数区域等 の医療機関に受診する患者を対象に音声画 像双方向性ビデオカンファレンスシステム を用いたオンライン診療により行うもの。

対面での診察が必須となる一部の項目は、D to P with Dにより評価あらかじめ当該項目の評価結果を送信すれば、介助者(看護師等)のみ同席すれば、現地担当医の同席は不要(Store-and-Forward型オンライン診療も可)。

# 【対象疾患】

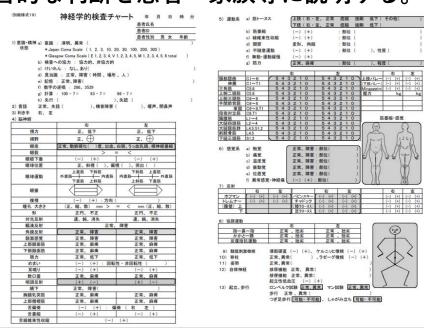
へき地、医師少数区域等の医療機関に受 診する神経疾患患者

# 【背景】

- 多岐にわたる神経疾患の診断には経験豊富な専門医の診療が必須である。
- へき地、医師少数区域等の住民においても、専門医の診断と有効性の高い高度な神経疾患の治療等、公平な医療提供の機会が与えられるべき。

# 【既存の治療法との比較】

すでに提示されている神経診察チャートの内、対面での診察を要する一部の所見 は現地の医師とともに評価し、検査の総 合的な判断を患者・家族等に説明する。



\*網掛け部分の評価は現地対面診察により評価

# 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

へき地等支援施設からの巡回診療、医師派遣、代診 医派遣事業の軽減にも資するものと思われる。診療 報酬は両医療機関の折半。

整理番号 ※事務処理用		266202	
提案される医療技術名		薬剤投与用胃瘻造設術	
	申請団体名	日本神経学会	
15+11-5	主たる診療科(1つ)	04消化器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	即生土 7 込まり (0 ~ 土 ~)	12神経内科	
ログルイイ	関連する診療科(2つまで)	リストから選択	
	技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和4年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	薬剤投与用胃瘻造設術	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分		К
	診療報酬番号	K664-3	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択     該当する場合、リストから〇を選択     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区     区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区    区
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 187		胃壁腹壁固定法の増点である。これは、胃瘻造設前に、	『水和物製剤を経胃瘻空腸投与するための現行項目である薬剤投与用胃瘻造設術に、経皮的 、胃壁と腹壁を経皮的に固定することにより、術中だけでなく、胃瘻孔が確立するまで胃壁 った場合にも汎発性腹膜炎などの重篤な合併症を予防することができる。
		が、使用する胃瘻カテーテルは専用の製品で、手技は 確立する前の早期胃瘻カテーテルの自己技去があった! を自院負担で使用しているのが現状であり、胃壁腹壁! 2022年4月の改定にて薬剤投与用胃瘻造股術を経皮的内	カルビドバ水和物製剤を経胃瘻空腸投与する目的で胃瘻造設を行った場合に限り算定できる ル川法での造設であるため、胃壁腹壁固定具が製品に含まれていない。そのため、胃瘻孔が 場合には腹膜炎をきたす可能性があり、医療機関によっては安全性を確保するために固定具 固定具の増点が望まれていた。 視鏡下に行う場合においては、予め胃壁と腹壁を固定すること。と通知にて追記された。 る事が必須となった為、胃壁固定具分1,200点の増点が妥当と考える。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	・薬剤投与用胃瘻造設術は抗パーキンソン剤レボドパ・カルビドパ水和物製剤を経胃瘻空腸投与する目的で胃瘻造設を行った場合に限り算定できる。 ・薬剤投与用胃瘻造設術の胃瘻カテーテルは専用の製品で、手技はPull法であるため、胃壁腹壁固定具が製品に含まれていない。胃瘻造設前に、胃壁と腹壁を経皮的に固定することにより、術中だけでなく、胃瘻孔が確立するまで胃壁と腹壁の解離を防ぎ、胃瘻カテーテルの自己抜去があった場合にも汎発性腹膜炎などの重篤な合併症を予防することは重要である。 ・2022年4月の改定にて薬剤投与用胃瘻造設術を経皮的内視鏡下に行う場合においては、予め胃壁と腹壁を固定すること。と通知にて追記された。現在点数に評価されていない胃壁固定具を別途準備する事が必須となった為、胃壁固定具分1,200点の増点が妥当と考える。 ・K664のうち、経管栄養のためのK664胃瘻造設術(6,070点)では、胃瘻造設手技は一般的にイントロデューサー法であり、イントロデューサー法は胃壁腹壁固定が必須であるため胃瘻チューブ製品に胃壁腹壁固定具が付属している。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	・対象患者:空膈投与用レボドパ・カルビドパ水和物配合剤を投与する患者。 空腸投与用レボドパ・カルビドパ水和物配合剤:デュオドーパ配合経腸溶液(効能効果:レボドパ含有製剤を含む既存の薬物療法で 十分な効果が得られないパーキンソン病の日内変動(wearring-off現象)の改善) ・内視鏡を用いて専用の胃瘻チューブでPull法による胃瘻造設後に、透視を併用して空腸カテーテルを十二指腸及びトライツ靭帯を超えた薬剤吸収部位である空態再項:通知 ・算定時の配置 通知 (1) 薬剤投与用胃瘻造設術を経皮的内視鏡下に行う場合においては、予め胃壁と腹壁を固定すること。 (2) レボドパ・カルビドパ水和物製剤を経胃瘻空腸投与する目的で胃瘻造設を行った場合に限り算定する。算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に経胃瘻空腸投与が必要な理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。なお、薬剤投与用胃瘻造設術で用いるカテーテル及びキットの費用は所定点数に含まれ別に算定できない。 (3) 当該療養を行う際には、胃瘻造設の必要性、管理の方法及び閉鎖の際に要される身体の状態等、療養上必要な事項について患者又はその家族等への説明を行うこと。
診療報酬区分(再掲)	К
診療報酬番号(再掲)	K664-3
医療技術名	薬剤投与用胃瘻造設術

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	薬剤投与用カテーテルによるレボドパ・カルビドパ水和物製剤の空腸への投与(L-ドパ持続経腸療法)の評価は、パーキンソン病診療ガイドライン2018年版(P31-33)に記述されているガイドライン作成委員会の結論は下記のとおりである。 ・有効性:進行性パーキンソン病患者の運動合併症の改善効果に対する対症効果は有効。		
	ガイドライン等での位置づけ	パーキンソン病診療ガイドライン2018年版(P31-33)に記述されているL-ドバ持続経腸療法に関するガイドライン作成委員会の結論は下記のとおりである。・有効性:進行性パーキンソン病患者の運動合併症の改善効果に対する対症効果は有効。・安全性:おそらく安全・臨床への応用:進行押患者での運動合併症の改善は署明であり、00Lと非運動症状の改善も期待できる。効果が高いためか、脱落率は比較的少ないとされているが、腸瘻やデバイスに関する有害事象は比較的多いので、適応は慎重に決める必要がある。・今後検討されるべき事項・振撃・、デバイスにかかわる合併症を減らす方法について検討が必要である。適切な変量設定により運動合併症の改善が期待できることから、簡便な薬量調整方法を開発していく必要がある。 (注)腸瘻造散*:パーキンソン病診療ガイドライン2018年では腸瘻造散と記述しているが、これは経皮的に造散した腸瘻を意味するものではなく、経胃瘻的空腸カテーテルを意図している		
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	再評価によって対象患者数や実施回数が変化するものではない。 年間の薬剤投与用胃瘻造設術対象患者は約160名を推定している。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	160		
変化	見直し後の症例数(人)	160		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	160		
変化等	見直し後の回数(回)	160		
: ⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		・難易度: 薬剤投与用カテーテルによるレボドパ・カルビドパ水和物製剤の空腸への投与(L-ドパ持続経腸療法)の安全性の評価は、パーキンソン病診療ガイドライン2018年版(P31-33)で記述されており、そこでは胃瘻造設及び経胃瘻的空腸カテーテル留置時におけるチューブにかかわる有害事象が報告されている。そのため、難易度は高い手技であると考えられる*有害事象の詳細は、下記項目の[⑥安全性・副作用等のリスクの内容と頻度]を参照・専門性: 専門性: 患者は進行期パーキンソン病患者であり、レボドパ・カルビドパ水和物製剤投与を目的とした薬剤投与チューブは薬剤吸収部位であるトライツ靭帯を超えた空腸にチューブ先端が位置するように挿入留置するため、デュオドーパ配合経腸用液に係る医薬品リスク管理計画書(RMP)では施設基準を設定し、また実施医療従事者は、アッヴィ合同会社が提供する本治療システムによる治療に関連する研修受講者であることとしている。		
• 施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	内視鏡とX 線検査が実施可能であること、チューブ関連の合併症発生時に十分な対応が可能であること。		
(技術の専門性 等を踏まえ、いる 要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	デュオドーバ配合経陽用液に係る医薬品リスク管理計画書(RMP)では、アッヴィ合同会社が提供する本治療システムに精通したアッヴィデュオ ドーパスペシャリストによる本治療システムによる治療に関連する研修を受講する事としている。 特に、主たる実施医師は、アッヴィ合同会社が提供する本治療システムに関連する研修を受講していること。		
٤)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	消化器内視鏡ガイドライン、パーキンソン病診療ガイドライン		
・ ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		薬剤投与用カテーテルによるレボドパ・カルビドバ水和物製剤の空腸への投与(L-ドバ持続経腸療法)の安全性の評価は、パーキンソン病診療ガイドライン2018年版 (P31-33) に記述されており、ガイドライン作成委員会の結論は下記のとおりである。・安全性:おそらく安全これは、ガイドライン作成委員会が評価したいずれの試験においても、腸瘻造設 * やデバイスにかかわる有害事象が30~40%に認められた1-6) ためであり、特に重大な有害事象として、チューブ挿入の合併症(8.4%)、腹痛(4.3%)、腹膜炎(2.8%) などがあると記述されている。以上、ガイドライン作構造されているように、胃瘻造設及び経胃瘻的空腸カテーテル留置時におけるチューブにかかわる有害事象が少なくなく、難易度は高い手技であると考える。 注)腸瘻造設 * : パーキンソン病診療ガイドライン2018年では腸瘻造設と記述しているが、これは経皮的に造設した腸瘻を意味するものではなく、経胃瘻的空腸カテーテルを意図している		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし		
⑧点数等見直し	見直し前	8,570点		
の場合	見直し後 その根拠	9,770点 【評価項目】①再評価すべき具体的な内容を参照		
⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療 技術(ション)	区分	区分をリストから選択 なし		
		か		
	番号 技術名	なし なし		
	具体的な内容	なし		
	プラスマイナス	增 (+)		
⑩予想影響額	予想影響額(円)	1, 920, 000		
	その根拠	患者の見込み数は年間160人であり、現行項目の手技料1,200点が増点されることにより年間約192万円の増額となる		
	備考	特になし		

4) 概要				
(2) 当該申請回体以外の関係学会、代表的研究者等 日本内認識学会   日本内認識学会   日本内認識学会   日本内認識学会   日本用に毎内搭職ハンドブック(2017年)   日本用に毎内搭職ハンドブック(2017年)   日本用に毎内搭職ハンドブック (2017年)   日本用に毎内搭職のフトブック (2017年)   日本用に毎内搭職のフトブック (2017年)   日本用に毎内搭職のフトブック (2017年)   日本用に毎内搭職のフトブック (2017年)   日本用に毎内搭職のフトブック (2017年)   日本日の日本 (2017			製造販売業者: クリエートメディック株式会社 認証番号: 218008ZX10018000  販売名: 胃壁固定具Ⅱ 一般的名称: スーチャーアンカ 製造販売業者: クリエートメディック株式会社 認証番号: 221008ZX00268000  販売名: イディアルリフティング 一般的名称: スーチャーアンカ 製造販売業者: 秋田住友ベーク株式会社 認証番号: 219008ZX00679000  販売名: 胃壁固定具 S 一般的名称: スーチャーアンカ 製造販売業者: 株式会社タスク 認証番号: 226AABZX00027000  販売名: イージータイ 一般的名称: スーチャーアンカ 製造販売業者: 吉川化成株式会社 認証番号: 220008ZX00370000  販売名: スマートアンカ 一般的名称: スーチャーアンカ 製造販売業者: 株式会社トップ	
(日参考文献 1 日本体化器内視鏡ハンドブック (2017年) (日参考文献 1 日本体化器内視鏡から監修 1 日本体化器内視鏡で会監修 1 日本体化器内視鏡で会監修 1 日本体化器内視鏡で会監修 2 日本体化器内視鏡で会監修 2 日本体化器内視鏡で会監修 2 日本体化器内視鏡で会監修 2 日本体化器内視鏡で会監修 2 日本体化器内視鏡で会 2 日本体化器内限度 2 日本体化系列 2 日本体化器内限度 2 日本体化器内限度 2 日本体化器内限度 2 日本体化器内限度 2 日本体化器内限度 2 日本体化系列 2 日本体化器内限度 2 日本体化器内限度 2 日本体化器内限度 2 日本体化器内限度 2 日本体化器内限度 2 日本体化系列 2 日本体化器内限度 2 日本体化器内限度 2 日本体化器内限度 2 日本体化系列 2 日本体化器内限度 2 日本体化系列 2 日本体 2 日本体化系列 2 日本体化系列 2 日本体化系列 2 日本体化系列 2 日本体 2 日本体化系列 2 日本体化系列 2 日本体外列 2 日本	②その他		なし	
2) 著者 日本用化器内規能学会監修	③当該申請団体以	以外の関係学会、代表的研究者等	日本内視鏡学会	
2) 著者 日本用化器内視線学会監修		1) 名称	消化器内視鏡ハンドブック (2017年)	
1 名称			日本消化器内視鏡学会監修	
(多考文献 5 日本	⊕ 亲 孝 立 幇 1	3) 雑誌名。年、月、号、ページ	消化器内視鏡ハンドブック改訂第2版 2017年5月22日: 324 - 325, 328	
日本静脈経離栄養学会 編集 (現日本臨床栄養代謝学金)   3)雑誌名、年、月、号、ページ   静脈経離栄養ガイドライン (第3版) 2014年1月15日 第1版 第2刷:55-56   4)概要   推奨度ランクAⅢ (強く推奨する・症例集積研究や専門の意見)にて「瘻孔が完成する前の胃瘻カテーテルの事故抜去は汎発性腹膜炎に至ることがあるので、適切な予防策を講じる」(P55)   背壁固定を行っておけば、胃糖カテーテルが依法されても汎発性腹膜炎などの重端な合格を予防することができる」「特に、Introducer法で胃患を増設する場合には胃壁固定を構造して無い、胃臓カテーテルが依法されても汎発性腹膜炎などの重態な合格を予防することができる」「特に、Introducer法で胃患を増設する場合には胃壁固定を標準的に実施するべきである」(P56)と記載   40 表称   銀皮内視鏡的胃瘻造設所の胃壁固定に関する全国アンケート調査・粉田式胃壁固定具開発から20年を経過して   20 需者   敷田昌貴   数誌名、年、月、号、ページ   在宅医療と内視鏡治療、2011年: Vol. 15Mo. 1:19-27   41 概要   ・Pい川法Pubh法で移産的胃壁腹壁固定法を全を検しことで「ヒヤリル・ト」を回送できた経験 経験あり45% ・「ヒヤリハ・シト」の具体例 瘻孔形成期間中の自己核法69%、瘻孔形成期間中のカテーテールのトラブルによる自己核去20%   特になし   特になし   特になし   特になし   特になし   10 各称   特になし   特になし   10 各称   特になし   10 各称   特になし   10 名称   特になし   10 名称   特になし   10 名称   10 名称   特になし   10 名称   10 名称   特になし   10 名称	U P T A HAI		「introducer変法では必須」「瘻孔形成前の胃壁と腹壁の解離を防ぎ、頑固な瘻孔形成を促すことができる」「introducer現法・胃壁固定が必要」(P324)「Pull/push法においても「腹水症例(少量)では腹壁固定が必要」(P325)「胃壁固定がされていない状態での早期自己抜去は、	
日本学文献2   3   雑誌名、年、月、号、ページ   静脈経陽栄養ガイドライン (第3版) 2014年1月15日 第1版 第2刷:55-56   推奨度ランクAII (強く推奨する・金偶集積研究や専門の意見)   こて「瘻孔が完成する前の胃瘻カデーテルの事故抜去に汎発性腹膜反などの重氮な合体をがあるので、適切な予防策を関しる」 (P55) 「胃壁固定を行っておけば、胃瘻カテーテルが抜去されても汎発性腹膜反などの重氮な合体を予防することができる」「特に、Introducer法で胃瘻を増設する場合には胃壁固定を標準的に実施するべきである」 (P56) と記載   1) 名称   経皮内視鏡的胃瘻造設術の胃壁固定に関する全国アンケート調査—制田式胃壁固定具開発から20年を経過して一   2) 著者   新田昌貴   3) 雑誌名、年、月、号、ページ   在宅医療と内視鏡治療、2011年: Vol.15No.1:19-27   4) 概要   ・Pull法(Publixで経皮的胃壁腹壁固定法を全例実施していない理由としてコストの問題と回答した割合は18%・経皮の胃壁腹壁固定法を実施したことで「ヒヤリハット」を回避できた経験 経験あり45% 「モヤリハット」の具体例 (瘻孔形成期間中の自己技五69%、瘻孔形成期間中のカラーチールのトラブルによる自己技五20%   1) 名称   特になし   4) 概要   特になし   1) 名称   特になし   2) 著者   特になし   2) 著者   特になし   2) 著者   特になし   3) 雑誌名、年、月、号、ページ   特になし		1) 名称	┗── 静脈経腸栄養ガイドライン──静脈・経腸栄養を適正に実施するためのガイドライン─(第3版)「Minds掲載」	
指奨度ランクAII (強く推奨する・症例集積研究や専門の意見)にて「瘻孔が完成する前の胃瘻カテーテルの事故接去は汎発性酸膜炎に至ることがあるので、適切な予防策を講じる」(P 5 5) 「胃壁固定を行っておけば、胃瘻カテーテルの事故接去は汎発性酸膜炎に至ることがあるので、適切な予防策を講じる」(P 5 5) 「胃壁固定を行っておけば、胃瘻カテーテルの事故接去は汎発性酸膜炎に変ることができる」「特に、Introducer法で胃瘻を増設する場合には胃壁固定を標準的に実施するべきである」(P 5 6) と記載    1) 名称		2)著者	日本静脈経腸栄養学会編集(現日本臨床栄養代謝学会)	
4) 概要 とがあるので、適切な予防策を講じる」(P55)「胃壁固定を行っておけば、胃瘻カテーテルが抜去されても汎発性腹膜炎などの重能な合併を予防することができる」「特に、Introducer法で胃瘻を増設する場合には胃壁固定を標準的に実施するべきである」(P56)と記載    1) 名称	①参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	静脈経腸栄養ガイドライン(第3版) 2014年1月15日 第1版 第2刷:55-56	
2) 著者   新田昌貴   2) 著者   新田昌貴   3) 雑誌名、年、月、号、ページ   在宅医療と内視鏡治療、2011年: Vol. 15No. 1:19-27   4) 概要   ・Pull法/Push法で経皮的胃壁腹壁固定法を全例実施していない理由としてコストの問題と回答した割合は18%・・経皮的胃壁腹壁固定法を実施したことで「ヒヤリハット」を回避できた経験 経験あり45%・・ドセヤリハット」の具体例 瘻孔形成期間中の自己抜去69%、瘻孔形成期間中のカテーテールのトラブルによる自己抜去20%   2) 著者   特になし   4) 概要   特になし   4) 概要   特になし   4) 概要   特になし   4) 概要   特になし   2) 著者   特になし   2) 著者   特になし   3) 雑誌名、年、月、号、ページ   特になし   3) 雑誌名、年、月、号、ページ   特になし   50 条件   50		4)概要	推奨度ランクAIII(強く推奨する・症例集積研究や専門の意見)にて「瘻孔が完成する前の胃瘻カテーテルの事故抜去は汎発性腹膜炎に至るこことがあるので、適切な予防策を講じる」(P55)「胃壁固定を行っておけば、胃瘻カテーテルが抜去されても汎発性腹膜炎などの重篤な合併症を予防することができる」「特に、Introducer法で胃瘻を増設する場合には胃壁固定を標準的に実施するべきである」(P56)と記載	
(日参考文献3 3) 雑誌名、年、月、号、ページ 在宅医療と内視鏡治療、2011年: Vol. 15No. 1:19-27 在宅医療と内視鏡治療、2011年: Vol. 15No. 1:19-27 (中川は/Push法で経皮的胃壁腹壁固定法を全例実施していない理由としてコストの問題と回答した割合は18%・経皮的胃壁腹壁固定法を実施したことで「ヒヤリハット」を回避できた経験 経験あり45%・「ヒヤリハット」の具体例 瘻孔形成期間中のカテーテールのトラブルによる自己抜去20% 特になし (日本) 報誌名、年、月、号、ページ 特になし (日本) 報题 特になし (日本) 報志名、年、月、号、ページ 特になし (日本) 報志名、年、月、号、ページ 特になし (日本) 報誌名、年、月、号、ページ 特になし (日本) 日本(日本) 日		1) 名称	<b>経皮内視鏡的胃瘻造設術の胃壁固定に関する全国アンケート調査―鮒田式胃壁固定具開発から20年を経過して一</b>	
Pull法/Push法で経皮的胃壁腹壁固定法を全例実施していない理由としてコストの問題と回答した割合は18% - 経皮的胃壁腹壁固定法を実施したことで「ヒヤリハット」を回避できた経験 経験あり45% - ドロンリハット」の具体例 瘻孔形成期間中の自己技法69%、瘻孔形成期間中のカテーテールのトラブルによる自己技法20%    1) 名称		2)著者	<u></u> 鮒田昌貴	
4) 概要     ・経皮的胃壁腹壁固定法を実施したことで「ヒヤリハット」を回避できた経験 経験あり45% ・「ヒヤリハット」の具体例 瘻孔形成期間中のカテーテールのトラブルによる自己抜去20%       (必参考文献4     1) 名称     特になし       2) 著者     特になし       4) 概要     特になし       4) 概要     特になし       2) 著者     特になし       2) 著者     特になし       3) 雑誌名、年、月、号、ページ     特になし       3) 雑誌名、年、月、号、ページ     特になし	14参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	在宅医療と内視鏡治療、2011年:Vol.15No.1:19-27	
② 著者     特になし       ③ 雑誌名、年、月、号、ページ     特になし       4) 概要     特になし       1) 名称     特になし       ② 著者     特になし       ③ 雑誌名、年、月、号、ページ     特になし		4) 概要	┃・経皮的胃壁腹壁固定法を実施したことで「ヒヤリハット」を回避できた経験 経験あり45%	
①参考文献 4 3)雑誌名、年、月、号、ページ 特になし 4)概要 特になし 1)名称 特になし 2)著者 特になし 2)著者 特になし 3)雑誌名、年、月、号、ページ 特になし		1) 名称	特になし	
(B)参考文献5     1) 名称     特になし       2) 著者     特になし       3) 雑誌名、年、月、号、ページ     特になし		2) 著者	特になし	
(B参考文献5)     1) 名称     特になし       2) 著者     特になし       3) 雑誌名、年、月、号、ページ     特になし	⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし	
(3) 考者     特になし       3) 雑誌名、年、月、号、ページ     特になし		4)概要	特になし	
<ul><li>®参考文献5</li><li>3)雑誌名、年、月、号、ページ 特になし</li></ul>	⑭参考文献 5	1) 名称	特になし	
5) 和砂は、牛、ガ、ち、ベーク 191c/a C		2)著者	特になし	
		3)雑誌名、年、月、号、ページ		
4) 概要   特になし		4) 概要	特になし	

※⑬については、1.の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

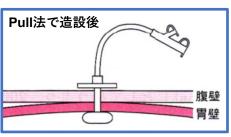
266202 薬剤投与用胃瘻造設術

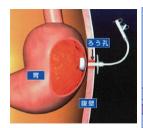
日本神経学会

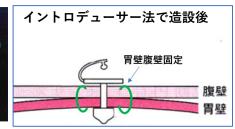
### K664 経皮的経管造設・挿入術の比較、技術の概要

	K664-3 薬剤投与用胃瘻造設術	K664 胃瘻造設術
現行の手技料	8,570点	6,070点 *K939-5胃瘻造設時嚥下機能評価加算が 算定可能(+2,500点)
手技料に含まれる 特定医療材料	PEGチューブ:16,500円 空腸チューブ:15,800円	PEGチューブ:16,500円
胃壁腹壁固定具 付属の有無	無(PEGチューブの中にセット化されていない)	イントロデューサー法によるもの:有 Pull法・Push法によるもの:無
造設手技	Pull法。Pull法は、口からPEGチューブを入れ胃内腔から腹壁外に引き出す方法のため、造設時の手技では胃壁腹壁固定が必要でない。	一般的な経皮的内視鏡下胃瘻造設術はイントロデューサー法に よるものであり、経皮的にPEGチューブを胃内に留置するので胃壁 腹壁固定具は必須。
術後管理	胃壁腹壁固定具による固定がされていないので、術後瘻孔が確立する までは胃壁と腹壁が乖離しないように、厳密な管理が必要。	瘻孔が確立するまで、胃壁腹壁固定具による継続した固定が可 能。









### K664-3 薬剤投与用胃瘻造設術は、

- ・薬剤投与用胃瘻造設術の胃瘻カテーテルは専用の製品で、手技はPull法であるため、胃壁腹壁固定具が製品に含まれていない。胃瘻造設前に、 胃壁と腹壁を経皮的に固定することにより、術中だけでなく、胃瘻孔が確立するまで胃壁と腹壁の解離を防ぎ、胃瘻カテーテルの自己抜去があった 場合にも汎発性腹膜炎などの重篤な合併症を予防することは重要である。
- ·2022年4月の改定にて薬剤投与用胃瘻造設術を経皮的内視鏡下に行う場合においては、予め胃壁と腹壁を固定すること。と通知にて追記された。現在点数に評価されていない胃壁固定具を別途準備する事が必須となった為、胃壁固定具分1,200点の増点が妥当と考える。

整理番号 ※事務処理用		266203	
提案される医療技術名		経管栄養・薬剤投与用 カテーテル交換法	
	申請団体名	日本神経学会	
40 th 7 mm	主たる診療科(1つ)	04消化器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	12神経内科	
112 775 1-1	実建する砂焼件 (とうまじ)	リストから選択	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	経管栄養・薬剤投与用 カテーテル交換法	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分		J
	診療報酬番号	J043-4	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択     該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 197		点である。薬剤投与用空腸チューブの交換では、内視症	バ水和物製剤を経胃瘻空腸投与するための現行項目である薬剤投与用カテーテル交換法の増 鏡操作が必須で、トライツ靭帯を越えた空腸内に留置するため、造設時と同様の難易度が求 200点とされている。そのため、薬剤投与用カテーテル交換法を増点するのが妥当と考え
再評価が必要な理由		の交換は内視鏡操作を必要としない比較的安全で簡便 り、内視鏡操作が必須で、薬剤吸収の面から確実にト も時間を要する。また、交換頻度は1~2年に1回と経管	去で評価されているもののうち、経管栄養カテーテルの多くが胃瘻チューブのみであり、そな手技である。対して、薬剤投与用カテーテルの交換で行うのは空腸チューブの交換であ ライツ靭帯を越えた空陽内に留置する必要があり、造設時と同様の難易度が来められ手技に 実養カテーテルと比較して非常に少な、経管発力・テル交換とは目的や難易度が異 200点と評価とされている。そのため、薬剤投与用カテーテル交換法は経管栄養カテーテル るのが妥当と考える。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	・平成30年の診療報酬改定時に、[K664-3薬剤投与用胃瘻造設術 (8,570点)]が新設された。これは、レボドパ・カルビドパ水和物製剤の空腸投与を目的とした薬剤投与用カテーテルの導入のためのもので、胃瘻造設だけでなく空腸チューブの留置も同時に行う。 そのため経管栄養を目的とした[K664胃瘻造設術(6,070点)]よりも2,500点が増点されており、この2,500点は、空腸カテーテルの留置にかかる評価と考えられる。また、空腸チューブ変換時の特定保険医療材料費が15,800円であることから、約900点は空腸チューブの習置手技料と評価されていると考える。 ・平成31年4月に、厚生労働省告示第221号により薬剤投与用カテーテル交換法に使用するチューブの一般的名称が「長期的使用胃瘻栄養用チューブ」から、「医薬品投与用長期的使用胃瘻チューブ」」に変更になり、本来の使用目的の違いの明確化が行われ、クラス分類もⅢからⅣに変更となった。 ・薬剤投与用カテーテル交換する場合の2パターンがあるが、いずれの空腸チューブの交換留置も、鎮静剤を用いて内視鏡と透視を併用して、土土指腸及びトライツ製帯を越えた薬剤吸収的組である空腸内までカテーテルの大端をすまりて留置するので、違入時とほぼ同じプロセスを必要とし比較的難易度が高く人員を要する手技である。また、薬剤投与用カテーテルの発力法はより安全で簡便な手技である。また一般的な交換頻度は半年に1回程度である。 ・一方で経管栄養カテーテル交換の多くが胃瘻チューブであり、その交換方法はより安全で簡便な手技である。また一般的な交換頻度は半年に1回程度である。 ・内視鏡と透視を併用して、チューブ先端を十二指腸及びトライツ靭帯を越えて留置する[J034イレウス用ロングチューブ挿入法] は、(730点)と評価されている。 このように、薬剤投与用カテーテル交換法における空腸カテーテルの交換留置は、導入時とほぼ同じプロセスで薬剤吸収の影響への配慮を必要とし、比較的難易度が高く人員を要する手技である。また、経管栄養カテーテル交換法は目的や留置位置、難易度が異なる別々の手技にもかかわらず一括りで同じ200点と評価とされているため、薬剤投与用カテーテル交換法は同かで新設し評価すべきである。以上により、レボドパ・カルビドパ水和物製剤投与を目的とした薬剤投与用カテーテル交換法は導入時と同程度の手技料の評価が妥当であり、薬剤投与用カテーデル交換法として別達てにして、[J034イレウス用ロングチューブ挿入法(730点)]と同程度の評価とするのが妥当と考える。
----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象患者:空腸投与用レボドパ・カルビドパ水和物配合剤を投与する患者。空腸投与用レボドパ・カルビドパ水和物配合剤:デュオドーパ配合経腸溶液(効能効果:レボドパ含有製剤を含む既存の薬物療法で 十分な効果が得られないパーキンソン病の日内変動(warring-off現象)の改善・内視鏡を用いて胃瘻カテーテル交換後に、透視を併用して空腸カテーテルを十二指腸及びトライツ靭帯を超えた薬剤吸収部位である空腸内までカテーテルの先端をすすめて留置する。 ・算定時の留意事項:通知 (1)経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法は、胃瘻カテーテル又は経皮経食道胃管カテーテルについて、十分に安全管理に留意し、経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換後の確認を画像診断又は内視鏡等を用いて行った場合に限り算定する。なお、その際行われる画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の算定目にのみ、1回に限り算定する。 (2)薬剤投与を目的として胃瘻カテーテルの交換を行った場合は、レボドパ・カルビドパ水和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。		
診療報酬区分(再		J		
診療報酬番号(再 医療技術名	}狗 <i>)</i>	J043-4 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法		
<b>区</b> 療技制石				
	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	薬剤投与用カテーテルによるレボドパ・カルビドバ水和物製剤の空腸への投与 (L-ドバ持続経腸療法) の評価は、パーキンソン病診療ガイドライン2018年版 (P31-33) に記述されているガイドライン作成委員会の結論は下記のとおりである。 ・有効性:進行性パーキンソン病患者の運動合併症の改善効果に対する対症効果は有効。		
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	パーキンソン病診療ガイドライン2018年版(P31-33)に記述されているL-ドバ持続経腸療法に関するガイドライン作成委員会の結論は下記のとおりである。 ・有効性:進行性パーキンソン病患者の運動合併症の改善効果に対する対症効果は有効。・安全性:おそらく安全・臨床への応用:進行期患者での運動合併症の改善は著明であり、00Lと非運動症状の改善も期待できる。効果が高いためか、脱落率は比較的少ないとされているが、腸瘻やデバイスに関する有害事象は比較的シいので、適応は慎重に決める必要がある。・今後検討されるべき事項:腸瘻*、デバイスにかかわる合併症を減らす方法について検討が必要である。適切な薬量設定により運動合併症の改善が期待できることから、簡便な薬量調整方法を開発していく多がある。(注)腸瘻造股*:パーキンソン病診療ガイドライン2018年では腸瘻造設と記述しているが、これは経皮的に造設した腸瘻を意味するものではなく、経胃瘻的空腸カテーテルを意図している		
・ ④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		再評価によって対象患者数や実施回数が変化するものではない。 2022年末の使用患者は約800名で、年間の患者増は約100名を推定している。 交換術は、患者全体の約70%が対象になる。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	800		
変化	見直し後の症例数(人)	800		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	650		
変化等	見直し後の回数(回)	650		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	6位置づけ	・難易度: 薬剤投与用カテーテルによるレボドパ・カルビドパ水和物製剤の空腸への投与(L-ドパ持続経腸療法)の安全性の評価は、パーキンソン病診療ガイドライン2018年版(P31-33)で記述されており、そこでは胃瘻造設及び経胃瘻的空腸カテーテル留置時におけるチューブにかかわる有害事象が報告されている。そのため、難易度は高い手技であると考えられる*有害事象の詳細は、下記項目の【⑥安全性・副作用等のリスクの内容と頻度】を参照・専門性: ・専門性: 患者は進行期パーキンソン病患者であり、レボドパ・カルビドパ水和物製剤投与を目的とした薬剤投与チューブは薬剤吸収部位であるトライツ靭帯を越えた空腸にチューブ先端が位置するように挿入留置するため、デュオドーパ配合経腸用液に係る医薬品リスク管理計画書(NHP)では施設基準を設定し、また実施医療従事者は、アッヴィ合同会社が提供する本治療システムによる治療に関連する研修受講者であることとしている。		
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	内視鏡とX 線検査が実施可能であること、チューブ関連の合併症発生時に十分な対応が可能であること。		
(技術の専門性 等を踏まえ、いる 要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	デュオドーバ配合経腸用液に係る医薬品リスク管理計画書(RMP)では、アッヴィ合同会社が提供する本治療システムに精通したアッヴィデュオ ドーパスペシャリストによる本治療システムによる治療に関連する研修を受講する事としている。 特に、主たる実施医師は、アッヴィ合同会社が提供する本治療システムに関連する研修を受講していること。		
<u>د)</u>	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	消化器内視鏡ガイドライン、パーキンソン病診療ガイドライン		
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		薬剤投与用カテーテルによるレボドパ・カルビドパ水和物製剤の空腸への投与(L-ドバ持続経腸療法)の安全性の評価は、パーキンソン病診療ガイドライン2018年版(P31-33)に記述されており、ガイドライン作成委員会の結論は下記のとおりである。・安全性、おそらく安全これは、ガイドライン作成委員会が評価したいずれの試験においても、腸瘻造設 * やデパイスにかかわる有害事象が30~40%に認められた1-6) ためであり、特に重大な有害事象として、チューブ挿入の合併症(8.4%)、腹痛(4.3%)、腹膜炎 (2.8%) などがあると記述されている。以上、ガイドライン作成るように、胃瘻造設及び経胃瘻的空腸カテーテル留置時におけるチューブにかかわる有害事象が少なくなく、難易度は高い手技であると考える。  注)腸瘻造設 * : パーキンソン病診療ガイドライン2018年では腸瘻造設と記述しているが、これは経皮的に造設した腸瘻を意味するものではなく、経胃瘻的空腸カテーテルを意図している		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし		
②占粉生 B 古 I	見直し前	200点		
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し後	730点		
	その根拠	【評価項目】①再評価すべき具体的な内容を参照		

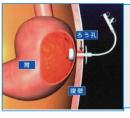
		:		
	区分	区分をリストから選択なし		
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号	au		
考えられる医療 技術(当該医療	技術名			
技術を含む)	具体的な内容	なし		
	プラスマイナス	增	(+)	
10予想影響額	予想影響額(円)	3, 445, 000		
O I LOND A DR	その根拠	実施回数の見込み数は年間650回であり、現行項目の手技料200点から7	30点に増点されることにより年間約345万円の増額となる 	
	備考	特になし		
①算定要件の見 品、医療機器又は	直し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	なし		
⑫その他		なし		
③当該申請団体以	以外の関係学会、代表的研究者等	日本内視鏡学会		
	1) 名称	The impact of tube replacement timing during LCIG therapy on PE observational study	G-J associated adverse events: a retrospective multicenter	
	2) 著者	Kanefumi Yamashita, et al.		
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	BMC Neurology (2021) 21:242		
	4)概要	2016年9月〜2018年12月の間に、11の病院で進行期パーキンソン病の LCIG 治療を導入した 104 人の患者を対象として、患者背景、有害事象発現率、有害事象発現時期、およびチューブ交換期間を調査した。LCIG 治療導入から 1 年後、55 人の患者 (54.0%) が最初の PEG-J チューブを保持していた。PEG-J チューブの交換期間の平均値は、全患者で 10.8 ± 7.0 か月、定期交換した患者で 11.6 ± 4.7 か月、有害事象により交換をした患者で 10.5 ± 7.7 か月であった。		
	1) 名称	Integrated safety of levodopa-carbidopa intestinal gel from prospective clinical trials.		
	2) 著者	Lang AE, Rodriguez RL, Boyd JT, et al.		
⑩参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Mov Disord. 2016 Apr:31(4):538-546		
	4)概要	PhaseⅢ試験4試験を2つのデータセットに集約し(統合試験や延長試験が含まれる)、LCIGの安全性について検討した。 手技/ディバイスに関連した事象はしばしば報告され、時に生命を脅かすものであったが、関連しないものについてはレボドパ治療でよく見られるものであり、且つ、高齢者集団で報告された。これらの要因と高い治療効果より、LCIGの治療脱落率は低く、安全性および忍容性をもって用いられることが示唆された。		
	1) 名称	Continuous intrajejunal infusion of levodopa-carbidopa intestinal gel for patients with advanced Parkinson's disease: a		
	2) 著者	randomised, controlled, double-blind, double-dummy study.  Olanow CW, Kieburtz K, Odin P, et al.		
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	The Lancet. Neurology. 2014;13(2):141-149		
	4)概要	30歳以上で運動合併症を有する進行期パーキンソン病患者71名を対象とした12週間の無作為化、二重盲検、ダブルダミー、多施設共同試験。LCIG 投与時と経口レポドパーカルビドパIR錠投与時の、それぞれ1日あたりのOFF時間の平均値を試験開始時から第12週までの変化の比較を行った。試 験終了時のLCIG群のOff時間の変化量は-4.04時間、経口薬の変化量は-2.14時間であった(p=0.0015)		
	1) 名称	Levodopa-carbidopa intestinal gel in advanced Parkinson's disea	se: final 12-month, open-label results.	
	2) 著者	Fernandez HH1, Standaert DG, Hauser RA, et al.		
①参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Mov Disord. 2015 Apr:30(4):500-509.		
	4)概要	最適な薬物治療を行っても重度の運動症状の日内変動がみられる進行期パーキンソン病患者354例を対象に、12ヶ月にわたるLCIGの長期安全性・忍容性を検討した。結果、観察期間を通して有意な改善が見られた(p<0.001)。安全性については有害事象のために試験を中止したのは27例(7.6%)であり、うち22例の内訳は医療機器挿入合併症(n=6), 腹痛(n=3), ジスキネジア(n=2), 死亡(n=2), 自殺既遂(n=2 *2例とも抑うつの既往有)であった。また、死亡例は8例(2.3%)であったが、いずれも治療との関連性は否定された。		
①	1) 名称	Global long-term study on motor and non-motor symptoms and safety of levodopa-carbidopa intestinal gel in routine care of advance Parkinson's disease patients: 12-month interim outcomes.		
	2)著者	Antonini A, Yegin A, Preda C, et al.		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Parkinsonism Relat Disord. 2015 Mar:21(3):231-235		
	4) 概要	本試験は進行期パーキンソン病患者におけるLCIG長期療法(24ヶ月)の臨床における有効性・安全性およびQOLと健康・経済的アウトカムの検討を目的に実施した。オフ時間およびジスキネジアを伴うオン時間のベースラインからの変化量はそれぞれ-4.7 ± 3.4 時間および -1.7 ± 5.0 時間であった。また、非運動症状の評価スケールであるNMSS総スコアおよびQOLスケールであるPDQ-8についても12ヶ月時点でベースラインと比較し有意な改善が見られた。		

・ ※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研 究者等の名称を記載すること。 提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

266203 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法

	経管栄養カテーテル交換	薬剤投与用カテーテル交換
導入時の 手技料	K664 胃瘻造設術 経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻 造設術を含む) 6,070点	K664-3 薬剤投与用胃瘻造設術 8,570点 *K664との差分は 2,500点 特定保険医療材料費を考慮した差分は 920点
導入時の 手技概要	一般的な経管栄養カテーテルの場合は、経皮的内視鏡下胃瘻造設 (PEG造設) *内視鏡使用、安全で簡便な手技	ステップ①経皮的内視鏡下胃瘻造設(PEG造設) ステップ②空腸チューブをトライツ靭帯を越えて留置 * 鎮静、内視鏡、X線透視を併用して行う * チューブが2種必要 * 空腸チューブは薬剤吸収のためチューブの先端を 十二指腸及びトライツ靭帯を越えて留置する * 比較的難易度は高く所要時間もかかる
交換時手技料	【現行】J043-4 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法 <mark>200点</mark>	
交換時の 手技概要	胃瘻チューブの交換	■ 胃瘻チューブと空腸チューブの両方を交換時: ステップ①胃瘻チューブの交換ステップ② <b>空腸チューブをトライツ靭帯を越えて留置</b>
		■空腸チューブのみ交換時: 空腸チューブをトライツ靭帯を越えて留置
手技の 難易度	胃瘻チューブの交換は安全で簡便な 手技である	胃瘻チューブの交換は安全で簡便な手技であるが、その後の、空腸チューブは薬剤吸収のためチューブの先端をトライツ靭帯を越えて留置するため、比較的難易度は高く所要時間もかかる・・鎮静、内視鏡、X線透視を併用して行う
交換頻度	4~6ヶ月に1回	1~2年に1回

### 日本神経学会



#### 経管栄養カテーテル交換 一般的には胃瘻チューブ

成的には自爆デューンの交換のみなので 安全で簡便な手技 交換頻度: 4-6ヶ月



#### 薬液投与用カテーテル交換

薬液吸収のために空腸カテーテルの先端をトライツ靭帯を超えて留置する必要があり、 比較的難易度は高く所要時間もかかる手技 交換頻度: 1-2年

薬剤投与用カテーテル交換は、導入時と同様に、鎮静、内視鏡、X線透視を併用して空腸チューブ先端を薬剤吸収部位であるトライツ靭帯を越えて留置するため、人員が必要であり、かつ比較的難易度が高く、所要時間もかかる手技である。

経管栄養カテーテル交換とは目的や難易度が異なる別々の手技にもかかわらず一括りで同じ200点と評価とされているため別の項目を設定し、 内視鏡と透視を併用して、チューブ先端を十二指腸及びトライツ靭帯を越えて留置する[J034 イレウス用ロングチューブ挿入法(730点)] と同程度の評価とするのが妥当と考える。

整理番号 ※事務処理用		266204		
提案される医療技術名		デジタル脳波判読の遠隔診断		
	申請団体名	日本神経学会		
H0 1.755	主たる診療科(1つ)	12神経内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	即注土7孙庄初(2.2.十七)	22小児科		
דין את ענו	関連する診療科(2つまで)	29脳神経外科		
	・ 技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	デジタル脳波判読の遠隔診断	デジタル脳波判読の遠隔診断	
	追加のエビデンスの有無	有		
	診療報酬区分		D	
	診療報酬番号	238		
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 の 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 137		脳波専門医のいない医療機関のデジタル脳波計で記録された電子媒体の脳波データがクラウドサーバ等のデータサーバにアップロードされる。予 め契約を結んでいる医療機関の脳波専門医がデータサーバ上にある匿名化された脳波データにアクセスし遠隔判読し、判読結果を送信側の医療機 関に報告する。		
再評価が必要な理由		正確な脳波判読には高度な専門知識に加え、判読実践トレーニングにより習得される専門技術が求められる。しかし、これらの専門知識・技術を有する脳波専門医は、全国的に希少である上に、地域偏在が顕著である。厚生労働省NDBナーブンデータによれば、入院・外来を合わせた年間100~115万件の脳波検査の85%以上は脳波専門医のいない医療機関で行われている。遠隔脳波診断が普及すれば脳波専門医のいない医療機関でも、速やかに正しい判読結果を得ることが可能になる。本技術の普及は我が国における脳波判読水準の均てん化を実現する。2016年4月の診療報酬改定で、遠隔脳波診断を記録診断も記波を看りまれば、遠隔脳波診断を行った場合、送信側の保険医療機関における診断等に係る費用については両医療機関間の合議に委ねるものとされた。 しかし、本技術を安全かつ円滑に行うためにはクラウドサーバの設置と維持などに多額の費用が必要となり、現在の診療報酬点数ではこれらの費用を回収するのが困難なため、本技術は現在に至るまで普及していない。本技術の普及には点数の増点が不可欠である。		

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	遠隔脳波診断を安全かつ円滑に行うためのシステム構築には企業の参入が必要である。しかし、現在の診療報酬点数では事業計画を立てるのが困難であり企業の積極的な参入が見込めない。具体的には、初期導入費(クラウドサーバ設置、遠隔サーバ接続用プログラム導入、通信アダプタ開設、個人情報保護のためのソフト導入など)が約150万円、年間維持費(サーバ利用料など)が約30万円かかるため、初年度は約180万円の費用が必要となる。これを現在の本技術の診療報酬点数350点/件で回収しようとすると、初年度に年間515件(月43件)の判読を引き受けなければならない。各施設でこの数字を実現するのは厳しいが、診療報酬点数が1000点/件に増額されれば、初年度に年間180件(月15件)の判読で回収できることになる。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	対象とする患者:脳波検査の適応のある患者は全て対象となる。脳波検査はてんかんの診断、治療効果・予後の判定、脳機能障害の評価を目的に行う検査である。てんかんが疑われる患者、てんかんと診断された患者、脳血管障害、認知症、脳腫瘍などと診断された患者が対象となる。具体的には意識障害、けいれんなどの症状を呈する患者である。また脳死判定においても必須の検査である。このように対象は多岐にわたるが、特にてんかん重積状態を含む急性意識障害を呈する患者など喫緊の診断・治療を要する場合には極めて重要である。 医療技術の内容・脳波専門医のいない医療機関のデジタル脳波計で記録された電子操の脳波データがクラウドサーバ等のデータサーバにアップロードされる。予め契約を結んでいる医療機関の脳波専門医がデータサーバ上にある匿名化された脳波データにアクセスし遠隔判読し、判読結果を送信側の医療機関に報告する。 おりでは一般である。 として350点の保険収載が認められた。 遠隔脳波診断を行った場合)として350点の保険収載が認められた。 遠隔脳波診断を行った場合、として350点の保険収載が認められた。 遠隔脳波診断を行った場合、と信側の保険医療機関において本区分を算定できるが、受信側の保険医療機関における診断等に係る費用については両医療機関間の合議に委ねるものとされた。
診療報酬区分(再掲)	D
診療報酬番号(再掲)	238
医療技術名	デジタル脳波判読の遠隔診断

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	各種ガイドライン (日本神経学会、日本てんかん学会、日本小児神経学会) や厚労省法的脳死判定マニュアルで、正確な脳波診断の重要性が示されている(参考文献1)。脳波専門医のいない医療機関において、本技術により速やかで正確な脳波診断が可能となれば、上記の喫緊の診断・治療を要する場合に極めて有用であり、治癒率の向上、死亡率の低下、後遺症の軽減が期待できる。また、これまでは正確な脳波診断のために脳波専門医のいる施設を受診する必要があったが、本技術により受診が不要となる。さらに不正確な脳波診断による不適切な治療・検査とそれに伴う合併症などの不要な医療費の削減に貢献する。		
<b>施·</b> 有劝压	ガイドライン等での位置づけ	2022年に日本臨床神経生理学会より発刊された「臨床脳波の諸問題に関する情報共有と提 ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。)		
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	見直し前:厚生労働省NDBオープンデータによれば、2019年〜2020年度の脳波検査判読料の年間請求件数は入院・外来を合わせ100〜115万件である。このうち85〜100万件(86〜88%)に脳波判読料2(180点、脳波専門医のいない施設)、15万件(12〜14%)に脳波判読料1(350点、脳波専門医のいる心施設)が請求されている。脳波検査判断料1(350点、脳波専門医のいる施設)が請求されている。脳波検査判断料1(350点、脳波専門医のいる施設)が請求されている。脳波検査判断料1(350点、脳波専門医のいる施設)が請求されている。脳波検査後半断解料1(350点、脳波専し、26人の患者が初回脳波検査後、治療効果・予後の判定などで脳波検査をフォローすることもあるため、年間平均3回の脳波検査を受けるものと仮定する。以上より、見直し前の年間実施回数が36回、年間対象者数は36・3=12人と推定した。見直し後:診療報酬点数の増点により、遠隔脳波診断が普及すれば、年間100万件の脳波検査の3%が遠隔脳波診断により判読されると見込んだ。すなわち、見直し後の年間実施回数が30,000回、年間対象者数が30,000・3=10,000人と推定した。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	12人		
変化	見直し後の症例数(人)	10, 000人		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	36回		
変化等	見直し後の回数(回)	30, 000回		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	医療用デジタルデータの遠隔転送とセキュリティーの技術はすでに確立されており、米国を筆頭に欧米諸国では、2010年代から各医療圏において 遠隔地域を含めて周辺領域の中堅クラスの病院で記録されたデジタル脳波データを記録直後から集め、中核病院の脳波専門医が遠隔判態し、判読 結果を速やかに提供する遠隔脳波診断システムが保険診療に組み込まれている(参考文献3)。我が国においても欧米諸国と同様、遠隔脳波判読 システムの確立・運用が技術的には可能であることが示されている(参考文献4)。一方、脳波判読には高度な知識と技術を要するために、現行 の保険診療との運用基準において、専門医療機関の施設基準が、学会認定医が所属する施設もしくは学会認定施設と設定されている。技術の難易 度は、現在汎用されているWebカンファランスシステムあるいはクラウドサーバを用いた各種社会的サービス事業と同等であり、運用上は問題ない。		
・施設基準 (技術の専門性 等を踏まえ、必	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	現在、受信側の保険医療機関は脳波検査判断料1の届出を行った保険医療機関と定められている。施設の要件として、以下の基準が定められている。 ・ 小児科、神経内科、脳神経外科、精神科、神経科又は心療内科を標榜している保険医療機関であること。 ・ MR I 装置を有していること。 ・ 地域ごとに作成されたてんかんに関する地域連携診療計画に二次診療施設として登録し、かつ、地域医療従事者への研修を実施している、連携 の拠点となる医療機関であること。 ・ 関係学会により教育研修施設として認定された施設であること。 ・ 当該保険医療機関以外の施設に脳波診断を委託していないこと。		
要と考えられる 要件を、項目毎 に記載するこ と)	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	現在、受信側の保険医療機関は脳波検査判断料1の届出を行った保険医療機関と定められている。人的配置の要件として、以下の基準が定められている。 ている。 - 脳波診断に係る診療の経験を5年以上有する常動の医師が1名以上配置されていること。 - 脳波検査の経験を1年以上有する常動の臨床検査技師が1名以上配置されていること。		
	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。		
じ安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		問題なし。脳波記録後の判読に資する技術であり、記録された電子データを遠隔地で診断するのみである。		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし。		
	見直し前 見直し後	350点 I. 000点		
⑧点数等見直し の場合	その根拠	初期導入費(クラウドサーバ設置、遠隔サーバ接続用ブログラム導入、通信アダブタ開設、個人情報保護のためのソフト導入など)が約150万円、年間維持費(サーバ利用料など)が約30万円かかるため、初年度は約180万円の費用が必要となる。これを現在の診療報酬点数350点/件で回収しようとすると、初年度に年間515件(月43件)の判読を引き受けなければならない。各施設でこの数字を実現するのは厳しいが、診療報酬点数が1000点/件に増額されれば、初年度に年間180件(月15件)の判読で回収できることになる。		
⑨関連して減点	区分	D		
や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	235 脳波検査(過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。)の注2		
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、1回につき70点とする。		
	プラスマイナス	滅 (一) 93.561.200円		
⑩予想影響額	予想影響額(円)	(増) 脳波検査判断料1 (遠隔脳波診断を行った場合) の算定が増えることによる増額 見直しにより年間29,964回の増加を見込んでいるが、この群で見直し前には脳波判読料2 (180点、脳波専門医のいない施設) を請求されていた 分が脳波検査判断料1 (1,000点、遠隔脳波診断を行った場合) の請求となる。 見直し前:3,500円×36回=126,000円,1800円×29,964回=53,935,200円 見直し後:10,000円×30,000回=300,000,000円 見直し後一見直し前=245,938,800円の増額 (減) 正確な脳波診断による検査費・治療費・入院費の減額 検査費 (脳波、頭部CT、頭部MRIなど) 見直し前:12人、見直し後:10,000人 10,000円×(10,000人-12人) =99,880,000円 治療費(薬剤など) 見直し前:4人、見直し後:3,000人 10,000円×(3,000人-4人)×5日=149,800,000円 入院費 (入院期間の短縮) 見直し前:2人、見直し後:1,000人 30,000円×(1,000人-2人)×3日=89,820,000円		
	/ats =tx.	計339, 500, 000円の減額		
	備考			

.等によって、新たに使用される医薬 外診断薬	なし
	なし
の関係学会、代表的研究者等	なし
1) 名称	てんかん診療のための検査
2)著者	監修:日本神経学会、編集:「てんかん診療ガイドライン」作成委員会
3)雑誌名、年、月、号、ページ	てんかん診療ガイドライン2018、2018、17-24
4)概要	てんかんの診断において、脳波検査は最も有用な検査である(17ページ)。通常脳波検査はてんかんの治療効果や予後の判定に有用である(19 ページ)。
1) 名称	臨床脳波の諸問題に関する情報共有と提言 ―脳波セミナー・アドバンスコース小委員会レポート―
2)著者	宇佐美清英、赤松直樹、飯村康司ら
3)雑誌名、年、月、号、ページ	臨床神経生理学、2022、50(3)、107-112
4)概要	遠隔判読、テレワークを利用した判読の必要性が増すことが予想され、積極的に検討すべき課題として取り上げられている(108ページ)。
1) 名称	Web-based remote monitoring of live EEG
2)著者	Philip D. Healy, Ruairi D. O'Reilly, Geraldine B. Boylan, John P. Morrison
3)雑誌名、年、月、号、ページ	Proceedings of the 12th International Conference on E-Health Networking, Applications and Services, 2010, 169-174
4)概要	米国を筆頭に欧米諸国では、2010年代から各医療圏において遠隔地域を含めて周辺領域の中堅クラスの病院で記録されたデジタル脳波データを記録直後から集め、中核病院の脳波専門医が遠隔判読し、判読結果を速やかに提供する遠隔脳波診断システムが保険診療に組み込まれている。※ 2020年以降のコロナ禍では、脳波専門医が自宅でも判読できるようなさらに安全性を担保したシステムとなっている。
1) 名称	デジタル脳波の遠隔判読診断
2)著者	人見健文、谷岡洸介、池田昭夫
3)雑誌名、年、月、号、ページ	臨床神経生理学、2017、45(6)、507-511
4)概要	100件以上の遠隔脳波判誘を予備的検討として行い、我が国においても欧米諸国と同様、遠隔脳波判誘システムの確立・運用が技術的には可能で あることが示されている。一方、費用面では問題があり、現在の診療報酬点数では、年間数百件程度の脳波判読を行って、サーバ使用料などのシ ステムの各種ランニングコストが何とかカバーできる程度であることが指摘されている。
1) 名称	特になし
2)著者	特になし
3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
4)概要	特になし
	の関係学会、代表的研究者等  1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ 4) 概要 1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

266204

デジタル脳波判読の遠隔診断

日本神経学会

# 【対象となる患者】

てんかんが疑われる患者、てんかんと診断された患者、 脳血管障害、認知症、脳腫瘍などと診断された患者 意識障害、けいれんなどの症状を呈する患者 脳死判定を受ける患者

# 【技術の概要】

脳波専門医のいない医療機関のデジタル脳波計で記録 された脳波データがクラウドサーバにアップロード 予め契約を結んでいる医療機関の脳波専門医がクラウ ドサーバ上にある脳波データにアクセスし遠隔判読し、 判読結果を送信側の医療機関に報告

# 【再評価が必要な理由】

脳波専門医は全国的に希少、地域偏在が顕著 85%以上の脳波は専門医のいない施設で行われている 診療報酬点数が低く、クラウドサーバの設置と維持な どに係る多額の費用を回収困難なため、本技術が普及 していない →点数の増点が不可欠

# 【既存の技術との比較】

見直し前:350点 見直し後:1,000点

# 【見直しによる有効性】

- ・点数の増点により、初年度に係る費用 約180万円を回収するのに必要な判読件数 年間 515件→180件に減少
- ●年間対象者数 12人→10,000人に増加
- ・本技術の算定が増えることによる増額: 約2億4600万円
- ・正確な脳波診断による検査費・治療費・入院費の減額: 約3億4000万円
- ●予想影響額 年間約9400万円の医療費削減



生	<b>E理番号</b> ※事務処理用	268201	
	提案される医療技術名	排痰補助装置による治療	
	申請団体名	日本神経治療学会	
18 th 7 th 7 th 1	主たる診療科(1つ)	12神経内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	22小児科	
רן את ענו		36リハビリテーション科	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	排痰補助装置治療 (日本神経学会から提案してい	ました)
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分		С
	診療報酬番号	170	
再評価区分(複数選択可)		1 一 A 算定要件の見直し(適応)       1 一 B 算定要件の見直し(施設基準)       1 一 C 算定要件の見直し(回数制限)       2 一 A 点数の見直し(増点)       2 一 B 点数の見直し(減点)       3 項目設定の見直し       4 保険収載の廃止       5 新規特定保険医療材料等に係る点数       6 その他(1~5のいずれも該当しない)       「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 ○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数: 200		び早期回復、無気肺の予防に寄与する。すでに神経筋症	変を促す機器であり、1回換気量の低下している患者における窒息の回避、肺炎の予防およ 疾患において有用性よび安全性の知見が得られており、保険適用になっているが、神経筋疾 使用の有無に関らず、入院及び外来、在宅にて排痰補助装置を使用した場合に算定すべき技
再評価が必要な理由		の排嫁が困難と医師が認める場合にのみ算定できる。 ら人工呼吸器を装着していなくと自自力での排痰が困 呼吸器離脱に排痰補助装置が有用であったとの報告が 現在、在宅以外の患者もしくは在宅でも人工呼吸器 置をすれば排痰でき、窒息による苦痛を改善し死を回 ず、入院や外来での算定ができないために、排痰補助装 置の効用も実感できず、さらには在宅で排痰補助装 置の効用も実感できず、さらには在宅で排痰補助装	加算(C170)として、在宅人工呼吸を行っている患者であって、換気能力が低下し、自力でしかし、1)在宅のみならず入院や外来での導入や施行が必要なことも多く、2)当然なが推な患者では、排痰補助装置は有効であり、近年は集中治療室でも再挿管回避や早期の人工相次いでいる。を行っていない患者には排痰補助装置を使用しても診療報酬上算定できない。このような処路できることより、緩和ケアおよび救命の観点からも重要な医療処置であるにもかかわら接置が設置されていない医療機関も多い。現在の状況では病院医師はこのような排痰補助装を使用している患者が入院したときに継続できないため、無気肺の増強や排痰困難に陥る間装置による治療を新設し、保険収載することは急務である。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	排痰補助装置の有用性は神経筋疾患に限らず、自力での排痰が困難で気道クリアランスが問題となる患者に示されおり、特に近年は集中治療室での早期人工呼吸器離脱や早期抜管にも有用という報告が相次いでいる。また、この効果は場所を選ぶものではなく、当然ながら入院中の患者においても有用である。在宅でのみ認めている現状の保険適用には矛盾があり、病院に入場しても在宅で行っている医療を継続できるような保険適用にすべきである。また、様々なモニターをしやすい病院での導入はより安全性を確保でき、場所によらず窒息による苦痛を改善し、救命の観点からも重要な医療処置である。以上より排痰補助装置の適用を神経筋疾患等の患者に限定せず、自力で十分に排痰できない患者に拡大し、在宅、入院、外来の場を選ばず、在宅人工呼吸を行っているかどうかに関わらず、算定できるようにする。以上のことより第9部処置に「排痰補助装置による治療」を新設することを提案する。在宅の場合はこれまで通り月単位で1829点とし、入院の場合は日単位で60点とする。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	現在、人工呼吸を行っている入院中の患者以外の神経筋疾患等(筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症、脳性麻痺、脊髄損傷等)の患者に対しては、第1款(具体的にはC107在宅人工呼吸指導管理料2800点)に対する加算としてC170排疫補助装置加算(1829点)が設けられている。現状では在宅人工呼吸を行っている患者で、換気能力が低下し、自力での排疫が困難と医師が認めるものに対して、排疫補助装置を使用した場合に算定できる。人工呼吸器を使用していない神経筋疾患等の患者および神経筋疾患等以外の患者、入院および外来において使用した場合には、保険診療上は排痰補助装置の使用は認められていない。
診療報酬区分(再掲)	С
診療報酬番号 (再掲)	170
医療技術名	排痰補助装置加算

	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	機械(排痰補助装置)による咳介助(mechanical insufflation-exsufflation:MI-E)は、咳機能低下に対する唯一の補助として、最近の国内外のガイドラインにて推奨されている。下気道の痰の移動だけでなく、上気道のクリアランスを維持するクリティカルな手段とされる。MI-Eを使用することにより、コントロール群に比べて抜管後の再挿管率やICU滞在日数を減らす効果がある。また、自然の咳より腹圧を上げずに排痰できるため、腹部術後の肺合併症予防にも使用できる。		
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	「Duchenne muscular dystrophy (DMD) ケアの国際ガイドライン」は、米国の疾病予防管理センター (CDC) が作成を推進した。DMDと同様に、脊髄性筋萎縮症、先天性筋ジストロフィー、先天性ミオパチーのケアの国際ガイドラインも公表された。英国呼吸器学会 (BTS) からも「筋力低下のある小児の呼吸マネジメント」ガイドラインが公表された。カナダの「在宅人工呼吸ガイドライン」も、神経筋疾患の咳介助を含めた非侵襲呼吸ケアを中心に記載されている。本邦においても、上記を参考に2013年に「筋萎縮性側素硬化症診療ガイドライン2013」(日本神経学会、Mindsに掲載) (121~122~一ジ,エビデンスレベル3)、2014年に「デュシェヌ型筋ジストロフィー的参ガイドライン」(日本神経学会・国立精神・神経医療研究センター、Mindsに掲載) (75~76ページ,エビデンスレベル3~4)、「神経筋疾患・脊髄損傷の呼吸リハビリテーションガイドライン」(日本リルビリテーション医学会、Mindsに掲載) (35~38ページ,エビデンスレベル13~4)、「神経筋疾患・脊髄損傷の呼吸リハビリテーションガイドライン」(日本リハビリテーション医学会、Mindsに掲載) (35~38ページ,ア8ページ、エビデンスレベル10 が公表され、神経筋疾患などの咳機能低下に対するMI-Eケアの普及が推奨されている(推奨度度A)。一方、既に保険収載されている体外式陰圧人工呼吸器治療(J026~3)による排疫補助は、「神経筋疾患・脊髄損傷の呼吸リハビリテーションガイドライン」によると推奨度はCIであり、MI-Eより低い。神経筋疾患におけるシステマティックレビューでは他の手技と比較してCPF(咳のピークフロー)増加について最も大きな増加をもたらすと結論付けている(エビデンスレベル1a)。		
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	令和3年(2021年)社会医療診療行為別調査によると、排痰補助装置加算の件数は4649件/月である。平成29年(2017年)の同調査では3019件/月であったが、4年間で1630件/月の増加で年間400件程度ずつ排痰補助装置使用患者数が増加していると推定される。一方、在宅人工呼吸指導管理料は2021年18441件/月、2020年17908件/月で303件増加しているが、年間の患者数増加もほぼ同数と推定される。一方、在宅人工呼吸指導管理料は2021年18441件/月、2020年17908件/月で303件増加しているが、年間の患者数増加もほぼ同数と推定される。排痰補助装置の使用者は年間400人ずつ増加しているが、排痰補助装置単独での保険収載が認められれば、排痰補助装置使用者は増加すると予想する。在宅で使用している患者の年間入院期間を1か月以内と予想し、これまでの算定から入院1か月分増数となると仮定すると 4649/11か月 *12=5071件、さらに集中治療室での使用を想定して、R3社会医療診療行為別統計特定集中治療室での使用を想定して、R3社会医療診療行為別統計特定集中治療室管理料早期離床・リルビリテーション加算診療実日数回数算定のうち10%に使用すると仮定した場合1531件*12/10=1837.2件 診療実日数4941*12/10=5929.2回、同様に肺炎の10%に使用すると仮定して 134614件*12/10=161536.8件、838882日*12/10=1006658.4日		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	4. 649		
変化	見直し後の症例数(人)	168. 445		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	55, 788		
変化等	見直し後の回数(回)	1, 068, 375. 60		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	・日本リハビリテーション医学会による「神経筋疾患・脊髄損傷の呼吸リハビリテーションガイドライン」では、機械による咳介助 (MI-E) はエビデンスレベルは1aとなっており、技術的には確立している。 ・既に神経筋疾患では多くの症例が適応になっており、在宅医療において医師、看護師の指導の下に家族が実施しているケースもある。機器の操作自体は簡便で難易度も高くない。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	機器取り扱いの研修会を施行したすべての医療機関		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	機器の取り扱いができる医師,看護師が配置されていれば特別に要件は必要ない。		
に記載すること)	その他	日本リハビリテーション医学会「神経筋疾患・脊髄損傷の呼吸リハビリテーションガイドライン」(2014)		
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	嚢胞性肺気腫の病歴がある患者,気胸または気縦隔症に罹りやすい患者,あるいは最近何らかの気圧性外傷に罹った患者には,使用の前に慎重に 考慮する必要がある。まれに喉頭蓋が倒れこむfloppy epiglottis をきたす場合があり導入時には注意が必要である。		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		人工呼吸器を使用する前の状態であっても排痰困難で苦痛のある患者は多数存在し、実際に使用している患者もいる。また呼吸器から離脱した抜管後の患者でも再挿管を回避するために排痰補助装置の使用が有効である。このような状況の中で、呼吸器を使用していないと保険適用としないのは倫理的に問題がある。また、排痰できないことに伴う苦しみを回避できる手段として緩和ケアの観点からも重要な手技であるが、それに対応できていないことも倫理的に問題がある。苦痛緩和やOOLの改善のみならず、感染症予防にもなるため、入院を回避する助けにもなることから社会的にも意義がある。		
⑧点数等見直し	見直し前 見直し後	1.829点 在宅1.829点/月のまま、入院60点/日		
の場合	その根拠	在宅での使用は継続して毎日行うことが想定され、月単位が望ましく、入院では様々な使用期間になることが想定されるため1,829点/30日≒60点 として日単位とした。		
	区分	その他(右欄に記載。) 特になし		
9関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	C-170 排疫補助装置加算		
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	これまでの排痰補助装置加算は廃止となる		
	プラスマイナス 予相影響館 (田)	減 (一) 5,000万円		
⑩予想影響額	予想影響額(円)	5,000万円 合和3年(2021年) 社会医療診療行為別調査結果から推計した。 在宅での増加分は神経筋疾患以外の疾患および人工呼吸器を使用していない患者であるが、対象患者数は多くはないと思われ、約10%の500人増 として計算(500×1,829×10=9,145,000円増)。 入院分は上記集中治療室と肺炎から予測した年間実施日数1,012,587.6日対象者すべてに行われるとは考えにくいため10%で行われると仮定する と 1,012,587.6×60×10/10=60,755,256円 合計約7,000万。集中治療室の対象患者の10%(1,837.2/10=184人)に使用し、7日間の集中治療室 滞在日数の短縮ができたと仮定すると、一日当たりの平均特定集中治療室管理料を1万点とした場合184人×7日×1万点×10=1億2880万円となり、それだけでも予想増額分をはるかにしのぐ減額となることが予想される。		
	備考	特になし		

⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし	
⑫その他		特になし	
⑬当該申請団体以	以外の関係学会、代表的研究者等	国立病院機構北海道医療センター 神経筋/成育センター長 石川悠加	
	1) 名称	神経筋疾患・脊髄損傷の呼吸リハビリテーション	
	2)著者	「日本リバビリ 青地球側がブルス グイビアナ アコン    日本リバビリテーション医学会	
	2) 有目 3)雑誌名、年、月、号、ページ	2014年、35~38ページ 75ページ	
⑭参考文献 1	4) 概要	本ガイドライン(2014)によると、機械による咳介助 (mechanical insufflation-exsufflation:MI-E)は、患者の気道に陽圧を加えその後陰圧に 切り替えることにより、肺から高い呼気流を生じさせて自然な咳を補助し、また咳を代行することで、神経筋疾患・脊髄損傷患者の排痰に有効で ある(推奨度A)。また、気管切開が行われている神経筋疾患・脊髄損傷の患者においては気管内吸引前にMI-Eを使用することを行うよう強く勧 められる(推奨度A)。	
	1) 名称	筋萎縮性側索硬化症診療ガイドライン2013	
	2) 著者	日本神経学会	
	2/ 有句 3)雑誌名、年、月、号、ページ	2013年 121~122ページ	
⑭参考文献 2	4) 概要	球麻痺症状の強い筋萎縮性側索硬化症の患者では、呼吸筋の筋力低下とあいまって痰の喀出困難となり、吸気筋トレーニングは呼吸障害を増悪させるので行わず、気道のクリアランスを保つための排痰訓練と排痰介助を行う。その手法として機械的咳介助(mechanically assisted coughing, MAC)(エビデンスレベル3)が挙げられている。	
	1) 名称	デュシェンヌ型筋ジストロフィー診療ガイドライン2014	
	2) 著者	プログラス ロ本小児神経学会、 国本・神経医療研究センター	
	2/ 13 3)雑誌名、年、月、号、ページ	2014年、75~76ペーシ	
⑭参考文献3	4)概要	デュシェンヌ型筋ジストロフィーの患者に対し、窒息や気管挿管や気管切開を回避し、非侵襲的換気療法を効果的に活用するために、肺と胸郭の 可動性と弾力を維持し、気道クリアランスを保ち、肺の病的状態(無気肺、気胸、肺炎など)を予防する必要がある。徒手による咳介助で気道ク リアランスが保てない場合、機械による咳介助(排痰補助装置)を行うとされている(エビデンスレベル3~4)。	
	1) 名称	Effects of mechanical insufflation-exsufflation in preventing respiratory failure after extubation: a randomized controlled trial.	
	2) 著者	Miguel, R.G., Honrado, T., Winok, J.C., et al	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Critical Care, 16:R48, 2012	
<b>⑭参考文献 4</b>	4)概要	抜管後の再挿管予防に、MI-E が効果的であるかをみたRCT。"コントロール群"と"MI-E 抜管プロトコル群"で,以下の項目を比較した. 抜管 後 NPPV 使用は、それぞれ。50%6、40%(有意差なし)、NPPV 失敗は、65%6、14%(P<0.05)、人工呼吸使用日数は、17.8±6.4日、11.7±3.5 日(P<0.05)、NPPV使用目数は、9.4±4.8日、10.5±4.1日(有意差なし)、再挿管率は、48%、17%(P<0.05)、NPPV 使用者の再挿管率は、 33%6、6 %(P<0.05)、抜管後 ICU 在室日数は、9.8±6.7日、3.1±2.5日(P<0.05)、全 ICU 滞在日数は、19.3±8.1日、16.9±11.1日(有 意差なし)であった。	
	1) 名称	AARC clinical practice guideline:Effectiveness of nonpharmacologic airway clearlance therapies in hospitalized patients	
	2)著者	Strickland, S.L., Rubin, B.K., Drescher, G.S., et al.	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Respir Care, 58: 2187–2193, 2013.	
⑭参考文献 5	4) 概要	米国呼吸ケア学会 (American association for respiratory care) により、入院を要するあらゆる病態の成人・小児(膵嚢胞線維症以外)に対して、気道クリアランス治療が、呼吸メカニズムの改善や無気肺、肺浸潤影の改善、ICU 滞在期間の減少、人工呼吸管理時間の減少、酸素化の改善などの効果を検討した文献のシステマティックレビューを基にガイドラインが作成された。特に神経筋疾患、呼吸筋力低下または咳機能低下の群、特に咳の最大流量 (cough peakflow=CPF) が 270L/min 未満の例に対する咳介助は、強い生理学的な合理性があると述べられている (2189ページ)。	

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

286201

排痰補助装置による治療

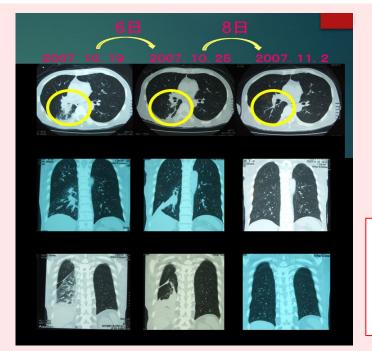
日本神経治療学会

# 【技術の概要】

- ・自力で喀痰排出困難な患者に対し排痰を促す
- ・陽圧と陰圧を交互にかけることで人工的に咳を作り出す機器。
- ・すでに神経筋疾患において有用性よび安全性の知見が得られており、保険適用になっている。

# 【対象疾患】

神経筋疾患によらず同じ病態を有する患者に対し人工呼吸器の使用の有無に関らず、入院及び 外来、在宅にて排補助装置を使用した場合に算 定すべき技術である。



# 【既存の治療法との比較】

- ・現在は在宅人工呼吸療法中の神経筋疾患等のみ適用
- ・他に同等の効果を有する治療法はない

絡んだ痰を出せなければ 最悪 窒息 ⇒ 死亡 絶えず死の恐怖に直面している状況 これは<mark>在宅</mark>でも<mark>入院中</mark>でもおこります

# 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

排痰を促すことで

- ・肺炎の早期改善、予防
- ・窒息の回避
- ・痰が絡んで出せない苦痛を緩和
- ・通常の人工呼吸器よりも強い陽圧で吸気を行う ことから、無気肺の予防になる
- \*人工呼吸器の使用の有無や場によらず有効むしろ病状が悪くなって入院する病棟でこそ必要

第9部J処置に「排痰補助装置による治療」を新設在宅 1,829点/月 入院・外来 60点/日

重症肺炎の合併例:排痰補助装置を使うことで、通常の抗生剤だけの治療よりもはるかに早く改善している!

- ⇒ 早期治癒・早期退院
- ⇒ 無気肺の予防にも有効

季	<b>E理番号 ※事務処理用</b>		269201
	提案される医療技術名	視神経脊髄炎スペクトラム障害に対するイネビリズマブの外来化学療法加算	
	申請団体名	一般社団法人 日本神経免疫学会	
相由土4.7万亩	主たる診療科(1つ)	12神経内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	01内科	
	対圧する  砂球性(とうよく)	26眼科	
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	重症筋無力症および視神経脊髄炎スペクトラム障害に対	対するエクリズマブの外来化学療法加算
	追加のエビデンスの有無		無
	診療報酬区分		G
	診療報酬番号	G004	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) ・ 文字数・ 149			イネビリズマブは、他のモノクローナル抗体薬と同様、時に重篤なinfusion reactionが生 完中に投与できず、イネビリズマブ治療を外来で安全に行えるようにするために、外来化学
<b>工程度以来</b> 表现上		の後、初回投与から6ヶ月後に、以降6ヶ月に1回の間隔 reactionが生じる可能性が知られている。これらの副 のが外来化学療法である。現状は点滴治療としての副 来化学療法の算定は全く行えない状況にある。入院で い。既に、関節リウマチなどに対するインフリキシマ	で、イネビリズマブはモノクローナル抗体療法で1回300mgを初回、2週後に点滴静注し、そで点滴静注する。他のモノクローナル抗体療と同様、時に重篤な過敏性反応・infusion 作用に迅速・適切に対応できる体制をとりつつ、入院でなく外来で治療が行えるようにする 飲は算出可能であるものの、本薬剤がモノクローナル抗体療法であるという点を加味した外的投与が望まれるが、DPC包括対象薬剤のため多くの施設で入院中に施行することは難し プ療法、トシリズマブ療法、アバタセプト療法、多発性硬化症患者に対するナタリズマブ療神経脊髄炎患者に対するイネビリズマブ点滴療法も、他のモノクローナル抗体製剤と同じ

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		ショックやアナフィラキシー等が重大な副作用として添付文書にも明記されており、これらを発症した場合に、迅速に対応できる体制が必要であり、そのためのスペースや専門的な集団(医師・看護師・事務員など)を配置可能とするために、化学療法加算の保険収載が必要と考える。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		規神経脊髄炎スペクトラム障害(視神経脊髄炎を含む)が対象疾患となっている。イネビリズマブは非常に高価な薬剤(100mg 10mL 1瓶3,495,304円で、1回300mg投与)で、しかもDPC包括対象となっているため、多くの病院では入院中に投与することが難しく、初回投与含め、外来で行われているのが現状である。	
診療報酬区分(再掲)		G	
診療報酬番号 (再掲)		6004	
医療技術名		注射 外来化学療法加算	
		視神経脊髄炎スペクトラム障害に対して国際共同プラセボ対照二重盲検第2/3相臨床試験が行われプラセボ群での再発が39%であったのに対して、 実薬群は12%で有意な再発抑制効果を認めた(p<0.0001)(Lancet. 2019:394:1352-1363)。	
拠・有効性			

④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	現在までのイネビリズマブの視神経脊髄炎スペクトラム障害に対する年間処方数から症例数・実施回数を算出(田辺三菱製薬株式会社から概数を提供)。ほぼ全例外来での化学療法加算を使用すると仮定した。また、回数は導入年は3回、以後は年2回で算定した。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	58名(2021年度),138名(2022年度:2022年4月1日~2023年3月9日現在)		
変化	見直し後の症例数(人)	100名程度		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	123回(2021年度),270回(2022年度:2022年4月1日~2023年3月9日現在)		
変化等	見直し後の回数(回)	250回程度		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	視神経脊髄炎スペクトラム障害におけるイネビリズマブを含む生物学的製剤の位置づけはまだ確固たるものなく、ガイドラインも現在作成中である。ただ、保険収載されている視神経脊髄炎スペクトラム障害再発予防薬は生物学的製剤のみであり、今後さらに使用頻度が増加するものと思われる。点滴自体は容易であるものの、想定されるショック、アナフィラキシーに対しては対応するには一定の専門性を有する必要がある。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	脳神経内科、現行の施設基準を満たす(2 外来化学療法加算2に関する施設基準(1)外来化学療法を実施するための専用のベッドを有する治療 室を保有していること。(2)化学療法の経験を有する専任の常動看護師が化学療法を実施している時間帯において常時 当該治療室に動務してい ること。(3)当該化学療法につき専任の常動薬剤師が勤務していること。(4)急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されている こと又は他の保険医療機 関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。)		
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	化学療法の経験を有する専任の常動看護師、当該化学療法につき専任の常動薬剤師、必須ではないものの実際には化学療法の経験を5年以上有する専任の常勤医師も配置されると想定される。		
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	該当なし		
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		イネビリズマブのインタビューフォームでは重大な副作用としてInfusion reaction (12.0%) と記載されている.		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		イネビリズマブの点滴は上記で説明したようにほとんどが外来で施行されると考えられる。その際、上記のように10%以上のinfusion reactionが 起こる可能性が指摘されており、慎重な点滴中の観察が必要だと考えられる。逆に、それが出来ない環境での点滴は望ましくないと考えられる。		
8点数等見直し の場合	見直し前 見直し後 その根拠	0点 ①15歳未満670点/日、②15歳以上450点/日 現行の他の「抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合の化学療法加算」から算出した		
	区分	区分をリストから選択 該当なし		
<ul><li>⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療</li></ul>	番号 技術名			
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	_		
	プラスマイナス	增 (+)		
⑩予想影響額	予想影響額 (円) その根拠	1, 200, 000から1, 675, 000 円 ①450点X250回=112, 500点 から ②670点X250回=167, 500点		
	備考	_		
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	『し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	特になし		
⑫その他		特になし		
③当該申請団体以	以外の関係学会、代表的研究者等	日本眼科学会		

	1) 名称	Inebilizumab for the treatment of neuromyelitis optica spectrum disorder (N-MOmentum): a double-blind, randomised placebo-controlled phase 2/3 trial.
⑭参考文献 1	2) 著者	Cree BAC, Bennett JL, Kim HJ. Weinshenker BG, Pittock SJ, Wingerchuk DM, Fujihara K, Paul F. Cutter GR, Marignier R, Green AJ, Aktas O, Hartung HP, Lublin FD, Drappa J, Barron G, Madani S, Ratchford JN, She D, Cimbora D, Katz E; N-MOmentum study investigators.
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Lancet. 2019:394:1352-1363.
	4) 概要	イネビリズマブないしブラセボをNMOSD患者に投与した第2/3相試験. ブラセポに比べイネビリズマブ投与群で明らかな再発抑制効果を実証した.
	1) 名称	Long-term efficacy and safety of inebilizumab in neuromyelitis optica spectrum disorder: Analysis of aquaporin-4-immunoglobulin G-seropositive participants taking inebilizumab for 4 years in the N-MOmentum trial.
	2) 著者	Rensel M, Zabeti A, Mealy MA, Cimbora D, She D, Drappa J, Katz E.
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Mult Scier. 2022 :28:925-932
	4)概要	参考文献 1 の臨床試験から継続して4年以上投与していた患者のデータをまとめた。結果、トータル866回の投与のうち、27回(3%)で輸液関連 有害事象(AE)が発生し、輸液関連反応の発生率は100人年あたり13.9件であった。輸液関連反応による投与中断は、3名の患者に発生した。
	1) 名称	-
	2)著者	
④参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	_
	1) 名称	-
	2) 著者	_
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	_
	1) 名称	-
	2) 著者	
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁)

申請技術名

視神経脊髄炎に対するイネビリズマブの外来化学療法加算

申請学会名

日本神経免疫学会

## 【技術の概要】

11. 重大な副作用

269201

# 適正使用ガイドより

11.1.1 Infusion reaction(12.0%)
頭痛、悪心、傾眠、呼吸困難、発熱、筋肉痛、発疹等があらわれることがある。臨床試験において、infusion reactionは初回投与時に多く認められたが、2回目投与以降の投与時にも認められている。異常が認められた場合には投与中断、中止、投与速度を緩める等の対応を行い、適切な処置を行うこと。また、重度のinfusion reactionがあらわれた場合には直ちに投与を中止し、適切な処置を行うこと。[7.1参照]

イネビリズマブの点滴静注においては、上記のように重大な副作用の項目にInfusion reaction(12.0%)があげられており、イネビリズマブを外来で安全に投与できるようにするために、外来化学療法加算の対象とする.

# 【対象疾患】

視神経脊髄炎スペクトラム障害

# 【既存の治療法との比較】

イネビリズマブの投与においては、Infusion reactionのリスクを低減し症状をコントロールするために、本剤投与の30分~1時間前に抗ヒスタミン薬及び解熱鎮痛剤を経口投与にて、本剤投与の30分前に副腎皮質ホルモン剤を静脈内投与にて前投与し、患者さんの状態を十分に観察することが求められているが、現在の加算が付かない状態では、人員の問題もあり、対応が限定的となる施設も想定され、外来化学療法加算が算定され、外来化学療法室で行えるようになればそのリスクを低減できる.

# 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

上記のように、外来化学療法加算分が上乗せにはなるが、**投与中および投与後の経過をより慎重に診ることにより、患者にとっても十分なメリットがあると想定される**.

3	整理番号 ※事務処理用		269202
	提案される医療技術名	重症筋無力症および視神経脊髄炎に対するエクリズマブの外来化学療法加算	
	申請団体名	一般社団法人 日本神経免疫学会	
15+11 7-+	主たる診療科(1つ)	12神経内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	26眼科	
12 77( )		07血液内科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		平成28年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	多発性硬化症に対するナタリズマブの外来化学療法が	]算
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分	G	
	診療報酬番号	G004	
再	·評価区分(複数選択可)	1 一 A 算定要件の見直し(適応) 1 一 B 算定要件の見直し(施設基準) 1 一 C 算定要件の見直し(回数制限) 2 一 A 点数の見直し(増点) 2 一 B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない)	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) ・ 文字数 : 106		篤な過敏性反応・infusion reactionを生じうる。他の	けする治療薬であるエクリズマブは2週間に一回投与が必要な生物学的製剤であり、時に重生物学的製剤であるトシリズマブ、ナタリズマブは既に外来化学療法加算が認められてお 外来化学療法加算の対象とすることが本提案の目的であり、概要である。
文字数: 196 再評価が必要な理由		後、週1回の間隔で初回投与を含め合計4回点滴静注し、 ル抗体薬と同様、時に重篤な過敏性反応・infusion re とりつつ、入院でなく外来で治療が行えるようにするの モノクローナル抗体薬であるという点を加味した外来们 のは患者にとっても負担であり、より多くの医療費につ	アトラム障害患者に対するモノクローナル抗体薬で1回900mgから投与を開始し、初回投与初回投与から4週間後から1回1200mgを2週に1回の間隔で点滴静注する。他のモノクローナactionが生じる可能性が知られている。これらの副作用に迅速・適切に対応できる体制をが外来化学療法である。現状は点滴治療としての点数は算出可能であるものの、本薬剤が学療法の受けなりまれるが、定期的に入院するながる。既に、関節リウマチなどに対するインフリキシマブ、トシリズマブ、アバタセプは外来化学療法加算財が認められており、重症筋無力症および視神経脊髄炎患者に対するエ自由により外来化学療法加算の評価を提案する。

【評価項目】		
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		重症筋無力症および視神経脊髄炎スペクトラム障害に対する治療薬であるエクリズマブを、外来化学療法加算を算定できるようにする。エクリズマブは2週間に一回投与が必要な生物学的製剤であり、時に重篤な過敏性反応・infusion reactionを生じうる。この危険な薬を化学療法の経験が浅く、他の仕事を多く抱える医師・看護師で行っているのが実情である。他の生物学的製剤であるトシリズマブ、ナタリズマブは既に外来化学療法加算が認められていることもあり、エクリズマブに関しても安全に治療が行えるよう外来化学療法加算の対象とすることが本提案の内容である。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		・対象疾患:全身型重症筋無力症、視神経脊髄炎スペクトラム障害、発作性夜間へモグロビン尿症、非典型溶血性尿毒症症候群 ・エクリズマブを外来化学療法加算の対象とする ・点数は現在の外来化学療法加算の算定に合わせる
診療報酬区分(再	掲)	G
診療報酬番号(再掲)		6004
医療技術名		
医療技術名		点滴注射 外来化学療法加算
	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	点滴注射 外来化学療法加算 過敏性反応・infusion reactionにより最悪の場合、生命にかかわるリスクになりえる。この場合、迅速、適切に処置できるかが、治癒率や死亡 率に大きくかかわることが容易に想像できる。実際、エクリズマブのの重症筋無力症に対するブラセボ対照ランダム化比較試験(Lancet Neurol 2017:16:976-986.)では実薬で3%(偽薬では0%)にinfusion reactionと考えられる発熱が起きている。また視神経脊髄炎スペクトラム障害に対 する臨床試験(N Engl J Med 2019:381:614-625.) でも63名中1名が注射部位反応で試験を中断している。

		現在、全国で200名強(約6割が重症筋無力症、4割が視神経脊髄炎スペクトラム障害)の患者がエクリズマブ投与を受けている。今後、同効薬で 2ヶ月に一回投与のラブリズマブが承認予定であることから、この人数は今後減ることはあっても増えることはないと予想される。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	200人(現在使用患者数)
	見直し後の症例数(人)	200人(現在使用患者数)
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	26回(2週に一回投与のため)
	見直し後の回数(回)	26回(2週に一回投与のため)
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		エクリズマブ治療自体は世界51か国で承認されており、極めて成熟した治療であり、日本神経学会の重症筋無力症、視神経脊髄炎の治療ガイドラインにも記載されている。専門性はモノクローナル抗体療法であり、過敏正反応・infusion reaction (分子標的治療薬を投与した後に起こる、悪寒・発熱・頭痛・発疹・咽頭違和感・血圧低下・呼吸困難などの副作用) もあり得るため、治療はある一定水準の専門性が求められる。
・施設基準 (技術の専門性 等を踏まえられる 要と考を、する でに記載するこ	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	現在の外来化学療法加算の施設要件に準じる(加算1では・外来化学療法を実施するための専用のペッドを有する治療室を保有しており、急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていて、実施される化学療法のレジメンの妥当性を評価し、承認する委員会を開催している施設。)
	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	現在の外来化学療法加算の施設要件に準じる(加算1では・化学療法の経験を5年以上有する専任の常勤医師が勤務しており、 ・化学療法の経験を5年以上有する専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していて、 ・化学療法に係る調剤の経験を5年以上有する専任の常勤薬剤師が勤務している施設。)
٤) "	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	該当なし
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		エクリズマブでは過敏性反応・infusion reactionなどがありうる。
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題点は特になく、社会的にみても妥当と考えられる
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前見直し後	0点 450点/370点 (施設基準により) 現行の化学療法加算に準拠
	その根拠 区分	501] の化子療法加昇に年極 区分をリストから選択   該当なし
9関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	_
⑩予想影響額	プラスマイナス	增 (+)
	予想影響額(円) その根拠	23, 400, 000円 外来化学療法加算 1 、15歳以上、2週に1回投与、200名の患者とすると、年間総支出額は4500円×26回/年×200名=2340万円。
備考  ①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬品、医療機器又は体外診断薬		特になし
⑫その他		特になし
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし

①参考文献 1	1) 名称	Eculizumab in AGP4-IgG-positive relapsing neuromyelitis optica spectrum disorders: an open-label pilot study.
	2)著者	Pittock SJ, Lennon VA, McKeon A, Mandrekar J, Weinshenker BG, Lucchinetti CF, O'Toole O, Wingerchuk DM.
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Lancet Neurol. 2013 Jun:12(6):554-62.
	4)概要	143名の抗AOP4抗体陽性視神経脊髄炎スペクトラム障害患者を2:1でエクリズマブ群とプラセボ群に割り振って初回再発までの期間を観察したところエクリズマブで有意に再発リスクを低下させた。
①参考文献 2	1) 名称	-
	2) 著者	_
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	_
	4)概要	_
①参考文献3	1) 名称	
	2)著者	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4)概要	_
①参考文献 4	1) 名称	-
	2)著者	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4)概要	_
④参考文献 5	1) 名称	-
	2) 著者	_
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	
	4)概要	_

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

269202 重症筋無力症および視神経脊髄炎に対するエクリズマブの外来化学療法加算 日

日本神経免疫学会

# 【技術の概要】

重症筋無力症および視神経脊髄炎スでクトラム障害に対する治療に対する治療では、時に対する治療であるエクリズである性反応・所fusion reaction (分子標を投手である、悪などの治療を発生した。のため、正クリズでを外来のできるように投与できるように対している。でかまなりできるという。では、外来化学療法加算の対象とる。

# 【対象疾患】

重症筋無力症および視神経脊髄炎 スペクトラム障害

# 【既存の治療法との比較】

既存の生物学的製剤のうち特に「ズマブ」で終わるヒト化抗体では、投与に際し過敏性反応・infusion reactionを生じる可能性があり、トシリズマブ、ナタリズマブなど既に外来化学療法加算の算定が認められている薬剤がある。

# 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

現在、対応に慣れていない少人数の外来看護師によって投与されていることが多く、過敏性反応・infusion reactionが起きた場合、迅速に適切に対応できず危険な状況に陥る可能性があり、外来化学療法室で行えるようになればそのリスクを低減できる。

整理番号 ※事務処理用		270201	
提案される医療技術名		血流予備量比コンピューター断層撮影	
申請団体名		日本心血管インターペンション治療学会	
	主たる診療科(1つ)	03循環器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科		15心臓血管外科	
H2 73K 1-1	関連する診療科(2つまで)	28放射線科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	血流予備量比コンピューター断層撮影	
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分		Е
	診療報酬番号	200-2	
再	·評価区分(複数選択可)	1-A 算定要件の見直し(適応) 1-B 算定要件の見直し(施設基準) 1-C 算定要件の見直し(回数制限) 2-A 点数の見直し(増点) 2-B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 の 該当する場合、リストから〇を選択 を当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 200		可能な施設は限られているが、現在、他施設画像のFFR	は、コンピューター断層撮影(以下、冠動脈CTA)の画像を用いている。保険診療下で実施 CT解析はできないため、撮像からやり直さなければならず、当該撮像の重複とそれに伴う Dために、当該撮像画像の相互利用に関して診療報酬上の取り扱いの見直しを提案する。
再評価が必要な理由		1. 都市部においてもFFRCT実施施設は限られている。こ FFRCT実施施設で冠動脈CTA検査を初めからやり直さな「診療上は別々の施設の扱いとなり、外来部門で撮影した 者に非侵襲的なFFRCT解析検査の機会が失われ、不必要 2. 離島/遠隔地では、さらに深刻である。地域で実施し かつ、再度冠動脈CTA機像が必要となる。これは、利便 動脈CTAデータをもとに、FFCT解析を実施し、結果をた CTAデータを有効活用することができれば、追加の費用	た冠動脈CTAの結果、FFRCT解析が推奨される場合は、現状ではFFRCT実施施設まで赴いて、性のみならず放射線被曝の観点からも問題である。離島/遠隔地にいたままですでにある冠かかりつけ医にフィードバックし、治療方針を立てるとが望まれる。すでにある冠動脈を伴わずに、多くの患者に非侵襲的なFFRCT解析検査の機会をガイドラインに則った形で提ことにより、不必要な検査を回避し、医療費削減につなげることも可能である。そのため

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	変更の骨子としては、他施設で撮像された冠動脈CTAデータを受け入れ可能とし、FFRCT解析の適応と判断した場合は、そのデータを用いて、解析を行うことを可能とする。その際、受け入れた施設に対しては、別途冠動脈CTAデータの画像診断加算を追加する。つまり、「冠動脈CTA画像から狭窄が接われ、その所見では結論が得られない場合には、その冠動脈CTA画像データを施設基準に定められた施設でFFRCT解析をすることができる」という規定をE200-2の注3として盛り込むことを希望する。また、この変更に伴い、外部で撮像された冠動脈CTAデータを受け入れた施設で払い戻し作業が起こらないようにするため、血流予備量比コンピューター断層撮影の診療報酬からコンピューター断層撮影分の診療報酬からコンピューター断層撮影分の診療報酬の点数を9、400点から7、800点へ変更する。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	・対象患者: 記動脈疾患が疑われる臨床状態の安定した患者 ・技術内容: 記動脈CIデータを基に数値流体力学解析を行うことで、記動脈におけるFFRCT(冠血流予備量比)値を算出する。FFRCT値とその数値 を反映したカラースケールは冠動脈の解剖モデル画像上に表示され、それを診断/治療方針決定に用いる。 ・点数: 9,400点
診療報酬区分 (再掲)	E
診療報酬番号 (再掲)	200-2
医療技術名	血流予備量比コンピューター断層撮影

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	・ADVANCE試験: 冠動脈CTによる治療方針では、約58%で追加の検査が必要と判断されたが、FFRCTを追加することで、63%の治療方針が変更され、そのうち追加検査が必要と判断されたうち、約70%は追加の検査不要で、薬物治療での経過観察となった。FFRCTを追加することで全体として約64%が薬物治療での経過観察となった。FFRCTを能力することで全体として約64%が薬物治療での経過観察となった。FFRCTを性群の90日間の心血管イベントはなかった。 (参考文献 1) ・本邦でFFRCTを施行に254例にた254例の解析では、FFRCTを診断に用いることにより、侵襲的冠動脈造影(以下ICA)と比較して、1年間で32%のコストダウンが得られ、1996心血管イベントが抑制されると推測された。(参考文献 2) ・FFRCTが保険適応で導入された後、実施床下においてFFRCTの診断能、経済コスト、予後などについて検討したDYNAMIC-FFRCT studyの結果、FFRCTが保険適応で導入された後、実施床下においてFFRCTの診断能、経済コスト、予後などについて検討したDYNAMIC-FFRCT studyの結果、FFRCTが無かった場合にICAを選択していたと仮定された患者232例において、35、36の患者でFFRCTを施行することで不必要な侵襲的冠動脈造影((ICA) を回避できた。 (藤本進一郎ら、「日本における FFRCT保険償還後の診療実態に与える影響について、DYNAMIC-FFRCT研究」、第30回日本心血管インターベンション治療学会 Late Breaking Clinical trial-IIにて発表)
	ガイドライン等での位置づけ	2022年JOS(日本循環器学会)ガイドラインフォーカスアップデート版「安定冠動脈疾患 ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す の診断と治療」において、FFRCTはクラスIIa、エビデンスレベルBで推奨。日本医学放射線 学会画像診断ガイドライン2021年版(第3版)では、「推奨の強さ:2、エビデンスの強 さ:強(A)、合意率:80%」とされている。
④普及性の変化 ※下記のように	- 推定した根拠	2020年4月の診療報酬改定により施設基準で合致する施設は全国で128施設、2022年4月の診療報酬改定による施設基準の緩和で約260施設が検査可能な施設となった。なお、2022年12月末現在で保険診療下での検査を実施しているのは、145施設である。 2022年1月~12月の1年間の総解析数は、企業からの報告によると、約6,000件であった。2021年における冠動脈CTの総件数は、日本循環器学会の2021年度循環器疾患診療実態調査報告書(JROAD)によると1,476施設において464,310件であった。この件数をもとに推定を試みた。FFRCT解析の適用外である記動脈バイバス術の既住歴がある症例(7,3 %)及び2枝以上にステントが留置されている症例(19 %)を除外すると(今考文献3より試算)、342、196件(464、310×(1-0,073+0,19))=342、196)となる。また、冠動脈CT所見による狭窄率が50%以上でかつ完全閉塞ではない症例(9.1 %)に対してFFRCT解析が行われるため、その対象は31,140件(342,196×0.091=31,140)となる。FFRCT解析依頼後、CT画像が解析不適合となる症例が10.4%と報告されており(参考文献4より)、当該症例を除外すると、今回の冠動脈CTA画像データを施設基準に定められた施設で相互利用が可能となった場合、最大のポテンシャルとしてFFRCT解析の推定対象件数は、27,901代(31,140×(1-0,104)=27,901)程度と推定される。医療費団がする影響としては、過去の文献からFFRCTを施行した約6~7割程度の患者において、不必要な追加の検査を避けられることが排行できるため、27,901人×70%=19,530.7人が不要な検査を避けると試算される。この不必要な追加の検査が侵襲的冠動脈造影(ICA:心臓カテーテル法による諸検査(0206(1)))あるいは心血流5PECT(薬剤員(6)(E101)あるいはその両者を3分の1ずつと仮定した場合、外保連試案2020で試算された1件あたりの医療機関における費用(205、285円(CAG)及び87,906円(SFCT))から、追加の費用は3,817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、817,483、
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	6,000人
変化	見直し後の症例数(人)	27, 901人
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	6,000回
変化等	見直し後の回数(回)	27, 901回
⑤医療技術の成素 ・学会等における ・難易度(専門性	る位置づけ	・2022年JCSガイドラインフォーカスアップデート版「安定冠動脈疾患の診断と治療」において、FFRCTはクラスIIa、エピデンスレベルBで推奨。 日本医学放射線学会画像診断ガイドライン2021年版(第3版)では、「推奨の強さ:2、エピデンスの強さ:強(A)、合意率:80%」とされている。 ・冠動脈CTAは本邦で464、310件施行され、広く普及しており成熟している。施設基準を満たした施設により、紹介された画像をみて適応を評価し FFRCT解析を行うことで、専門性も保たれ、本検査の過剰施行なく適切に施行されるものと考えられる。
・施設基準門性必る 長を考え、項 で記載で で は が は が は た い な と 考 を と 考 え 、 項 て に れ い る に る に り る に り る に り る に り る に り る に り る に り る に り る り る	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	(1) 64列以上のマルチスライス型のCT装置を有していること。 (2) 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと。 (3) 次のいずれにも該当すること。 ア許可病床数が2000床以上の病院であること。 イ循環器内科、心臓血管外科及び放射線科を標榜している保険医療機関であること。 ウ5年以上の循環器内科の経験を有する常動の医師が2名以上配置されており、5年以上の心臓血管外科の経験を有する常動の医師が1名以上配置されていること。 エ5年以上の心血管インターペンション治療の経験を有する常動の医師が1名以上配置されていること。 エ5年以上の心血管インターペンション治療の経験を有する常動の医師が1名以上配置されていること。なお、ウに掲げる医師と同一の者であって も差し支えない。 オ経皮的冠動脈形成術を年間100例以上実施していること。 カ血流予備量比コンピューター断層撮影により冠動脈狭窄が認められたにもかかわらず、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術のいずれも行わなかった症例が前二年ノー断層撮影により冠動脈狭窄が認められたにもかかわらず、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術のいずれも行わなかった症例が前二年ノー断層撮影により冠動脈狭窄が認められたにもかかわらず、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術のいずれも行わなかった症例が前二年ノー断層撮影により冠動脈狭窄が認められたにもかかわらず、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術のいずれも行わなかった症例が前二年ノー断層撮影により記載を発展であること。
(٤)	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	現状の要件に準ずる。
	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	現状の要件に準ずる。
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		・FFRCTは冠動脈CTデータを用いて算出する非侵襲的な検査であり、検査実施におけるリスクはない。 ・偽陰性リスクについて: ADVANCE試験(参考文献 1)において、FFRCT結果に基づいて冠動脈造影検査をキャンセルしても主要心血管イベント (MACE) は生じていない。ADVANCE試験(1年フォローアップ)においては、FFRCT陽性の患者と比較して陰性の場合は、有害事象発生率が低く、心血管死・心筋梗塞が有意に低いことが示された。よって、FFRCT診断の安全性は担保されている。
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		社会的妥当性:冠動脈を評価する各モダリティの放射線被爆量は、SPECT (10.7mSv) 、CAG (8.1mSv) 、cCTA (5.4mSv) であり、侵襲的な検査を 削減できることは、被曝の観点からも、患者及び医療従事者の負担軽減につながる。 問題点は特に認められない。
	見直し前	E200-2: 血流予備量比コンピューター断層撮影の9, 400点
⑧点数等見直し の場合	見直し後	現行の9400点を、血流予備量比コンピュータ解析7800点、コンピューター断層撮影(CT撮影)1000点、冠動脈CT加算600点に分ける。 外部で撮像された冠動脈CTAデータを受け入れた施設に対する加算として、血流予備量比コンピューター断層撮影読影加算(仮称)を新設し、500点の追加を要望する。
	その根拠	現行のE200-2血流予備量比コンピューター断層撮影の9.400点には、コンピューター断層撮影(CT撮影)に関わる点数が、1.600点分含まれている。今回、外部で撮像された冠動脈CTAデータを受け入れた施設で払い戻し作業が起こらないようにするためにも、血流予備量比コンピューター断層撮影のコンピューター断層撮影分の診療報酬部分の分離し、新たに診療報酬番号の付与を希望する。そのため、血流予備量比コンピューター断層撮影の診療報酬を9.400点から1.600点分を削減した7.800点への変更を希望する。 また、外部で撮像された冠動脈CTAデータを受け入れた施設においては、FFRCT解析を行い結果を解釈し紹介元へフィードバックする労力を伴うため、加算として、血流予備量比コンピューター断層撮影誘影加算(仮称)を新設し、500点の追加を希望する。
⑨関連して減点 や削除が可能と	区分	区分をリストから選択 特になし
考えられる医療 技術(当該医療	番号 技術名	特になし 特になし
技術を含む)	具体的な内容	INCIPAL Microsoft

	プラスマイナス	減 (一)	
0 - 1	予想影響額(円)	1, 641, 205, 642円	
⑩予想影響額	その根拠	当該撮像画像の相互利用することが認められれば、その医療費削減効果は④で示すとおり約16億円以上と推測される。	
	備考	特になし	
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	<b>重し等によって、新たに使用される医薬</b>	特になし	
⑫その他		FFRCTを施行し、その他の検査が不要となったにもかかわらず、必要のない追加検査を行う不正な施設があると医療費削減はできない。このため、令和4年度の改訂の際に、「機能的虚血診断に基づいて冠動脈狭窄はあるがPCIまたはCABGを施行しなかった(DEFER)症例が前年度に10例以上あること(症例リスト提出を課する。)」という要件をFFRCTの施設基準に加えている。	
③当該申請団体以	以外の関係学会、代表的研究者等	特になし	
	1) 名称	Real-world clinical utility and impact on clinical decision-making of coronary computed tomography angiography-derived fractional flow reserve: lessons fromthe ADVANCE Registry	
	2)著者	Fairbairn TA, et al.	
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Eur Heart J. 2018. 39(41): 3701-11	
	4)概要	記動脈CTIにて記動脈疾患と診断された5,083症例を登録した(日本・米国・EU)。 冠動脈CTIによる治療方針では,約58%で追加の検査が必要と判断されたが、FFRCTを追加することで、63%の治療方針が変更され、そのうち追加検査が必要と判断されたうち、約70%は追加の検査不要で、薬物治療での経過観察となった。FFRCTを追加することで全体として約64%が薬物治療での経過観察となった。FFRCT陰性群の90日間の心血管イベントは0であった。	
	1) 名称	Cost analysis of non-invasive fractional flow reserve derived from coronary computed tomographic angiography in Japan	
	2) 著者	Kimura T, et al.	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Cardiovasc Interv Ther. 2015. 30(1):38–44.	
	4)概要	本邦でFFRCTを施行した254例の解析では、FFRCTを診断に用いることにより、侵襲的冠動脈造影(以下ICA)と比較して、1年間で32%のコストダウンが得られ、19%心血管イベントが抑制されると推測された。	
	1) 名称	Antiplatelet therapy and stent thrombosis after sirolimus-eluting stent implantation.	
	2)著者	Kimura T, et al.	
④参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Circulation. 2009. 119(7):987-95.	
	4) 概要	本邦でSirolimus-eluting stent (SES) が留置された10,778症例のレジストリー研究。本要望書作成において、本研究の患者背景のCABGの既往歴がある症例(7.3%)及び2枝以上にステントが留置されている症例(19%)を参考とした。	
	1) 名称	Clinical outcomes of fractional flow reserve by computed tomographic angiography-guided diagnostic strategies vs. usual care in patients with suspected coronary artery disease: the prospective longitudinal trial of FFR(CT): outcome and resource impacts study.	
	2)著者	Douglas PS, et al.	
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Eur Heart J. 2015. 36(47):3359-67.	
	4)概要	584例の新規の狭心症患者を対象とし従来の診断法とFFRCTを用いた診断法を比較した前向き研究。本要望書作成において、本研究における冠動脈 CTA画像不良のためFFRCTが解析不能であった症例の割合(10.4%)を参考とした。	
	1) 名称	2022年JCSガイドラインフォーカスアップデート版「安定冠動脈疾患の診断と治療」	
	2)著者	中埜 信太郎、香坂 俊	
④参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2022/03/JCS2022_Nakano.pdf	
	4) 概要	FFRCTはクラスIIa、エビデンスレベルBで推奨。	

提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

270201

血流予備量比コンピューター断層撮影

日本心血管インターベンション治療学会

FFRCTは、冠動脈CTAの撮像画像を用いている。現在、保険診療下で実施可能な施設は限られているが、他施設でのデータを相互利用できないため、再度撮像が必要になっている。当該撮像の重複とそれに伴う不利益及び被曝が患者に生じていたり、FFRCTを施行しにくい状況から不必要な侵襲的検査がなされている可能性が高い。これらの状況の改善のために、当該撮像画像の相互利用に関して診療報酬上の取り扱いの見直しが必要である。

### 【現行の問題点】

E200-2:血流予備量比コンピューター断層撮影の9,400点に冠動脈CTA撮像とFFRCT解析の両者が含まれ、他施設で撮像した冠動脈CTA画像を利用できない。

✔紹介元施設で冠動脈CTAが施行され、FFRCT解析が必要と診断された場合も、FFRCT解析を行うためには、FFRCT実施施設で冠動脈CTA検査を初めからやり直さなければならない。

- →個々の患者の不利益
  - ①患者の経済的負担、身体的負担(放射線被曝)の増加
  - ②FFRCTが施行困難であることにより、不必要な侵襲的検査が追加される。
- ➡社会的な不利益:FFRCTが有効利用されないことにより、その医療費削減効果が減弱している。

### 【改訂要望案】

血流予備量比コンピューター断層撮影:9,400点を

冠動脈CTA撮像1,600点(CT撮影料1,000点 + 冠動脈CT加算600点\*)とFFRCT解析(7,800点)とに分ける。 (他院からの画像を解析した場合は血流予備量比コンピューター断層撮影読影加算(仮称)500点を算定する) \* 冠動脈CT加算は画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たした施設でのみ算定

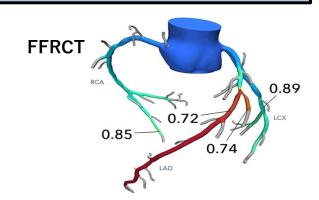
#### 【予想される効果】

✔患者の経済的、身体的負担(特に放射線被曝)の軽減。

✔不必要な検査を回避することによる年間16億円の医療費削減。

#### 【その他】

FFRCTを施行し、その他の検査が不要となったにもかかわらず、必要のない追加検査を行う不正な施設があると医療費削減はできない。令和4年度の改訂の際に、「機能的虚血診断に基づいて冠動脈狭窄はあるがPCIまたはCABGを施行しなかった症例が前年度に10例以上あること」という要件をFFRCTの施設基準に加えている。



整理番号 ※事務処理用		271201	
提案される医療技術名		重症過敏性腸症候群に対する認知行動療法	
申請団体名		日本心身医学会	
## N. 7 F. #	主たる診療科(1つ)	11心療内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	01内科	
	対圧する  砂球が(とうよく)	21精神科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	過敏性腸症候群に対する認知行動療法	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分		I
	診療報酬番号	1003-2	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 196		重症の過敏性腸症候群患者に対し、不適切なストレス対処法を同定し、心理状態と習慣的な行動を適応方向に変容させることを促すプログラムである。過敏性腸症候群の認知、情動の機序と学習理論を結びつけて構成されている。順に脳腸相関の理解、セルフモニタリング、ケースフォーミュレーション、注意コントロール、認知再構成、内部感覚曝露、回避状況への曝露、安全行動からの離脱、適応行動の強化を実施するものである。	
再評価が必要な理由		身医学療法80点しか算定できず、患者を欧米の水準でi quality of lifeの低さ、医療経済への負のインパクト こで、薬物療法が無効であって心身症水準にある重症 険適用とすることで、本症に苦しむ患者の苦痛を解放 しう疫学データもあり、病状が軽快して通常の社会生	ず、欧米に比べてわが国の認知度が極めて低い。特に重症患者についてはその保険点数が心 参療しようとする医療機関が極めて少ない。一方、過敏性腸症候群患者においては、その 、うつ病・不安症の源流になること、労働生産性の低さが次々に明らかになってきた。そ の過敏性腸症候群患者に対しては、高いエビデンスが既に証明されている認知行動療法を保 する方途を提供することができる。逾敏性腸症疾群患者においては、本来高能力者が多いと 話に復帰することに成功すれば、労働生産に従事することにより、医療消費の低減と税収の 患者を回復させるための保険診療を、わが国の医療政策としても最優先に実施するべきであ

計画項目			
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		いては、日本心身医学会が全面的に協力している。こ インよりも更にエビデンスが集積しており、強い推奨 が、合意率は100%であった。中でも認知行動療法が一	インが2014年に公刊され、2020年に第2版が公刊された。この新たな診療ガイドラインにおの中において、既存文献を網羅的に検索した。その結果、心理療法は前回2014年のガイドラとなり、エビデンスレベルは如何なる方法によっても二重盲検化ができないためBになる賞して高い症状改善効果と日常生活機能の改善が認められた。最近の41研究患者4072名を分行動療法が相対リスク0.62 [95%信頼区間0.48-0.80]にて有効である。
<ul><li>医療技術の内容</li></ul>		て行う場合 350点 実施に当たっては、国立研究開発	認知行動療法 ・点数や算定の留意事項 医師による場合 480点 医師及び看護師が共同し 法 人国立精神・神経医療研究センター研究班作成の「摂食障害に対する認知行動療法 C B 法人国立精神・神経医療研究センタ 一精神・神経疾患研究開発費研究事業「心身症・摂食 たって行った場合に限り、算定できる。
診療報酬区分(再	掲)		I
診療報酬番号(再	掲)	1003-2	
医療技術名		重症過敏性腸症候群に対する認知行動療法	
③再評価の根 拠・有効性		過敏性陽症候群 (心身症) に対する認知行動療法は既 乗せ効果と考えられる。	存の心身医学療法よりも有効性が高い。その差の程度としては奏効率として17.5%程度の上
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す	厚労省心身症ガイドラインの過敏性腸症候群診療ガイドライン、日本消化器病学会過敏性 腸症候群診療ガイドライン、米国消化器病学会過敏性腸症候群診療ガイドライン、過敏性 腸症候群の国際的診療指針であるRome IVのいずれにおいても認知行動療法が推奨されてい る。

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		国際診断基準Rome IVによる過敏性腸症候群の正確な有病率は最新の日本を含めた国際疫学研究で2.2%と判明した(Gastroenterology 160: 99-114, 2021)。その中で医療機関を受診して患者になる者が1%、薬物療法無効で心身症の病態を持つ重症患者は更にその5%である。ここから、2.200人の重症の過敏性腸症候群(心身症)患者が医療機関(200床以上の病院)を受診すると計算できる。		
見直し前の症例数(人) 年間対象者数の		0 (社会医療診療行為別統計では心身医学療法を算定した重症過敏性腸症候群の数字が不明)		
変化	見直し後の症例数(人)	2, 200		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0(社会医療診療行為別統計では心身医学療法を算定した重症過敏性腸症候群の数字が不明)		
変化等	見直し後の回数(回)	22, 000		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度 (専門性	位置づけ	・学会等における位置づけは日本心身医学会、日本心療内科学会、日本消化器病学会において高い。 難易度 (専門性等) : 心療内科 (心身症)専門医は専門医資格取得後に認知行動療法の教育セッションを繰り返し受けており、通常の診療で過敏性腸症候群(心身症) を実施し得る。このため、難易度・専門性は高い。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	心療内科、精神科		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	心身症専門医など、過敏性腸症候群の認知行動療法に習熟した医師、あるいは、その医師とその医師の指導監督のもとに診療に参加する看護師も しくは公認心理師		
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	日本心身医学会の教育セッションを受け、厚労省心身症ガイドラインの過敏性腸症候群診療ガイドライン、日本消化器病学会過敏性腸症候群診療 ガイドラインを遵守すること。		
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	副作用のリスクはほとんどないと報告されている。		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		全く問題がない。		
@ <b>.</b>	見直し前 見直し後	80 480		
⑧点数等見直しの場合	その根拠	他疾患の認知行動療法の点数と同様の点数が必要である。過敏性腸症候群の認知行動療法の奏効率、エビデンスレベルは高く、合理性がある。		
@8941 -44E	区分	1 -		
9関連して減点や削除が可能と	番号 技術名	004 心身医学療法		
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	心身症としての慢性痛に対して、一般心理療法、行動療法、自律訓練法などをおこなう。		
	プラスマイナス	增 (+)		
	予想影響額(円)	88,000,000円		
	その根拠	過敏性腸症候群の正確な有病率が最新の日本を含めた国際疫学研究で2.2%と判明した。その中で医療機関を受診して患者になる者が1%、薬物療法 無効で心身症の病態を持つ重症患者は更にその5%である。ここから、2.200人の重症の過敏性腸症候群(心身症)患者が医療機関(200床以上の 病院)を受診すると計算できる。月2回、年間合計10回通院すると、105,600,000円と推計される。心身医学療法は80点であるため、同頻度では 17,600,000円になる。その差が88,000,000円である。		
⑪予想影響額	備考	これだけの医療費が必要だったとしても患者の労働生産性が回復し、税収が増えれば十分採算に合うと判断されるため、欧米では過敏性腸症候群に対する認知行動療法が隆盛である。その科学的根拠は以下の通りである。過敏性腸症候群の悪影響は心理社会的ストレスが多い先進諸国に共通する問題である。米国の重症過敏性腸症候群患者が非過敏性腸症候群患者に比較して社会コストに与える負担は約50%のコスト増加である。そのコスト増加の規模は227、475円/年/患者であり(Arch Int Med 163: 929-935, 2003)、最近の欧州の分析でも同程度である (BMG Gastroenterolofgy 19: 69, 2019)。つまり現状においては既に日本においても23万円/年/患者規模の社会コストを喪失していると概算されるが、これら先進国の分析が広く認識されていない。専門医療機関を受診する重虚者2, 200人にのみ限定して計算しても、コスト喪失していると概算されるが、これら先進国の分析が広く認識されていない。専門医療機関を受診する重虚者2, 200人にのみ限定して計算しても、コスト喪失は5億6百万円/年によし、真の実態は確実にそれ以上の社会的喪失がある。放置すればこの損失が終くと考えられるため、現時点での早期の対応は医療政策的にも後年高い評価を受けると予想される。これに対し、今回支出する医療費の見込み額は8千8百万円に過ぎない。重症患者2, 200人が認知行動療法を受ければ、相対リスク0.62から相対リスク低下は0.38であることから、認知行動療法を実施しなかった場合に比較すると、38%の患者を非過敏性腸症候群患者と同等の勤労・生産活動に復帰させることが見込まれる。その経済効果は日本社会全体で1億9千2百万円/年に達し、予想所用額の8千8百万円/年を週かに上回ることが明らかである。また、ここから、たとえ2, 200人を超過して認知行動療法が実施されたとしても、逆に10万円/人/年の陽性経済効果が見込まれる。以上から、欧米に遅れを取らない医療体制への早期整備が望まれる。		
道 ①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし(別紙、添付文書ともに不要)		
⑫その他		本改訂により、医療難民となっている薬物療法無効の重症の過敏性腸症候群患者が受診できる医療機関が明示されるため、患者側への利点が大きい。これだけの医療費が必要だったとしても患者の労働生産性が回復し、税収が増えれば十分採算に合うと判断される。		
③当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし		

①参考文献 1	1) 名称	Evidence-based clinical practice guidelines for irritable bowel syndrome 2020.	
	2)著者	Fukudo S, Okumura T, Inamori M, Okuyama Y, Kanazawa M, Kamiya T, Sato K, Shiotani A, Naito Y, Fujikawa Y, Hokari R, Masaoka T, Fujimoto K, Kaneko H, Torii A, Matsueda K, Miwa H, Enomoto N, Shimosegawa T, Koike K.	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Gastroenterol 2021, 56(3):193-217.	
	4)概要	ガイドラインであるためエビデンスレベルA。薬物療法が奏功しない重症の過敏性腸症候群(心身症)患者に対する認知行動療法の効果を国内外の 臨床試験から網羅的に調査した。結果は認知行動療法が対照療法に勝ることが統計学的に証明された。薬物療法での大規模臨床試験に比較して例 数が小規模な研究が多いこと、認知行動療法に割り付けられたのか対照療法に割り付けられたのかの区別を患者が判別できることをどのような方 法によっても排除できない限界はある。本ガイドラインでは、認知行動療法を専門家が実施する専門性が高い治療法と位置づけ、薬物療法が奏功 しない重症の過敏性腸症候群(心身症)患者に対する認知行動療法の実施を提案する、となっている	
	1) 名称	Irritable bowel syndrome (IBS).	
	2) 著者	Enck P. Aziz Q. Barbara G. Farmer A. Fukudo S. Mayer E. Niesler B. Quigley E. Rajilic-Stojanović M. Schemann M. Schwille-Kiuntke J. Simren M. Zipfel S. Spiller R.	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Nature Reviews Disease Primers 2016, 2: 16014.	
	4)概要	システマティックレビューであるためエビデンスレベルA。薬物療法が奏功しない重症の過敏性腸症候群(心身症)患者に対しては認知行動療法を はじめとする心理療法を実施するべきであると明確に分析されている。本論文は日本の心療内科医(福土)が貢献して公刊した論文であり、か つ、全科学22分野中引用率上位1%に入るhigh citation articleである。	
	1) 名称	Group cognitive-behavioral therapy with interoceptive exposure for drug-refractory irritable bowel syndrome: A randomized controlled trial.	
	2) 著者	Kikuchi S, Oe Y, Ito Y, Sozu T, Sasaki Y, Sakata M, Luo Y, Sahker E,Horikoshi M, Seno H, Furukawa TA.	
(A)参考文献 3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Am J Gastroenterol 117: 668-677.	
(4)参考文献3	4) 概要	日本人対象の無作為化比較試験でエビデンスレベルA。薬物療法が奏功しなかった重症の過敏性腸症候群患者を認知行動療法施行群と対照待機群 に無作為に割り付け、IBS重症度尺度(IBS-SSS)の減点、IBS-00L尺度の増加点を主要評価項目として治療効果を検証した。治療期間は10週間であ る。結果は終了経過観察中の認知行動療法施行群のIBS重症度尺度の減点が-115.8であったのに対し、対照待機群の減点が-29.7であり、有意に認 知行動療法施行群が改善した。IBS-00Lも認知行動療法施行群が有意に改善した。薬物療法が奏功しない重症の過敏性腸症候群には認知行動療法 が有効である。	
	1) 名称	Hybrid cognitive behavioral therapy with interoceptive exposure for irritable bowel syndrome: A feasibility study.	
	2) 著者	Funaba M, Kawanishi H, Fujii Y, Higami K, Tomita Y, Maruo K, Sugawara N, Oe Y, Kura S, Horikoshi M, Ohara C, Kikuchi H, Ariga H, Fukudo S, Sekiguchi A, Ando T.	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Front Psychiatry 2021: 12: 673939.	
	4) 概要	日本人対象の無作為化比較試験の前提となる実現可能性研究。薬物療法に反応しない重症の過敏性腸症候群(心身症)患者に内部感覚曝露法を伴う 認知行動療法を10回実施、3ヶ月、6ヶ月の追跡期間を置いた。 IBS重症度尺度 (IBS-SSS)の減点を主要評価項目とした。結果は、Hedges'gの値が 治療後-1.48、3ヶ月後-1.78、6ヶ月後-1.76と治療後の有意な改善を認めた。薬物療法が奏功しない重症の過敏性腸症候群に対して、構造化した 認知行動療法の高い臨床効果が示唆された。	
	1) 名称	Efficacy of psychological therapies for irritable bowel syndrome: systematic review and network meta-analysis.	
⑭参考文献 5	2) 著者	Black CJ, Thakur ER, Houghton LA, Quigley EMM, Moayyedi P, Ford AC.	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Gut 2020, 69: 1441–1451.	
	4)概要	メタアナリシスであるためエビデンスレベルA。最近の41研究患者4072名を分析したネットワークメタアナリシスである。認知行動療法が相対リスク0.62 [95%信頼区間0.48-0.80]にて有効であった。国際的には薬物療法によって改善しない過敏性腸症候群に対する認知行動療法をはじめとする心理療法は標準的な治療法になっている。	

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

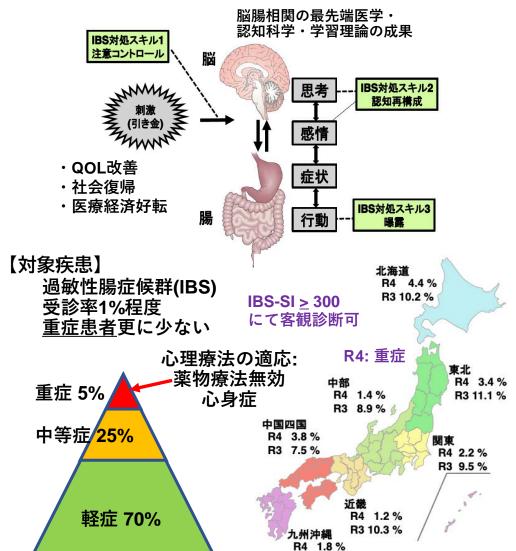
申請学会名

271201

重症過敏性腸症候群に対する認知行動療法

日本心身医学会

### 【技術の概要】 過敏性腸症候群(IBS)に対する認知行動療法

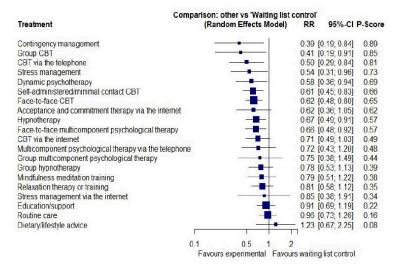


R3 6.8 %

国際疫学調査結果 2023

### 【既存の治療法との比較】

IBSに心理療法は有効 特に認知行動療法CBTが効果的



IBS診療ガイドライン2020

### 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

IBSに対するCBTの効果 = 69.2% > 薬物療法無効例

他疾患のCBT同様 点数 480点

診療報酬の必要経費<現状継続による社会損失

整理番号 ※事務処理用		271202	
提案される医療技術名		軽度・中等度の神経性やせ症に対する認知行動療法	
申請団体名		日本心身医学会	
15+11-4-+	主たる診療科(1つ)	11心療内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	即注土 7 孙庄科 (0 0 1 元)	21精神科	
112 775 1 1	関連する診療科(2つまで)	01内科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	神経性やせ症に対する認知行動療法	
	追加のエビデンスの有無	有	
	診療報酬区分		I
	診療報酬番号	1003-2	
再評価区分(複数選択可)		1 一 A 算定要件の見直し (適応)       1 一 B 算定要件の見直し (施設基準)       1 一 C 算定要件の見直し (回数制限)       2 一 A 点数の見直し (増点)       2 一 B 点数の見直し (滅点)       3 項目設定の見直し       4 保険収載の廃止       5 新規特定保険医療材料等に係る点数       6 その他 (1~5のいずれも該当しない)       「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 192		神経性やせ症(AN)は薬物療法が確立していない。早期にエビデンスのある治療を受けると回復の可能性が高まる。認知行動療法は英国のNICEガイドラインで神経性やせ症治療の第一選択である。治療マニュアルが完備し、保険既収載の神経性過食症のマニュアルと基本部分が共通でモジュールを追加すればよく、治療者の養成や普及は容易である。今回、軽度・中等度の神経性やせ症へのCBTの対象拡大を要望する。	
再評価が必要な理由		た。BNIに比べてAN用のマニュアルは体重増加のため追加 実際、やせと過食・嘔吐等の食行動異常を特徴とし有利 い(Keel 2010)。食事と体重・体型への極端なとらかる る。薬物療法の効果が乏しく早期のエビデンスのあるが 家族療法(Familly-based treatment)や通常治療(TA	ル (CBT-E)と基本骨格は同じである。これまでにCBT-E講習会には726名の治療者参加し ロでい〜20回のセッションを要するのみである。ANはBNに比べ、身体への悪影響が大きい。 有率は若い女性の0.2〜0.5%と高い。寛解率は2.5年で20%、8年68%、16年84%と遷延化しやす があり、精神科的併存症により健康度や社会的機能が著しく低下する。10年で5%が死亡す 治療が回復を早める。認知行動療法は治療からの脱落率が精神分析的治療より有意に低く、 U) に比較しても低い傾向があることが報告されている(文献)(Solmi 2021)。以上のよ 患者にも受け入れやすい認知行動療法の神経性やせ症への適応拡大することを要望する。 、病歴も短い群が含まれ早期治療につながる。

【評価項目】		
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		神経性やせ症への認知行動療法は、特異性の高い治療法であり、治療回数は、BMIが16以上、17.5未満の場合は30回、BMIが17.5以上の場合は20回のセッションから構成される治療プログラムである。高度な専門技術を要する標準的な治療法にも関わらず、保険適応となっていない。既に保険適応されている同じ摂食障害に分類される神経性過食症に対する認知行動療法と神経性やせ症に対する認知行動療法ではマニュアルの大部分が共適でおれている同じ摂食障害に対する認知行動療法ではマニュアルの大部分が共通であり、大衛性・所要時間はほぼ同等である。完遂者における有効率は6割~7割、6両を持数、6対では一般性やせ症に対して適応が拡大されば、神経性やせ症に対する認知行動療法の導入が進む。このデビデンスのある治療を多くの患者が受ける機会が増加することは、非常に有益であると考える。そのため、今回 軽度・中等度への神経性やせ症の保険適応追加を希望する。
・ 対象と 9 句忠石		対象患者:神経性過食症 ・医療技術:認知療法・認知行動療法 ・点数や算定の留意事項 医師による場合 480点 医師及び看護師が共同して行う場合 350点 実施に当たっては、研究班作成の「損食障害に対する認知行動療法CB T-F簡易マニュアル」(平成 29 年度国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センタ 一精神・神経疾患研究開発費研究事業「心身症・摂食障害の治療プログラムと臨床マー カーの検証」)に従って行った場合に限り、算定できる。今回の提案技術である認知行動療法は、DSM-5より神経性やせ症と診断された患者で体格指数が16kg/m2以上(例:身長155cm 体重39kg)ある者を対象とする。
診療報酬区分(再	掲)	1
診療報酬番号(再	掲)	1003-2
医療技術名		神経性やせ種に対する認知行動療法
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やOOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	神経性やせ症では体重の回復率は5年で66.8% (Keski-Rahkonen 2007) と報告れている。年に0.5%、10年で5%の割合で死亡する。摂食障害に焦点化された認知行動療法を実施した場合、治療終了時(治療開始9ヶ月後)に53.8%、1年度フォローアップ時(治療開始22ヶ月)5%が健康体重(MM)18.8kg/m2)を回復し、30%が精神病理も含めて完全資解したと報告されている(文献3)。別の研究でも約40%が1年後フォローアップ時に健康体重を回復した(文献4)。このように認知行動療法導入により早期に体重が回復する可能性が高まり、完全寛解も可能である。英国のNICEのガイドライン(2017)では摂食障害に焦点化された認知行動療法が、モーズレイ式神経性や世症治療(MMTRA)、専門家による支持的臨床マネジメント(SSCP)と並んで、成人の神経性やせ症治療の第一選択である。また、思春期・青年期患者では治療の第二選択である(文献2)。認知行動療法は青年期の患者では成人患者よりもより早期に奏功することが報告されている。神経性やせ症患者は治療に対して葛藤があり、治療の継続が難しいことが知られているが、認知行動療法は治療からの脱落率が精神分析的治療より有意に低く、家族療法(Familiy-based treatment)や通常治療(TAU)に比較しても低い傾向があることが報告されている(文献5)
	ガイドライン等での位置づけ	英国のNICEのガイドライン(2017)では摂食障害に焦点化された認知行動療法が、モーズ ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 英国のNICEのガイドライン(2017)では摂食障害に焦点化された認知行動療法が、モーズ レイ式神経性やせ症治療(MANTRA)、専門家による支持的臨床マネジメント(SSCP)と並ん で、成人の神経性やせ症治療の第一選択である。また、思春期・青年期患者では治療の第 二選択である(文献2)。

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		2014-2015年の厚生労働省の研究班の調査では、全国の病院の神経性やせ症の年間受診患者数は12674と推計されている(文献2)。そのうち約3の1の4千人程度が外来での認知行動療法の適応となるBM114kg/m2以上と考えられる(未発表)。AMED研究班による全国の精神科・心療内科を標榜する診療科の同疾患の年間受診患者数は4924人と推定されている(未発表)。同者は調査時期が違い、重複の可能性もあるが、(約4千200人と約5千人)を合わせるとサネレベルの神経性やせ連患者は約9千人と推計される。うち5%(450人)が認知行動療法に導入できるものと推定した。現行では認知行動療法として算定されていないので0回とした。BMIが16未満、16以上17.5未満、BMIが17.5より大きく18.5未満の患者をそれぞれ150人(450人の約30%)と仮定すると480点×20回×150×10円/点+480点×30回×150(人)×10円/点=18,000,000円+21,600,000=39,600,000
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0.A
変化	見直し後の症例数(人)	300人
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0
変化等	見直し後の回数(回)	7, 500
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	実施する医療者は、医師の場合、学会等が主催する認知行動療法の講習会に参加して技術の習得を図ること。看護師の場合は、講習会の参加とともに経験者からスーパービジョンを受け、5症例以上の陪席経験があること。いずれの職種が実施した場合でも、適応や終了の最終判断は医師が行うこと指定された講習を受け、当該技術に成熟したもののみが算定することができる。本治療のマニュアルは既に保険適応されている神経性過食症に対する認知行動療法のマニュアルと共通しており、体重回復用のモデュールを追加すれば神経性やせ症に適用できる。既に神経性過食症の認知行動療法の講習を726人が受講修了している。既に神経性過食症の認知行動療法の研修を受け、臨床的に経験し技術的に習熟しているものは追加の研修を受けることで、早期に実施できるようになると見込まれる。神経性やせ症に対する認知行動療法の普及の準備は整っている。
	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	心療内科、精神科、内科、小児科を標榜
・施設基準 (技を当事門、 (技を考えられる 要件に載する にと)	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	実施する医療者は、医師の場合、学会等が主催する認知行動療法の講習会に参加して技術の習得を図ること。看護師の場合は、講習会の参加とともに経験者からスーパービジョンを受け、5症例以上の陪席経験があること。いずれの職種が実施した場合でも、適応や終了の最終判断は医師が行うこと指定された講習を受け、当該技術に成熟したもののみが算定することができる。本治療のマニュアルは既に保険適応されている神経性過食症に対する認知行動療法の可ニュアルと共通しており、体重回復用のモデュールを追加すれば神経性やせ症に適用できる。既に神経性過食症の認知行動療法の講習を約726人が受講修了している。既に神経性過食症の認知行動療法の研修を受け、臨床的に経験し技術的に習熟しているものは追加の研修を受けることで、早期に実施できるようになると見込まれる。
	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	指定された講習を受講したものに限り算定することができる。
: ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		
	<b>リスクの内容と頻度</b>	副作用のリスクなし
	y 安当性	副作用のリスクなし 問題なし
・副作用等の! ⑦倫理性・社会的	y 安当性	
・副作用等の! ⑦倫理性・社会的 (問題点があれば ⑧点数等見直し の場合	D妥当性  必ず記載)  見直し前  見直し後  その根拠  区分	問題なし 0 480
・副作用等のリフト   で   の場合   の場合   の場合   の場合   の場合   の場合   の場合   の場合   の関連上があれば   の場合   のると   の	i 妥当性 で必ず記載) - 見直し前 - 見直し後 - その根拠	問題なし  0 480 うつ病や神経性過食症の認知行動療法と技術性・所要時間はほぼ同等である。
・副作用等の! ⑦倫理性・社会的(問題点があれば) ⑧点数等見直しの場合	)妥当性 必ず記載) 見直し前 見直し後 :その根拠 区分	問題なし 0 480 うつ病や神経性過食症の認知行動療法と技術性・所要時間はほぼ同等である。 I -
・副作用等のリカー では、   の場合   のはる	D妥当性 必ず記載) 見直し前 見直し後 - その根拠 区分 - 養号 - 技術名	問題なし  0 480 うつ病や神経性過食症の認知行動療法と技術性・所要時間はほぼ同等である。
・副作用等のリーク (間)	D妥当性 必ず記載) 見直し前 見直し後 その根拠 区分 番号 技術名	問題なし  0 480
・副作用等のリカー では、   の場合   のはる	D妥当性 必ず記載)  見直し前 見直し後 その根拠 区分 番号 技術名 具体的な内容	問題なし  0 480
・副作用等のリーク   で   の場合   で   の場合   の場合   の場合   の場合   の場合   の場合   の場合   の場合   の場合   の関連   のがあれる。   のがある。   のがある	D妥当性 必ず記載)  - 見直し前 - 見直し後 - その根拠 - 区分 - 番号 - 技術名 - 具体的な内容 - ブラスマイナス - 予想影響額 (円)	問題なし  1  4  心身医学療法  心身症の患者に対して、一定の治療計画に基づいて、身体的病態と心理社会的要因との関連を、明らかにするとともに、当該患者に対して心身両面からのアプローチを行うことにより、症状の改善又は疾病からの回復を図る。  増 (+)  33,6000,00  2014-2015年の厚生労働省の研究班の調査では、全国の病院の神経性やせ症の年間受診患者数は12674と推計されている(文献2)。そのうち約3の104千人程度が外来での認知行動療法の適応となるBM16kg/m2以上と考えられる(未発表)。MED研究班による全国の精神科・心療内科を標格する診療科の同疾患の年間受診患者数は約5千人と推定されている(未発表)。両者は調査時期が違い、重複の可能性もあるが、約4千人と約5千人を合わせると外来レベルの神経性やは症患者は約9千人と推定されている(未発表)。両者は調査時期が違い、重複の可能性もあるが、約4千人と約5千人を合わせると外来レベルの神経性やは症患者は約9千人と推計される。うち3%(300人)が認知行動療法に導入できるものと推定した。[制減できる医療費] 認知行動療法の治療に際して、従来の心身医学療法を削減できるため、80 (点) ×200回×150 (人) ×10円(点+80 (点) ×30回×
・副作用等の! ②倫倫理性・社会れば ③ 点数等 見直 し ③ 関関所らら に可る医療 (間) を持ち抜術を含む り ① 予想影響額 ① 予を要件の見ば	記事当性 のず記載)  - 見直し前 - 見直し後 - その根拠 - 区分 - 養号 - 技術名 - 具体的な内容 - ブラスマイナス - 予想影響額 (円) - その根拠 - 備考	問題なし  0 4800
・副作用等のリクライン ・副作用等のリクライン ・副作用等のリクライン ・ 対象 ・ 対	記事当性 のず記載)  - 見直し前 - 見直し後 - その根拠 - 区分 - 養号 - 技術名 - 具体的な内容 - ブラスマイナス - 予想影響額 (円) - その根拠 - 備考	問題なし   1

	1) 名称	Nice guideline NG69 Eating Disorders: recognition and treatment (2017)	
	2) 著者	National Institute for Care and Health Excellence, UK	
④参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	http://www.nice.org.uk/guidance/ng69/resorces/eating-disorders-recognition-and-treatment-pdf-1837582159813 ページ13、推奨1, 3, 5.	
	4) 概要	英国のNICEガイドラインにおいて、成人の神経性やせ症に対する心理的治療の第一選択は、摂食障害に焦点化された認知行動療法(CBT-ED)、モーズレイ式成人神経性やせ症治療(MANTRA)、専門家による支持的臨床マネジメント(SSCP)のいずれかが推奨される。小児や若年者の神経性やせ症に対する心理的治療の第一選択は、神経性やせ症に焦点化された家族療法(FT-AN)である。もし、FT-ANが無効ないし利用できない場合は(CBT-ED)が推奨される。	
	1) 名称	厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業(精神障害分野)「摂食障害の診療体制整備に関する研究」分担研究 報告書。摂食障害診療体制整備のための指針作成に関する研究―摂食障害の全国疫学調査中間報告―	
	2) 著者	安藤哲也、菊地裕絵、立森久照、川上憲人、吉内一浩、中里道子、新津富央	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	総合研究報告書p29-40 .	
	4) 概要	全国の20床以上の病院の精神科、心療内科、小児科、内科、産婦人科11,766施設から無作為抽出した5220施設に診断・性別受診患者数を問う一次調査を実施した。2563施設(49.1%)から回答を得た。2014年10月から2015年9月までの1年間の受診患者数の推計は神経性やせ症12,674人、神経性過食症4,612人、過食性障害1,145人、他の特定される3,992人、分類不能3,630人であった。	
	1) 名称	A randomised controlled trial of three psychological treatments for anorexia nervosa	
	2) 著者	S. Byrne, T. Wade, P. Hay et al	
(4)参考文献 3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Psychological Medicine, 2017	
明参考文献も	4) 概要	神経性やせ症患者120人(BMI16.7±1.22)を対象に無作為化比較試験で摂食障害の認知行動療法改良版CBT-E(39人)、専門家による支持的臨床 マネジメントSSCM(40人)、モーズレイ式成人神経性やせ症治療MANTRA(41人)、の三つの外来治療法で効果を比較した。完遂率はCBT-E66.7%、 SSCM57.5%、MANTRA56.1%であった。平均のセッション回数の中央値はいずれも25回であった。治療終了12ヶ月後に、健康体重(BMI>18.5)に回復 した率はCBT-E59.0%、SSCM47.5%、MANTRA59%、体重回復のみならず、摂食障害の症状、精神病理を含めた寛解率はCBT-E30.8%、SSCM32.5%、 MANTRA20%であった。	
	1) 名称	Implementation of enhanced cognitive behaviour therapy (CBT-E) for adults with anorexia nervosa in an outpatient eating disorder unit at a public hospital.	
	2) 著者	Frostad S, Danielsen YS, Rekkedai GA et al	
①参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Journal of Eating Disorders, 6:12, 2018	
	4) 概要	公立病院の摂食障害ユニットの外来で神経性やせ症で認知行動療法改良版 (CBT-E) を開始した患者のうち半数が治療を完遂し、そのうち77.3%が 治療終了12カ月後に体重が正常範囲 (BMI)18.5kg/m2) に回復した。このころからCBT-Eは比較的容易に公立病院の外来のセッティングで実施可能 で半数程度が完遂でき、完遂者は体重を回復し、費用が掛かり、生活を中断する入院治療を避けることができると結論付けた。	
	1) 名称	Comparative efficacy and acceptability of psychological interventions for the treatment of adult outpatients with anorexia nervosa: a systematic review and network meta-analysis	
①参考文献 5	2) 著者	M Solmi, T D Wade, S Byrne, C Del Giovane, C G Fairburn, E G Ostinelli, F De Crescenzo, C Johnson, U Schmidt, J Treasure, A Favaro, S Zipfel, A Cipriani	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Lancet Psychiatry 2021: 8:215-24	
	4)概要	成人の神経性やせ症の薬物および非薬物治療のランダム化比較試験のシステマティックレビューとネットワークメタアナリシスにより治療効果と 治療からの脱落率を調べた。摂食障害に特異的な心理療法は通常治療よりも良好なアウトカムを示したが、心理療法間でアウトカムに大きな差は なかった。摂食障害に焦点化された認知行動療法は精神分析的療法に比較して有意に脱落率が低かった。	
W@1		【 「ト記じめの由籍団体」じめに 埋安される圧痺技術に関する研究 仝仝 論文&素葉を実施している学会等の関連団体や研	

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

#### 提案番号(6桁)

#### 申請技術名

#### 申請学会名

271202

#### 軽度・中等度の神経性やせ症に対する認知行動療法

日本心身医学会

摂食障害は神経性やせ症(AN:拒食症)と神経性過食症

(BN:過食症)に分類される。患者数は24万人。

ANの死亡率は約5%

Youtube で「摂食障害」と検索すると、相談ホットラインの 相談先が一番上のBOXに表示されるサービスがR5年3月から 始まっている。 日本医師会作成の摂食障害のYoutube動画 の閲覧数は2ケ月間で 17万回

### (技術の概要)

・摂食障害に焦点化された認知行動療法。

治療回数は、BMI 17.5-18.5:20回

16-17.5:30 🗆

### (対象疾患)

- ・AN:BMI16以上の中等度・軽度の事例
- ・BMI16以下は栄養療法を優先する。

DSM-5によって診断

### (既存の治療法との比較)

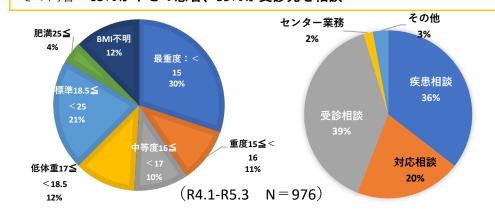
- ・現在、他に保険収載されたANの治療法はない。
- ・既収載の「BNに対する認知行動療法」のマニュアルに「不食と低体重」のモジュールを追加すればANへの対応が可能。

### (有効性及び診療報酬上の取り扱い)

■ 認知行動療法 1回 480点

#### 摂食障害の現状

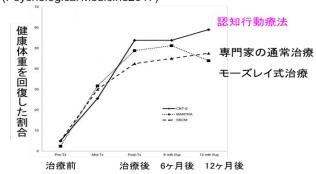
全国摂食障害支援センター:相談ホットライン相談対象者のプロフィールとその内容:63%がやせの患者、39%が受診先を相談



### 有効性のエビデンス

英国NICE ガイドライン 2017 (up dated 2020) で第一選択として推奨

# 神経性やせ症に対する三つの心理療法的治療の効果 (Psychological Medicine2017)



#### 研修システムの業績

「神経性過食症に対する認知行動療法(CBT-E)研修会」を726人が受講。

#### 実施実績

60施設が神経性やせ症に実施経験 (令和2年度障害者総合福祉推進事業)

整理番号 ※事務処理用			271203
	提案される医療技術名	神経性過食症に対するガイドセルフヘルプ認知行動療法	法
	申請団体名	日本心身医学会	
40 b b 7 m d	主たる診療科(1つ)	11心療内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	21精神科	
	対定する  が  イとうなく/	22小児科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	神経性過食症に対する認知行動療法	
	追加のエビデンスの有無		有
	診療報酬区分		I
	診療報酬番号	003-2	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○     該当する場合、リストから○を選択     該当する場合、リストから○を選択     ○     該当する場合、リストから○を選択     ○     該当する場合、リストから○を選択     該当する場合、リストから○を選択     該当する場合、リストから○を選択     該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 191		立されている。神経性過食症に対する認知行動療法が	知行動療法はガイドラインで第一選択の治療法として有効性が高く標準的な治療法として確保険収載されているが、過食性障害に対する適応はされていない。ガイドによる認知行動療療効果のエビデンスが国内でも蓄積されているため、算定要件の拡大を要望する。
再評価が必要な理由		インでは認知行動療法が推奨され、エビデンスに基づしたし、毎診察において多くの所要時間を要する。現行 トコルであり、認知行動療法に熟練した医師、医師の	会生活上の制限の他、健康被害、経済的な影響も大きい。欧米および本邦におけるガイドラいた治療効果が示されている。しかし、認知行動療法の実践には、高い専門性と技術を必要で保健収載済みの88T-Eのプロトコルは、最初の1か月間は週2回以上、計12回以上のプロ・計2時では、週2回以上、計2を回以上を影できる患者のガイドによるセルフヘルプ認知行動療法のプログラムは、国内の過食症患者、過食性障害者の拡大、施設の拡大が見込まれる。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	認知行動療法は、入院以外のDSM-5の神経性過食症、過食性障害(反復する自己誘発嘔吐や下剤使用などの排出行動を伴わない)と診断された患者を対象とする。性別・年齢は問わない。今回提案したガイドによるセルフヘルプ認知行動療法は現行では、診療報酬に算定されない。技術の内容は、過食嘔吐などの症状のみならず、行動的側面、やせていなければ価値がないといった認知的側面にも介入する。現在、認知行動療法は、うつ病、不安症、過食症に対して、マニュアルに基づきおこなった場合に算定できるが、現行の過食症に対する認知行動療法マニュアルでは、最初の1か月間、週2回の頻度を要する。今回提唱したガイドセルフヘルプ認知行動療法のプログラムは、週1回、計12回のガイドによるセルフヘルプ認知行動療法のマニュアルを用いて、かかりつけ医、一般精神科、心療内科の診療でも幅広い施設で適応が可能である。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	入院以外のDSM-5の神経性過食症、過食性障害(自己誘発嘔吐や下剤使用などの排出行動を伴わない)と診断された患者を対象とする。ガイド付きの対面式セルフヘルプ心理療法は、対面式の面接と、ホームワークで治療を進める。心理教育、食事日誌を用いた症状のモニタリング、再発防止などを扱う。面接の回数は週1回で、患者自身が食事日誌を配録し行動の変容を行っていく過程を、週1回の面接で、マニュアルに従って推奨するプログラムであり、海外では、かかりつけ医で第一選択の治療法として推奨されている。
診療報酬区分(再掲)	I
診療報酬番号 (再掲)	003-2
医療技術名	神経性過食症に対する認知行動療法

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	臨床家は最初に短期間のセルフヘルブ認知行動療法(1回20分程度、最低週1回、16週間の間に、4〜9回実施、開始当初は週1回)を提供し、セルフヘルブ心理療法が4週間後にも有効でない場合には、摂食障害に焦点化されたより専門的な治療((CBTーE等)が推奨される。セルフヘルブ認知行動療法は、短期間で、完全寛解率、長期の維持効果も優れたの場果が認められ、約40%-50%で完全に症状が消失した。成人だけではなく、思春期の過食症患者に対しても治療効果、費用対効果、維持効果も優れている(Schmidt U et al. Am J Psychiatry, 2007)。わが国でも、本マニュアルを用いたガイドによるセルフヘルブ認知行動療法で、過食症状の完全寛解率40%、排出行動の完全寛解率48%、脱落率8%と優れた治療効果が検証された(Setsu& Asano et al., 2018)	
	ガイドライン等での位置づけ	ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。) 海外のガイドライン(英国、NICE, 2017)では、神経性過食症に対する第一選択の治療選択 として、セルフヘルプ心理療法が推奨されている。	
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	1998年の厚生省研究班の調査では、神経性過食症の年間受診患者数は、6,500人(人口10万対4,3~5.9)と計算されている。全受診患者のうち、1096(650人)が認知行動療法に該当すると想定した。また、年間実施回数は中途での終了例も考慮し、平均実施回数を12回として算出した。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	650	
変化	見直し後の症例数(人)	650	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	12	
変化等	見直し後の回数(回)	12	
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	国内、国外のガイドラインにおいて、神経性過食症に対して、摂食障害治療の原則について、 患者、支援者に対して、摂食障害に関する正しい知識や治療の利点と限界についても情報を共有すること、共感的に、思いやりと敬意を示すこと を原則とし、過食症に対する第一選択の治療選択として、セルフヘルプ認知行動療法が推奨されている(NICEガイドライン、2017)。セルフヘル ブ認知行動療法は、ガイド本を用いてコーチ役の治療はマニュアルに沿って施衛する。日本心身医学会のガイドラインで認知療法 法は神経性過食症でもっともエビデンスレベルの高い治療法として位置付けられている。国内のガイドラインにおいて当該治療には熟練性を要 し、専門技術研修を受けた医師がおこなうことが求められている。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	精神科、心療内科、内科	
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	医師(内科、心療内科、精神科)、看護師、公認心理士で、原則、3年以上の臨床経験と摂食障害に関する治療経験があり、セルフヘルプ認知行 動療法ワークショップを受講(年に数回の中の1回、摂食障害治療研修会を含む)し、限り算定することができる	
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	倫理的配慮に基づき、本治療を行うことに患者、あるいは代諾者から同意を得ること。施術者は、ワークショップを受講した後、神経性過食症、 適食性障害の症例をもって週 1 回、12回以上のセッションを実施し、治療回数、治療の内容、治療前後の過食、排出行動の頻度、Body Mass Index (BMI) の評価を診療録に記載され場合に、算定できる。	
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	副作用のリスクは極めて低い	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		倫理的配慮に基づき、本治療を行うことに患者、あるいは代諾者から同意を得ること。施術者は、ワークショップを受講した後、神経性過食症、過食性障害の症例をもって週1回、12回以上のセッションを実施し、治療回数、治療の内容、治療前後の過食、排出行動の頻度、Body Mass Index (BMI) の評価を診療録に記載され場合に、算定できる。	
8点数等見直し の場合	見直し前 見直し後	480 800	
074gi El	その根拠 区分	うつ病、神経性過食症に対する認知行動療法の点数と所要時間から計算 I	
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号	i 4	
考えられる医療 技術(当該医療	技術名	心身医学療法	
技術を含む)	具体的な内容	心身症の患者に対して、一定の治療計画に基づいて、身体的病態と心理社会的要因との関連を、明らかにするとともに、当該患者に対して心身両 面からのアプローチを行うことにより、症状の改善又は疾病からの回復を図る。	
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	增 (+) 5,212,800	
⑩予想影響額	その根拠	厚生省特定疾患対策研究事業1998年の報告で、神経性過食症の患者は6,500人(人口10万対4.3~5.9)と推計されている。当該技術の診察を650人が受けると試算し、このうち、2割(130人)が通院精神療法330点から認知行動療法に切り替え、残り8割(520人)を心療内科で心身医学療法80点から認知行動療法に切り替わったととして、72万+449万となる。	
	備考	特になし	
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし	
⑫その他		なし	
③当該申請団体以	以外の関係学会、代表的研究者等	日本女性心身医学会、日本小児心身医学会、日本不安症学会、日本認知療法・認知行動療法学会	

1) 名称	Guided self-change for bulimia nervosa incorporating use of a self-care manual.
2) 著者	Thiels C, Schmidt U, Treasure J, Garthe R, Troop N.
3)雑誌名、年、月、号、ページ	Am J Psychiatry. 1998 Jul:155(7):947-53.
4)概要	イギリスの62名の神経性過食症患者を対象としたランダム化比較対照試験。セルフヘルプ本と8セッションのガイドによるセルフヘルプ認知行動療法と、16-20セッションの週1回の個人認知行動療法を比較し、治療終了後43週までフォローアップ調査した。主要評価項目にEDE構造化面接による過食、排出行動の頻度を用いて、治療終了後43週のフォローアップ時に、ガイドセルフヘルプ群は、過食の完全寛解率70%、一方通常の認知行動療法では、71%の過食の完全寛解率が得られ、ほぼ同等の有効性が確認された。
1) 名称	A randomized controlled trial of family therapy and cognitive behavior therapy guided self-care for adolescents with bulimia nervosa and related disorders.
2) 著者	Schmidt U, Lee S, Beecham J, Perkins S, Treasure J, Yi I, Winn S, Robinson P, Murphy R, Keville S, Johnson-Sabine E, Jenkins M, Frost S, Dodge L, Berelowitz M, Eisler I.
3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Am J Psychiatry. 2007 Apr:164(4):591-8.
4)概要	イギリスで行われた85名の13歳以上の思春期青年期の神経性過食症患者に対するガイドセルフヘルブ認知行動療法と、家族療法のランダム化比較 対照試験、6か月後までフォローアップした。ガイドによるセルフヘルプを用いた認知行動療法は、家族療法に比較し、過食の頻度の減少、低コ スト、ドロップ率の低さが有意に認められ、より速やかな治療効果と費用対効果が高い治療法であることが証明された。
1) 名称	Randomized controlled trial comparing smartphone assisted versus traditional guided self-help for adults with binge eating.
2) 著者	Hildebrandt T, Michaelides A, Mackinnon D, Greif R, DeBar L, Sysko R.
3)雑誌名、年、月、号、ページ	Int J Eat Disord. 2017 Nov:50(11):1313-1322.
4) 概要	米国で行われた過食性障害に対するスマートフォンを用いた12セッションのガイドセルフヘルブ認知行動療法のランダム化比較対照試験。対照群は、1回60分の対面式セルフヘルブ認知行動療法。治療終了後24週後フォローアップを行った。DSM-5の過食性障害、神経性過食症の診断基準に該当する男女66名を対象とした。治療終了時の客観的過食頻度、完全寛解率は63%、スマートフォンを用いたガイドセルフヘルブ認知行動療法が、通常のガイドセルフヘルブ認知行動療法とした。治療終了時の客観的過食頻度、完全寛解率は63%、スマートフォンを用いたガイドセルフヘルブ認知行動療法といる。
1) 名称	Transporting Cognitive Behavioral Therapy (CBT) and the Improving Access to Psychological Therapies (IAPT) project to Japan: preliminary observations and service evaluation in Chiba. The Journal of Mental Health Training,
2) 著者	Kobori M, Nakazato M, Yoshinaga N, Shiraishi T, Takaoka K, Nakagawa A, Iyo M, Shimizu E
3)雑誌名、年、月、号、ページ	Education and Pracitce. 9(3): 155-66. 2014.
4) 概要	日本で行われた神経性過食症に対するオープン試験。モーズレイ病院で開発され、海外でエビデンスの確立されたガイドセルフヘルプの翻訳版テキストを用いた、12セッションにフォローセッションを加えた認知行動療法をおこなった。セッションの前後で治療効果を判定したところ、BITEの症状評価尺度、重症度尺度において、不安尺度、全般的健康度の面において有意な改善が認めたられた。
1) 名称	A single-arm pilot study of guided self-help treatment based cognitive behavioral therapy for bulimia nervosa in Japanese clinical settings.
2) 著者	Setsu R, Asano K, Numata N, Tanaka M, Ibuki H, Yamamoto T, Uragami R, Matsumoto J, Hirano Y, Iyo M, Shimizu E, Nakazato M.
3)雑誌名、年、月、号、ページ	BMC Res Notes. 2018 Apr 25:11(1):257.
4) 概要	日本で行われた神経性過食症に対するオープン試験追試研究。25名の成人神経性過食症患者を対象に、ガイドセルフヘルプの翻訳版テキストを用いた、16セッションにフォローセッションを加えた認知行動療法をおこなった。セッションの前後でBITEの症状評価尺度、重症度尺度において、不安尺度、全般的健康度の面において有意な改善が認めたられた。対面式症状評価は、治療終了時の完全竟解率、客観的過食症状40%、客観的自己誘発嘔吐 48%、ドロップアウト率 8%。
	3)雑誌名、年、月、号、ページ 4)概要 1)名称 2)著者 3)雑誌名、年、月、号、ページ 4)概要 1)名称 2)著者 3)雑誌名、年、月、号、ページ 4)概要 1)名称 2)著者 3)雑誌名、年、月、号、ページ 4)概要 1)名称 2)著者 3)雑誌名、年、月、号、ページ 3)雑誌名、年、月、号、ページ

※⑬については、1.の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁) 申請技術名

神経性過食症に対するガイドセルフヘルプ認知行動療法

日本心身医学会

申請学会名

### 【技術の概要】

271203

神経性過食症に対する低強度の認知行動療法。専用のマニュアルに基づき週1回30分、最大12回程度実施し、過食や自己誘発嘔吐に伴う生活障害の改善を図る。

### 【対象疾患】

- 神経性過食症
- 年間対象患者は6500人程度

### 過食や自己誘発嘔吐に伴う生活障害の改善

ガイド本を用いたセルフ ヘルプ認知行動療法

医師、看護師、公認心理 士による施術 エビデンスに基づく治療技術 海外の治療ガイドライン で第一選択 国内でのオープン試験で, 完全寛解率40%

### 【既存の治療法との比較】

- 既存治療と比較して、その効果(特に生活障害度の改善)に高いエビデンスがあり、海外のガイドラインでも第一選択として位置づけられている。
- 薬物治療と比較して医療経済的に優れている。
- 費用対効果は、患者一人につき年間30万円程度削減((Lynch et al, 2020)

### 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

IOO3-2 認知療法・認知行動療法(1日につき)

医師による場合 480点

医師及び看護師が共同して行う場合 350点

整理番号 ※事務処理用		271204		
提案される医療技術名		特定疾患カウンセリング		
	申請団体名	日本心身医学会		
相由 1.7 医床	主たる診療科(1つ)	11心療内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	22小児科	18歳未満	
	対圧するが派行(とうよく)	20小児外科	18歳未満	
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	特定疾患カウンセリング		
	追加のエビデンスの有無		無	
	診療報酬区分		В	
	診療報酬番号	B 0 0 1 - 4		
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し (適応) 1 — B 算定要件の見直し (施設基準) 1 — C 算定要件の見直し (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 198		特定の疾患を有する患者及びその家族等に対して、日常生活の環境等を十分勘案した上で、当該患者の診療を担当する心療内科の医師の指示の下、公認心理師が当該医師による治療計画に基づいて療養上必要なカウンセリングを 20 分以上行う。なお、一連のカウンセリングの初回は当該医師が行うものとし、継続的にカウンセリングを行う必要があると認められる場合においても、3ヶ月に1回程度、医師がカウンセリングを行う。		
~ 1 30 .				
再評価が必要な理由		カウンセリングを受けている途中で18歳になった患者に カウンセリングは継続的に行うことが重要であり、また	を等に対して、療養上必要なカウンセリングが実施してている。しかし、18歳以上の患者やは、カウンセリングが受けられないといった問題が指摘されている。こ、特定の疾患を有する18歳以上の患者に対してもカウンセリングの効果に関するエビデン、18歳未満という年齢の制限をなくして、全世代にわたってカウンセリングを実施できる。疾患カウンセリングができるように算定要件の拡大(年齢制限の撤廃)の必要性があると	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	18歳以降の成人の患者に対してもカウンセリングの有効性が認められている(参考文献1~5)。成人のうつ病患者に対するカウンセリングの年齢別効果のメタアナリシスでは、若年成人(18~24歳未満)、中年成人(24~55歳未満)、高齢成人(55~75歳未満)、高齢成人(175歳以上)は、小児(13歳未満)と青年(13~18歳未満)と比較して、押うつ症状に対する効果をが大きいことが示されている(参考文献1)。成人の全般性不安障害患者に対する治療のメタアナリシスでは、薬物療法の効果についてのシステマティックレビューにおいても、心理療法の有効性が示されている(参考文献2)。成人の心的外傷後ストレス障害患者に対する心理療法の効果についてのシステマティックレビューにおいても、心理療法の有効性が示されている(参考文献3)。成人の身体表現性障害患者に対するカウンセリングのメタアナリシスでは、通常のケアを受けた患者または結構した患者と比較して症状が軽減していることが示されている(参考文献4)。成人を含む摂食障害患者に対するカウンセリングのメタアナリシスでも有効であることが報告されている(参考文献5)。 以上のエビデンスより、18歳未満という年齢の制限をなくして、全世代にわたってカウンセリングを実施できることが望ましい。そのため、年齢制限を設けないで特定疾患カウンセリングができるように算定要件の拡大(年齢制限の撤廃)の必要性があると考えられる。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	対象は、ア 気分障害の患者、イ 神経症性障害の患者、ウ ストレス関連障害の患者、エ 身体表現性障害(喘息や周期性嘔吐症等の状態が心身症と判断される場合は対象となる。)の患者、オ 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群(摂食障害を含む。)の小児特定疾患カウンセ リングと同じである。 医療技術の内容は、小児特定疾患カウンセリングと同様に、治療計画に基づいて療養上必要なカウンセリングを 20 分以上行う。 点数も小児特定疾患カウンセリングと同じで、イ 医師による場合(1) 月の1回目500点(2) 月の2回目400点、ロ 公認心理師による場合200点とする。 算定の留意事項は、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法 又は区分番号1004に掲げる心身医学療法を算定している患者については算定しない。	
診療報酬区分 (再掲)	В	
診療報酬番号 (再掲)	B 0 0 1 – 4	
医療技術名	特定疾患カウンセリング	

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	成人のうつ病患者に対するカウンセリングの年齢別効果のメタアナリシスでは、抑うつ症状に対する効果量の平均は、小児(g=0.35)および青年(g=0.55)と比較して、若年成人の効果量(g=0.98)、中年成人(g=0.77)、高齢者(g=0.66)、後期高齢者(g=0.97)が高かった(参考文献1)。成人の全般性不安障害患者に対する治療のメタアナリシスでは、薬物療法の効果は小さかった(g=0.38)が、カウンセリングの効果は中等度以上(g=0.76)であった(参考文献2)。成人のPTSD患者に対して心理療法を行うことによる重症度の軽減に関して、トラウマに焦点を当てた認め行動療法とEMDRは、特機療法や通常のケアよりも効果的(それぞれの標準中均差・1.62、-1.17)であった(参考文献3)。成人の身体表現性障害患者に対するカウンセリングのメタアナリシスでは、通常のケアを受けた患者または待機した患者と比較して症状が軽減(標準化平均差 $-0.34$ )していた(参考文献4)。成人を含む摂食障害患者に対するカウンセリング(EDIC焦点を当てた認知行動療法)のメタアナリシスでも有効であることが報告されている(参考文献5)。	
	ガイドライン等での位置づけ	イギリスのNICEガイドラインでは、軽度から中等度の成人のうつ病患者に対する心理療法 (認知行動療法や対人関係療法や行動活性化法)、全般性不安障害患者に対する心理療法 (認知行動療法やリラクセーション法)、PTSD患者に対する心理療法(トラウマに焦点を る。) ・	
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	厚労省のデータ (https://www.mhlw.go.jp/kokoro/speciality/data.html) では、上記のア〜エで210.9万人 (平成29年) で摂食障害患者を加えて213.4万人 (小児の患者も含む) と推定される。そのうちカウンセリングを希望する患者は、約6%とされている (213.4×0.06=12.8万人)。一人当たりの通院年数は最大で2年 (10〜90歳の中で2年間と仮定(90-10)/2 = 40) として、12.8万人÷40=3200人と想定される。また、年間実施回数は中途での終了例も考慮し、平均実施回数を10回として算出した。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0人(成人)	
変化	見直し後の症例数(人)	3,200人	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	00	
変化等	見直し後の回数(回)	32,000回	
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	国外のガイドラインにおいて、上記の特定疾患に対するカウンセリング(認知行動療法を含む)は非薬物療法の中で効果の高い治療法として明記されている。ただし、当該治療には専門的技術を要するため、専門技術研修を受けた医師または公認心理師が行うことが求められている。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	小児科(18歳未満)、心療内科	
要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	小児科若しくは心療内科を担当する医師又は医師の指示を受けた公認心理師が施行した場合のみ算定できる。	
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特になし	
・ ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		副作用のリスクはない	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		問題ない	
8点数等見直し の場合	見直し後	点数見直しなし(適応疾患等の拡大) 点数見直しなし(適応疾患等の拡大) 点数見直しなし(適応疾患等の拡大については「再評価が必要な理由」に記載)	
	その根拠 区分	「	
⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	4 心身医学療法	
考えられる医療 技術 (当該医療 技術を含む) 具体的な内容 心身症の患者に対して、一般心理療法、行動療法、自律訓練法などをおこなう。		心身症の患者に対して、一般心理療法、行動療法、自律訓練法などをおこなう。	
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	增 (+) 70,400,000	
⑩予想影響額	その根拠	3ヶ月に1回は医師が行い、3ヶ月に2回は公認心理士が行うとした場合、平均して1回につき約300点が算定される。心身医学療法は80点であるため、1回あたり300-80=220点が増加する。年間32,000回行われたと想定すると、予想影響額は、70,400,000円の増加となる。	
	備考	特になし	
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		なし	
⑫その他		なし	
③当該申請団体以	外の関係学会、代表的研究者等	特になし	

	1) 名称	Psychotherapy for Depression Across Different Age Groups: A Systematic Review and Meta-analysis.	
⑭参考文献 1	2) 著者	Cuijpers P, Karyotaki E, Eckshtain D, Ng MY, Corteselli KA, Noma H, Quero S, Weisz JR.	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	JAMA Psychiatry. 2020 Jul 1:77(7):694-702.	
	4)概要	すべての年齢層において、うつ病患者(36,702人)に対する心理療法と対照条件を比較した無作為化試験を対象としてメタアナリシスを行った。 その結果、若年成人(18~24歳未満)、中年成人(24~55歳未満)、高齢成人(55~75歳未満)、高齢成人(75歳以上)は、小児(13歳未満)や 青年(13~18歳未満)と比較して効果が高いことが示された。	
	1) 名称	Psychological and pharmacological treatments for generalized anxiety disorder (GAD): a meta-analysis of randomized controlled trials	
	2) 著者	Carl E, Witcraft SM, Kauffman BY, Gillespie EM, Becker ES, Cuijpers P, Van Ameringen M, Smits JAJ, Powers MB.	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Cogn Behav Ther. 2020 Jan:49(1):1-21.	
	4) 概要	全般性不安障害 (11,002人) に対する心理療法または薬物療法の有効性を検証するメタアナリシスを行った結果、全般性不安障害に対する心理療法の効果は中~大 (g=0.76) であり、薬物療法の効果は小 (g=0.38) であった。	
	1) 名称	Psychological therapies for chronic post-traumatic stress disorder (PTSD) in adults	
	2) 著者	Jonathan I Bisson, Neil P Roberts, Martin Andrew, Rosalind Cooper, Catrin Lewis	
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Cochrane Database Syst Rev. Version published: 13 December 2013	
	4) 概要	成人の心的外傷後ストレス障害患者(4,761人)に対する心理療法の効果についてのシステマティックレビューを行った結果、心理療法(トラウマに焦点を当てた認知行動療法・暴露療法やEMDR)が有効であるというエビデンスがあった。	
	1) 名称	Non-pharmacological interventions for somatoform disorders and medically unexplained physical symptoms (MUPS) in adults	
(A)参考文献 4	2)著者	van Dessel N. den Boeft M. van der Wouden JC. KleinstäuberM. Leone SS. Terluin B. Numans ME. van der Horst HE. van Marwijk H	
9多名义拟 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Cochrane Database Syst Rev. 2014 Nov 1;(11):CD011142.	
	4) 概要	身体表現性障害患者(2,658人)に対する心理療法の効果を通常のケアを受けた患者または待機した患者と比較したメタアナリシスでは、心理療法によって症状が軽減されたことが明らかとなった。その効果は小~中程度と考えられた。	
①参考文献5	1) 名称	Treatment outcome research of enhanced cognitive behaviour therapy for eating disorders: a systematic review with narrative and meta-analytic synthesis	
	2) 著者	Phillipa Hay	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Eat Disord. Sep-Oct 2019:27(5):482-502.	
	4) 概要	成人を含む摂食障害患者に対する心理療法(EDに集点を当てた認知行動療法)に関するシステマティックレビューでは、EDに集点を当てた認知行動療法は、EDの治療法として支持された(g = 1.06)。	

提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

271204

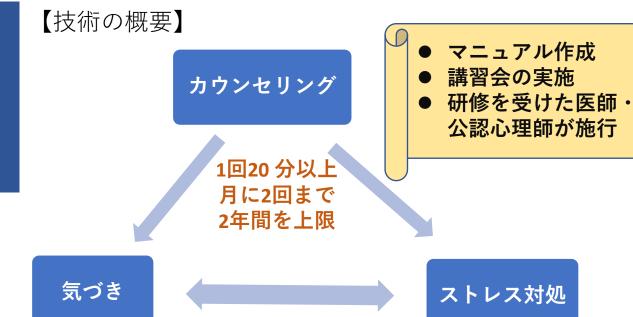
特定疾患カウンセリング

日本心身医学会

### 【対象疾患】22歳以下

- ・気分障害の患者
- ・神経症性障害の患者
- ・ストレス関連障害の患者
- ・身体表現性障害の患者
- ・生理的障害及び身体的要因に 関連した行動症候群の患者

【既存の治療法との比較】 治療法は同じであるが、適応年 齢を18歳未満から22歳以下に引 き上げる



【有効性及び診療報酬上の取扱い】

### 豊富なエビデンス

- ・うつ病患者では、18歳未満より成人の方が効果的
- ・成人の全般性不安障害患者では薬物療法より効果的
- ・成人のPTSD患者や身体表現性障害患者では通常 治療よりも効果的

### ガイドラインでの評価

イギリスのNICEガイドラインでは、軽度〜中等度の成人のうつ病患者、全般性不安障害患者、PTSD患者、成人の神経性食欲不振症患者に対してカウンセリング(心理療法)が推奨

既存のB001-4特定疾患カウンセリング(18歳未満)への適応拡大

- →18歳になった後も22歳までは継続的にカウンセリングを受けられるように
- →特定疾患を有する患者の症状や生活の質の改善へ、社会的な経済損失の軽減へ

整理番号 ※事務処理用			272201
提案される医療技術名		アルブミン非結合型ビリルビン	
	申請団体名	日本新生児成育医学会	
	主たる診療科(1つ)	22小児科	
提案される医療 技術が関係する 診療科		25産婦人科・産科	
112 73K 1-1	関連する診療性(とうまで)	38その他(診療科名を右の空欄に記載する。)	新生児科
	技術又は提案される医療技術に類似した E療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和4年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	アルブミン非結合型ビリルビン	
	追加のエビデンスの有無		無
	診療報酬区分		D
	診療報酬番号	007 36	
再評価区分(複数選択可)		1-A 算定要件の見直し (適応) 1-B 算定要件の見直し (施設基準) 1-C 算定要件の見直し (回数制限) 2-A 点数の見直し (増点) 2-B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内)		で、早産児を中心として生後2週間以後の低ビリルビン』	ルピン(アンバウンドビリルビン、以下、UB)の神経毒性に起因する中枢神経系の障害 11症性のビリルビン脳症が報告されている。その原因は低アルブミン血症によるUBの増加 ビリルビン)を用いた治療基準では予防できず、UBを用いた新たな基準で予防する必要が
文字数:	200		
再評価が必要な理由		2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。」とされて	び他の検査の結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後 ている。一方、近年、早産児を中心として生後2週間以後の低ビリルビン血症にもかかわら るビリルビン脳症(核黄疸)が報告されている。そのため、保険適応期間の制限を設けず れる。

KII IM-9CII I		
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		神戸大学の中村らの報告によると、核黄疸症例の原著論文及び会議録を検索・分析したところ、47例の報告があり、うち30週未満児が33例 (70%) を占めていた。さらに、血清ビリルビンの頂値を生後2週間以後に認めたものが33例中21例と全体の64%を占めており、この21例中9例は 総ビリルビン低値の核黄疸例であった。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		アルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定が認められている。採取した血液を遠心分離して得た血清をUBテストと反応させ、専用測定器機(UBアナライザー)にて酵素法にて測定する。点数:135点/回
診療報酬区分(再	掲)	D
診療報酬番号(再	掲)	007 36
医療技術名		血液化学検査
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	日本大学の森岡らの調査によると、2011年出生の在胎30週未満の早産児を対象にした核黄疸発症状況について全国調査をし、5名の慢性ビリルビン脳症(核黄疸)を認め、発生率0.18%と報告している。計算上、我が国では1年間に在胎30週未満の早産児8.5人が核黄疸を発症していることになる。
	ガイドライン等での位置づけ	「早産児ピリルピン脳症(核黄疸)診療の手引き」(2020年2月、AMED難治性疾患実用化研 ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す 究事業「早産児核黄疸の包括的診療ガイドラインの作成」班)において、早産児の黄疸管 理については、UBの測定を積極的に行うこと、より長期間にわたり黄疸のモニタリングを 行うこと、新しい黄疸管理法、森岡の基準」を積極的に導入することを提案している。

④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	核黄疸に進展するおそれがある新生児としては、超低出生体重児、極低出生体重児、溶血性疾患などがあり、各年間出生数はそれぞれ3,000人、9,000人である。そのうち生後2週間以降まで黄疸が遷延する人数を約20%とし、各5回の測定を行うと仮定した。周産期センターにおけるUBアナライザーの現在の普及率(約25%)に今後の導入増加を加味(計35%)し、合計回数を算出した。	
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	0人/年	
変化	見直し後の症例数(人)	2,400人/年	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	0回/年	
変化等	見直し後の回数(回)	約4, 200回/年	
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		前述の「早産児ビリルビン脳症(核黄疸)診療の手引き」において、早産児の黄疸管理については、アルブミン非結合ビリルビン(UB)の測定を 積極的に行うこと、より長期間にわたり黄疸のモニタリングを行うこと、新しい黄疸管理法「森岡の基準」を積極的に導入することを提案してい る。従来、UBは通常の血液採取で測定可能であり、難易度は高くない。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	新生児の採血は足底採血を含めて周産期医療施設における基本的な検査技術であり、特別な体制は必要としない、現在、アルブミン非結合型ビリ ルビンの測定はUBテスト(試薬)とUBアナライザーが必要であり、それを常備した医療機関においてのみ測定可能である。	
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	生後2週間以内ではこれまでも測定されているため、追加人員配置は特に必要としない。	
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	「臨床検査のガイドライン」等、臨床検査に関して定める標準的な基準及び手順を遵守する。	
⑥安全性 ・副作用等のリ	Jスクの内容と頻度	新生児における通常の血液採取であるため、リスクは他の一般的な採血に準ずる。	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		特に問題ない。	
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前見直し後	該当なし 該当なし	
	その根拠 区分	該当なし 区分をリストから選択	
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号	<u>i</u> 該当なし 該当なし	
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	技術名 具体的な内容	該当なし	
	プラスマイナス	增 (+)	
⑩予想影響額	予想影響額(円)	41,700,000	
(1) 小心が言語	その根拠 	当該技術の費用(現在の生後2週間以後の費用) 1,390円(139点)×12,000出生/年×生後2週間以降の平均測定回数 5回×UBアナライザー普及 (見込み)50 % (0.5) =41,700,000円 該当なし。	
①算定要件の見直 品、医療機器又は	直し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	なし(既に測定機器は市販されている)	
⑫その他		慢性ビリルビン脳症(核黄疸)による健康被害は、上述の推定により年間8.5人の発症が推定されている。核黄疸発症者が1人当たり年間5百万の 医療経済的損失をもたらすとすると、年間の損失は4250万円となる。この金額が毎年加算されていくこととなる。	
③当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		なし	

	1) 名称	早産児の慢性ビリルビン脳症(核黄疸)の診療の手引き
	2)著者	奥村彰久、森岡一朗、等
④参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	早産児の慢性ビリルビン脳症(核黄疸)の診療の手引き 2020年2月、46-49ページ http://jsnhd.or.jp/pdf/BilirubinPDF20200413.pdf (2023年3月6日アクセス)
	4)概要	早産児ビリルビン脳症(核黄疸)の診断基準から、同脳症の発症を予防するための治療適応について、新たな基準が示されている。
	1) 名称	早産児の黄疸管理~新しい管理方法と治療基準の考案
	2)著者	森岡一朗、等
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本周産期・新生児医学会誌 53、1-9、2017
	4)概要	以前から使用されていた出生体重による黄疸の治療の基準に変わり、在胎週数を基準にした、在胎22週以後の超早産児の出生以後の成熟するまで の基準が提案されている。 (4ページ)
	1) 名称	なぜ今、黄疸なのか?
	2) 著者	中村肇、等
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	周産期医学、49(2)129-131, 2019
	4)概要	早産児慢性ビリルビン脳症(核黄疸)が特に早産児において再び問題になってきている理由について述べられている。 (130ページ)
	1) 名称	早産児の黄疸管理の現状と課題
	2)著者	中村肇、他
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	日本未熟児新生児学会雑誌 26 (1) 57-66、2014
	4)概要	早産児の慢性ビリルビン脳症 (核黄疸) の33例をまとめ、早産児の現時点での黄疸管理の現状と今後の課題、特にアルブミン非結合ビリルビンの重要性について述べられている。 (63ページ)
	1) 名称	超早産児の慢性ビリルビン脳症の診断、臨床的特徴と治療について解説して下さい。
	2) 著者	<b>荒井洋</b>
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	周産期医学,48,1235-1238,2018
	4) 概要	超早産児の慢性ビリルビン脳症の診断について、臨床的特徴と治療について解説している。核黄疸発症時の推定日齢についても言及している。 (1235ページ、表1)

※⑬については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

272201

アルブミン非結合型ビリルビン

日本新生児成育医学会

#### 【技術の概要】

ビリルビン脳症(核黄疸)は、アルブミン非結合型ビリルビン(アンバウンドビリルビン、以下、UB)の神経毒性に起因する中枢神経系の障害で、早産児を中心として生後2週間以後の低ビリルビン血症性のビリルビン脳症が報告されている。その原因は低アルブミン血症によるUBの増加等が考えられている。従来の非抱合型ビリルビン(間接ビリルビン)を用いた治療基準では予防できず、UBを用いた新たな基準※で予防する必要がある。そのため、の保険適応期間の制限を設けずアルブミン非結合型ビリルビンを算定できることが望まれる。

### 【対象疾患】

#### 新生児黄疸

### 【既存の治療法との比較】

現在、ビリルビン脳症(核黄疸)を予防するための治療は、「光療法(Lowモード)」、「光療法(High モード)」、「交換輸血」が広く行われている。

生後2週間以後にUBの増加を認めた場合でも、治療法は従来と変わらない。

### 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

アルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定が認められている。採取した血液を遠心分離して得た血清をUBテストと反応させ、専用測定器機(UBアナライザー)にて酵素法にて測定する。点数:135点/回

### ※「早産児ビリルビン脳症(核黄疸)診療の手引き(47ページ)」から一部抜粋

在胎週数また	TB, mg/dL					7 TD ( ) Y	
は修正週数	<24時間	<48時間	<72時間	<96時間	<120時間	≥120時間	UB, μg/dL
22~25週	5/6/8	5/8/10	5/8/12	6/9/13	7/10/13	8/10/13	0.4/0.6/0.8
26~27週	5/6/8	5/9/10	6/10/12	8/11/14	9/12/15	10/12/15	0.4/0.6/0.8
28~29週	6/7/9	7/10/12	8/12/14	10/13/16	11/14/18	12/14/18	0.5/0.7/0.9
30~31週	7/8/10	8/12/14	10/14/16	12/15/18	13/16/20	14/16/20	0.6/0.8/1.0
32~34週	8/9/10	10/14/16	12/16/18	14/18/20	15/19/22	16/19/22	0.7/0.9/1.2
35週以降	10/11/12	12/16/18	14/18/20	16/20/22	17/22/25	18/22/25	0.8/1.0/1.5

修正週数に従って,治療基準値が変わる

に従って判定する。

- TB:総ビリルビン, UB:アンバウンドビリルビン
  1) 血清TB値, UB値の基準値は、出生時週数と修正週数で表
- 2) 表の値は、Lowモード光療法(Low PT)/Highモード光療法(High PT)/交換輸血(ET)の適応基準値である。

整理番号 ※事務処理用		273201		
提案される医療技術名		難治性高コレステロール血症を随伴する薬物治療抵抗性ネフローゼ症候群に対するLDLアフェレシス療法		
	申請団体名	日本腎臓学会		
担索されて医療	主たる診療科(1つ)	05腎臓内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	22小児科		
	対定する  が行(とうなく)	24泌尿器科		
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	薬物治療抵抗性・進行性原発性ネフローゼ症候群に対す 変更点:今回は「高コレステロール血症を随伴する」?	するLDLアフェレシス療法 た追加、「進行性」を削除した。	
	追加のエビデンスの有無	有		
	診療報酬区分		J	
	診療報酬番号	39 (15)		
再評価区分(複数選択可)		1 一 A 算定要件の見直し (適応) 1 一 B 算定要件の見直し (施設基準) 1 一 C 算定要件の見直し (回数制限) 2 一 A 点数の見直し (増点) 2 一 B 点数の見直し (増点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 199		当該技術であるLDLアフェレシス療法は体外循環療法により血中のLDLを除去するため、薬物治療抵抗性のネフローゼ症候群であっても同症に随伴する難治性高コレステロール血症を速やかに改善し、腎機能低下の進行を抑制することができる。また、高コレステロール状態にあっては本来の薬効が抑制されているステロイドやカルシニューリン阻害剤等の生物学的利用を劇的に改善し、ネフローゼ症候群の寛解をもたらす効果を有する。		
再評価が必要な理由		われ、薬物治療抵抗性を呈することが認められる。こ より本来の薬効が回復し、速やかに寛静が得られるため 体硬化症(FGS)に限定されている。NSに対するLDL-AC 翻席の機性腎症やループス腎炎などの機発性NSを問わずN 窓でも明らかにされてきており、関連ガイドラインで、 ス腎炎は全身性エリテマトーデスに合併するものであり 対してLDL-Aの保険診療が登められた。しかしながら、	コール血症のような脂質異常を随件するため、ステロイドや免疫抑制剤の未来の薬効が損な のようなέ例で対してLDTフェレシス酸は、(DL-A) を適用すると急速な脂質異常の改善に か1992年から保険区分がJ039の下で保険診療が可能になっているが、その適応疾患は巣状糸球 の治療効果は758に留まらず微小変や型別と(MMS) や眼性腎症(M) などの原発性NS、また S全銀にLDL-Aは一定の治療効果を有することが途例報告だけでなくPOLARIS研究など臨床研 原疾患に因らない治療効果について言及されている。FGS以外の疾患に関しては、ループ いば同じくJ039の保険診療が可能であり、令和4年度の診療報酬改定時では糖尿病性腎症に MONSや制など原発性NSに対しては依然として保険診療が行えない状態にあり、実臨床では 5り、LDL-Aによって治療効果が期待される疾患に対して運くLDL-Aが適用できるようにLDL-	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	・現行の保険診療 ネフローゼ症候群 (NS) に呈するLDLアフェレシス療法 (LDL-A) は、J039血漿交換療法(15)に「当該療法の対象となる巣状糸球体硬化症は、従来の薬物療法では効果が得られず、ネフローゼ状態を持続し、血清コレステロール値が 250mg/d 以下に下がらない場合であり、当該療法の実施回数は、一連につき3月間に限って12 回を限度として算定する。」として1992年に保険収載されたが、その後新たなエビデンスが蓄積され、診療ガイドラインの整備など治療環境が変化しているにも拘わらず見直しが行われていない。このような状況を鑑み、以下のように適応疾患及び適用条件について再評価する必要があると考える。 ・再評価する必要があると考える。 ・再評価する必要があると考える。 ・再評価する必要があると考える。 ・1の異ないますとは、1000年の主要ないますといる。 (1) 単状糸球体硬化症 (FGS) 以外の症例に対する有効性: 前向きコホート研究であるFDLARIS研究 [Clin Exp Nephrol 2015:19:379-386, Nephron Extra 2015:55-56-66] においてFGS以外の疾患であってもFGSと同等の蛋白尿の改善効果が得られることが示された。また最近の症例報告においても重度の蛋白尿に呈する膜性腎症 (MN) 11例に対する口配を分解が達成された2例の物か定とサンコーゼ症候群 (MMS) [Int J Nephrol Polaria 2015: 2020: 13: 157-162 (参考文献2) ] 等FGS以外の症例に対する有効性を示唆する成績 [Ther Apher Dial 2019: 23: 575-583 (参考文献1) ] でも様々外観点から明らかにされてもおり、代表的の影解とNSの影解が達成された2例の効か定とサンコーゼ症候群 (MMS) [Int J Nephrol Polaria 2015: 2020: 13: 157-162 (参考文献2) ] 等FGS以外の症例に対する有効性を示す報告が掲次いでいる。また、LDL-Aの作用機序に関しても様々の必要点が10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	・対象とする患者 対象とする患者は、従来の薬物療法では効果が得られず、ネフローゼ状態を持続し、血清コレステロール値が 250mg/dL以下に下がらないFGS患 者である。ネフローゼ症候群であってもFGS以外の疾患、例えばMCNSやMMは現在の診療報酬の対象とはならない。 ・医療技術の内容 ・医療技術の内容 ・ 医療技術の内容 ・ 医療技術の内容 ・ 医療技術の内容 ・ 医療技術の内容 ・ 原子など、 ・ 原子など、 ・ 原子など、 ・ 原子など、 ・ には、 ・ には
診療報酬区分(再掲)	J
診療報酬番号 (再掲)	39
医療技術名	難治性高コレステロール血症を随伴する薬物治療抵抗性ネフローゼ症候群に対するLDLアフェレシス療法

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やGOLの改善等の長期予後等のアウトカム	・FGS以外の疾患に対する有効性 (POLARIS研究) 標準的な薬物療法に抵抗性を示し、LDL-Aが適用されたネフローゼ症候群 (FGS以外の疾患も含む) を前向きの登録し、その治療反応性を検討した POLARIS研究によると、治療前後の原蛋白の変化は、FG5虚例では、6.47±2.98 【g/日】→3.25±3.13 【g/日】、非FG5虚例では、6.13±3.41 【g/日】→3.89±4.01 【g/日】とほぼ同等の有意な恋妻が認められた [Clin Exp Nephrol 2015]**379−386]。また、2年後の転帰・FG5虚例では 28例中12例(2.9%)、非FG5虚例では14例中7例(50.0%)で完全寛解または不完全寛解1型が達成されており、むしろ非FG5虚例の方が良好な予後 が得られていた [Nephron Extra 2015]*55-66]。 ・FGS以外の疾患に対する有効性(前回提案時以降の新規エビデンス) MM:LDL-Aが能行されたJMMを開例(11例)と非能行のMME例(27例)の尿蛋白改善度を比較によりLDL-Aは重度の蛋白尿を呈するJMを例に対してより 有効な治療法であることが示唆された [Ther Apher Dial 2019: 23 575-583(参考文献1)】。1990年から2020年まで報告された15種の文献に おける30例のMM定例のネフローゼ症候群離脱の達成車をPOLARIS研究のFG5金例26例と比較したところ、治療直後ではMM定例 56.7%、FG5定例 さいましているが思念された [MNの 25とよりMM定例の方が良好な成績を示した [Ther Apher Dial 2023 in press 参考 文献5)】。腎機能不全のリスクが懸念されたMNの例にDL-Aを導入したところ、2例で完全意解。残り刊明もNSの改善が認められた [Intern Med 2012: 51: 2597-2602]。さらに1264間無圧機能と制管性製造に抗ホスホリバーゼム29季体(PLARY) 2012: 51: 2597-2602]。さらに1264間無圧機能と制管性製造の対象例へのDL-A能行で完全変解が得られたしている。 MNOS: リツキシマブ治療39~ル後2カ月で再発も上MNの影像例へ一部成り上ル能行で見全療体が得られた 13 12 12 12 295-296]。 eGFRが30 mL/min/1.73m2未満に低下し、急性腎代酵療法が適用されたMNSを開例(2例)に対した現かであったことが報告されている。 MNOS: リツキシマブ治療30・ルをリカ月で再発も上MNSを開めの日か上発行で完全の解りました。2例とも速やかに利尿が得られ、NSが寛解した [Int J Nephrol Renovasc Dis 2020: 13: 157-162 参考文献と、11例(2例)に対した2例とも速やかに利尿が得られ、NSが寛解した まとめると、11例(73%)がネフローゼ症候群からの離脱し、そのうち4例で完全寛解が達成れていた [Nephrology 2018 23: 603-604]。 *腎臓態性(Mに対する有効性 血液透析が導入されるほど腎機能が高度に悪化した生薬物療法様抗性外に対してLDL-Aを適用すると利尿が得られるとともにNSも改善するとある場合 音が必めとれている。11.10m2、13.31を育るできを使用が応じるのよれでいた。11.02に12、13のようは対しし、13のよりに表示するのように表示する。 の3のように対したが変形がある。12.02に13 157-162 参考文献 1)。 腎移植後再発行ら症例、10.11を持ていたのであるは対したるとも同かにあるのように対しにAが開始的に対したとるあるの表示のであるともにNSも変形をあるともにNSも変形を含むれていた。11.01に12、12のように対しなが変形を対しために対しなが変形を対しませながある。12.01では、13.157-162 を考えませながある。12.01では、13.157-162 を考えませながある。12.01では、13.157-162 を考えませながある。12.01では、13.157-162 を考えませながある。12.01では、13.157-162 を表示する。12.01では、13.157-162 を表示する。13.157-162 を表示する。14.01では、13.157-162 を表示する。14.01では、13.157-162 を表示する。14.01では、13.157-162 を表示する。14.01では、13.157-162 を表示する。14.01では、13.157-162 を表示する。14.01では、13.157-162 を表示する。14.01では、13.157-162 を表示する。14.01では、
	ガイドライン等での位置づけ	1) 日本腎臓学会「エビデンスに基づくネフローゼ症候群診療ガイドライン2020」(Minds 掲載計tps: //minds.jochc.or.jp/m/me/4/med0222(200001217) FGSだけでな、MMの治療アルゴリズムに薬が治療抵抗性に対する治療手段の1つとして収載されている(p. 51 図2 果状分節性未球体硬化症(FSGS)の治療アルゴリズム、p. 55 図3 腰性腎症(M)の治療アルゴリズム(p. 55 図3 腰性腎症(M)の治療アルゴリズム(p. 55 図3 腰性腎症(M)の治療アルゴリズム(p. 55 図3 大きれている(p. 51 図2 果状分節性未球体硬化症(FSGS)の治療アルゴリズム、p. 55 図3 腰性腎症(M)の治療アルゴリズム(p. 55 図3 大きれている(p. 51 図2 果状分節性生ネフローゼ症候野診療ガイドライン2020」(Minds 掲載打tps://minds.jcqhc.or.jp/m/me/d/med0172/G0001231/)ステロイド抵抗性症候群の追加治療の1つとして「血漿交換療法やDI吸養療法(IDL-A) は発症早期の治療が有効である」(p. 61)とされ、治療実績や具体的な治療条件等が辞述されている(p. 62)。3)日本アフェレシス学会:「日本アフェレンス学会診療ガイドライン2021」(Minds掲載https://minds.jcqhc.or.jp/m/me/d/med0120/G000125)薬物治療抵抗性NSの留まらず難治性NSに対する程度が何られており「IDL-Aは、脂質異常症の変差が外にも、液性因子の吸着、分性NSに対する程度が応りる不可を対したなかった症例でアフェレシスにより完全寛解または不完全寛解 I 型となり腎予後が改善した報告がされている。」と記載されている。
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	エビデンスの基づくネフローゼ症候群診療ガイドライン2017」によると直近の2014年度、薬剤治療抵抗性であったと考えられる新規発症難治性ネフローゼ症候群は年間800例(FSGSは100例)で、適応拡大でFSGS以外の700人が対象となる。現行のLDL-A治療患者数約150人に700人の新規適用例が加わり850人となる。1人のLDLA平均実施回数は約10回(POLARIS研究で平均9.6回)で年間実施回数は8,500回となる。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	150
	見直し後の症例数(人)	1,500
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回) 見直し後の回数(回)	8.500
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	: 快度 (位置づけ	LDL-Aは、日本腎臓学会による「エビデンスに基づくネフローゼ症候群診療ガイドライン2020」においてFGSだけでなくMMの治療アルゴリズムに薬物治療抵抗性に対する治療手段の1つとされている。小児腎臓病学会による「小児特発性ネフローゼ症候群診療ガイドライン2020」では、ステロイド抵抗性症候群の追加治療の1つとして「血漿交換療法やLDL吸着療法 (LDL-A) は実能を単初の治療が有効である」とされ、治療実績や具体的な治療条件等が詳述されている。また、日本アフェレンス学会による「日本アフェレシス学会を終わ、ドライン2021」では、薬物治療抵抗性50の留きらず、より重篤な避治性50に対して「LDL-Aは、脂質異常症の改善以外にも、液性因子の吸素、サイトカインバランスの改善、細胞内の薬物輸送機構の改善が報告されている。副腎皮質ステロイド薬及び免疫抑制薬による既存の治療に反応しなかった症例でアフェレシスにより完全寛解または不完全寛解 1 型となり腎予後が改善した報告がされている。」としてカテゴリー111、推奨レイル20と位置づけられている。
・施設基準	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	体外循環治療に必要な設備を有している施設であることが必要であるが、日常的に血液浄化療法を行ってる施設であれば現在でも問題なく治療が 行われているので施設基準を設定するまでの必要性はない。
(技術の専門性 等を踏まえ、必 要と考えられる	MATA 人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	LDL-A治療に関わる医師、臨床工学技士、看護師は体外循環療法に経験を有し、有害事象発生時の対処法を理解していることが必要である(日本アフェレシス学会認定血漿浄化専門医、同認定技士が治療に参加することが望ましい)。
要件を、項目毎に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	日本腎臓学会「エビデンスに基づくネフローゼ症候群診療ガイドライン2020」 小児腎臓病学会:「小児特発性ネフローゼ症候群診療ガイドライン2020」 日本アフェレシス学会:「日本アフェレシス学会診療ガイドライン2021」
。 ⑤安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		使用デバイスがリボソーバーの場合、LDL-A療法施行時のアンジオテンシン変換酵素阻害剤の併用は重篤な血圧低下を引き起こすため禁忌である。また、添付文書には [その他の不具合・有害事象] として「3 年間の副作用調査結果: 126 例 3538 回の治療において、血圧低下 15 例 (12%)、21 回 (0.5%)、胸痛 3 例(2.4%)、4 回 (0.1%)、徐脈 1 例(0.8%)、1 回 (0.0%)であった。体外循環に起因する血圧低下を認める場合があるので、除圧薬の服用が必要な患者においては、本品使用前の服用を控え、使用後に服用すると、本品使用中は、血圧、脈拍などのバイタルサインや心電図モニターで患者の状態を観察することが望ましい。」予記載されている。ブラズマフローの場合、活付文書には不具合・有害事をとして「患者の症状の異常(頭痛・頭症・貧血・炎・嘔吐、分/不良、結合不良、ほでり、胸痛、腹痛・血圧低下、血圧圧乳、激しい咳込み、呼吸困難、肺水腫の増寒、味覚、アナフィラキー (しびれ、失神、結膜炎)、眼瞼浮腫、心悸亢進・頻脈、徐脈、不整脈、めまい、発熱・悪寒・分熱を、異発汗、知覚異常・味覚異常・臭覚異常、筋管壁・振聴、耳鳴り、涙腺への異常な刺激、鼻詰まり、薬麻疹・発疹・痒み等の訴え・北険放るいは症状)・分離血漿中に正常域を越える逆離ヘモグロビンが認められた場合(溶血)。」と記載されている。保用デバイスがカスケードフローEOの場合、添付文書には「3 不具合・有害事象」の中に頻度不明として以下の有害事象が記載されている。「精神・神経系障害(頭痛)、循環器系障害(血圧低下、血圧上乳、測は、動悸、頻脈、呼吸器系障害(頭痛)、病環器系障害(血圧低下、血圧上乳、測法、動悸、頻斯、呼吸器系療害(歯痛、呼吸困難疾・固性、病性、呼吸消炎・吸水・大き、咳嗽)、消化器系障害(頭痛)、筋・骨格系呼音・筋攣縮、青部痛)、皮膚および皮下部組織障害(異年、大う痒痛、眼障害(眼瞼浮腫)、感覚器障害(耳鳴、味質異常、嗅覚異常、一般・全身障害および投与部位の状態(発熱、悪寒、倦怠感、気分不良、競色不良)」LDL-A療法は30年以上の臨床使用実績があり、安全性情報が蓄積されているため、重篤な副作用の発生は基本的に回避されると考えられる。
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	4, 200 4, 200 既承認技術の算定用件の拡大(適応疾患の拡大)であるため、点数の見直しはない。
	区分	区分をリストから選択特になし
⑨関連して減点 や削除が可能と	番号	特になし 特になし
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	技術名	
技術を含む)	具体的な内容	特になし

	プラスマイナス	滅 (一)			
	予想影響額 (円)	約73億5千万円(年)			
⑪予想影響額	その根拠	・ 治療抵抗性ネフローゼ症検群に対するLDL-Aの有効性は約50%である[Muso E et al. Clin Exp Nephrol 2015: 19: 379-386: Muso E et al. Nephron Extra 2015: 5: 58-66]。一方、難治性となりネフローゼ症検群を離脱することができなかった症例の約50%が発症後10年で透析導入となる[Cameron US. Am J Nephrol 1990: 10 (Suppl 1): 81-87]。したがって1,00薬物治療抵抗性患者にLDL-A治療が適用されることにより5、技術導入と、あ名1人に人の有効症例率)= 0.25人の透析導入を抑制することができる。・患者1人に対するLDL-Aの医療費: 15万円(回 x 10回 = 150万円/人で、患者1人に透析治療が導入されることにより発生する医療費: 480万円/午/人 x 10年 = 4800万円/人である。これらより、1人の薬物治療抵抗性患者にLDL-Aが療が導入されることにより4800万円 x 0.25-150万円 = 1050万円の医療費が抑制されると試算される。・ 1.エビデンスに基づくネフローゼ症検群診療ガイドライン2017」によると難治性ネフローゼ症検群の新規発症数は年間800人(うちFGS症例は100人)前後で推移しているため、適応拡大の対象となる症例数は700人と考えられる。 保険適応疾患をFGS以外の薬物治療抵抗性ネフローゼ症検酵に対大することにより透析導入を防ぐことが回避できる率を上の様に推論し、1050万円/人×700人 = 73億5000万円 の医療費が削減されることが期待される。			
	備者	<b>特になし</b>			
①算定要件の見値 品、医療機器又に	直し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	特になし			
⑫その他		特になし			
③当該申請団体以	以外の関係学会、代表的研究者等	日本透析医学会			
	1) 名称	Effect of Low-Density Lipoprotein Apheresis for Nephrotic Idiopathic Membranous Nephropathy as Initial Induction Therapy.			
	2) 著者	Koshi-Ito E, Koike K, Tanaka A, Watanabe Y et al.			
⑭参考文献 1	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Ther Apher Dial. 2019年12月; 23巻6号: p. 575-p. 583			
	4) 概要	LDL-Aが施行されたMM症例(11例)と非施行のMM症例(27例)の尿蛋白改善度を比較したところ、治療前の尿蛋白値はLDL-A施行群で有意に高 治療後4週、及び8週の時点での尿蛋白改善度は施行群の方が有意に高かった。したがって、LDL-Aは重度の蛋白尿を呈するMM症例に対して有効 治療法となることが示唆された。			
	1) 名称	Low-Density Lipoprotein Apheresis in Patients with Acute Kidney Injury Due to Minimal Change Disease Requiring Acute Renal Replacement Therapy			
(4)参考文献 2	2)著者	Terada K, Mugishima K, Kawasaki S et al.			
<b>沙参考又献 2</b>	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Int J Nephrol Renovasc Dis. 2020年6月: 13巻: p.157-p.162			
	4) 概要	eGFRが30 mL/min/1.73m2未満に低下し、急性腎代替療法が適用されたMCNS症例(2例)に対し、2例とも速やかに利尿が得られ、NSが寛解し			
	1) 名称	LDL-apheresis-induced remission of focal segmental glomerulosclerosis recurrence in pediatric renal transplant recipients			
	2) 著者	Shah L, Hooper DK, Okamura D et al.			
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Pediatr Nephrol 2019年11月; 34巻11号: p.2343-p.2350			
	4) 概要	腎移植後再発FGS症例(小児)7例に対しLDL-Aを施行したところ、いずれの症例でも蛋白尿の改善が見られ、部分寛解または完全寛解が得られた。7例のうち5例はLDL-A治療開始時のeGFRが60 mL/min/1.73m2以下の腎不全状態であり、最も重篤な症例のeGFRは20.8 mL/min/1.73m2であった。			
	1) 名称	Favorable therapeutic efficacy of low-density lipoprotein (LDL) apheresis potently expected on nephrotic syndrome even with impaired renal function			
①参考文献 4	2) 著者	Muso E, Sakai S, Ogura Y et al.			
少岁与人队 4	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Ther Apher Dial 2022年2月; 26巻1号: p. 220-p. 228			
	4) 概要	POLARIS研究登録症例の事後解析により腎機能が高度に低下した症例に対するLDL-Aの有効性が検討された。薬物治療抵抗性かつ腎機能低下を来したNSであっても治療前のeGFRが30mL/min/1.73m2以上であればLDL-Aにより尿蛋白レベルが有意に低下し、ほとんどの症例(29例中28例;96.6%)で治療後2年の時点でも維持透析の導入を免れていた。			
	1) 名称	Updated evidence of beneficial effect of LDL apheresis for refractory nephrotic syndrome due to a variety of causative diseases for nationwide and global approval-			
⑭参考文献 5	2) 著者	Muso E, Kakita H, Suzuki H, Tsukamoto T.			
	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Ther Apher Dial 2023年; in press			
	4) 概要	ネフローゼ症候群に対するLDL-Aの最近の治療エビデンスを概括した総談であるが、LDL-AがFGS以外の疾患に対しても同様に有効であること、特 に腹性腎症(MHV)に対しては治療後6ヵ月以降ではFGSよりもネフローゼ症候群離脱率が良好な成績が得られているデータが提示されている。			

※③については、1.の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体 や研究者等の名称を記載すること。 提案番号(6桁) 日

申請技術名

難治性高コレステロール血症を随伴する薬物治療抵抗性ネフローゼ症候群に対

日本腎臓学会

由請学会名

【技術の概要】

- ・LDLアフェレシス療法(LDL-A)は血漿中のLDLコレステロールを選択的に除去する 血液浄化療法の1つ。
- ・薬物治療抵抗性のネフローゼ症候群に対しても速やかな脂質改善効果に伴って尿蛋白改善及び腎機能低下抑制効果を有する。

【対象疾患】

薬物治療抵抗性ネフローゼ症候群(巣状糸球体硬化症(FGS)以外の症例も対象になる)

治療抵抗性症例は疾患に因らず末期腎不全に陥るリスクが高い(発症後10年で腎生存率50%以下となる; 図 1)

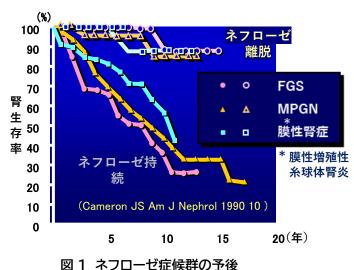
### 【既存の治療法との比較】

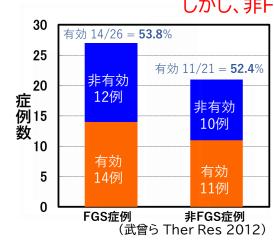
- ・既存の適応: FGSだけがネフローゼから離脱して透析導入を免れうる
- ・適応拡大後:FGS以外の症例もネフローゼ離脱の可能性が広がる。 適応拡大により透析導入症例が減り医療費が削減される。

### 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

- ・LDL-AはFGSだけでなく非FGS症例に対しても同様に有効(図 2)。
- ・LDL-Aによるネフローゼ離脱率はFGSの方が膜性腎症(MN)より やや良好である[65.3% vs 56.7%]が、治療後 6ヵ月以降になると MNの方が良好になる[69.2% vs 73.3%](図 3)

### しかし、非FGS症例は保険診療不可







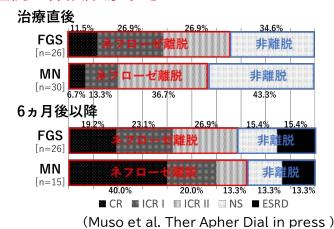


図3 LDL-Aにより治療したFGS症例とMN症例の予後

### 【適応拡大で削減できる医療費】

治療抵抗性症例の10年後腎生存率:50%, LDL-Aによるネフローゼ離脱率:50% ⇒ 1人の治療抵抗性患者の治療により0.25人の透析導入を回避 **1人のLDL-A治療により削減できる医療費:**480万円/人/年×10年(平均余命)×0.25 − 150万円/人(LDL-A治療費) = 1050万円/人治療抵抗性難治性ネフローゼ症候群の年間発症数:700人(FGS 100人を除く)

⇒1050万円/人×700人= 73億5千万円の医療費が削減される。

整理番号 ※事務処理用			273202	
	提案される医療技術名	経皮的腎生検		
申請団体名		日本腎臓学会		
担由土4.7万本	主たる診療科(1つ)	05腎臓内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	22小児科		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	24泌尿器科		
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	経皮的腎生検		
	追加のエビデンスの有無	無		
診療報酬区分		D		
診療報酬番号		412		
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し (適応) 1 — B 算定要件の見直し (施設基準) 1 — C 算定要件の見直し (回数制限) 2 — A 点数の見直し (増点) 2 — B 点数の見直し (減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他 (1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択     該当する場合、リストから〇を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 192		経皮的腎生検は1gA腎症など多くの指定難病を含むほとんどの腎疾患の確定診断に必須であり移植腎生検を含む腎疾患の治療方針決定や疾患予後 予測に重要な検査である。 腎臓は体深部に存在するため組織採取が困難でかつ血流量が多いため出血リスクが高い。よって、腎生検は熟練した専門医の指導の下、複数の医師、看護師がチーム医療で施行する必要がある。そこで実費用に見合う4,000点に増点を提案する。		
再評価が必要な理由		要な検査である。さらに腎生検結果に基づき適切な治 在するため適切な組織採取が困難であり、かつ血流量 するためには、熟練した腎臓専門医や泌尿器科専門医 本腎臓学会は腎生検ガイドブック2020を発行し、標準に	患の確定診断に必須であり、移植腎生検を含む腎疾患の治療方針決定や疾患予後予測に重 療を行うことで腎予後を改善させ透析導入を抑えることができる。しかし腎臓は体深部に存 が多い臓器であるため出血リスクが高い。そのため適切な診断に必要な腎組織を変とに採取 が指導の下で、複数の医師と看護師とがチーム医療により検査を実施する必要がある。日 的な検査法や生検後の安静、合併症の対策を示し、安全性向上に努めている。令和2年の診 手技の難易度や出血リスク、チーム医療の必要性より、既収載技術の経気管支肺生検に準	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	日本腎臓学会では安全な腎生検を行うために『腎生検ガイドブック2020』を発行し、学会員に広く周知・教育しており、標準的な検査法や生検後の安静、合併症の対策を示し、安全性向上に努めている。各施設において同ガイドブックに則して腎生検検査が行われているが、診療報酬2,000点は、日本腎臓学会教育施設での実態調査による実費用40,965円の半分以下である。要求される技術の熟練性を考慮すれば、表在性の組織の採取に対する技術料2,000点は適正な技術料とは考えにくい。腎生検手技の難易度や出血リスク、チーム医療の必要性より、実費用に見合う4,000点に増点を提案する。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	現行の診療報酬では、D412 経皮的針生検法2,000点である。 ・ネフローゼ症候群や急速進行性糸球体腎炎、ループス腎炎、IgA腎症、移植腎など ・超音波エコーによる観察の下、背部から生検針を刺して腎組織を採取し、光学顕微鏡による組織診断および、蛍光抗体法による免疫組織検査、電子顕微鏡による微細構造の組織変化を観察する。 ・透視、心電図検査及び超音波検査を含む。
診療報酬区分 (再掲)	D
診療報酬番号(再掲)	412
医療技術名	経皮的腎生検

日本腎臓学会では腎生検ガイドを発行しており、2020年に改訂した。腎腫があるため、	出血リスクが高性向上に努めて た診断と治療につ
※下記のように推定した根拠     ている。診療報酬の改善により、必要な症例に腎生検が施行され、適切な治療介入につながる。       年間対象者数の変化     見直し前の症例数(人)     20,000       月直し後の症例数(人)     20,000       年間実施回数の変化等     見直し前の回数(回)     20,000	<b>い施設が増えてき</b>
年間対象者数の変化     見直し後の症例数(人)     20,000       年間実施回数の変化等     見直し前の回数(回)     20,000	
変化     見直し後の症例数(人)     20,000       年間実施回数の変化等     見直し前の回数(回)     20,000	
年間実施回数の 変化等	
変化等	I
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)  「整験年数10年以上の腎臓内科医・小児科医自身が実施するか、その監督下で腎生検が実施されている。	いる。多くの施設
・施設基準 (技術の専門性 (技術の専門性)	派塞栓術あるいは
等を踏まえ、必 人的配置の要件 要と考えられる (医師、看護師等の職種や人数、専門 要件を、項目毎 性や経験年数等) 経験年数に10年以上の腎臓専門医(内科、小児科、泌尿器科、外科のいずれか)が常勤であること。助手を務める経験年数3~5年 要件を、項目毎 性や経験年数等)	D医師が常勤でい
に記載すること) その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件) 腎生検ガイドブック2020 (日本腎臓学会編)	
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度 ・副作用等のリスクの内容と頻度 ・配子を持定を行った出血性合併症144件(0.9%)、輸血114件(0.7%)、開腹による止血1件、塞栓術による止血25件(0.16%)、(0.35%)、死亡1件であった(腎生検ガイド2020より)。	
⑦倫理性・社会的妥当性 「⑦倫理性・社会的妥当性 「問題点があれば必ず記載) 「おいて欠かすことの出来ない検査であるが、一方で侵 ため、その実施に当たり十分なインフォームド・コンセントを行う。倫理性・社会的な妥当性については、問題がない。	<b>襲的な検査である</b>
見直し前   2,000   ③点数等見直し   見直し後   4,000	
の場合 その根拠 現状、各医療施設での持ち出しのため、実費用に見合う4,000点に増点を提案する。	
区分     区分をリストから選択       ③関連して減点     ※早	
や削除が可能と 考えられる医療 は栃名     なし	
技術(当該医療 技術を含む) 具体的な内容 該当せず	
プラスマイナス   減 (一)   15, 920, 000, 000   15, 920, 000, 000	
対象患者=20,000 (人) 当該技術に係る医療費: 20,000人×40,000円=8億円。見直し前は20,000人X20,000円=4億円、見直増加となる。つまり現在の保険点数が低すざるために医療機関が高額の負担を強いられていることを示している。現在までに腎り低すぎる保険点数の悪影響は認められないが、将来的には悪影響が及ぶ懸念が強い。全腎生検の約30%が1gA腎症であり、年間6,000人が新たに腎生検で1gA腎症と診断されている。1gA腎症は約20年で40%が透析によりり1gA腎症が高しい。1gA腎症は約20年で40%が透析によりりに含って10分保険点数のの年間の透析費用に相当し、これは2017年末の維持透析を固数できる可能性が高い、腎生検点数見直しにより生じる保険点数のの年間の透析費用に相当し、これは2017年末の維持透析患者数約33万4,505人の0.03%に過ぎない。腎生検が適切に行われず、1gに至れば、患者の2004年の予後の悪化に加え、透析医療力増加にする。とくに1gA腎症などの慢性糸球体腎炎による透析患者、尿病腎症などと比べて良く、適切に治療されない場合には40~50歳代など中年期に末期腎不全に至るため、透析医療費は大幅に対な懸めらなど中年期に末期不全に至るため、透析医療費は大幅に対な懸念がある。透析患者は480万円/年/人の医療費が必要である。低すぎる保険点数により、腎生検が適切に行われず慢性糸野が導入が以前の1万人/年にラったとすると、透析医療費は3、400人×480万円/年/人=163億2、000万円生となり、見直さないこと2、000万円増加する。さらに1gA腎症などの慢性糸球体腎炎の透析導入後の生命予後を20年と見積もると、毎年慢性腎炎症候群か3、400人に対し、3、400人×480万円/年/人×20年⇒3、2兆円もの透析医療費が増加することとなる。腎生検による早期診断とそのより年間わずか3、3名の患者の透析導入を阻止できれば、4億円の増加分は容易に相殺できると予想される。	主検の実施にあた E るが、腎生検に 増額分は、100人 腎症命予後は、透析 砂増取りでは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
備考 腎生検によりIgA腎症など難病を含む多くの腎疾患の診断が可能となり、適切な治療を受けうることで、透析や腎移植を要するオ 行を抑制できるため、医療費は減少すると期待される。	

⑪算定要件の見 品、医療機器又	直し等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	特になし	
ゆその他		特になし	
③当該申請団体	以外の関係学会、代表的研究者等	特になし	
	1) 名称	腎生検ガイドブック2020	
	2) 著者	日本腎臓学会 腎生検ガイドブック改訂委員会	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	腎生検ガイドブック2020、東京医学社	
①参考文献 1	4) 概要	腎生検は難病指定腎疾患等の確定診断におけるゴールドスタンダードであるが、腎臓は体深部に存在するため適切な組織採取が困難であり、かつ 血流量が多い臓器であるため出血リスクが高い。そのため適切な診断に必要な腎組織を安全に採取するためには、熟練した腎臓専門医や泌尿器科 専門医の指導の下で、複数の医師と看護師などがチーム医療により検査を実施する必要がある。標準的な検査法や生検後の安静、出血などの合併 症の対策を明確に示している。	
	1) 名称	エビデンスに基づくIgA腎症診療ガイドライン2020、東京医学社	
	2) 著者	厚生労働科学研究費補助金難治性疾患等政策研究事業(難治性疾患政策研究事業)「難治性腎障害に関する調査研班」研究代表 成田一衛	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	エビデンスに基づくIgA腎症診療ガイドライン2020、東京医学社	
o y 3,7113.	4) 概要	本ガイドラインで「IgA腎症の確定診断のためには腎生検が必須である」とされ、「予後評価や治療法選択を臨床所見や検査所見から飲み判断するのは不十分と考えられるので、組織も評価するために腎生検を考慮する」と記載されている。腎生検組織診断と重症度分類などが記載され、広く日本の診療現場で活用されている。1990年代以降、RAR組書薬の投与やステロイド療法が積極的に行われ、IgA腎症患者の予後は改善している。また、エビデンスに基づき、成人と小児のIgA腎症治療をOlinical Question形式でまとめ、推奨グレードを示している	
	1) 名称	Significance of the duration of nephropathy for achieving clinical remission in patients with IgA nephropathy treated by tonsillectomy and steroid pulse therapy	
	2) 著者	leiri N 他	
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Clin Exp Nephrol. 2012 Feb:16(1):122-9	
	4)概要	口蓋扁桃摘除術+ステロイドバルス治療を受けた IgA腎症患者830名の観察研究。平均観察期間81.6ヶ月において534例(64.3%)の蛋白尿と血尿が寛解した。 検尿異常発症後3年以内に治療を受けた338例では295例(87.3%)の尿異常が寛解した(概要図)。	
	1) 名称	Association Between Tonsillectomy and Outcomes in Patients With Immunoglobulin A Nephropathy	
	2) 著者	Hirano Kitt	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	JAMA Netw Open. 2019 May 3:2(5):e194772	
	4)概要	2002年から2004年の間に腎生検で確定診断された1gA腎症患者1065人を対象に、扁桃摘出術の有効性を解析した。腎生検による確定診断がなされた1gA腎症症例に対しては、扁桃摘出術という日本で施行可能な治療により、腎不全移行へのリスクを軽減できる。	
	1) 名称	Recent therapeutic strategies improve renal outcome in patients with IgA nephropathy	
	2) 著者	Komatsu H 他	
(4)参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Am J Nephrol. 2009;30(1):19-25	
(I)参考文献 5	4)概要	腎生検時の血清クレアチニン値が2.0mg/dLみまんの1gA腎症患者304例を、1981~1995年の間に診断されたE群と、1996~2006年に診断されたL群に 分け、治療法や予後を比較。ステロイド治療やRA系阻害薬の使用がL群で有意に多く、10年腎生存率はE群の75.2%に比較してL群では95.2%と有意 に予後が改善していた。	
	•		

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

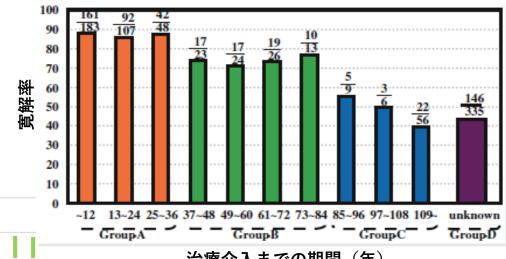
273202 経皮的腎生検 日本腎臓学会

腎生検でIgA腎症と確定診断された症例

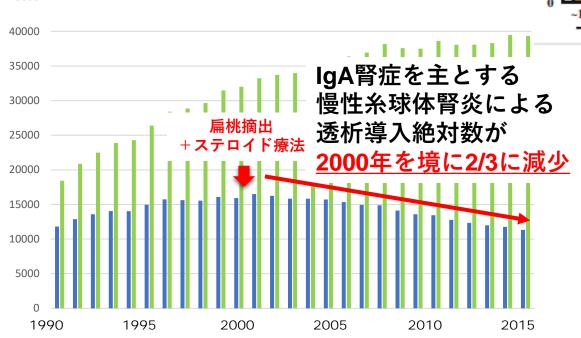


扁桃摘出+ステロイド療法が報告された 2000年以降、透析導入患者数が減少

45000



治療介入までの期間(年)



腎生検での確定診断

早期治療介入⇒高い寛解率

IgA腎症患者:透析導入後の予後がよい⇒ 480万/年/1人 × 20年 = 約1億円/人

整理番号 ※事務処理用		273203		
提案される医療技術名		尿蛋白量評価における尿中クレアチニン測定の保険適用		
申請団体名		日本腎臓学会		
10+11-1-	主たる診療科(1つ)	05腎臓内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科		06糖尿病内科		
砂原竹	関連する診療科(2つまで)	01内科		
提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無			無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	_		
	追加のエビデンスの有無	有無をリストから選択		
	診療報酬区分		D	
	診療報酬番号	26 1-A 算定要件の見直し(適応)	該当する場合、リストから○を選択	
再評価区分(複数選択可)		1 - B 算定要件の見直し(施設基準)       1 - C 算定要件の見直し(回数制限)       2 - A 点数の見直し(増点)       2 - B 点数の見直し(減点)       3 項目設定の見直し       4 保険収載の廃止       5 新規特定保険医療材料等に係る点数       6 その他(1~5のいずれも該当しない)       「6 その他」を選んだ場合、右欄に配載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 99		慢性腎臓病(CKD)重症化予防のため、CKDの早期発見 チニン比」を実施することに対し、腎疾患判定加算を	のみならずCKDを含む腎疾患の治療選択・効果判定等の経過観察にも必要な「尿蛋白/クレア 提案したい	
再評価が必要な理由		が用いられるが、日本の保険診療ではアルブミン定量性腎症は期または11期のものに限る)とされている。そいて尿蛋白を評価する際には、尿蛋白定量と尿クレア・~0.49g/gCrをAC(軽度蛋白尿)、0.5g/gCr以上をA2つるが、尿蛋白定性検査は濃縮尿や希釈尿の影響を強く。測定が推奨されているとともに、診断時やその後の重実際、山形県高島の一般住人健診で尿斑験紙定性検査、こと、また健診で尿蛋白陰性と判断されることが多いういまりをいまれている。(Clin Exp Nephrol 2016:20:611-6175906人中、30%の173人が尿蛋白の15g/gCre以上、尿蛋らでの評価が定期的に行われることが必須であることがあり、の影響によるA分類によるステージ評価がままでの評価が定期的に行われることが必須であることがあり、KD影療には欠かせない検査である。また腎疾患での記載が求められている。ネフローゼ症候群診療が大いる。以上、尿蛋白/Cr比が明記されているとともに、指定難済での記載が求められている。不フローゼ症候群診療がいる。以上、尿蛋白/Cr比ば腎疾患医療を行う上で根較した。	降圧目標、降圧利選択といった治療にも必要であることが当該ガイドラインには記載されて にで多いIgA腎症の診療ガイドライン2020においても、当該疾患の臨床経過・病勢の指標とし 606としてのIgA腎症難病申請書においても、尿蛋白の検査値は定性ではなく、尿蛋白/0r比 イドライン2020においても、ネフローゼの診断、治療効果判定に尿蛋白/0r比が用いられて きをなしており、初診時のみならず、再診時においても継続的に行うことが求められる検査 た場合でも、尿蛋白定量検査だけが行われた場合も、さらにガイドラインで示されている尿 行っても、3者ともに尿・糞便等検査判断料34点が算定できるのみである。 長費の大幅な低減を齎すことが期待され。尿蛋白/0r比検査実施を通じた早期診断・適切な治 査は腎臓専門医のみならず、一般医科、とりわけかかりつけ医での実施の普及啓発が求め ットがあること(現在は尿の追加検査を行えば行うほど医療機関からの支出増に繋が ットがあること(現在は尿の追加検査を行えば行うほど医療機関からの支出増に繋が	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	従来より、尿蛋白排泄量の評価法として、24時間畜尿を用いた尿蛋白定量(g/日)が行われてきた。しかし、感染症対策などで24時間蓄尿が推奨されない(特に入院患者)場合や、24時間畜尿の検査の煩雑さから、common diseaseであるCKD診療では、より平易な評価法が求められている。一方で、随時尿の尿試験紙による定性検査や随時尿の蛋白濃度のみで1日尿蛋白排泄量を推定することは困難である。しかし、クレアチニン(Cr)を一定の率で尿に排泄される基準物質として利用し、尿蛋白/Cr比を貸担すると、医の条状・濃極を存证でき、1日尿蛋白排泄量を推定することができる。さまざまな腎機能・尿蛋白量の症例においても、尿蛋白/Cr比は1日尿蛋白排泄量と良好な相関を示すことがすでに報告されている(Arch Intern Med 1987:147:943-944)。さらに、この尿蛋白/Cr比の使用は、日本腎臓学会編集の「CKD診療ガイド2012」からCKD診療に使用することが推奨されており、現時点で最新の日本腎臓学会編集「エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018」にも引き続き記載されている。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	・ 対象とする患者:慢性腎臓病 (CKD)、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、IgA腎症、急性糸球体腎炎、急速進行性糸球体腎炎、ループス腎炎、メタボリック症候群など、尿蛋白量の評価が診療上重要な腎疾患 ・ 医療技術の内容:尿蛋白/クレアチニン比測定 ・ 点数の算定の留意事項:現在、再診時においては尿定性検査だけが行われた場合でも、尿蛋白定量検査だけが行われた場合も、尿蛋白/クレアチニン比値 (g/Cre) を得るために尿蛋白と尿クレアチニン検査を行っても、3者ともに尿・糞便等検査判断料34点が算定できるのみである。尿蛋白/クレアチニン比測定が適切に行われるようにするためにも腎疾患判定加算(尿蛋白/クレアチニン比測定が適切に行われるようにするためにも腎疾患判定加算(尿蛋白/クレアチニン比を測定した場合)(案:22点程度)を、年4回程度できる(それ以上の回数の場合には従来の通り尿・糞便等検査判断料に含める)ように提案したい。
診療報酬区分(再掲)	D
診療報酬番号 (再掲)	26
医療技術名	腎疾患判定加算(尿蛋白/クレアチニン比測定)

③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQQLの改善等の長期予 後等のアウトカム	蛋白尿の陽性者は陰性者と比較し、全死亡、心血管疾患(CVD)発症、腎機能低下のリスクが高いことが報告されている(Clin Exp Nephrol 2013:17:805-10)。蛋白尿の増加に伴い、前述の各種イベントのリスクが上昇することから量反応関係も認められている。メタボリック症候群(MetS)を対象にした検討においても同様の結果が得られている (Atherosclerosis 2009:204:503-8, J Intern Med 2007:262:470-8)。一方、Mets の存在は、慢性腎臓病(CKD)発症のリスクでははあるが、MetSの存在よりも蛋白尿の存在の方がイベントリスクにより強く関連する可能性が示唆されており、尿蛋白/クレアチニン比を定期的に測定する重要性が示されている (Nephrol Dial Transplant 2012:27:2275-83)。欧米ではCKD診療における蛋白尿の評価にアルブミン尿 (Exferce) 測定が行われているが、心血管イベントや死亡のリスクがアルブミン尿でが多いほど高まること			
旋·有劝压	ガイドライン等での位置づけ	が継続的に示されている (Lancet. 2013 Jul 77:382 (9889):339-52. Lancet. 2013 Jul 27:382 (9889):339-52.)  ガイドライン等での記載あり (右欄に詳細を記載す			
④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	これまで腎臓内科医が通常診療で行ってきた尿蛋白/クレアチニン比の測定を、慢性腎臓病(CKD)診療を行うすべてのかかりつけ医においても積極的に行うことができる体制が診療報酬上でできることは、CKD診療の普及に大きく貢献することが期待される。 このことは、CKD早期診断そして適切な治療を通じCKD重症化予防へと繋がり、その結果として透析導入になる患者を減らすだけではなく、心血管イベント抑止にも将来つながることが予測される。			
見直し前の症例数(人) 年間対象者数の		日本国内には慢性腎臓病(CKD) G3a患者数が944万人、G3bが130万人、G4が19万人いると推計されているが、未診断割合が各々95%、68%、17%いると考えられており、診断されている人数は105万人程度であり、見直し前の推定症例数と考えられる。なお、この未診断率の高さの一因として、尿蛋白/クレアチニン比の測定等のCKD診断のために必須な検査が充分に普及していないことが一因になっている。			
変化	見直し後の症例数(人)	不詳 (CKD症例数は1330万人と推計されており、対象症例の増加は今後のCKD診療の普及啓発の影響を受けるものと推察される)			
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	令和2年度第7回NDBオープンデータによれば、尿クレアチニンの算定回数は2.944,709回となっている。			
変化等	見直し後の回数(回)	受診中のCKD患者に年4回行うとすると、約400万回。さらに、未診断から診断医繋がる人数x4回が加わると予想される。			
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		・学会等における位置づけ:日本腎臓学会ではCKD診療において尿蛋白/クレアチニン比の定期的な測定を「CKD診療ガイド2012(日本腎臓学会 編)」、「エビデンスに基づくCKDガイドライン2028(日本腎臓学会編)」において推奨しいる。 ・平易(専門性は低い):尿蛋白/クレアチニン比の測定に専門性はなく、1日尿蛋白量を推定したいときに誰でも平易に測定できる。			
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	慢性腎臓病(CKD)を診療するすべての医療機関(施設要件を定めない)			
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	を診療するすべての医師			
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	「CKD診療ガイド2012(日本腎臓学会編)」、「エビデンスに基づくCKDガイドライン2028(日本腎臓学会編)」、「ネフローゼ症候群診療ガイドラ イン2020」、「IgA腎症診療ガイドライン2020」			
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		非侵襲的検査であり、リスクはない			
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		透析患者の増加により、透析医療費はわが国の医療費の5%を占め、現在、糖尿病性腎症重症化予防を含めた慢性腎臓病対策による透析導入患者を減少させることは極めて重要な課題となっている。しかし、腎臓内科医のところに慢性腎臓病(CKD)患者が紹介されてくる時にはすでに手遅れなケースが多く、かかりつけ医の段階で早期にCKDを診断し早期に治療介入(生活象介入(生活の)を行うことが重要である。CKD患者早期診断ためには、特にメタボリックシンドロームや高血圧を有する患者において、定期的な尿検査を行うことが重要であるが、尿定性検査だけでは、正確な尿蛋白量の評価なできず早期診断ができない。あるいはCKD既診断例においては悪化しているのかどうかも判断できない。医学的情報価値のある尿蛋白量の把握のためには尿蛋白定量を付でなく尿クレアチニン(CP)値を同時に測定し、尿蛋白のに抵(GVで)を得ることが必須であるが、診療報酬上のサポートがなく、当然やるべき継続的な尿蛋白/Cr比の測定が現在は腎臓専門施設以外では行われていない。また、かかりつけ医へのCKD早期診断、診療普及啓発の取り組みの際にも、診療報酬上のメリットがない(デメリットを指摘されることが現場では多い)ことが、障壁となっている。			
	見直し前	再診時、尿定性検査に加えて、尿蛋白や尿クレアチニン測定を行っても、尿糞便判定量が請求できるのみである			
⑧点数等見直しの場合	見直し後	再診時、腎疾患判定加算(尿蛋白/クレアチニン比を測定した場合)(案:22点程度)を年4回程度できる(それ以上の回数の場合には従来通り 尿・糞便等検査判断料に含める)ように提案したい。			
	その根拠				
9関連して減点 や削除が可能と	区分	区分をリストから選択			
考えられる医療 技術(当該医療	番号 技術名	なし			
技術を含む)	具体的な内容	該当なし			
	プラスマイナス	滅 (-)			
	予想影響額(円)	20, 000, 000, 000			
⑩予想影響額	その根拠	かかりつけ医において定期的な尿蛋白/クレアチニン比を定期的に測定することで、慢性腎臓病(CKD)の早期診断、適切な重症度診断ができるようになり、適切な時期に腎臓専門医への紹介が可能となり、CKDから腎代替療法の導入数を劇的に減少することができると考える。「腎疾患対策検討会報告書~腎疾患対策のさらなる推進をめざして~」(平成30年7月)において、2028年までに年間新規透析患者数(2021年40,511人)を3、5000人以下に減少させるという目標数値を掲げているが、かかりつけ医での尿蛋白/クレアチニン比の定期的な測定を可能にすることでより早期に目標を達成できると考える。(透析導入患者5,000人滅)			
	備考	現在、慢性腎臓病(CKD)治療薬としてSGLT-2阻害薬やミネラルコルチコイド受容体阻害薬が承認されているが、CKD患者に投与したときの有効性 は、蛋白尿の減少によって判断できることから、尿蛋白/尿クレアチニン比の定期的な測定はCKD治療薬の適切な使用につながる。			
①算定要件の見直 品、医療機器又は	, し等によって、新たに使用される医薬 体外診断薬	特になし			
⑫その他		特になし			
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし			

1) 名称	1	1) 名称	CKD診療ガイド
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	2	2) 著者	日本腎臓学会編
### ATCIVAS ### 10 名称 エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018    1) 名称 エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018   2) 著者   2) 著者   20 第一年   20 第一	考文献 1 3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	CKD診療ガイド2012、2012年、東京医学社
(B参考文献2 2) 著者 2) 雑誌名、年、月、号、ページ エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018、2018年、東京医学社 2) 概要 慢性腎臓病 (OKD) の診断の重要性が記載されており、尿蛋白定性検査は濃縮尿や希釈尿の影響を強く受けるため、定量の結果で評価すましいと記載されている。 2) 著者 2 2 3 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 3 3 3	4		慢性腎臓病(CKD)の診断の方法を記しており、CKDの重症度判定のためには、尿蛋白/尿クレアチニン比の定期的な測定が必須であることが記載されている。
(B参考文献2 2 3) 雑誌名、年、月、号、ページ エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018、2018年、東京医学社 (世野臓病(CKD) の診断の重要性が記載されており、尿蛋白定性検査は濃縮尿や希釈尿の影響を強く受けるため、定量の結果で評価すましいと記載されている。  1) 名称	1	1) 名称	エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018
根要   慢性腎臓病 (CKD) の診断の重要性が記載されており、尿蛋白定性検査は濃縮尿や希釈尿の影響を強く受けるため、定量の結果で評価する しいと記載されている。   1) 名称	2	2) 著者	
### ましいと記載されている。    1) 名称	考文献 2 3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018、2018年、東京医学社
2) 著者   Schwab SJ, Christensen RL, Dougherty K, Klahr S.     2) 著者   Schwab SJ, Christensen RL, Dougherty K, Klahr S.     3) 雑誌名、年、月、号、ページ   Arch Intern Med 1987, 147, 943-944     4) 概要   さまざまな腎機能(血清クレアチニン(Cr) 0. 4-9. 8mg/dL)、尿蛋白量(50-9, 600mg/24時間)の症例においても、随時尿の尿蛋白/尿の出血・自排泄量との間に良い相関を示す。     1) 名称   Albuminuria, metabolic syndrome and the risk of mortality and cardiovascular events.     2) 著者   Solbu MD, Kronborg J, Jenssen TG, Njølstad I, Løchen ML, Mathiesen EB, Wilsgaard T, Eriksen BO, Toft I.     3) 雑誌名、年、月、号、ページ   Atherosclerosis. 2009 Jun:204(2):503-8.     4) 概要   蛋白尿の陽性者は、陰性者に比較して全死亡、心血管疾患発症、腎機能低下のリスクが高い。また、蛋白尿の増加に伴い、各種イベンが上昇していることから蛋白尿の経時的な測定の重要性が示されている。     1) 名称   Do albuminuria and hs-CRP add to the International Diabetes Federation definition of the metabolic syndrome in predicting     1) 名称   Do albuminuria and hs-CRP add to the International Diabetes Federation definition of the metabolic syndrome in predicting     2) 著者   Marije van der Velde , Aminu K Bello, Auke H Brantsma, Meguid El Nahas, Stephan J L Bakker, Paul E de Jong, Ronald T Gar	4		慢性腎臓病(CKD) の診断の重要性が記載されており、尿蛋白定性検査は濃縮尿や希釈尿の影響を強く受けるため、定量の結果で評価することが望ましいと記載されている。
①参考文献3 3)雑誌名、年、月、号、ページ Arch Intern Med 1987, 147, 943-944  4) 概要	1	1) 名称	Quantititation of proteinuria by the use of protein-to-creatinin ratios in single urine samples.
4)概要 さまざまな腎機能(血清クレアチニン(Cr)0.4-9.8mg/dL)、尿蛋白量(50-9,600mg/24時間)の症例においても、随時尿の尿蛋白/尿Cr以白排泄量との間に良い相関を示す。  1)名称 Albuminuria, metabolic syndrome and the risk of mortality and cardiovascular events.  2)著者 Solbu MD、Kronborg J、Jenssen TG、Njølstad I、Løchen ML、Mathiesen EB、Wilsgaard T、Eriksen BO、Toft I.  3)雑誌名、年、月、号、ページ Atherosclerosis、2009 Jun:204(2):503-8.  4)概要 蛋白尿の陽性者は、陰性者に比較して全死亡、心血管疾患発症、腎機能低下のリスクが高い。また、蛋白尿の増加に伴い、各種イベンが上昇していることから蛋白尿の経時的な測定の重要性が示されている。  1)名称 Do albuminuria and hs-CRP add to the International Diabetes Federation definition of the metabolic syndrome in predicting Aurije van der Velde 、Aminu K Bello、Auke H Brantsma、Meguid El Nahas、Stephan J L Bakker、Paul E de Jong、Ronald T Gar	2	2) 著者	Schwab SJ, Christensen RL, Dougherty K, Klahr S.
4) 概要 白排泄量との間に良い相関を示す。   1)名称	考文献3 3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Arch Intern Med 1987, 147, 943-944
2) 著者   Solbu MD, Kronborg J, Jenssen TG, Njølstad I, Løchen ML, Mathiesen EB, Wilsgaard T, Eriksen BO, Toft I.     3) 雑誌名、年、月、号、ページ   Atherosclerosis. 2009 Jun;204(2):503-8.   蛋白尿の陽性者は、陰性者に比較して全死亡、心血管疾患発症、腎機能低下のリスクが高い。また、蛋白尿の増加に伴い、各種イベンが上昇していることから蛋白尿の経時的な測定の重要性が示されている。   1) 名称   Do albuminuria and hs-CRP add to the International Diabetes Federation definition of the metabolic syndrome in predicting   2) 著者   Marije van der Velde , Aminu K Bello, Auke H Brantsma, Meguid El Nahas, Stephan J L Bakker, Paul E de Jong, Ronald T Gar	4	1)概要	さまざまな腎機能 (血清クレアチニン $(Cr)$ $0$ , $4$ - $9$ . $8mg/dL$ ) 、尿蛋白量 $(50$ - $9$ , $600mg/24時間) の症例においても、随時尿の尿蛋白/尿Cr比は1日尿蛋白排泄量との間に良い相関を示す。$
<ul> <li>①参考文献4</li> <li>3)雑誌名、年、月、号、ページ Atherosclerosis. 2009 Jun:204(2):503-8.</li> <li>4)概要 蛋白尿の陽性者は、陰性者に比較して全死亡、心血管疾患発症、腎機能低下のリスクが高い。また、蛋白尿の増加に伴い、各種イベンが上昇していることから蛋白尿の経時的な測定の重要性が示されている。</li> <li>1)名称 Do albuminuria and hs-CRP add to the International Diabetes Federation definition of the metabolic syndrome in predicting</li> <li>2)著者 Marije van der Velde , Aminu K Bello, Auke H Brantsma, Meguid El Nahas, Stephan J L Bakker, Paul E de Jong, Ronald T Gar</li> </ul>	1	1) 名称	Albuminuria, metabolic syndrome and the risk of mortality and cardiovascular events.
<ul> <li>①参考文献4</li> <li>3)雑誌名、年、月、号、ページ Atherosclerosis. 2009 Jun:204(2):503-8.</li> <li>4)概要 蛋白尿の陽性者は、陰性者に比較して全死亡、心血管疾患発症、腎機能低下のリスクが高い。また、蛋白尿の増加に伴い、各種イベンが上昇していることから蛋白尿の経時的な測定の重要性が示されている。</li> <li>1)名称 Do albuminuria and hs-CRP add to the International Diabetes Federation definition of the metabolic syndrome in predicting</li> <li>2)著者 Marije van der Velde , Aminu K Bello, Auke H Brantsma, Meguid El Nahas, Stephan J L Bakker, Paul E de Jong, Ronald T Gar</li> </ul>	2	2)著者	Solbu MD, Kronborg J, Jenssen TG, Njølstad I, Løchen ML, Mathiesen EB, Wilsgaard T, Eriksen BO, Toft I.
が上昇していることから蛋白尿の経時的な測定の重要性が示されている。  1) 名称 Do albuminuria and hs-CRP add to the International Diabetes Federation definition of the metabolic syndrome in predicting 2) 著者 Marije van der Velde , Aminu K Bello, Auke H Brantsma, Meguid El Nahas, Stephan J L Bakker, Paul E de Jong, Ronald T Gar	考文献 4 3		
2) 著者 Marije van der Velde , Aminu K Bello, Auke H Brantsma, Meguid El Nahas, Stephan J L Bakker, Paul E de Jong, Ronald T Gar	4		蛋白尿の陽性者は、陰性者に比較して全死亡、心血管疾患発症、腎機能低下のリスクが高い。また、蛋白尿の増加に伴い、各種イベントのリスク が上昇していることから蛋白尿の経時的な測定の重要性が示されている。
	1	1)名称	Do albuminuria and hs-CRP add to the International Diabetes Federation definition of the metabolic syndrome in predicting outcome?
[/[4]参差文献 5	i =	2) 著者	Marije van der Velde , Aminu K Bello, Auke H Brantsma, Meguid El Nahas, Stephan J L Bakker, Paul E de Jong, Ronald T Gansevoort
3)雑誌名、年、月、号、ページ Nephrol Dial Transplant. 2012 Jun:27(6):2275-83.	考文献 5 3	3) 雑誌名、年、月、号、ページ	Nephrol Dial Transplant. 2012 Jun;27(6):2275-83.
4)概要 メタボック症候群は、慢性腎臓病発症のリスクとなるが、メタボリック症候群よりも蛋白尿の存在の方が全死亡、心血管疾患発症、腎リスクにより強く関連することが示唆されており、蛋白尿の経時的な測定の重要性が示されている。	4	1)概要	メタボック症候群は、慢性腎臓病発症のリスクとなるが、メタボリック症候群よりも蛋白尿の存在の方が全死亡、心血管疾患発症、腎機能低下の リスクにより強く関連することが示唆されており、蛋白尿の経時的な測定の重要性が示されている。

・ ※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研 究者等の名称を記載すること。 提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

273203

尿蛋白量評価における尿中クレアチニン測定の保険適用

日本腎臓学会

課題①:慢性腎臓病(CKD)は未診断率が高い。CKDは重症化するまで無症状であり、

重症化予防には早期診断が最も重要である。尿蛋白/クレアチニン比は診断の際の必須項目である。

さらに、

## 我が国の慢性腎臓病(CKD)の現状

CKD 診療の概念の基本 (「CKD 診療ガイド 2012」より)

維持透析患者数:

推定年間医療費:

約34 万人

約1.5 兆円

推計CKD(慢性腎臓病)患者数:

1,330 万人

※成人の8人に1人に該当

1. CKD の定義および重症度分類

(1) CKD の定義

①尿異常、画像診断、血液、病理で腎障害の存在が明らか、特に 0.15 g/gCr 以上の蛋白尿(30 mg/gCr 以上のアルブミン尿)の存在が重要

②GFR<60 mL/分/1.73 m<sup>2</sup>

①、②のいずれか、または両方が3カ月以上持続する

※その他、降圧薬選択、IgA腎症病性評価指標、ネフローゼ症候群診断・治療効果判定、IgA腎症難病申請にも必要

### 尿蛋白/クレアチニン比は腎疾患診療の根幹をなす検査

課題②:再診時、尿試験紙定性検査とともに、尿蛋白/クレアチニン比を得るために尿蛋白と尿クレアチニンの検査を行っても、尿試験紙定性検査を行うのみで算定できる尿・糞便等検査判断料(34点)のままであり、尿蛋白/クレアチニン比を追加で行う診療報酬上のメリットがなく、CKDの早期診断において大きな役割を果たすべき「かかりつけ医」での実施が進まない。また、腎臓専門機関においても、診療上の必要性から、頻回に当該検査を行うが、経営的なデメリットを許容している。

課題解決のために、

# 腎疾患判定加算(尿蛋白/クレアチニン比を測定した場合)の創設

※ 案:22点程度 最大年4回まで

# 期待される効果:

CKD未診断率の低下、適切な診療の促進を通じ、CKD重症化による末期腎不全患者の減少や心血管イベント抑制→国民のQOLの向上と医療費抑制を齎す

整理番号 ※事務処理用			276201
提案される医療技術名		肺高血圧症を心大血管リハビリテーションの対象疾患に含める	
	申請団体名	日本心臓リハビリテーション学会	
	主たる診療科(1つ)	03循環器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	明本ナス診療科(20ナズ)	15心臟血管外科	
112 77K 1-1	関連する診療科(2つまで)	36リハビリテーション科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	肺高血圧症を心大血管リハビリテーションの対象疾患に	こ含める
	追加のエビデンスの有無	#	
	診療報酬区分		Н
	診療報酬番号	H000	
再評価区分(複数選択可)		1-A 算定要件の見直し(適応) 1-B 算定要件の見直し(施設基準) 1-C 算定要件の見直し(回数制限) 2-A 点数の見直し(増点) 2-B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数: 186		法の有益な効果が報告されている。また、慢性肺動脈』	の低下及び日常生活能力の低下を来している疾患である。近年、肺高血圧症に対する運動療 血栓塞栓症に対する経カテーテルバルーン肺動脈形成術が実施されている。肺高血圧症に対 および予後の改善に有益であり、術後の再入院率の抑制が期待される。
再評価が必要な理由		もたらすことが報告されている(参考文献2,3)。また	市高血圧症患者における運動療法が安静時及び運動中の心係数を改善し、右心機能の改善を 肺動脈血栓塞栓性肺高血圧症に対する肺動脈パルーン形成術後の心大血管リハビリテー 用であった報告がある(参考文献4)。心不全と同様に肺高血圧に対する心リハは運動耐容 待できる。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		肺高血圧症患者における運動療法は安静時及び運動中の心係数を改善し、右心機能の改善をもたらした(参考文献1)。心大血管リハビリテーションの施行は肺高血圧患者の00L及び生存の改善をもたらすことが期待できる。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		肺高血圧症 心大血管リハビリテーション
診療報酬区分(再	掲)	Н
診療報酬番号(再	揭)	H000
医療技術名		心大血管疾患リハビリテーション
③再評価の根 拠・有効性		肺動脈性肺高血圧、肺動脈血栓塞栓性肺高血圧に対する心リハのランダム化比較試験がいくつか報告されている。ランダム化比較試験のメタ解析において、3~15週間の運動療法を主体とした心リハ実施群で、6分間歩行距離、運動耐容能およびQOLは有意に改善した(参考文献5)。
	ガイドライン等での位置づけ	「治療により安定状態にある中等症以下の肺動脈性肺高血圧症,慢性血栓塞栓性肺高血圧 症に対し、経験豊富な施設において監視下での運動療法を考慮する」。「バルーンを用い た肺動脈拡張術により肺循環動態が改善された慢性血栓塞栓性肺高血圧症に対し、経験豊 富な施設において監視下での運動療法を考慮する」はクラス 2 a

④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	肺高血圧患者は増加傾向にあり同患者における心大血管リハビリテーションの普及は拡大する可能性が高い	
見直し前の症例数 (人) 年間対象者数の		-	
変化	見直し後の症例数(人)	22	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	-	
変化等	見直し後の回数(回)	880	
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	心リハ指導士による心大血管リハビリテーションの技術は確立されている。	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	標榜科 循環器内科・心臓血管外科 心大血管リハビリテーションII施設基準を満たす施設	
等を踏まえ、れる要と考えられるのでは、現場では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	心リハの経験を有する医師、看護師、理学療法士または作業療法士。心リハ指導士の資格を有していることが望ましい。	
と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	心血管疾患におけるリハビリテーションに関するガイドライン2021年改訂版	
・ ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		重症な心不全患者における心大血管リハビリテーションの施行と同等の安全性がある。	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		特になし	
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	特になし 特になし 特になし	
⑨関連して減点	区分	区分をリストから選択特になし	
や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療	番号 技術名	特になし 特になし	
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	特になし	
	プラスマイナス	增 (+)	
⑩予想影響額	予想影響額(円)	600万円	
(A) I WAS EDS	その根拠 	肺高血圧に対する運動療法の有用性は示されているが、長期の再入院率を低下させるか否かは不明である。肺動脈性肺高血圧と慢性肺血栓塞栓性肺高血圧の難病指定患者はあわせて、約4400例。その中の5%が心りハに参加すると予測される。 	
備考 ⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		肺高血圧症は難病に認定されているが、届出患者数は約4400例と少ない 特になし	
⑫その他		特になし	
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし	

	1) 名称	Exercise training improves peak oxygen consumption and haemodynamics in patients with severe pulmonary arterial hypertension and inoperable chronic thrombo-embolic pulmonary hypertension: a prospective, randomized, controlled trial	
(4)参考文献 1	2)著者	N Ehlken, M Lichtblau, H Klose, et.al	
1900 有 人 1 1 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Eur Heart J. 2016 Jan, 37(1), 35-44	
	4)概要	肺高血圧患者に対して運動療法を施行したところ安静時及び運動中の心係数、平均肺動脈圧、肺血管抵抗、6分の歩行距離、生活の質(QOL)及び運 動能力が大幅に改善した。	
	1) 名称	Rehabilitation in patients with pulmonary arterial hypertension	
	2) 著者	K Stephan, T Alexander, S Stephanie, et.al	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Swiss Medical Weekly. 2017 Jul, 7, 1-5	
	4)概要	肺高血圧患者に対するリハビリテーションの施行により、6分間の歩行距離、最高酸素摂取量の増加、筋力、筋持久力、及び身体的、精神的な生活の質の向上を認められた。	
	1) 名称	Cardiopulmonary rehabilitation in pulmonary arterial hypertension	
	2) 著者	Von Oetinger A, Trujillo LM, Villanueva S, et al	
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Rev Med Chil. 2018 May, 146(5), 627-635.	
	4) 概要	2015-2017の肺高血圧に対する心リハの関する15文献を基に、安全性、適用する運動の種類、セッション期間と頻度において解析した。心リハの 介入は最大酸素摂取量、6MMD、00L、呼気筋力を改善した。	
	1) 名称	Efficacy of cardiac rehabilitation after balloon pulmonary angioplasty for chronic thromboembolic pulmonary hypertension	
	2) 著者	Fukui S, Ogo T, Takai H, et al.	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Heart. 2016 Sep 1, 102(17), 1403-1409.	
	4)概要	肺動脈バルーン形成衛後も運動耐容能の改善を見られない肺動脈血栓塞栓性肺高血圧患者を対象に心リハの安全性、有効性を検証。肺動脈バルー ン形成術とその後の心リハの組み合わせは運動耐容能や心不全症状をほぼ正常な状態にまで改善させ、なおかつ安全に実施できた。	
	1)名称	Exercise-based rehabilitation programmes for pulmonary hypertension.	
	2) 著者	Morris NR, Kermeen FD, Holland AE.	
<b>④参考文献</b> 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Cochrane Database Syst Rev 2017 Jan 19, 1(1), CD011285.	
	4)概要	肺高血圧に対する3-15週間の運動療法と通常治療を比較したランダム化比較試験6件のメタ解析。運動療法により運動耐容能と00Lが有意に改善した。	

・※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研 究者等の名称を記載すること。 提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名

276201 肺高血圧症を心大血管リハビリテーションの対象疾患に含める 日本心臓リハビリテーション学会

# 【技術の概要】

肺高血圧症はうっ血性心不全と同様に、呼吸循環機能の低下及び日常生活能力の低下を来している疾患である。近年、肺高血圧症に対する運動療法の有益な効果が報告されている。また、慢性肺動脈血栓塞栓症に対する経力テーテルバルーン肺動脈形成術が実施されている。肺高血圧症に対する心臓リハビリテーションは、心肺身体機能の向上および予後の改善に有益であり、術後の再入院率の抑制が期待される。

【対象疾患】

肺高血圧症

# 【既存の治療法との比較】

【有効性及び診療報酬上の取扱い】

肺高血圧患者のQOL及び生命予後の改善

整理番号 ※事務処理用			276202
提案される医療技術名		リハビリテーション実施計画書の説明医師の条件に、専任医師以外の主治医または担当医にも拡大	
	申請団体名	日本心臓リハビリテーション学会	
	主たる診療科(1つ)	03循環器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	36リハビリテーション科	
		15心臟血管外科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	リハビリテーション実施計画書の説明医師の条件に、「	専任医師以外の主治医または担当医にも拡大
	追加のエビデンスの有無	<b>#</b>	
	診療報酬区分		Н
	診療報酬番号	H000	
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 178		他の疾患別リハビリテーションと異なり、心大血管疾処方を含むリハビリテーション実施計画書を作成し、 医師、主治医または心大血管リハビリテーションの経り	患リハビリテーションにおいてのみ、「専任の医師は定期的な心機能チェックの下に、運動 診療録に記載又は添付すること」と記載されています。専任の医師に限定する記載を専任の 験を有する専任以外の医師に記載を変更してほしい。
再評価が必要な理由		専任医師以外でも、心臓リハビリテーション認定医や ハビリテーション治療を実施していることは多い。こ り、専任医師と同等の運動処力を作成し、患者教育を:	心臓リハビリテーション指導士など心臓リハビリテーションの経験を有する医師が、心臓リ のような医師は患者の心機能や心大血管疾患リハビリテーションの運動処方を熟知してお 実施することが可能のため。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		専任医師以外でも、患者の心機能や心大血管疾患リハト り、専任医師と同等の運動処方を作成し、患者指導をで	ビリテーションの運動処方を熟知している心臓リハビリテーションの経験を有する医師はお することが可能のため。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		専任登録した医師のみに制限されている。	
診療報酬区分(再	掲)	Н	
診療報酬番号(再	掲)	H000	
医療技術名		心大血管疾患リハビリテーション	
③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	心臓リハビリテーションは死亡率の抑制の予後改善効勢	具は確立している。
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	カイドノイン寺での記載のり(石間に計画を記載す	冠動脈疾患全体では、心リハの心血管イベント抑制・予後改善効果のエビデンスは確立し ている。心不全に対する運動療法は良好な長期予後と関連する。心臓手術後の運動療法 は、様々な面での有効性が証明されている。

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		心リハ実施患者数は年々増加している。
見直し前の症例数(人) キ 年間対象者数の		特になし
変化	見直し後の症例数(人)	特になし
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	特になし
変化等	見直し後の回数(回)	特になし
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度 (専門性	位置づけ	心リハ指導士による心大血管リハビリテーションの技術は確立されている。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	標榜科 循環器内科・心臓血管外科 心大血管リハビリテーションII施設基準を満たす施設
等を踏まえ、必要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	心リハの経験を有する医師、看護師、理学療法士または作業療法士。心リハ指導士の資格を有していることが望ましい。
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	心血管疾患におけるリハビリテーションに関するガイドライン2021年改訂版
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	専任以外でも、心リハ認定医や心リハ指導士の有資格者で心リハの医療現場にいる医師はおり、心大血管リハビリテーションの安全性がさらに向 上することが期待できる。
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		特になし
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後	
	その根拠 区分	- 区分をリストから選択 特になし
⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	
技術(当該医療技術を含む)	具体的な内容	-
	プラスマイナス	不变(0)
⑩予想影響額	予想影響額(円) その根拠	心臓リハビリの実施例数には影響しない。
備考 ⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		心リハ実施計画書の記載医師の変更であり、心リハの診療実態には影響しない。 特になし
⑫その他		特になし
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし

	1) 名称	特になし
	2)著者	特になし
④参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2)著者	特になし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし

-※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研 究者等の名称を記載すること。 提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

276202

リハビリテーション実施計画書の説明医師の条件に、心大血管疾患リハビリテーション専任医師以外の主治医または担当医にも拡大

日本心臓リハビリテーション学会

# 【技術の概要】

心大血管リハビリテーションの(3)

専任の医師は定期的な心機能のチェックの下に、運動処方を含むリハビリテーションの実施計画書を作成し、診療録に記載又は添付する。

専任医師以外でも、心臓リハビリテーション認定医や 心臓リハビリテーション指導士を有する医師が、心臓 リハビリテーションを実施し、患者指導を行っている ことは多い。

「専任の医師」を、専任の医師、主治医または心大血 管リハビリテーションの経験を有する専任以外の医 師に記載を変更してほしい。

# 【対象疾患】

心大血管疾患リハビリテーション対象疾患

# 【既存の治療法との比較】

# 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

心大血管疾患リハビリテーションの治療の質 の向上

整理番号 ※事務処理用			276203
提案される医療技術名		心大血管リハビリテーション料に関わる施設基準の拡大:追加専任従事者としての臨床検査技師等の活用とチーム医療の強化	
	申請団体名	日本心臓リハビリテーション学会	
	主たる診療科(1つ)	03循環器内科	
提案される医療 技術が関係する 診療科	明本ナス於成刊(2つまで)	15心臟血管外科	
112 77K 1-1	関連する診療科(2つまで)	36リハビリテーション科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		有
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	追加専任従事者としての臨床検査技師の活用とチームほ	医療の強化
	追加のエビデンスの有無		<del>無</del>
	診療報酬区分		Н
	診療報酬番号	H000	
再評価区分(複数選択可)		1 一A 算定要件の見直し(適応)       1 一B 算定要件の見直し(施設基準)       1 一C 算定要件の見直し(回数制限)       2 一A 点数の見直し(増点)       2 一B 点数の見直し(減点)       3 項目設定の見直し       4 保険収載の廃止       5 新規特定保険医療材料等に係る点数	該当する場合、リストから〇を選択     該当する場合、リストから〇を選択     該当する場合、リストから〇を選択     該当する場合、リストから〇を選択     該当する場合、リストから〇を選択     〇     該当する場合、リストから〇を選択     区     該当する場合、リストから〇を選択     区
		6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから○を選択
提案される医療技術の概要 (200字以内)		もとに運動負荷検査装置の操作やモニター管理を担当す	施設 I では2名以上、施設 II では1名以上)に上乗せされる場合に限り、医師の指示・監視の するリハ従事者として臨床検査技師を活用し、チーム医療の強化と医師の負担を軽減させ t、作業療法士及び看護師の1人当たりの患者数を増員することができる。
文字数: 189			
再評価が必要な理由		除外された。2008年改訂により、心不全、大血管疾患、 処方の作成など精度の向上が必要である。2014年作業系 臨床検査技師の専門領域であり、看護師、理学療法士	を技師・看護師により実施されてきたが、2006年改定により臨床検査技師はリハ従事者から 末梢動脈閉塞性疾患適応が拡大され、運動前後や運動中の心電図・血圧管理、適切な運動 療法士がリハ従事者として認定された。心大血管リハで使用する運動機器やモニター管理は および作業療法士はこれらを業務として実施できないまたは精度管理に習熟していないため ターや運動機器の管理に携わることで、医師の負担を軽減し、看護師、理学療法士および作 ことができる。

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)		医師の監督の下に臨床検査技師を配置する場合には、当該療法を担当する医師又は理学療法士、作業療法士及び看護師の1人当たりの患者数を入院中の患者数はそれぞれ1回18人程度(従来15人)、8人程度(従来5人)、入院中の患者以外の患者については、それぞれ1回24人程度(従来20人)、12人程度(従来8人)に増加することができる。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		心大血管疾患対象患者。リハ実施中の心電図モニター、は、有効性のエビデンスの構築や安全性の証明がなされているが、心大血管リハ料の認定 要件に、医師の監督の下に臨床検査技師が加われないことから、リハ中の心電図モニターなどのリスク管理や運動負荷装置の操作において、医 師、看護師、理学療法士、作業療法士の負担が多い。
診療報酬区分(再	掲)	Н
診療報酬番号(再	掲)	H000
医療技術名		心大血管疾患リハビリテーション
	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	臨床検査技師が専任となることが可能となることにより従来よりも心大血管リハビリテーションの算定が可能となる施設が増加することが期待出来、心大血管リハビリテーションの普及拡大に繋がり患者の死亡率やOOLの改善が日本全国で増加することが期待出来る。
③再評価の根 拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	心リハのチーム医療を構成する職種として、①循環器科医師、②専門的なトレーニングを 受けた心リハ看護師、③同理学療法士または作業療法士、④運動処方や運動療法を指導す る専門家、⑤運動負荷試験を担当する臨床検査技師、⑥管理栄養士、⑦その他として臨床 心理士、薬剤師、ソーシャルワーカーが挙げられている。心リハ指導士の資格を取得し、 常にスキルアップをしている者であれば、職域にとらわれることなく、総合的に心リハを 実施することが可能である。

④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		臨床検査技師が専任となることが可能となることにより従来よりも心大血管リハビリテーションの算定が可能となる施設が増加することが期待出 来、心大血管リハビリテーションの普及拡大に繋がる。
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	該当しない
変化	見直し後の症例数(人)	該当しない
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	該当しない
変化等	見直し後の回数(回)	該当しない
: ⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		心リハ指導士による心大血管リハビリテーションの技術は確立されている。
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	標榜科 循環器内科・心臓血管外科 心大血管リハビリテーションII施設基準を満たす施設
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	心リハの経験を有する医師、看護師、理学療法士または作業療法士。心リハ指導士の資格を有していることが望ましい。
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	心血管疾患におけるリハビリテーションに関するガイドライン2021年改訂版
⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		臨床検査技師だけでなく医師、看護師、理学療法士、又は作業療法士が専任となることにより安全性は従来と同等に担保出来る。
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		特になし
8点数等見直し の場合	見直し前 見直し後 その根拠	特になし 特になし 特になし
⑨関連して減点	区分	区分をリストから選択 特になし
や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名	特になし
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	特になし
	プラスマイナス	不变(0)
		申請条件が採択されると、心リハの実施数は軽度増加する可能性はあるが不明。 申請条件が採択されると、心リハの実施数は軽度増加する可能性はあるが不明。
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし
⑫その他		特になし
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし

	1) 名称	特になし
	2)著者	特になし
④参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
①参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2) 著者	特になし
④参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし
	1) 名称	特になし
	2)著者	特になし
⑭参考文献 5	3)雑誌名、年、月、号、ページ	特になし
	4) 概要	特になし

-※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研 究者等の名称を記載すること。 提案番号(6桁) 申請技術名 申請学会名 276203 追加専任従事者としての臨床検査技師の活用とチーム医療の強化 日本心臓リハビリテーション学会

### 【技術の概要】

- 心大血管疾患リハ施設基準で規定されている従事者数(施設 I では2名以上、施設Ⅱでは1名以上)に上乗せされる場合に限り、 医師の指示・監視のもとに運動負荷検査装置の操作、運動処方の作成、運動前後の足関節上腕血圧比の測定などを担当するリハ専任従事者として臨床検査技師を活用し、チーム医療の強化と医師の負担を軽減させる。
- 臨床検査技師を配置する場合には、当該療法を担当する医師又は理学療法士、作業療法士及び看護師の1人当たりの患者数を入院中の患者数はそれぞれ1回18人程度、8人程度、入院中の患者以外の患者については、それぞれ1回24人程度、12人程度に増加することができる。

#### 【対象疾患】

● 心大血管リハビリテーションの適応のある患者

# 【既存の治療法との比較】

● 臨床検査技師がモニター管理することにより、医師、 看護師、理学療法士、作業療法士の各々の指導内容 が強化でき、指導患者数の増加が見込める。

#### 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

- 歴史的にわが国の心臓リハは循環器内科医師・臨床検査技師・看護師により実施されてきた。
- 心大血管リハで使用する運動機器やモニター管理は臨 床検査技師の専門領域であり、看護師、理学療法士お よび作業療法士には負担が多い。
- 臨床検査技師が心大血管リハの場でモニターや運動機器の管理に携わることで、看護師、理学療法士および作業療法士が本来の患者に対する訓練や指導に専念することができる。
- リハ中の血圧・心電図モニターなどのリスク管理や運動 負荷機器操作や閉塞性末梢動脈疾患の運動直後の上 腕足首血圧測定は臨床検査技師の専門分野である

整理番号 ※事務処理用		278201		
提案される医療技術名		心アミロイドーシスの診断補助目的のための高感度心筋トロポニン測定		
	申請団体名	日本心不全学会		
15+11-5-	主たる診療科(1つ)	03循環器内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科		07血液内科		
10 //( )	関連する診療科(2つまで)	12神経内科		
	技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		無	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	-		
	追加のエビデンスの有無	有無をリストから選択		
	診療報酬区分	D		
	診療報酬番号	007		
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 190		心アミロイドーシス疑い患者または心アミロイドーシス診断患者に対して、末梢血採取により血清中の高感度心筋トロポニンの定量測定を行う。 高感度心筋トロポニンは、急性冠症候群・急性心筋梗塞のバイオマーカーとして広く使用されているが、微細な心筋傷害も検出し得る。特に、心 アミロイドーシスの診断補助および病期分類・予後予測に有用であることがすでに報告されており、本症のマネジメントに使用する。		
再評価が必要な理由		ALアミロイドーシスおよびトランスサイレチン(ATTR) 重要となってきた。そのような背景の中、心アミロイ	予後を規定しうる重要な臓器障害である。心アミロイドーシスをきたしうる主要病型である アミロイドーシスに対する疾患修飾治療が近年保険収載され、これまで以上に早期診断が ドーシスの診断および予後予測における高感度心筋トロポニンの有用性が国内外から複数報 ガイドラインにおいても当該検査を用いた診療が推奨されている。簡便でごく低侵襲な検査 指標として、保険収載の必要性があると考える。	

①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)	心不全・心肥大患者における心アミロイドーシス鑑別の方法として、高感度心筋トロポニン測定の有用性が複数の英文医学雑誌に報告されている。また、ALアミロイドーシスおよびATTRアミロイドーシスのいずれの心アミロイドーシスにおいても、高感度心筋トロポニン値が疾患病期判定や予後予測のマーカーとして有用であることが報告され、実臨床で既に利用されている状況にある。
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項	心アミロイドーシス疑い患者および心アミロイドーシス診断患者を対象に高感度心筋トロポニン測定が勧められるが、トロポニン測定は長年にわたり虚血性心疾患(急性心筋梗塞など)を対象に検査が行われてきたことから、より微細な測定が可能となった高感度心筋トロポニン測定においても虚血性心疾患のみを対象と考え診療報酬上の査定が行われているのが現状である。心アミロイドーシスのマネジメントにおいて高感度心筋トロポニン測定のエビデンスは確立しており、当該検査の対象疾患として心アミロイドーシスを明記することが重要と考える。医療技術としては、すでに確立した心筋バイオマーカーとして普及している。点数についても保険承認を得ている急性心筋梗塞に対する高感度心筋トロポニンの定量測定(112点)が妥当と考える。
診療報酬区分(再掲)	D
診療報酬番号 (再掲)	007
医療技術名	心アミロイドーシスの診断補助目的のための高感度心筋トロポニン測定

③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	ALアミロイドーシスとATTRアミロイドーシスともに、現在は疾患修飾治療が利用できる状況であるが、いずれの疾患においても早期診断群で治療効果が高いことが報告されている。高感度心筋トロポニン測定を行うことで、早期診断および対象患者の病期判定の正確性が高まることが期待される。		
拠・有効性	ガイドライン等での位置づけ	プレス 2020年版心アミロイドーシス診療ガイドラインにおいて、心アミロイドーシス診断補助の ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。)		
・ ④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠		わが国には、心不全患者が120万人存在すると推定されており、その約半数が拡張不全である。拡張不全の5~15%にATTRアミドーシスが存在すると報告されており、3万人~9万人のATTR心アミロイドーシス患者が潜伏している可能性がある。また現在日本の65歳以上の人口は3,000万人超で、米国のフラミンガム研究による65歳以上の新規心不全発症率である年間/100人を当てはめると、年間約30万人以上の高齢者が新規に心不全を発症する計算となる。その約半数つまり15万人が拡張不全であり、心アミロイドーシスの鑑別が必要な病態と考えられる。これらの患者に少なくとも年に1回の高感度心筋トロポニンT測定が行われる計算で、年間実施回数を15万回とした。また確定診断患者において、年2-3回の定期検査を行うとすると、この数を上回る可能性はある。		
年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	50,000人		
変化	見直し後の症例数(人)	150,000人で変化なし		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	150,000回		
変化等	見直し後の回数(回)	150,000回で変化なし		
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	6位置づけ	すでに急性冠症候群・急性心筋梗塞を対象とした心筋パイオマーカーとして普及しており、技術としては成熟している。検査手法としては、測定には既存の高感度心臓トロポニンテストキットを用い、一般的に免疫学的分析装置を用いて臨床検査技師が実施する。		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	特に要しない。		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	寺に要しない。		
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	特に要しない。		
⑥安全性 ・副作用等のリ	<b>リスクの内容と頻度</b>	検体採取のための採血におけるリスクはあるが、通常診療を超えるリスクはない。		
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば		倫理性においては問題ない。また有用性は既に複数の論文から証明されており、ガイドラインでも使用が推奨されており社会的に妥当である。		
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後	-		
	その根拠 区分	- 区分をリストから選択 -		
9関連して減点 や削除が可能と	番号 技術名			
考えられる医療 技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	-		
	プラスマイナス 予想影響額 (円)	增 (+) 168, 000, 000円		
⑩予想影響額	その根拠	検査費用(1,120円)×年間実施回数(150,000回)=168,000,000円。		
備考		検査費用は増加するが、心アミロイドーシスの早期診断により、早期治療介入が可能となり、患者予後の改善が期待される。		
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特に無し		
⑫その他		特に無し		
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特に無し		

	1) 名称	2020年版心アミロイドーシス診療ガイドライン		
<sup>(1)</sup> 参考文献 1	2) 著者	北岡裕章、泉知里、泉家康宏、猪又孝元、植田光晴、久保亨、小山潤、佐野元昭、関島良樹、田原宣広、塚田信弘、辻田賢一、筒井裕之、富田 威、天野雅史、遠藤仁、岡田厚、尾田済太郎、高潮征爾、馬場雄一、三隅洋平、矢崎正英、安斉俊久、安東由喜雄、磯部光章、木村剛、福田恵一		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/02/JCS2020_Kitaoka.pdf		
	4) 概要	日本循環器学会を中心に他学会および研究班からなる合同研究班が設置され、日本における心アミロイドーシス診療ガイドラインが策定された。 このなかで、心アミロイドーシス診療において高感度心筋トロポニン測定が推奨されている。		
	1) 名称	Diagnostic utility of cardiac troponin T level in patients with cardiac amyloidosis.		
	2)著者	Takashio S, Yamamuro M, Izumiya Y, Hirakawa K, Marume K, Yamamoto M, Ueda M, Yamashita T, Ishibashi-Ueda H, Yasuda S, Ogawa H, Ando Y, Anzai T, Tsujita K.		
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	ESC Heart Fail. 2018 Feb:5(1):27-35.		
	4)概要	日本人データを用いた解析。心アミロイドーシス群(ALおよびATTRを含む)は、心筋生検によって心アミロイドーシスが否定された左室肥大症例 (対照群)と比較して高感度心筋トロポニンT値が有意に上昇している(対照群(中央値)0.018 ng/ml、心アミロイドーシス群(中央値)0.048 ng/ml)。高感度心筋トロポニン T値のカットオフ値を0.031 ng/mlとした場合、左室肥大症例から心アミロイドーシスと診断する感度は74%、特異度は79%(area under the curve 0.787)であった。		
	1) 名称	Combination of commonly examined parameters is a useful predictor of positive 99mTc-labeled pyrophosphate scintigraphy findings in elderly patients with suspected transthyretin cardiac amyloidosis.		
	2)著者	Marume K, Takashio S, Nishi M, Hirakawa K, Yamamoto M, Hanatani S, Oda S, Utsunomiya D, Shiraishi S, Ueda M, Yamashita T, Sakamoto K, Yamamoto E, Kaikita K, Izumiya Y, Yamashita Y, Ando Y, Tsujita K.		
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Circ J. 2019 Jul 25:83(8):1698-1708.		
	4)概要	日本人データを用いた解析。ビロリン酸シンチグラフィを行う症例の選択にあたって、Kumamoto criteria が提唱されている。高感度トロポニン T≥0.0308 ng/mL、左室壁厚≥13.6 mm、QRS 幅≥120 ms のうち、2項目が該当すればピロリン酸シンチの陽性率は63%、3 項目すべてが該当すれば 96%とATTR 心アミロイドーシスの可能性が高く、2 項目以上を満たせばビロリン酸シンチの実施が推奨されている。一方、すべて非該当であれ ばピロリン酸シンチグラフィの陽性率は13%、1 項目のみ該当であれば21%と比較的低く、これらの症例へのピロリン酸シンチの実施については 慎重に判断するべきである。		
	1) 名称	Natural History of Wild-Type Transthyretin Cardiac Amyloidosis and Risk Stratification Using a Novel Staging System.		
	2)著者	Grogan M. Scott CG, Kyle RA, Zeldenrust SR, Gertz MA, Lin G, Klarich KW, Miller WL, Maleszewski JJ, Dispenzieri A.		
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	J Am Coll Cardiol. 2016 Sep 6:68(10):1014-20.		
	4)概要	高感度心筋トロポニンT上昇(>0.05 ng/ml)はMT-proBNP上昇(>3000 pg/ml)との組み合わせにより野生型ATTR心アミロイドーシスの予後評化に有用であり、Stage 1 (いずれのバイオマーカーとも上昇なし)、Stage 2 (いずれかのバイオマーカー上昇)、Stage 3 (いずれのパイオマーカーとも上昇)とした場合の生存期間中央値がそれぞれ66ヵ月、42ヵ月、20ヵ月である。		
①参考文献 5	1) 名称	Prediction of Medium-Term Mortality in Japanese Patients With Wild-Type Transthyretin Amyloidosis.		
	2) 著者	Ochi Y, Kubo T, Baba Y, Nakashima Y, Ueda M, Takahashi A, Miyagawa K, Noguchi T, Hirota T, Yamasaki N, Kitaoka H.		
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Circ Rep. 2020 Apr 29:2(6):314-321.		
	4)概要	日本人データを用いた解析。野生型ATTR心アミロイドーシス患者の自然歴について検討しており、高感度心筋トロポニンT高値、左室駆出率低下、低アルブミン血症が予後予測として有用なマーカーであった。		

※⑬については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

278201

心アミロイドーシスの診断補助目的のための高感度心筋トロポニン測定

日本心不全学会

# 【技術の概要】

末梢血採取によるヒト血清中の高感度心筋 トロポニン含有量の定量測定。 測定には高感度心筋トロポニンテストキットを用い、 免疫学的分析装置を用いて臨床検査技師が実施する (急性心筋梗塞に対してすでに保険収載され、 一般診療で普及している既存の検査である)。

# 【対象疾患】

心アミロイドーシスが疑われる患者および心アミロイドーシスの診断が得られた患者 (心アミロイドーシスの主な病型)

- ・ALアミロイドーシス
- ・ATTRアミロイドーシス(遺伝性 or 野生型)

# 【既存の検査法との比較】

心アミロイドーシスのスクリーニング検査として、 心電図、心エコー図、心臓MRIが挙げられる。 心電図は簡便に行えるが、感度、特異度にすぐれた 所見が乏しい。心エコー図および心臓MRI検査は 心アミロイドーシスに特徴的な所見が報告されて いるが、施行可能な施設が限定されている。 これに対し、高感度心筋トロポニンは末梢血採血で 測定でき、未診断の心アミロイドーシスが潜在すると 考えられる一次医療機関でも施行可能である。

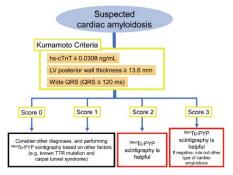
# 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

有効性については複数の論文で報告されている。 本邦で公開されている2020年版心アミロイドーシス診療ガイドラインでもアミロイドーシス診断補助のための高感度トロポニン測定はクラス II aとして推奨されている。また国内外において心アミロイドーシスの病期判定基準としても利用されている。同じ手法で既に保険承認を得ている急性心筋梗塞に対する高感度心筋トロポニン定量と同様の取り扱いが妥当と考えられる。

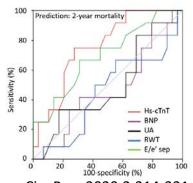


表 12 心アミロイドーシスを疑ったときの採血検査の推奨とエビデンスレベル

	推奨 クラス
アミロイドーシス診断補助のための高感度トロポニンの測定*	lla
アミロイドーシス診断補助のための BNP/NT-proBNP の測定	lla
ATTRwt アミロイドーシス予後評価のための高感度トロポニンの測定*	lla



Circ J. 2019;83:1698-1708.



Circ Rep. 2020;2:314-321.

整理番号 ※事務処理用		279201		
提案される医療技術名		心身医学療法		
申請団体名		日本心療内科学会		
15+11-5-	主たる診療科(1つ)	11心療内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科		01内科		
	対圧する砂原付(とうなて)	22小児科		
	技術又は提案される医療技術に類似した 医療技術の提案実績の有無		有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名		心身医学療法	
	追加のエビデンスの有無	有		
	診療報酬区分	I		
	診療報酬番号	1004		
再評価区分(複数選択可)		1 — A 算定要件の見直し(適応) 1 — B 算定要件の見直し(施設基準) 1 — C 算定要件の見直し(回数制限) 2 — A 点数の見直し(増点) 2 — B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない)	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 〇 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 106		心身医学療法は、心身症患者を対象に平成2年より算定されているが、外来において、初診110点、再診80点のまま据え置かれている。特定疾患療養管理料と同時には請求できない。外来診療において、増点すべき時期にきている。		
<b>東評価が必要が理由</b>		ストレス関連疾患である心身症に対する治療技法として確立されており、ガイドラインも学会だけではなく厚労省の心身症に関する研究班でも発 表されている。また、学会専門医制度(日本心身医学会や日本心療内科学会など)がスタートしており、すでに20余年が経過しており、全国的 に多くの心療内科標榜施設で学会専門医を中心に利用されており、確立したものである。		

(世界計画9个で具体的な内容)		特定疾患療養管理料と同時には請求できないため、心身医学療法の請求は、200床以上の病院からのみとなっている。治療には、専門性と時間が必要とされ、ストレス疾患の代表とされる各種心身症には、有効性が確立されている。治療者の受ける負荷は、通院精神療法(非精神保健指定 医)と同等と考えられる。		
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		心身症患者が対象。自律訓練法、行動療法、カウンセリングなどがある。特定疾患療養管理料と同時には請求できない。		
診療報酬区分(再	掲)	I		
診療報酬番号(再	掲)	1004		
医療技術名		心身医学療法		
③再評価の根 拠・有効性		ストレス関連疾患とされる心身症に対する治療技法としては確立しており、日本心身医学会・日本心療内科学会では学会のガイドライインに明記されている。		
	ガイドライン等での位置づけ	が身症 診断・治療ガイドライン2006 エビデンスに基づくストレス関連疾患へのアガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す ローチ 社団法人日本心身医学会 協和企画 : 「心身症はストレスによって発症・する身体疾患であり、治療には、薬物あるいは、自律訓練法、カウンセリングなどのな意法を用いる。」		

④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	心療内科臨床歴3年以上の経験医が常動で動務し、心療内科を標榜しており、個室診察室を常備、心理士が週3日以上動務している病床数200 床以上の施設といった、施設基準を満たす医療機関を受診する心身症患者を推定した。		
見直し前の症例数(人) 年間対象者数の		2, 000		
変化	見直し後の症例数(人)	2, 000		
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	48, 000		
変化等	見直し後の回数(回)	48, 000		
⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		心身症の患者に対して、一定の治療計画に基づいて、身体的病態と心理・社会的要因との関連を明らかにするとともに、当該患者に対して心身両面からのアプローチを行うことにより、症状の改善又は疾病からの回復を図る治療法であり、日本心身医学会・日本心療内科学会等では、専門性の高い治療技法として確立されたものとなっている。		
<ul><li>施設基準 (技術の専門性</li></ul>	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	心療内科を標榜している精神科以外の診療施設		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	施設基準:心療内科臨床歴3年以上の経験医が常勤、心療内科を標榜しており、個室診察室を常備、心理士が週3日以上勤務している施設。		
に記載するこ と)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	-		
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	副作用のリスクなし		
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし		
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	- 見直し前 - 見直し後 - その根拠	80 315 (30分未満)、390 (30分以上) 通院精神療法 (非精神保健指定医)と同額。治療には、専門性と時間が必要とされ、ストレス疾患の代表とされる各種心身症には、有効性が確立 されているため。		
()関連して減去	区分	その他(右欄に記載。)		
<ul><li>⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療</li></ul>	番号 技術名	000 特になし		
技術(当該医療 技術を含む)	具体的な内容	特になし		
	プラスマイナス	增 (+)		
⑩予想影響額	予想影響額 (円) その根拠	130,800,000 2千人の心身症患者が医療機関 (200床以上の病院) を受診するものとして、月2回、年間24回通院するものと仮定すと、169,200,000円と推計		
	備考	される。200床未満の医療機関では、これまで通り特定疾患療養管理料で算定する。 特になし		
①算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		特になし		
⑫その他		特になし		
⑬当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等		特になし		

	1) 名称	-
⑭参考文献 1	2) 著者	-
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	-
	1) 名称	-
	2)著者	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	-
	1) 名称	-
	2) 著者	_
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	-
	1) 名称	-
	2) 著者	_
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	-
④参考文献5	1) 名称	-
	2) 著者	-
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	-
	4) 概要	-

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

279201

心身医学療法

日本心療内科学会

# 【技術の概要】

心身医学的治療で用いられる治療法は、身体治療、薬物療法、 生活指導、心理療法(カウンセリング、支持的精神療法、自 律訓練法、行動療法、交流分析、家族療法、芸術療法、バイ オフィードバック療法など)、東洋的療法(漢方、森田療法、 内観療法など)があり、患者の状態にあわせてこれらの治療 を組み合わせて行う。

月2回程度、初診は60分以上。

1 呼吸器系 気管支喘息、過換気症候群、神経性咳嗽、喉頭痙攣、など

# 【対象疾患】

心身症の定義(日本心身医学会、1991年) 「身体疾患の中で、その発症や経過に心理社会的因子が密接に関与し、器質的ないし機能的障害が認められる病態をいう。ただし神経症やうつ病など、他の精神障害にともなう身体症状は除外する。」

2	循環器系	本態性高血圧、本態性低血圧、起立性低血圧、一部の不整脈、など
3	消化器系	胃・十二指腸潰瘍、急性胃粘膜病変、機能性胃腸症(機能性ディスペプシア)、過敏性腸 ・
		症候群、潰瘍性大腸炎、胆道ジスキネジー、慢性膵炎、神経性嘔吐、びまん性食道痙
4	内分泌・	神経性やせ症、神経性過食症、愛情遮断性小人症、甲状腺機能亢進症、心因性多飲症、
( <mark>代謝系)</mark> 単純性肥満症、糖尿病、など		単純性肥満症、糖尿病、など
5	神経・筋肉	緊張性頭痛、片頭痛、慢性疼痛、書痙、痙性斜頚、自律神経失調症、など
6	その他	関節リウマチ、線維筋痛症、腰痛症、外傷性頚部症候群、更年期障害、蕁麻疹、アト ピー性皮膚炎、円形脱毛症、メニエール症候群、顎関節症、など

# 【既存の治療法との比較】

心療内科を標榜している許可病床200床以上の診療施設で心療内科臨床歴3年以上の医師が常勤で、個室診察室を常備し、公認心理師 および看護師とチーム医療を行う。

# 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

初診540点(60分以上) および再診315点(30分未満)390点(30分以上) (これまで初診110点、再診80点)基準を満たさない施設では、これまで通りの算定とする。

#### 心療内科の診療報酬の現状と要望

内科	心療内科	精神科
	再診料:73点	
	処方箋料: 74点(68+6)	
外来管理加算: 52点	心身医学療法: 80点	<b>通院精神療法</b> : 非精神保健指定医
特定疾患処方管理加算: 66点	315点( 30分未満)	315点(30分未満)
特定疾患療養管理料(診療所): 225点	390点(30分以上)	390点(30分以上)
	227点	<b>↓</b>
490点	462点(30分未満)	462点(30分未満)
	537点(30分以上)	537点(30分以上)

心身医学療法を、200床以上の診療施設で通院精神療法(非精神保健指定医)と同じ点数に引き上げることを要望する。

整理番号 ※事務処理用		279202		
提案される医療技術名		慢性痛に対する認知療法・認知行動療法		
	申請団体名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会		
40 th 7 mm	主たる診療科(1つ)	11心療内科		
提案される医療 技術が関係する 診療科	関連する診療科(2つまで)	21精神科		
	<b>  大陸する砂原付(とうなて)</b>	31麻酔科	ペインクリニック内科	
	技術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		令和 4 年度	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名	認知療法・認知行動療法		
	追加のエビデンスの有無		有	
	診療報酬区分		I	
	診療報酬番号	1003-2		
再評価区分(複数選択可)		1 一 A 算定要件の見直し(適応) 1 一 B 算定要件の見直し(施設基準) 1 一 C 算定要件の見直し(回数制限) 2 一 A 点数の見直し(増点) 2 一 B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	○ 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択 該当する場合、リストから○を選択	
提案される医療技術の概要 (200字以内) 文字数: 186		対象は3か月間以上疼痛が続き、薬物治療など通常の方法で2か月間改善しない慢性疼痛患者。専用のマニュアルに基づいて、習熟した医師及び要件を満たす看護師等が1セッション30分以上、最大16回からなるプログラム化された治療を行う。内容は、評価的面接、リラグゼーション、ペーシング、認知再構成、再発予防などからなる。1-3週間に1回程度実施する。適応や終了の最終判断は医師が行う。		
再評価が必要な理由		に効果があり、危険性が低いというエビデンスが豊富 ない。認知行動療法によって、痛みにより仕事に困難	特定が困難な難治性の疼痛などさまざまな慢性の痛みに対し、症状の改善や生活の質の改善 にある。しかしながら、我が国では未だ保険診療での実施体制が整っておらず、普及してい をきたしている就業年齢層、生活の質が低下して介護を必要とする高齢者に効果が期待でき 年層の救済にも効果が期待できる。セルフケアでの治療が進み、鎮痛薬など膨大な医療費の などで効果のない患者の治療として重要。	

①東評価すべき目体的な内容		認知行動療法は、慢性腰痛や慢性頭痛をはじめ、原因の特定が困難な難治性の疼痛などさまざまな慢性痛に対し、症状の改善や生活の質の改善、 気分の改善に効果があり、危険性や再発率が低く、医療経済的に優れているという質の高いエビデンスが豊富にある(慢性疼痛診療ガイドライン 2021、腰痛診療ガイドライン2019、日本頭痛学会ガイドライン2021)。しかしながら、我が国では未だ保険診療での実施体制が整っておらず、 普及していない。認知行動療法によって、痛みにより仕事に困難をきたしている就業年齢層、生活の質が低下して介護を必要とする高齢者、更に 多彩な症状を有し就学が困難になっている若年層の教済に効果が期待できる。	
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項		現在診療報酬上の取り扱いはない	
診療報酬区分(再掲)		I	
診療報酬番号 (再掲)		1003-2	
医療技術名		認知療法・認知行動療法	
③再評価の根 拠・有効性	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期予 後等のアウトカム	認知行動療法は、さまざまな慢性痛の痛みの軽減(標準化平均差(SMD)-0.09, 95% 信頼区間 -0.17~-0.01; 参加者3225名23研究)、生活の質 の改善(標準化平均差 SMD -0.12, 95% 信頼区間 -0.20~-0.04; 参加者2543名19研究)、苦悩の改善(標準化平均差 (SMD) -0.09, 95% 信頼区 間-0.18~-0.00; 参加者3297名24研究)に対して、通常の治療に比べ、軽度の有意な効果がある(参考文献4)。	
	ガイドライン等での位置づけ	慢性疼痛に対する認知行動療法の効果は、日本痛み関連学会連合が編集し厚生労働省研究 ガイドライン等での記載あり(右欄に詳細を記載す る。)	

④普及性の変化 ※下記のように	推定した根拠	2021年度のうつ病等に対する認知行動療法保険診療実施報告に基づく件数を基に推計した。うつ病に対する認知行動療法の年間実施数の推移を元 に、保険収載4年後には初年度の15倍になると仮定した。
年間対象者数の 変化	見直し前の症例数(人)	5, 000
	見直し後の症例数(人)	5,000 (ただし実施可能な人数は500人程度)
年間実施回数の 変化等	見直し前の回数(回)	ťп
	見直し後の回数(回)	5,000 (500人に対して一人平均10回実施したと仮定)
。 ⑤医療技術の成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性等)		認知行動療法の発祥地アメリカでは医療機関で働く臨床心理士の数が豊富で通常の診療の一部として広く普及しており、医療技術として十分成熟している。本邦では公認心理師の医療での役割が注目されており、慢性痛に対する認知行動療法は関心のある医師や看護師だけでなく公認心理師の業務としても将来的に重要である。 ・薬物治療等で効果のない慢性痛は数多く、日本痛み関連学会連合に属する学会などでの認知行動療法に対する関心や期待は非常に大きい。 ・難易度(専門性):適応判断や実施について研修が必要であり、一般社団法人認知行動療研修開発センター(理事長 大野 裕)が実施してきた「慢性痛に対する認知行動療法研修会」は、医師、看護師、公認心理師などを対象に令和元年度から8回の研修会を開催してきた。
・施設基準門性 ・(技術路事長、小石 ・(技術路等を表し、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等)	心療内科、精神科、ペインクリニック、リハビリテーション、整形外科を標榜している診療科 年間10件以上実施する体制が整っていること
	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門 性や経験年数等)	実施する医療者は、医師の場合、学会等が主催する認知行動療法の講習会に参加して技術の習得を図ること。看護師の場合、講習会の参加ととも に経験者からスーパービジョンを受け、5症例以上の陪席経験があること。いずれの職種が実施した場合でも、適応や終了の最終判断は医師が行 うこと。
	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の 要件)	国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究班作成の「慢性痛の認知行動療法」(平成28年度AMED慢性の痛み対策研究事業「慢性痛に対する認知 行動療法の普及と効果解明に関する研究」)など、公的組織により認定されたマニュアルに従って実施した場合に算定できる。
・ ⑥安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度		患者主体の支持的な心理療法で副作用はほとんどなく、安全であることが大きな利点である。 本法の実施により手術、薬物治療、神経ブロックなどが不要ないし削減でき、それらの治療に伴う危険を回避できる。
⑦倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)		問題なし
<ul><li>⑧点数等見直しの場合</li></ul>	見直し前 見直し後 その根拠	
⑨関連して減点	区分 番号	I - 004
や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療	技術名	心身医学療法
技術を含む)	具体的な内容	心身症としての慢性痛に対して、一般心理療法、行動療法、自律訓練法などをおこなう。
⑩予想影響額	プラスマイナス 予想影響額 (円)	增(+) 25, 920, 000
	その根拠	
	備考	特になし
⑪算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬 品、医療機器又は体外診断薬		2. なし(別紙、添付文書ともに不要)
መ <b>そ</b> の他		特になし
⑬当該申請団体以	以外の関係学会、代表的研究者等	代表的研究者:大野裕(認知行動療法研修開発センター理事長) 柴田政彦(AMED「慢性痛に対する認知行動療法の普及と効果解明」研究代表者)

①参考文献 1	1) 名称	CQ F-3: 認知行動療法は慢性疼痛に有用か?
	2) 著者	厚労省「慢性疼痛診療システムの均てん化と痛みセンター診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」研究班 監修
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	慢性疼痛診療ガイドライン、2021年、3月 117ページ
	4)概要	海外で短期的長期的に有効性を示すエビデンスの強さは中程度あるが、本邦においては実施できる治療者がいない場合が多く保険適用の課題があ る
①参考文献 2	1) 名称	痛みの心理療法
	2) 著者	西江宏行、北原雅樹、柴田政彦、福井聖、矢吹省司、山下敏彦 他
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	痛みの集学的診療: 痛みの教育コアカリキュラム、2016年10月、p112-p114
	4)概要	p112-p114 慢性痛に関連する認知・感情・行動・環境に介入し効果を示す。多数のランダム化比較試験があり世界中で広く実施されている。
	1) 名称	COGNITIVE-BEHAVIORAL THERAPY AND PAIN
⑭参考文献 3	2) 著者	JC Ballantyne, SM Fishman, JP Rathmell
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Bonica's Management of Pain 5th edition
	4)概要	p1405-p1413 認知行動療法はさまざまな慢性痛に対して効果があることは実証されているが、実施可能な機関は米国においても多くはなく、医療用麻薬氾濫を防止できなかった。今後さらに研究を進め、認知行動療法の普及に努めることが求められる。
①参考文献 4	1) 名称	Psychological therapies for the management of chronic pain (excluding headache) in adults.
	2) 著者	Williams ACC, Fisher E, Hearn L, Eccleston C
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Cochrane Library、2020年
	4) 概要	成人の慢性疼痛患者に対する質の高い介入研究75報(総症例数9401)の結果を集約し、慢性疼痛に対する認知行動療法の有効性を検討した。対象は 線維筋痛症、慢性腰痛、関節リウマチ、混合性慢性痛であった。認知行動療法は標準的な治療と比較した際に、治療直後では痛みの強さ、生活の しづらさ、精神的健康度、痛みに対する過度に否定的な考えの改善に効果があることが明らかになった。
①参考文献 5	1) 名称	Psychological therapies for the management of chronic and recurrent pain in children and adolescents.
	2) 著者	Eccleston, C., Palermo, TM., Williams, ACDC., Lewandowski, A., Morley, S., Fisher, E. and Law, E.
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	Cochrane Library、2018年
	4) 概要	18歳以下の小児期・青年期の慢性疼痛患者に対する質の高い介入研究37報(総症例数1938)の結果を集約し、慢性疼痛に対する認知行動療法の有効性を検討した。頭痛以外の慢性疼痛に対して認知行動療法とその他の治療を比較したところ、治療直後では痛みの強さ、生活のしづらさの改善に有効であることが確認された。

※③については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案番号(6桁)

申請技術名

申請学会名

279202

慢性痛に対する認知療法・認知行動療法

日本心療内科学会

#### 【技術の概要】

熟練した医療者が、専用のマニュアルに基づき 週1回30分以上、最大16回程度実施し、 痛みに伴う生活障害の改善を図る。

#### 【対象疾患】

- 薬物治療など通常の方法で2か月間改善しない3か月以上の痛 みが続く難治性慢性痛患者
- 年間対象患者は5000人程度 うち実施患者数は10% 500人程度(当面の実施可能予想数)と考えられる。

#### 【既存の治療法との比較】

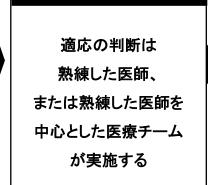
- 既存治療と比較して、その効果(特に生活障害度の改善)に高いエビデンスがある。
- 手術や神経ブロックなどと比較して非侵襲的である。
- 薬物治療と比較して医療経済的に優れている。

#### 【有効性及び診療報酬上の取扱い】

- 薬物治療など通常の方法で治療困難な難治性の慢性疼痛患者に 対して効果がある
- I003-2 認知療法・認知行動療法(1日につき)
- 医師による場合480点
- 医師および看護師が共同して行う場合 350点



改善が認められない



認知行動療法の適応判断

